

其の他の運動

力し明るき社會を、平和の世界を、更に母性の幸福と人類の福利増進を祈念し、之等を招集せしめ得る事を信するものであります。

昭和十一年十一月四日

日本消費組合婦人協會

結成大會出席者一同

綱領

一、私達は我國消費組合運動の健全なる發展を計る爲に消費組合の教育宣傳に力を盡し協同組合精神の徹底に努力すると共に、進んで世界平和と人類の理想社會を實現せんことを期します。

二、私達は協同愛を指導精神とし、不斷の修養努力によつて眞の協同組合婦人である事を期します。

二、借家人運動の状況

(一) 全國借家人組合静岡支部の活動状況

全借静岡支部に在りては基金カンパ竝大衆獲得の目的を以て十月三十一日ニユース第十二號竝基金カンパニア趣意書を發行各組合員に配布せるが、内容何れも反戦思想の宣傳に互り同日其發賣頒布の禁止竝差押を執行せられたり。

由來我國に於ける借家人運動は、一時活潑なる活動を展開し家主に對抗し居たるが、左翼運動の衰退に伴ひ漸次凋落し借家紛議の如きも却つて家主側の攻勢に轉換したる實情なりしが、本件の如きは全く左翼擡頭の一片を如實に物語る證左にして將來借家人運動に對しても最も注意警戒を要するものありとす。

因に其不良箇所を摘記すれば次の如し。

(イ) 趣意書

來年度豫算は三十億に滿たんとする膨大なものであり大衆的に課税する方針である事は税制整理案を見れば一目瞭然であります。矢張り昨年度の様に半分に近い数字が軍需費として我々の生活に少しも必要のない軍器の製造の爲に費やされ我々の生

(ロ) ニユース

活に最も必要な文化施設はその爲當然犠牲にさるべく運命づけられて居ります。

殆んど同様記事に付省略す。

雜 錄

特高關係主要機關紙發行狀況

(本表は昭和十一年十一月中旬に發行したるもののみを記載す)

機關紙(誌)名	機 關	係	發行月日	發行番號	處分月日	備 考
唯物論研究	唯物論研究會	機關誌	一一、一	第十四號		
水平新聞	全國水平社總本部	機關紙	一一、五	第二〇號		
社會大衆新聞	社會大衆黨	機關紙	一一、五	第八七號		
維新運動	大日本生産黨	機關紙	一一、一八	第六九號		
國民運動	國民協會	機關紙	一一、一	第五〇號		
明倫新報	明倫會	機關誌	一一、一	第十四號		
明倫新報	同	右(紙)	一一、一五	第二一號		
三六情報	三六俱樂部	機關誌	一一、一〇	第四二號		
三六情報	同	右	一一、二〇	第四三號		
愛國勞働農民新聞	愛國勞働農民同志會	機關紙	一一、一	十一月號		
愛國勞働農民新聞	同	右	一一、一	十一月號		
大日本生産黨系機關誌	大日本生産黨系	機關誌	一一、一	第十號		
大日本生産黨系機關誌	同	右	一一、一	第十號		

特高關係主要機關紙發行狀況

愛國新聞	愛國青年聯盟機關紙	一一、五	第一五九號
錦旗國民軍	新日本國民同盟機關紙	一一、一五	第一六〇號
日本農民新聞	日本農民組合機關紙	一一、二五	第一六一號
		一一、三〇	第八六號
		一一、一一	第五〇號
		一一、二一	第五一號

運動日誌

共産主義運動

- 〇、下句 川崎市所在「裸像會」發行人柏尾三郎等中心となり、「文學の進展並會員相互の親睦を目的とす」と稱し「川崎文學の會」を結成す。
- 〇、下句 神戸市所在劇團「テアトル、コメデアン」(本年六月八日結成)に在りては内部の軋轢並財政難等の爲遂に事務所を閉鎖し名實共に解體せり。
- 〇、三〇 福岡縣小倉市所在「投稿職線社」は八幡市所在「北九州民話會」と合流「九州文藝協會」を結成し機關紙「九州文藝」一五〇部を發行配布せり。
- 〇、三〇 東京市淀橋區所在「サンチヨクラブ」は有名無實の状態なりしが遂に解體せり。
- 〇、三二 東京市京橋區所在「チャーターナリストクラブ」に於ては思想的内訌を生し見るべき活動なかりしが今般解消退出を了せり。
- 〇、一、七 大阪府堺市居住宮西直輝、庄田忠次等提唱の下に「土曜會」を結成し、當面映畫の研究より出發する事を申合せたり。
- 〇、一三 大阪市居住大林三四雄、岡本作太郎等中心となり新劇研究團體「研聲協會」を結成す。
- 〇、二〇 新協劇團に在りては機關紙「新協劇團」臨時號を發行せり。

運動日誌

醫、同

- 〇、一六 葛塚警察同盟に在りては同診療所樓上に於て書記局會議を開催し、全線統一準備運動等に付協議せり。
 - 〇、一五 右同盟に在りては同事務所樓上に於て常任委員會を開催し、二週年記念並診療所許可祝賀會及大會舉行等に関し協議す。
 - 〇、一六 同同盟に在りては北蒲原郡葛塚町料亭大倉屋に於て約六十名參集の上、診療所開始二週年記念並正式許可祝賀會を開催せり。
- 國家(農本)主義運動**
- 〇、一、一 木村武雄代議士の率ゆる農民同盟員朝倉七郎外數名は愛同加盟東北皇農が山形縣下郷の月及小松山小學校に於て開催せる東北皇農松本笹喜等主催の演說會場に押掛け演說妨害の舉に出でたるを以て朝倉七郎以下五名は公務執行妨害、傷害罪等により檢擧さる。
 - 〇、二 天行會獨立青年社事件にて服役中の岡田理平は刑期満了本日出所せり。
 - 〇、二 愛同本部は「愛同とは如何なる會か」と題するパンフレットを發行す。
 - 〇、三 茨城縣下常陽明治記念會にありては同縣磯濱町會館に於て勸皇志士慰靈祭を執行したるが參列者は會長田中光顯以下二千餘名に及べり。

- 七 在京元武神會長熱田佐に對する東京日々新聞社恐嚇事件に對し本日懲役一年の判決言渡ありたり。
- 八 關東國粹會幹事長梅津勘兵衛外數名は賭博罪により警廳に檢擧せらる。
- 九 神戸貿易同志會にありては軍民融和の懇談機關として九日會を結成せり。
- 上旬 在東京江東皇民懇話會の組織下に在る一部分子綠川陽久等は江東産業報國聯盟の結成大會を舉行せり。
- 上旬 福島縣若松市所在皇道維新會にありては故澁川善助の愛國精神を生すべきことを理由とし、同人實父所有の別荘を借受け修養道場を設置したり。尙同會青年部は同市星野圖書館に於て二十日より六日間日本主義思想の研究會を開催せり。
- 上旬 在京政黨解消聯盟本部にありては本月六日長野朗より日支問題に關する講演を聴取したるが、更に同人著作の「農村の土地問題」なる小冊子五〇〇部を作成、聯盟會員其他に頒布せり。
- 一 東方會に在りては農民負債整理其他に關する陳情書約十萬の署名纏りたるを以て本日由谷、渡邊、三浦、大石の四代議士代表となりて官邸に廣田首相を訪問口頭を以て説明したる後之を提出せり。
- 一二 目下公判中の神兵隊事件資金關係者(九月々報参照)中岩村峻は文書偽造事犯に關係薄く且つ同人は殺人準備罪にて起訴せられたるを以て、裁判長は本日の公判に於て同人のみ文書偽造關係より分離する旨の決定を爲したり。

- 一三 亞細亞學生聯盟は關東學生協議會及大亞細亞青年聯盟へ發展的解消する旨の挨拶狀を發表して本月十三日解散したり。
- 一四 在京又新俱樂部にありては電力國營問題支持に關する小冊子一萬部を作成各方面に配送したる外同月十六日日本郵船會社所屬汽船の不敬問題に關し之が廣應聲明書を關係團體方面に發送せり。
- 一五 搜てより上京平泉澄博士に師事して日本精神の研究を爲し居りたる五、二五事件關係元士官候補生坂本兼一は同博士の主張に承服し難きものあり先づ譯の研究を爲すべしと稱し山梨、長野、京都を経て宮崎縣に歸郷す。
- 一五 大日本生產業關東本部野口幹主唱の下に東京府下三多摩地方愛國團體の橫斷組織を結成すべく準備中に在りしが、同黨八王子支部外十四團體により「三多摩愛國團體聯合會」を結成したり。
- 一五 富山縣伏木愛國青年同盟の太田幸一は同志七名と共に日本主義精神修養の爲惟神道研究機關として皇典研究會なるものを創設す。
- 一六 新潟皇國農民聯盟は第二回年次大會を開催す。
- 一六 愛同本部は第四回理事會招集指令を發す。
- 二〇 在京金鷄學院にありてはパンフレット「産語卷上」一千部を作成本日會員及全國友誼團體方面に發送したるが、同月二十三日には埼玉縣下日本農士學校内金鷄神社に於て社稷祭を舉行せり。
- 二〇 東方會岩手支部は幹部會を開催して電燈料値下其他を協

議決定す。

- 一、二、三 在京鶴鳴莊摺建克夫外五名は蘇聯邦がスパイ事件により邦人仲喜一郎を禁錮十年に處したるは日蘇條約に戻る背信行爲なりとし其無罪釋放決議文を手交すべく駐日ソ聯大使館を訪問したるも面會を拒絶され更に二十四日強硬に始志貫徹を圖るべく訪問したるが警戒員に阻止されたり。
- 一、二、三 里見岸雄の主宰する國體主義同盟、日本國體學會、里見日本文化研究所にありては今回其の事務所を東京府下北多摩郡武蔵野町に移轉せり。
- 二三 和歌山市所在九月會の主唱により全和歌山愛國同志懇話會結成さる。
- 政黨解消聯盟神戸支部にありては、神戸市内方法寺に於て政府の増稅計畫案に對する批判演說會を開催せり。
- 二四 三六社にありては機關紙登載の資料として政黨排撃に關する資料蒐集に關する照會を各地方關係者に發送す。
- 二五 酒田市東光日々新聞社長(元出羽興民新聞)大川周三は新聞經營方針を、東北地方と滿洲支那との連繫、小高土民の方向轉換、農民運動の純化を根本とする旨の挨拶狀を元神武會、並に莊内行地社關係方面に發送せり。
- 二六 富山縣下の不穩文書臨時取締法違反事件被疑者中根、大庭、毛利の三名は起訴豫審に附され、定塚間山は不起訴處分に附さる。
- 二八 興國東京神命黨事件關係者は岡崎刑務所に服役中なるが垣田忠三郎のみは病氣の爲假出獄を許可せられて出所せり。

運動日誌

政黨運動

- 二九 在京直心道場中村光三は新聞紙法違反により服役中の處本日刑期満了出所せり。
- 一、一 上旬 黒龍會に於ては曩に「東亞先覺志士記傳」上、中二卷を發行せるが其の下卷一千五百部を發行す。
- 一三 名古屋市所在國社黨所屬勤勞俱樂部に在りては會員獲得の目的を以て屢々時局批判演說會を開催しつゝありたるが、本月十二日の演說會を中途より市民有志大會に變更し「暴支膺懲及軍需品工場従業員待遇改善要請」の決議を爲し、本日關係各省大臣宛郵送せり。
- 一五 國社黨大阪府黨務局は唯一の支持團體たる大日本勞働組合協議會が日本勞働組合總聯合と本日合同したる爲、遂に足場を失ひ自然消滅す。
- 二〇 養正會總裁田中澤二は長野縣中信聯合支部主催の長野縣下會員十萬突破祝賀會に出席す。
- 二四 新日本國民同盟中央總務委員長佐々井一晃は客月五日門司出帆北支及滿洲視察旅行中の處本日歸京せり。
- (社大黨) 一〇、三二 橫濱支部常任委員會に於て民衆商工會議所設立運動を起すべきことを決議す。
- 一一、一 東京府聯年次大會開催。

- 二 東京府代表淺沼外七名は大會決議に基き官邸に内相を訪問し「都制實施促進」に關する決議文を手交陳情の後、東京市役所に至り近助役と面接口頭を以て貯水池設置問題に關し陳情せり。
- 五 社大黨政治機構改革委員會開催(本文参照)。
- 九 本部書記局會議を開催、淺沼、平野外三名出席の上「労働組合法小作法獲得請願の件」「日本文化人協會に關する件」外二件を審議せり。
- 一 社大黨組織改革委員會は本日本部に於て淺沼、河野、平野、渡邊の四名を召集第一回會合を開催す。
- 一 價草値上反對の聲明書を發表せり。
- 一 大阪市民商工會議所創立總會開催(本文参照)。
- 一 神奈川縣聯合會第五回年次大會開催。
- 一 東京市本所公會堂に於て時局批判講演會開催。
- 一 東京市民團體聯合會機關紙「商工市民新聞」創刊號發行。
- 一 名古屋市民俱樂部結成大會(本文参照)。
- 一 高知縣勤勞同志會第五回年次大會開催。
- 一 高知縣勤勞第四回年次大會開催。
- 一 社大黨に在りては青年運動方針書なるものを作成所屬支部聯合會に郵送せり。
- 一 緊急常任中央委員會を開催し、「尾去澤事件」「昭和十二年度豫算案」「區會議員選舉候補者公認追加」及び「日獨防共協定」等につき協議せり(本文参照)。
- 一 群馬縣第三回年次大會並時局批判演說會開催。

- 一、二 愛國労働組合瀬戸地方聯合協議會大會開催。
- 一、二 第二十一、二十二回國際労働總會代表堀内長榮等歸朝す。
- 一、五 三重愛國從業員組合聯盟結成大會舉行。
- 一、五 産勞所屬自彙組合大會開催政治問題其他を議決す。
- 一、五 全日本労働總同盟東同盟年度大會開催會長に松岡駒吉を選任す。
- 一、五 總聯合と大日本労働組合協議會との合同式並に總聯合の大會舉行(本文参照)。
- 一、五 全國評議會年度大會開催(本文参照)。
- 一、五 全日本労働總同盟東京聯合會主催にて運動會開催。
- 一、五 總同盟會長松岡駒吉滿支觀察の爲め出發す。
- 一、五 名古屋市電從業員俱樂部大會開催左右中立三派の對立表面化する。
- 一、五 大阪市電自助會年度大會開催産業協調主義に付き討論を爲す。
- 一、五 東京市從中央委員會開催十二月十五日を期し社大黨支持の手續を採ることに決定。
- 一、五 労働組合法小作法制定促進第一回協議會開催(本文参照)。
- 一、五 組合會議政治委員會開催(本文参照)。
- 農 民 運 動
- 一、八 北日本農民組合は書記局會議を開催し、全農新潟縣聯合會との合同問題に關し、當分積極的行動に出でず靜觀す

- 一、三 日本農民組合九州同盟會を脱退せる沖原太郎等は全農福佐聯合會犬飼支部を結成す。
- 一、六 全農青年部新潟縣聯合會は、年次大會を北蒲原郡水原町に於て開催す。
- 一、二 北日本農民組合三地區青年部協議會を中蒲原郡新津町に於て開催す。
- 一、二 全農總本部は、指令第四號「一九三六年冬期全國闘争計劃に就いて」を發す。
- 一、二 全農總本部は、達示第十四號「計劃成り準備成る全國的協力を求む冬期全國闘争を強力に展開せよ」を發す。
- 朝鮮人運動
- 一〇、一三 警視廳に於て金元鳳派軍官學校生徒を募集したる容疑鮮人李海良當二十一年(日本大學藝術科學生)を檢擧、目下取調中。
- 一、三 横濱市居住鮮人河宗煥以下十二名は、今回千葉刑務所を假出獄せる治維法違反者李成百の出獄慰安會を開催す。
- 一、五 在京民族系鮮人團體荒川親睦會は、本日付機關紙「荒川親睦會ニュース」第七號を發行頒布す。
- 一、九 大阪府に於ては本日阪神沖に於て御舉行の觀艦式に際し、管内主要警察署警備員たる朝鮮人三百三十名を選び、特別拜覽を爲さしめたる處、彼等は斯る當局の措置に感激、將來一般鮮人の儀表たらんことを誓ひ内鮮融和上顧る好結果を齎せり。

- 一、三 横濱市居住鮮人鄭永俊外數名の有力鮮人は眞に強力なる内鮮融和團體の設立を企圖し、新團體義和會を設立すべく第一回準備會を開催す。
- 一、三 巖に愛知縣下瀬戸市居住鮮人禹熙泰以下五名發起となり同市居住鮮人を動誘二百餘圓を醸出同市東明小學校教育費として寄附したるが、本日、市中島教育會長より感謝狀を授與さる。
- 一、四 神奈川縣内鮮協會に於ては本日管内在住優良鮮人二十九名を召集し、朝鮮人の住宅、衛生、職業其の他の問題に關する座談會を開催す。
- 一、九 警視廳に於て檢擧取調中の容疑鮮人洪太模は其の後具體的容疑事實を發見するに至らず本日附尾歸鮮せしめたり。
- 一、二 福岡縣戸畑市會議員選舉に立候補中の鮮人朴南品當四十六年は百八十二票を獲得當選す。
- 一、六 在京朝鮮人團體東亞博愛會青年團長川端道一、同會長若松三郎、退役陸軍少將杉本勇次郎等は新に在京都朝鮮人團體の指導機關として平安同和會を組織すべく企圖し目下之が準備中なり。
- 一、八 在京東洋商業學校朝鮮留學生同窓會機關紙「青雲」第一卷第一號は安寧秩序を妨害するものと認め本日發禁處分となる。
- 一、九 本年六月以降紛争中の富山縣堀川町居住鮮人李德植外十四世帯の土地立退紛争は富山署長の調停にて移轉料二千圓を受け明春三月迄に立退くこととして圓滿解決す。
- 一、九 客月十六日以降警視廳に於て檢擧取調中の麻葉密實内鮮

運動日誌

人(内地人二名朝鮮人七名)は本日麻葉取締規則及重品營業取締規則違反として所轄検事局に送致す。

名古屋市所在鮮人右翼團體愛國青年團幹部十六名は、座談會の形式を以て中部青年同盟幹部三浦延治を聘して日本精神に關する講演を聴取す。

十一月二十七日施行せられたる東京市各區會議員選舉に立候補中の朝鮮人白南桂(豊島區)、李南植(荏原區)、趙奉甲(城東區)、陳致明(澁谷區)、嚴富燮、金在永(世田谷區)、金得淳、李善榮(荒川區)、金允伯、崔承優(澁野川區)の十名は本日開票の結果何れも落選す。

鳥取縣智頭町所在、山陽水力電氣會社發電所工事場に於て、會社側と工事請負人との間に工事上の問題に關し、軋轢を生じたる處、請負人配下の朝鮮人金學洙以下十二名は會社側の態度に憤慨、本日事務所及社宅を襲撃暴力的行爲に出でたるが、即時所轄署に檢舉され目下取調中。

宗教運動

一、一 京都市所在眞宗本山本願寺佛教婦人會聯合本部に於ては、豫てより會員相互生産品の直接取引を以て會員の親睦を圖ると共に地方産業と消費經濟の合理化を圖るべく、同婦人會を主體とする全國的購販聯盟の結成を企圖し準備中の處全國同派各本院婦人會に對し其の結成趣意書並に規約を發送し、會員加入方を懇願しつゝあり。東京市所在全日本眞理運動本部に於ては曩に其の主宰者

たる友松國勝が團圓問題を惹起して以來稍々活動鈍りつゝありしが日比谷公會堂に於て宗教肅正講演會を開催せるに參會者約三千五百名に達し盛會裡に終了せり。第七回全國佛教大會は三日間に亘り岡山市公會堂に於て開催せられたるが全國寺院より約一千五百名の僧侶參會の下に各寺院提案事項等を協議し最終日には時局に處する佛教徒の覺悟等に付宣言、決議する處ありたり。

群馬縣當局に於ては最近神佛道教會所の設置増増の狀況に鑑み之が調査取締を勵行の結果縣下を通じ實に五十ヶ所(内天理教二十四ヶ所)に達する無許可教會所あること發覺し夫々手續履行方を諭示すると共に許可ある迄其の使用を禁止したる處其中自發的解散を遂げたもの十四件に及べり。

日本基督教聯盟に在りては二日間に亘り東京市所在日本基督教教會に於て第十四會總會を開催せるが各教派代議員百七十五名出席せり。

佛教聯合會に在りては眞宗本派本願寺に於て佛教各宗派の管長並に重役等一四二名會同し懇親會を開催せり。

奈良縣丹波市町所在天理教本部に於ては來年度に於ける立教百年祭を期とする布教進展を目指して、客月中旬一週間に亘り全國教師等を集めて教義の講習會を開催せるが引續き本月に入りてより全國各地支部に於て歸來者等により講義を開始し、尙明春は全國信徒をして勾ひがけ(未信者の入信宣傳)年賀繪葉書を使用せしめ立教百年祭に際する一般信者の意氣を昂揚すると共に、新信者の獲

得宣傳に備へんとしつゝあり。

一、九 中外日報社(宗教機關新聞發行)大阪支局主催の下に中の島公會堂に於て各宗派講演會を開催し天理教、金光教、生長の家其他二教團が各自教の立場に於て講演せるが聴衆約五千名に達したり。

一、二〇 邪教擊滅聯盟解散の後を享けて、豫て淺野研眞等により大乘佛教の振興を圖らんが爲佛教振興會の設立計畫を進めつゝありしが大谷登瀛を會長とし東京市所在東京會館に於て創立總會に代るべき發起人會を開催せり。

一、二二 金光教本部に在りては最近宗教警察の強化により取締の

徹底を來したることを豫想し、全國各支部並に教會所に對して警察官の取調質問等を受けたる際に備へ詳細なる質疑答辯資料を作成し、密送する處ありたり。

佛教各宗派の僧侶並に其の壇信徒を以て組成する全國佛教青年會聯盟は從來大阪府に本部を有する外全國に東部、中部、西部の聯盟を有したる處本春大阪府に於ける聯盟總會の決議により將來各府縣を單位として聯盟を設置することとなり居れるが神奈川縣に於ては全國に對し横濱市所在朝日ビルに於て神奈川縣佛教青年會聯盟を結成せり。

時事日誌

- 一、四 内田信也收容さる
- 一、六 陸相は閣議席上にて議會制度に關する軍の所信を披瀝す
- 一、六 綏遠地方に於て内蒙軍支那軍と交戦
- 一、八 議院制度調査會總會陸相の出席を要望す
- 一、八 蔣介石北支へ出動せりと傳へらる
- 一、二〇 百武三郎大將侍從長に親任さる

- 一、二二 尾去澤大慘事發生
- 一、二二 冀東保安隊叛亂
- 一、二五 外務省は内蒙問題は帝國の關する所にあらざと聲明す
- 一、二五 日獨防共協定調印さる
- 一、二六 植村中將事件に關する陸軍省發表行はる

時事日誌

研究資料

共産主義運動

一、十一月下旬配布せられたる極左分子の運動方針と認めらるる文書

二二六事件は全日本國民の頭上に最悪の危機が迫つて居ることを示した、即ちファッシスト將校を中心とするファッシスト共は國民大衆の大众的虐殺と日本國土の「焦土」化とを齎らす「大戦争」を遂行せんがため、日本國民の現在在りて居る最少限の生活の安定と市民的自由をさへも強奪する爲めのファッシスト的軍部獨裁政治を樹立せんと企て、居るのである。彼等は「大戦争」によつて大金融資本家と地主とにブロイ戰時利得を齎らし、又自己の權勢欲を満足させんがため、自由黨左翼形成以後我々の父兄が血の代償と大衆行動とによりて僅かに獲得せる一片の市民的自由をも強奪し「昭和維新」の名の下に、徳川時代の武家政治に軍部獨裁政治を新しい型を以て復古せんと試みて居るのである。

二二六事件のファッシスト將校のクーデター失敗を以てファッシズムの危機が解消し、その企圖が將來不可能なるかの如く考へ、又それを宣傳する者は自己と國民大衆とを欺くこと最も甚だしきものである。是等のファッシスト的軍部を中心とするファッシストの一部は、現在尙ほ飽く迄も武力に依る軍部獨裁樹立を非合法的に準備して居ると共に、廣田内閣の「庶政一新」に最大限のファッシヨ的革命的政変を持ち込むことに依つて「合法的」にも準備して居るのである（行政機構の獨裁性強化、制限選挙、議會權限の縮小、大衆課税、労働運動労働組合の弾壓等々）。

我々の前には唯二つの途しか残されてゐない、即ち大金融資本家と地主と軍閥との反動と軍部の日本を望むか、將た労働者、農民、勤勞大衆とに進歩と解放の日本を望むか、の何れかである。

我々はファッシズムの脅威と闘ひ、日本國民大衆の幸福のために闘はんことを欲する全ての人々に呼びかく、人民大衆の全ての力をファッシズムと反動に反對の闘争に動員し、労働と平和と自由の日本、人民の權力に民主主義日本建設のため、憲法議會召集のための闘争の戦線に加盟せよ！

二、

日本國民の眞の幸福のため、ファッシズムの脅威を阻止するためには、次の如き闘争目的を以て闘ふ全ての人、全ての團體が廣汎な人民戦線に動員されなければならない。

- 一、ファッシスト的軍部獨裁の危険及び現内閣の反動政策反對
 - 二、軍部の特權廢止、軍隊より全てのファッシスト將校を驅逐しよ！
 - 三、言論出版集會結社の自由、人權の擁護、一切の身分的差別反對、選挙權の擴張
 - 三、軍事費削減、大衆課税反對
 - 四、平和政策樹立、戦争政策反對、滿洲支那本土に於ける軍事行動即時停止によつて支那民衆との親善を結べ！ソグイエート聯邦との不侵略條約の即時締結
 - 五、労働組合、農民組合組織の自由、労働組合法制定、退職手当法改正、小作法の制定、全ての産業組合、消費組合の國庫補助、婦女兒童の取引禁止、中小商工業者に無擔保低利資金の融通、失業者、窮乏農民、都市貧困者の救済、學校を卒業せる青年に就職の保證
- 我々は右の如き要求の中、唯一つでも賛成する全ての人、全ての團體と協同するもので

共産主義運動

ある。従つて労働者、農民、都市の勤勞者のみならず、反動を憎み進歩のためには闘ふブルジョア知識階級の代表者、進歩的ブルジョア代議士、大資本の壟断に闘む中小商工業者、小地主をも含む全農村人口の大部分がこの戦線に動員されねばならない。又この運動には社會的政治的壓迫に苦しみ、それ故にこそ一層平和と自由とを愛好し、進歩と解放と理想とを追求して居る廣汎な婦人及び青年大衆が参加する様特別の努力が拂はねばならぬ、是等の要求のための運動に最も廣汎な大衆を参加させる爲めには、闘争に参加すべき大衆の階級意識を考慮に入れ、請願運動、陳情等々の如き最も初歩的な形態を採ることをも躊躇してはならない。

我々は此の要求の下に結成される人民戦線の運動が、現在組織労働者農民の大多數が屬して居る、合法政黨組織、社會大衆黨を中心として行はるべきものと思ふ。故に我々は社會大衆黨がファッシズムとの闘争を欲する全ての團體に門戸を開放することによつて、勤勞大衆の協同戦線組織となることを要求すると同時に、労働無産協議會が一日も速く社大黨と合同することを希望するものである。何故なれば、それに依つてのみ日本無産階級運動

の統一を促進し、眞に廣汎な人民層を動員し得る中心體をつくり出し得るからである。而して社大黨がその社會民主主義から解放され廣汎な人民戦線運動の中心體たり得る爲めには、其の民主化即ち加盟及び支持團體、社大黨下部組織及び同黨員の發言權の強化が必要である。

同時に我々は数百万の勤勞大衆を組織して居る「官制」組織、青年團、在郷軍人會、産業組合、産青聯、或は種々な學生組織内の活動を強化することに依つて、是等大衆の有てる反ファッシヨ的氣運を組織化しなければならぬ。これ等の大衆團體外に在つて大衆の痛感せざる要求を掲ぐるので無く、これ等の組織内部で彼等自身の有つて居る要求例へば組織の自主化役員選挙（在郷軍人會のファッシスト的改組反對）産業組合課税反對等の爲に闘ふ事に依つて彼等を反ファッシヨ運動に導くことが出来るのである。

だが、何よりも必要なことは、人民戦線の主要構成要素たる労働者農民戦線の統一である。

労働組合全合同及び差別的合同、又そのため左翼労働組合及び地方單獨組合の組合會

職への加盟が促進され、労働組合法制定、退職手当法改正、待遇改善の協同行動が起されねばならぬ。

全ての自主的農民組合の全国農民組合による統一、小作法制定のための協同組合及び未組織農民との廣汎な共同職權運動の展開、是れこそ労働者農民職線に於ける緊急な闘争題目である。

四、

我々が是等の闘争形態をとることは、思想としての社會民主主義、改良主義に對する闘争を放棄するのではない。否、反對に大衆の間に植え付けられた社會民主主義的影響、改良主義的影響を除く爲めの執拗な啓蒙活動を強化することに依つてのみ、即ち最も廣汎な大衆運動のみが生活の改善を齎らし、大衆の革命的闘争のみが大衆の解放を齎らす、と言ふ説得がなされて初めて、廣汎な人民職線の運動を促進せしめ得るのである。

又我々は、社會大衆黨内の極く少數の指導者がファッシスト的軍部こそ資本主義社會の害悪を匡正し得るものであると言ふ考へを有し、或はそれを積極的に宣傳して居ることを知つて居る。是こそ大衆のファッシズム反對

闘争を眼らせる最も危険な思想である。故に斯る思想とは無慈悲に闘ひ、斯る少數の指導者を社大黨の多數の役員及び黨員大衆から孤立化し、その影響を無害化し、大衆組織及び組織大衆の大多數を同争的行動綱領の下に左翼の思想的影響の下に獲得し、人民職線に参加する全ての組織の中に、全無産運動、青年婦人運動の中に、廣汎な左翼的潮流を形成せねばならぬ。

この左翼的潮流の形成は飽く迄統一的大衆組織の分裂を意味してはならない。即ち結果として統一的大衆組織を右翼的幹部に任せることになるが如き、左翼的組織形成の準備或は、非合法的労働組合の萌芽を意味してはならぬ、否、それは反對に大衆組織を緊密な統一により一層強化するものであらねばならぬ。

五、

斯る廣汎な人民の運動を強力に組織し得るためにも、其指導的階級、革命的プロレタリアの黨、日本共産黨が確立せられねばならぬ。何故ならば、黨のみが此の運動の發展途上に於ける全ての障害、全ての動搖を克服して、運動を正しい方向に前進させ得るからである。

今や、我々は日本共産黨の革命的傳統革命的政黨を誇ると同時に、新しい情勢、新しい任務に適應した組織、宣傳、運動の形態を創り出さねばならぬ。

新しい任務、ファッシズムの危険に對する人民職線の形成、廣汎な人民の運動展開の任務、は全黨員並に全ての黨同情者諸君に、就中、最も廣汎な大衆との接觸を要求する。随つて我々の今後の主要な活動は合法場面に於てなされ、又斯くの如き活動を保證するが如き組織形態がとられねばならない。

黨の非合法的組織は、この黨の合法的活動に従属しそれを援助するものであり、随つて其の仕事は最も必要不可欠のものだけに制限されるが勿論、我々は此非合法的活動の必要を認めず非合法的組織の清算せんとする日和見主義、解黨主義とは斷呼として駁はねばならぬ。

彼上のことから必然的に、黨組織の圖式的副一主義、老大な中央集權的組織が避けられ、其活動場面、地區、地方、團體、機關、生産場面に應じて、夫々異なる、屈伸性に富んだ形態が採られることとなる。唯絶対に必要なことは、黨の統一性を確保する爲めに、黨政策に於ける統一の方針と、全黨員の意志と意

見の統一である。黨員は黨上部組織の指令を待つて活動するので無く、この統一的政治方針

二、海上通信社日本支局署名の印刷物

革命的海員は何を爲すべきか

いま日本ではファッシズム戦争の危険が非常に切迫してゐる。軍部の計畫による大演習、觀艦式、防空演習は資本家の利益を守るために續々行はれる労働者、農民、水平、兵卒に休息の暇も與へない。軍部の假裝敵國は労働者農民の祖國ソビエトロシアにはハツキリ向けられてゐる。國內に於ては内亂に備へてパレードを築いて市街戦に訓練を行ひ青年團、學生團、波人會等を總動員して反ソ敵對意識を灌入しあらゆる組織を反動へ反動へとかりたてゐるではないか。

隣國支那に對しては飽くなき侵略的帝國主義の野望遂行のため軍艦と大砲とをもつて労働者農民を××してゐるのだ。

斯る情勢にあるとき革命的な海員は何を爲すべきか。社會民主主義的舊組合のダラ幹はすでに闘争する意識を完全に喪失した。奴等が從來ワレ／＼を裏切つた罪惡は数へるにいとまがない。迫りつゝある戦争の危険に際し舊組合ダラ幹を弾くことは目下の急務だ。この

共産主義運動

針に従つて、各自の分野において自己の全責任の下に最大限のイニシヤチブを發揮して

點で海上大衆が革正同盟運動を通じて新組合を支持するに至つた態度は正しい。

なるほど新組合が「日本主義」「愛國主義」を表看板にしてはゐるが眞の存在價值はその點にあるのではない。

社會民主主義的舊組合のダラ幹の指導下にある大衆をウバヒ取り、資本家の走狗たる彼等の本質をバカロすることは大衆の支持信頼を新組合の旗下に集中せしめることだ。現在の社會情勢よりするなれば、ファッシヨ的労働組合に組織を植へつける方がより効果的だ。何故なら軍部や官憲が日本主義を標榜する労働組合に好意をもちこれを支持してゐることは明々白々で彼等が意を安んじてゐる虚に乗ずることは戦術上有利である。したがつて新組合は百パーセントの存在價值を持つ。

諸君は舊組合員をダラ幹の手から奪取せよ。プロレタリア革命の前夜に於ける海上労働者の果たず階級的役割は四面環海の日本に於ては決定的に重要である。日本軍部が資本家とグルになつて、帝國主義戦争を起したとき

活動する事——この事程現在要求されてゐるものは無いのである！ (終り)

海上大衆が「戦争反對」「プロレタリア獨裁政府の確立」にケツ起するなら勝利は我等のものだぞ。

それ故舊組合幹部排撃の手は一步もゆるめてはならぬ。さりとて舊組合員を大部分カクタクするまでは新組合最高幹部排撃運動を起すは不利である。ファッシヨのかけにたくれた彼等を利用することが今日絶対に必要なのだ。諸君は全力をあげて職場において左のやうに宣傳せよ。

「眞に日本主義を達成する唯一の道は、労働者、農民を殺ろし資本家の利益を守る帝國主義戦争に絶対反對し労働者農民の政府を樹立する」

但しこれを宣傳する場合は船内の日常生活を強く織り込んで乗組員の不平不満を活潑に刺戟し、昨年の川崎汽船争議に於ける新組合の勝利を引例し特に本年七月新組合と日本船主協會と協定した退職手當制定の要求に向つて大衆を動員し本年中には是非ともゼネスト

にまで發展せしむるやう働きかけること。新組合が目下全力をあげて争議激進主義に闘争目標を置いてゐるのは、之によつて舊組合のダラ散をバクソロし大衆をカタクトする唯一の手段である。

宣傳活動するときには特に目立つた行動はさし控へたゞ大膽細心なる注意のみが敵の眼をくらますことをよく知つておかねばいけぬ。尚諸君は極秘裡に○○、○○の密輸方法を研究せよ。

内地に入港したら従来通りそれとなく新組合幹部と連絡をとり細大もらさず船内の情勢を報告せよ。舊組合幹部中にも有望な者には諸君等から働きかけることが有効だ。

方針

(1) 退職手当獲得要求をゼネストへ！
去る七月下旬新組合と船主協會と兵庫縣廳

に於て協定した退職手当制度は本年十二月中に制定實施されることになつてゐる。われは本問題だけはどうしてもゼネストによつてカタクトせねばならぬことを奨励せよ。諸君は全勢をこの闘争にあつめよ。

イ、船内茶話會を利用して直ちに宣傳にうつること
茶話會の指導権を諸君等が赤色グループで奪ふこと。そしておくれた同志を教育せよ。

ロ、いつでもゼネストに出来るやう今から準備せよ。新組合員にも共同闘争をアヂること。

ハ、退職手当は従前の郵船、商船、三井等の規定よりも、高率なるべきこと。もし新組合最高幹部が敢北的協定をなせる場合は飽くまでもゼネストを解かざるこ

と。

ニ、上議したら新組合員がヒツカニ連絡するから、その都度指令を仰ぐこと。

(2) 合同問題について
官憲や逓信省は新組合を合同させやうとしてゐるが、諸君等は絶対反対せねばならぬ。何故なら新組合は前記した如く日本主義を看板として舊組合の破壊をめざすから舊組合のダラ散追出を通じて大衆をまづ新組合に結集せしめ、新組合の指導権を掌中に握らねばならぬからである。それまでは愛國主義労働組合に對する軍部の態度政策を支持する必要のあることを理解せねばならぬ。

昭和十一年拾月

海上通信社日本支局

國家(農本)主義運動

一、在郷軍人は常人としては「現役」である(三六俱樂部機關紙三六情報(昭和十一年十一月十日)所載)

小林 勇 堂(順一郎)

在郷軍人は軍務に關しては豫備役又は退役である。けれども一般國民の列に伍し、或は經濟界に、或は政界に、或は思想界に、或は教育界に、常人として活動する場合に於ては明かに「現役常人」である。

軍務に關しては豫備役又は退役軍人として軍部大臣の統督下にあるも、常人の列に伍し現役常人として活動する場合に於ては決して軍部大臣の統督下にあるものではない。全く他の常人と同様自由に活動し得るものである。之に關しては敢て軍部の容喙を受くべき限りではないのである。

此事は1936誌十月號中に於ても述べた通りであるが、遺憾ながら其趣旨が未だ在郷校間に徹底しをらず、軍務に於て豫備役であれば、一般活社會内に於ても豫備役であるかの如く自覺し、些細の恩給補助の爲めに働く事の外、他の仕事に活躍するは寧ろ間違であるかの如き誤れる考を持つて他を批判するも

國家(農本)主義運動

二二七

のが甚だ妙くないといふことは實に憂ふべき事柄である。

殊に軍部大臣監督下の帝國在郷軍人會が當然政治に干與すべきものではないといふ事實が、同時に在郷軍人の常人としての政治的活動を幾分にも掣肘するものであるかの如き迷想を懐く者頗る多き事は、皇國の爲に此際到底放置すべからざる痛恨事であると思ふ。

在郷軍人中には既に貴族院議員もある。衆議院議員もある。府縣、市、町、村會議員も多数ある。斯かる在郷軍人は其政治的活動に於ては勿論些かも軍部大臣の區處を受くるものではない。全く其統督外に在つて他の常人と同様、現役常人として自由に活動すべき管轄のものであるのみならず、寧ろ精神的には軍人出身たるの名に恥ぢざる如く進んで其中堅たり得る如く大いに奮闘すべき管轄のものである。而して同時に他面に於ては軍務に關しては常に萬一の場合に備へ、軍部大臣の監督下

に於て武人としての修養を怠つてはならぬ。帝國在郷軍人會員となるのも畢竟之が爲である。即ち此二つの仕事は絶えず兩立し、決して混同を許さざる全く別個のことであるのである。即ち後者は軍務内の仕事であり、前者は一般活社會内の仕事である。而して在郷軍人が好く口にする處の「郷に在りては國民の中堅」とは此一般活社會内の中堅の事であつて決して軍務内の仕事に附て言ふのではない。再言すれば、在郷軍人は軍務内の仕事では豫備役又は退役であり、其階級秩序は其圍内に於ては僞として存在するも、此一般活社會内の仕事では全く別人であつて、即ち現役常人として其力に應じて新たな階級秩序に従ふものである。一豫備少尉が社長たる會社に一豫備少將が社員たるも何等恥とすべきものではない。即ち軍務内の階級と常人としての仕事とは全く關係のないものである。此事は動員部隊内に於て弟の膝下に兄の入る

ことが何等不思議でないのと同断である。兄は單なる兵役に服し上等兵として豫備役となり、弟は現役將校たる如き事は常に見ることではないか。其弟たる將校も家に歸れば兄の下に座す、其處に軍務としての階級は最早存在し得ざることは極めて明瞭の事柄である。然るに拘らず多くの在郷將校中には此軍務内の階級と常人としての階級とを色々の場合に彼此混同しある者尠ならず有様を觀ても、軍部の人としての在郷軍人と、現役常人としての在郷軍人とを判然と區別することを知らざる者未だ甚だ尠なからざることは否定すべからざる事實である。

要するに軍務に於て豫備なるが故に、人間としても豫備なりと心得、斯くの如く常人としての現役的活動を忌避するのは甚だ笑ふべきことと思ふ。之と同時に從來の帝國在郷軍人會本部役員中の一部の者が會員に向つて寧ろ此活動を忌避することを獎勵し、而かも他方に於ては口だけに「國民の中堅」たるを呼號せしめつつありたるが如きに至つては到底了解出来兼ねることである。

寧ろ其實の大部は過去に於て帝國在郷軍人會を指導したる現役當局に歸すべきものが尠くないと思ふのである。實は是等過去の現役當局者の多くは

- 一、一般活社會に於ける現役常人としての資格を以てする在郷軍人を單に豫備役者の資格を以て軍務のみの事に力を用ひしめんとせし傾きありたる事。
- 二、即ち非常時局に於て、在郷軍人が現役常人として民間の中堅となり大いに活躍することに期待する代りに、却つて軍務の範圍内の帝國在郷軍人會内の仕事のみに大部の在郷軍人を満足せしむる事に努めたる事。
- 三、帝國在郷軍人會としては軍部大臣の監督下に於て軍務の延長事業に執筆するも、他部大臣の管轄内の一般社會事業に軍部の命令を以て自主的に干渉從事することは通常政治干渉であつて間違である。即ち帝國在郷軍人會自身としてはみづからは到底一般民間事業の中堅たり得

べからざる本質を有する。従つて在郷軍人をして民間の仕事の中堅たらしむるには原則として帝國在郷軍人會の立場を離れ、又軍部大臣の監督下を離れて別箇に活躍せしむべきものであるといふことを明瞭に了解せざりし事。

- 四、在郷將校を遇するに、民間現役として其地位其力量に應じて、相當の敬意を以て之れと心地好く相協同するの考へ少なく、常に軍部内の豫備備人としてののみ之を遇するの傾きありたる事。
- 五、即ち民間社會事業の間違多き場合に之が真正の爲め、民間の中堅たるべき在郷軍人の力に期待す代りに却て之を眼中に置かず、世の中は現役將校と民間の在郷軍人以外の常人とで持ち合つて居るものゝ如き態度を持し是等の常人とのみ直接相語り、或は相傳つといふやうな有様であつて、時に世相を慨して敢然として立つ在郷軍人があれば大いに之に敬意を表し之を獎勵する代りに、少しでも自己の意に合はざるものあれば寧ろ感情的に之を異端視し邪魔物扱ひしたるかの如き驚くべき謬見を有したるものも尠なからざりし事。

りし事。(1933誌十月號参照)

等軍部當局としても過去に於ては大いに反省すべき事柄が尠なかつたのである。

實に幾百萬の在郷軍人は、全國到處に散在してゐる。國民各層、各部門に恐らく在郷軍人の居らざる處はないであらう。其在郷軍人の總てが、在隊間に受けたる純正日本主義的精神教育を生かし、其各層各部門の中堅となりて、其腐敗を防ぎ、進んで積極的に絶えず之を淨化せしむるの概があつたならば、今日の如き腐敗糜爛せる世相は確かに出来上らなかつたであらう。

彼等が到る處中堅となりて、國體精神の發揚に努め來つたならば、今日の如き反國體的精神政黨は生れ出でなかつたであらう。多數の在郷軍人たる労働者、農民間に今日の如き我が國體を破壊に導くが如き社會主義的労働組合又は農民組合等は到底其存在の餘地がなかつたであらう。

結局今日の如き行き詰りや國內の非常時は之を到來せしめずして済んだことであらう。斯く觀する時は今日の如く眞に悲しむべく且つ憂ふべき世相を招來せることは一面に於ては確かに在郷軍人が其純正日本主義的精神を

國家(農本)主義運動

堅持して民間現役として其中堅となり、第一線に活躍すべき責務を多年の間忘却したが爲である。而して軍當局としては彼等をして口に「中堅」を稱へしめつゝ事實に於ては却つて有力なる在郷軍人の大部をして殊更に此重責を放棄せしめて、單なる豫備備人として軍務の一端たる帝國在郷軍人會の事にのみ執掌せしむるを可なりとなしたるが爲である。

更に換言すれば純正日本主義的精神に鍛へ上げられたる倍の數百萬の在郷軍人が斯くして民間現役たるの自覺なく其大部は第一線を退いて、邪惡の爲すが儘に幾十年の間、國家を放棄し來つた其責は免れ難いものがあるのである。同時に在郷軍人を殊更に斯く指導しつゝ來りたる處の當局の責たるや更に重大なるものがないではない。之を要するに過去幾十年の間在郷軍人は僅少の例外を除いては、明かに民間の中堅ではなかつた。國內腐敗の今日あるは一面に於ては確かに夫れが爲であつた。遺憾ながら吾人は之に關しては斷じて

辯解の餘地はないのである。吾人としては、此際此事實を淡白に自白し、且つ勇敢に其非を認むることを要する。而して在郷軍人が上下を擧げて今日其非を明かに意識して奮起する處に、此非常時局打開の一大光明を發見し

得ると思ふ。本論の目的は即ち之が爲に外ならないのである。

抑々國家の腐敗は多くの場合に於て惡政が其淵源をなす。即ち中心たる政治を淨化せずして國家の腐敗を隣するといふことは通常望み得べきことではない。即ち此重大非常時局打開の爲に必須缺くべからざる昭和維新の斷行は明かに大なる政治問題としてのみ其決定的効果を期待し得るのである。従つて此時局に於て苟くも國を憂ふるものは、此際大いに此政治に、但し奉仕的に(決して功利的ではなく)參與しなくてはならない筈である。殊に純正日本主義の訓練を課たる全國在郷軍人に於てをやである。

軍部内の強硬論者中には、往々にして帝國在郷軍人會をも非常の場合に於ては何等かの形式に於て政治に干渉せしめても可なる如く規約を定め置くを可とせずと論じたものもないではない。

予は常に之に反對して來た。理由は簡單である。即ち苟くも陸海軍大臣のみの監督下に動く團體は其種類の如何を問はず、他大臣の管掌内に踏み入りて政治的に動くといふこと

は間違であるといふことを考へたならば、此義に關しては些かも疑を挿むべき餘地は無い筈だ。

要するに斯かる詭道を踏まずとも全國在郷軍人は軍部大臣の監督を離れて一般國民の列に伍し、堂々と現役常人として如何様にも活躍が出来るのである。但し之が爲には軍部

當局としても有力なる在郷軍人を單に帝國在郷軍人會の役員たるのみに満足せしむるといふやうな甚だ大局眼なき指導方法を此際斷乎として清算しなければならぬ。

以上の論は決して軍部の力を強化すべく軍人としての立場よりして立論したものではな

い。即ち茲も國家全體觀上に立脚し、前古未會有の現下の國難打開の爲に、其出身別の如何を問はず苟も中堅たるべき日本精神把持者の總動員の一般的見地に立ちての理論である。誤解なきを要する。

以下略

政黨運動

一、政治機構改革案(政治機構改革調査委員會及び地方制度改革調査委員會に付議するもの)(社會大衆黨調査部試案)

(一) 根本方針

(1) 中央行政機構に就て

- 一、資本主義の弊害を是正するに必要な行政機能は寧ろこれを擴大強化すること。
- 二、併し乍ら内閣の企劃部門もこれを強化して、内閣の統一性を確保すること。

(2) 地方制度に就て

- 三、行政各省の上に國務大臣を置き、無任所大臣を置かざること。
- 四、民間の自治的經濟團體及び公益團體を行政機構に連絡せしめ下からの監督を強化すること。
- 五、一般の行政機能と國營企業とを分離し、

經營國家としての國營トラスト組織を樹立すること。

- 六、國家豫算體系を整備し、行政的經費と資本的經費とを区分してそれに應じたる収入組織を樹立すること。

七、最下位自治體は、消費協同社會としての地域主義を採用すること。

八、上位自治體は、消費協同社會の經濟地理的集團の上に立つ生産協同社會としての地域主義を採用すること。

九、自治體は完全自治主義を採用して、行政警察權をもこれに接收すること。

十、上位自治體の最高執行部は、公民の一般投票を基本とし、民間の自治的經濟團體及び公益團體に候補者推薦の權利を與ふことに依つて、現行制度の弊害を是正すること。

十一、自治體最高執行部の地位を官吏に比して權威あらしむること。

十二、中央政府と地方自治體との中間連絡組織たる地方行政區劃はこれを立地的經濟地域を基準として定め、その中央各省との連絡は職能別直接連絡主義とすること。

十三、職能別協同組合組織を樹立し、その上位下位と行政機構の上位下位並びに自治體の上位下位を併立、連絡せしむること。

十四、文官任用令の改正、高文試験の受験資格撤廢等により、廣く民間の人材が官吏として社會的に活動し得る道を開くこと。

十五、恩賞大權を廣く官吏を通じての新機構

の功勞者に及ぼすこと。

十六、議會制度を能率的に改革すると共に、その立法權並びに行政監督權就中決算審議權を更に一層強化すること。

十七、選挙制度を改革して、上記の新機構に適應せしむること。

十八、樞密院を憲法上の機能の最少限度にまで還元すること。

十九、勅令に關する現行制度を改革し、官制を出來得る限り法律化する。

二十、裁判所の機能を現社會機構の必要に應じて分化し、裁判の公正を圖ること。

(二) 改革案要綱

(1) 内閣組織の改革

一、内閣は左の九名の國務大臣を以て構成す。

- 内閣總理大臣 公共大臣
 - 國防大臣 教育大臣
 - 外政大臣 自治大臣
 - 經濟大臣 司法大臣
 - 社會大臣
- 二、内閣に左の十四省を置き、その長官は政務官たる行政長官とす。
- 外務省—在外使臣の連絡統制
 - 貿易省—通商、貿易、關稅、在外商務官

(2) 地方制度の改革

一、自治省—自治體の連絡、統制、管區との連絡、行政警察

- 拓務省—移植民、外地との連絡
- 陸軍省—陸軍一般
- 海軍省—海軍一般
- 航空省—空軍一般
- 産業省—農業行政、産業統制事務
- 財政省—租稅、理財、金融統制事務
- 社會省—労働保護、保健衛生、住宅、社會事業、協同組合
- 公共事業省—道路、港灣、河川、公共土木事業一般
- 交通省—郵便、民間航空輸送、海運統制、交通行政
- 教育省—教育行政一般、神社、宗教、藝術
- 自治省—自治體の連絡、統制、管區との連絡、行政警察
- 司法省—司法行政一般
- 國防大臣 陸軍省
- 國防大臣 海軍省
- 國防大臣 航空省
- 外政大臣 外務省
- 外政大臣 貿易省
- 外政大臣 拓務省

政黨運動

- 經濟大臣 (産業省)
- 社會大臣 (社會省)
- 公共大臣 (公共事業省)
- 教育大臣 (教育省)
- 自治大臣 (自治省)
- 司法大臣 (司法省)
- 國務大臣はその統轄する省の長官を兼任することを得
- 五、大審院長を國務大臣とし、閣議に出席せしむ。
- 六、内閣總理大臣の直屬官廳として、左の諸機關を置く。
 - 世界政策部 (對外政策の立案) (外務省情報部の改組)
 - 調査局 (現狀通り)
 - 豫算局 (大藏省主計局の移轉、豫算編成の綜合化)
 - 統計局 (現在のものを擴大)
 - 資源局 (現狀通り)
 - 宣傳局 (情報委員會の改組、内務省圖書課を編入)
 - 人事局
 - 法制局

賞勳局

- 印刷局
- 右の各局を統轄する行政長官として、總理大臣の下に内閣總務長官を置く、内閣書記官長は之を廢止す。
- 七、内閣は國務大臣、各省長官、内閣總務長官の親任に依り成立す。
- 八、内閣の諮問機關として「國家開發設計委員會」を置く。委員會の構成左の如し。
 - 産業關係各省長官
 - 内閣總務長官
 - 國營トラスト理事長
 - 職能別民間團體代表者
 - 貴族兩院代表者
- 委員長は産業關係省長官たる國務大臣中より選任す。また内閣總務長官は委員會幹事長を兼ね、内閣直屬各局長官は適宜委員會の幹事(委員外)となる。
- 本委員會は内閣總理大臣の諮問に應じ、主として「資本會計豫算」の綜合立案に當る。
- 九、國防大臣の諮問機關として「國民國防會議」を設置す。會議の構成左の如し。
 - 國防關係各省長官
 - 地方自治體代表者

國營トラスト代表者

- 民間職能別團體代表者
- 貴族兩院代表者
- 會議議長は國防大臣とす。本會議は統帥權事項以外の國民總動員計劃につき審議立案す。
- 十、國防關係三省以外の各省に、省長官の諮問機關として、一の「行政諮問委員會」を置く。その構成は各省の所管行政事務によつて異同あるも、原則として民間職能別團體の代表者並に貴族兩院代表者を重視する。これに伴ひ、政務官制度及び種々の參與、専門委員囑託等の制度を廢止す。
- (イ) 國營事業の改組
 - 一、國家資本を以て生産及び販賣を營む種類の事業は、之を總て省組織より分離し、獨立の損益計算にて運営さるる「國營トラスト」に委譲す。
 - (イ) 鐵道省を改組して國有鐵道トラストを設立す。
 - (ロ) 逓信省より電信電話事業を分離して國營電信電話トラストを設立す。
 - (ハ) 逓信省より簡易保險事業を分離して國營保險トラストを設立す。
 - (ニ) 大藏省專賣局を改組して、國營煙草、

鹽、樟腦專賣トラストを設立す。

- (ホ) その他、將來重要産業國營化の場合原則として國營トラスト組織を採る。例へば電力國營化の曉に於て國營電氣供給トラストを設立するが如し。
- 二、國營トラストは主務省長官を通じて政府及議會の監督を受けるも、その業務、人事に就ては廣汎なる自主權を保有す。
- 三、國營トラストの事業計劃は、國家豫算の經常的收支を除く部分と共に、之を「資本會計豫算」の中に一括して議會に提出し、その協贊を仰ぐ。
- 四、國營トラストの幹部並に従事員は官吏とせず、從つて悉く自由任用とす。理事長及び理事は政府之を任免し、其他の従事員は理事會之を任免す。
- (3) 國家豫算形式の改革
 - 一、國家豫算を經常會計豫算と資本會計豫算とに分ち、現在の特別會計は適宜この兩者に配屬せしむ。
 - 二、經常會計豫算は内閣各省所管經費のうち經常的性質のもののみを以てその歳出とし、歳入は原則として租稅及び經常的納付金又は收入金のみに限る。
 - 三、資本會計豫算は、内閣各省所管經費のうち

ち前項の經常的性質のものを除く部分(即ち、公共事業經費、軍事費中の再生産部分、及び其他の資本的經費)と、國營トラストの支出勘定とを以てその歳出とし、公債金收入と國營トラストの收入勘定とを以てその歳入とす。但し、原則として各國營トラストの收支は均衡し、公債收入は政府各省の資本的經費のみに充當し、その元利拂ひはトラストの剩餘金を以て充當す。

- 四、資本會計豫算の編成には主として國家開發設計委員會が當り政府の公共事業的活動と國營トラストの産業活動をその中に統合し、國家資源の積極的開發及び利用と、國民經濟の全的調整を計る。
- (4) 地方制度及び警察制度の改革
 - 一、經濟的領域を基準として全國を若干の「管區」(フィールド)に分ち、地方計畫の單位とらしむ。從つて「管區」は現存の行政區域に因はれず、地方計畫の樹立を眼目としてその區劃を定む。
 - 二、「管區」は中央政府と地方自治體との中間行政機關とし、自治體とせず、その各行政部門は中央各省に直接連絡す。管區長官は親任待遇とし、内閣總理大臣之を任免す。

三、「管區」の下に完全自治體として「特別市」及び「郡」を置く。「特別市」は大體に於て現在の六大都市「郡」は現存の郡を經濟地理的に二三合併せるものとなる見込なるも、その區域は生産及び消費の協同社會を基準として定む。

- 四、特別市長及び郡長は、その區域に存在する各種經濟團體、公益團體、社會事業團體、學術研究團體、政黨等をして若干名の候補者を推薦せしめ、この候補者名簿につき公民の一般投票を行ひ、その結果當選せる者を總裁を経て就任せしむ。特別市會及び郡會は公民の地域別代表選舉とす。
- 五、「特別市」の下に「區」、「郡」の下に「市」又は「村」をそれぞれ完全自治體として置き、これを最下位の自治單位とらしむ。その區域は消費協同社會を基準として定むるが故に「管區」は現在の區が若干廢合され、「市」は六大都市以外の現在の市及び町の大部分、「村」は現在の村若しくは地理的に緊密なる二三の村を基準としてその區域は決定される見込。
- 六、「區會」及び「市會」又は「村會」は公民の地域主義に依る選舉とする。區長及び市村町の選舉方法は、特別市及び郡の場合と同様

三とする。但し勅諭を經ず。
 七、「區」及び「市村」を地域的に若干の協同組合的集團に分け相互扶助の最小單位たらしめる。そのために各種の産業團體を整理統一して至公民を打つて一丸とする協同組合とし、その役員をして相互扶助の仕事に當らしめる。役員は職能別代表主義に依る組合員——即ち公民——の選舉とする。
 八、特別市長、郡長、區長、市村長は特別市會、郡會、區會、市村會の解散権を有す。
 九、特別市、郡、區、市村は行政警察權を接收す。自治體に接收されたる行政警察廳には、現在市町村の取扱へる國家委任事項中の兵役、戸籍、衛生、諸届、營業許可等をも併せ取扱はしめ、自治體警察として眞に警察民衆化に徹底せしむ。
 十、法律上司法警察權は自治體警察に併存せしめ、溯つて警察總監(現在の警保局長の機能)を有するものとする(の指揮命令を受け、更に溯つて檢事總長の統轄下に在るものとす。また行政警察は、自治體組織下に行政組織を溯り、警視總監の指揮命令を受け、自治大臣の統轄下に在るものとす。司法警察は刑事科學警察を主たる任務とし、行政警察は防犯、防貧、思想等の社會警察を主たる

任務とし、警察政策としては後者に重點を置く。
 十一、府縣は地名としてののみ保有し、町は之を廢止す。
 (5) 文官任用令の改正
 一、勅任官以上は總て自由任用とし、委任官及び判任官は特別任用又は資格任用とす。
 二、高等文官試験の受験資格を撤廢し、また外交官及び司法官試験を廢止して之を行政官試験に綜合統一す。
 三、國營事業(トラス)政府指定産業、自治體、政府指定學校協同組合、勞働組合、公益團體等に於て或る一定期間働續せる者に官吏たる資格を附與し、以て有爲の人材が社會の各部面にも活動し得る道を開く。
 四、前項の各從事員に恩賞を及ぼす。
 (6) 職能別協同組織の樹立
 一、完全なる職能別協同組織に至る過程として、左の範疇に現存の各種民間團體を配屬し、配屬されたる代表的諸團體を準公共機關として公認す。
 大學及び學術研究團體
 公益團體——在郷軍人會、帝國教育會、農會、精護士會等
 社會事業團體

新開雜誌及び藝術家團體
 經營專門家及技術者團體
 勞働組合 産業組合 工業組合
 商業組合
 二、準公共機關として公認されたる前項の諸團體は、その内部行政につき完全なる自治權を有す。
 三、前項の諸團體は、各範疇別に全國聯合會を結成し、また必要に應じて「管區別」、「市」及び「郡」別、「區」及び「市」別、の活動單位を設置す。
 四、準公共機關として公認されたる諸團體は、その屬する範疇の全國聯合會を通じて、政府の諸機關に代表者を選出する權利を有す。
 五、準公共機關として公認せられたる諸團體は、自治體首腦者の公選に際して、その候補者を推薦する權利を賦與せらる。
 (附記) 職會及び選舉制度の改革案は、それぞれの調査委員會にて立案若くは立案中の具體案をこれに充當し、また樞密院及び勅令制度、裁判及び檢察制度改革に關しては、本調査委員會の手にて引續き立案の豫定。
 以上

外事關係

概說

十一月中に於ける國際情勢一般を概観するに、歐洲に於ては、既に四箇月を經過せるスペイン革命動亂は、今や首都攻防に兩軍全力を傾注せるも、決定的結果を見るに至らず、他方對西不干渉實施國際委員會にて十二日不干渉監視委員會設置案を採擇せり。十八日に獨伊兩政府はスペイン革命政府承認を宣言、外交關係を開始するに至れり。

十二日オーストリー首都ウィーンにて開催せられたる伊奧洪三國會議にて、伊國のエチオピア併合承認を含む新ウィーン議定書の成立を見たるは、獨塊協定並に前號記載の獨伊諒解等を照合し、中歐ブロックの強化を招來するものたるべし。

内蒙政務委員會委員長徳王は、綏遠省政府は從來「蒙古を侵蝕し蒙古民衆の生活を破壊」せるに對し「蒙古人による完全なる蒙古統治」を求めて驟起し、十五日より軍事行動を起せり、蔣介石は、その所謂全支統一の最終段階としての綏遠、延いては北支工作の爲二十數萬の中央軍を北上せしめたり。廿四日内蒙軍は百靈廟を占領せられ、兩軍對峙の狀況に在る一方日支交渉は十日第七次會見後適々綏遠事件勃發するや、同事件の背後に日本ありとの口實の下にその後の交渉を回避せんととの態度に出で、日支交渉停頓の狀態なり。

廿五日、日獨兩國間の「共產インターナショナルに對する協定」成立せり。本協定はコミンテルンの破壊工作に對する共同防衛を本旨とするものにして、「コミンテルンの活動に關する情報交換、防衛措置に關する協議及實行並にコミンテルンの脅

入國、居住、送還關係

成を受くる第三國に對する共同勸誘に付き規定し、別に附屬議定書に於て、本協定の施行に必要な具體的方法を定めたるなり。...

入國、居住、送還關係

一、中國人(滿洲國人)入國禁止調 (昭和十一年十一月中)

取扱官廳	本籍、職業、氏名、年齢	禁止事由	處置
神奈川	奉天省 雜役人夫 李 思 二八	十一月三日營口より横濱入港の宮浦丸にて埼玉縣川口市本町一植田トリ方に赴き難役人夫として就働の目的にて渡來せりと稱せらるるも、埼玉縣に到着の結果要救護の虞あり、入國禁止方回答ありたるもの	十一月七日横濱出帆の宮浦丸にて營口に送還
兵庫	四川省巴縣 無職 張 植 三〇	十月二十四日上海より神戸入港の長崎丸にて渡來、本名は昭和二年陸軍大學卒業後中等學校教員就職中の處、今回東京帝大入學の爲め來邦せりと自供せらるるも、取調の結果昨年六月迄湖北省官吏たりし者にして、蔣介石の勢力漸次四川省に及びたるに反感を有し、反蔣協立運動に挑はり居たるものにて、今回東京に於ける同志張湧澤と協謀の爲め渡來せらるること判明せるが、警視廳に照會の結果、張湧澤は反蔣運動には無關係且身許引受能力もなき旨回答ありたるもの	十一月四日神戸出帆の長崎丸にて上海に送還

長崎	福建省 料理職 施 得 三〇	十月三十一日上海より長崎入港の長崎丸にて渡來、長崎縣南高來郡島原町にて料理職就働の目的と稱せらるるも、本名は昭和五年一月大阪府に於て窃盜の虞に依り送還せられたるもの	十月三十一日長崎出帆の長崎丸にて神戸經由上海に送還
福岡	人夫 王 克 一八	十月二十七日大連より門司入港の「うすりい」丸にて密航渡來せるを發見せるもの	十月二十七日門司出帆の「はるびん」丸にて大連に送還

二、中國人(滿洲國人)送還調 (昭和十一年十一月中)

取扱官廳	本籍、住所、職業、氏名、年齢	渡來後の經歷	送還事由	送還月日、出帆地、船名、行先地
北海道	福建省福清縣 函館市東雲町六六 吳服行商 薛 山 四〇	昭和八年四月福清縣下在住中窃盜罪に依り懲役一年六月に處せられ、昭和九年六月出所、同縣に於て送還の豫定中の處所在を晦まし、昭和九年十月北海道に到りたるを以て同處に於ては歸國旅費を準備せしめ一男三女と共に送還	犯罪並要救護	十月三十一日、室蘭、乾利號、青島
警視廳	山東省萊陽縣 本郷區森川町四七 富士館 神田電機學校生 王永 二一	九月十六日贓物收受及寄駐罪にて起訴せられ、十月十五日懲役五ヶ月罰金二十圓五ヶ年執行猶豫の判決言渡ありたるが、本名は豫て窃盜罪に依り起訴猶豫となりしことあるもの	犯罪	十一月三日、横濱、六甲丸、上海
〃	福建省閩侯縣 下谷區東里門町三三 岩瀬方 料理職 趙 惠 三五	大正十一年五月長崎渡來、九州各地を轉々後昭和二年一月上海就働せるが、昭和六年夏下谷區御徒町一三四二印刷職塚本元一方に同居中、同人の妻ひさの(三四二)年と情交を結び、更に昭和七年夏ひさのの妹なみ(二八年)を郷里より上海に誘ひ、滞在中知り合ひ、遂に昭和九年一月頃同人とも關係を生じ、最近關係者間に紛擾を惹起せるもの	素行不良	十一月三日、横濱、六甲丸、上海
〃	陝西省泉縣 魏町區飯田町一ノ一 小川方 法政大學生 景 瑞 二六	昭和十年九月渡來せるが、萬引當習者にして本年十月九日神田巖松堂、東京堂及三省堂書店等に於て書籍數冊を萬引し又は萬引せんとせるもの、檢察送局せるもの十一月六日不起訴處分となりたるもの	犯罪	十一月十四日、横濱、阿蘇丸、上海

入國、居住、送還關係

神奈川	大阪	京都	浙江瑞安縣	廣東省臺山縣	山東省掖縣
山東省榮成縣 大連汽船黒龍丸乗組 炊事夫 張玉	福建省仙遊縣 北區堂島上三丁目五 相生孝造方 料理職 張坤	江西省南昌 下京區東七條尾形町市橋末 吉方 理髮職 趙長	浙江省瑞安縣 深川區千田町三〇四周高弟 方 人夫 胡岳	廣東省臺山縣 本郷區道分町一三靜榮莊方 東京帝大研究生 李彭	山東省掖縣 中野區宮園通二ノ三六井野 孝方 東方書院學生 劉
三四介	二四煌	六九生	三五林	二六周	二四中
十一月十三日川崎寄港せるが、阿片中毒症なること判明、同十七日所轄検事に送致せるも起訴猶豫處分に附せられたるもの	七月下旬より肩書に於て臺灣人と自稱、邦人名長谷川芳雄と名乗り無許可労働に従事中なりしもの	十月十九日京津國道竹鼻路上徘徊中を舉動不審と認め取調の結果、窃盜前科四犯を有すること判明せるもの	大正九年六月渡來、京都にて轉々就職せるが、昭和六年七月及本年十月府令理髮業取締規則違反として夫々料科三圓及三圓に處せられたることあり、現に無許可労働従事中のもの	昭和十年九月神戸渡來留學中の處從橋區戸塚町四丁目八四四に同郷人数名と共同生活中に同居するや女子に對して墮胎を強要する等の不良行爲あるもの	九月三日塘沽より神戸入港の北嶺丸にて渡來入京せるが、我專門學校入學資格なき爲め、本年八月北平に於て私立朝陽學院卒業證書を金五圓にて買入れ、同證書を中國留學生監督處に提出して日本大學入學方紹介を願出たるも其の偽造なることを看破せられ、監督處より本國送還方警察廳に依頼ありたるもの
阿片中毒	無許可労働	犯罪	同右	無許可労働	本邦大學に不正入學を企圖
十一月二十一日、横濱、撫順丸、大連	十一月二十三日、神戸、上海丸、上海	十一月五日、神戸、生駒丸、上海	十一月四日、神戸、長崎丸、上海	同右	十一月二十一日、横濱、六甲丸、上海

兵庫	廣東省保安縣	福建省福清縣	廣東省新會縣	浙江省寧波	安徽省懷寧縣
浙江省瑞安縣 川崎市大島原田助藏方 人夫 胡克	廣東省保安縣 神戸市下山手通四ノ六二 ペンキ塗職 頼廷	福建省福清縣 兵庫縣福來郡梁瀨町 吳服行商 林南	廣東省新會縣 神戸市北長狭通五ノ五三 無職 伍相	浙江省寧波 神戸市築町一ノ三六 洋服職 周汝	安徽省懷寧縣 兵庫縣明石郡垂水町 英人ブラントン方 料理職 舒德
二八福	三〇仁	二七軒	三九謙	三一榮	四五培
前者は大正十五年十月神戸渡來、京濱間を人夫として轉々せるもの、後者は大正十三年四月門司渡來、傘行商に従事し同十五年上京人夫として轉々せるもの	昭和七年五月香港英船吉生號にて同船員の手引に依り密航渡來肩書にてペンキ塗に従事せるも生活に困窮せるもの	昭和八年八月下旬門司に密航渡來、京都府下福知山を經て肩書地方を轉々中のもの	大正十二年十一月神戸渡來、同地に於て同國人貿易商の店員として轉々せるが、昭和八年末失職、本年七月阿片煙に關する犯罪容疑あるもの	昭和七年十月神戸渡來、店員と稱して入國上京、京橋區銀座西七七丁目蔡重賢方にて洋服仕立職に従事、昭和九年八月解雇せられて神戸に到り就職中のもの	昭和五年七月渡來肩書に履はれ就職中の處本年三月四日神戸入港の長崎丸にて渡來せる魯承意の妻子入國に際し、自ら魯承意なりと偽稱して身許引受を爲したる事判明せるもの
無許可労働	不正入國並要救護	不正入國	要救護並犯罪容疑	不正入國	不正入國幫
十一月二十六日、横濱、筑波丸、上海	十月二十五日、神戸、笠置丸、上海	十月二十七日、神戸、長崎丸、上海	十月三十日、神戸、鹿島丸、香港	十月三十一日、神戸、上海丸、上海	十一月十六日、神戸、上海丸、上海

入國居住、送還關係

長崎	栃木	愛知
<p>福建省福清縣 長崎市大黒町 八五 江恭安 料理職 林 細 命 二二</p>	<p>浙江省温州府 栃木縣鹽谷郡矢板町根本彦 支那蕎麥製造販賣 胡 進 興 三四</p>	<p>廣東省開平縣 名古屋市流川町 衛 衛 料理職 關 衛 三入 本籍住所同右 料理職 關 偉 民 三三 本籍同右 名古屋市久屋町 廷 廷 料理職 徐 廷 洛 四〇 廣東省新開縣 名古屋市南小川町 王 王 料理職 陳 王 街 五三 廣東省順德縣 住所同右 料理職 鄧 起 雲 三六 本籍同右 名古屋市南鍛冶屋町 高 高 料理職 蘇 高 情 三七 廣東省中山縣 名古屋市久屋町</p>
<p>昭和十年三月肩書江恭安の實子江細命と稱し不正入國せるも、實は恭安の妹の二男なるも、入國を容易ならしむる爲め右の如く身分關係を偽稱せる事判明</p>	<p>昭和五年五月小間物行商と稱して長崎渡來、靜岡縣下焼津町に到りて難役労働に轉換、本年六月栃木縣轉入無許可にて就働中のもの</p>	<p>賭博犯を檢査送局の結果、各罰金三十圓に處せられたるもの、關衛業は妻及子供一、關偉民は妻及子供二を同伴送還</p>
不正入國	無許可労働 並要救護	犯罪
十一月二十一日、長崎、上海丸、上海	十月二十八日、横濱、阿蘇丸、上海	關以下五名十一月十日、名古屋、筑波丸、上海、蘇以下四名十一月十五日、名古屋

鹿兒島	福岡	山梨	廣東省香山縣	廣東省番禺縣
<p>浙江省温州府 鹿兒島縣大島郡天城村兼久 農 張 盛 義 三九</p>	<p>福建省福清縣 吳服行商 林 信 四六</p>	<p>山東省濰縣 住所不定 人夫 王 克 一八</p>	<p>福建省福州府 門司市大里東大門町吳允軒 方 吳 輪 銓 四二</p>	<p>料理職 程 康 二九 名古屋市南小川町 灼 桃 料理職 李 灼 桃 三九 廣東省香山縣 名古屋市久屋町 華 紀 料理職 霍 華 紀 四二</p>
<p>大正十二年二月渡來、東京を経て同十四年四月肩書に轉入、小間物行商に従事、東京を以て同十四年四月肩書に月頃より肩書住所深見メツタ方に同居、同人と内縁關係を結び、一般に禁止せられたる農業に従事のもの</p>	<p>福岡縣下前原町筒井原、王水春方に同居して行商に従事、昭和十年十二月竊盜罪に依り檢査送局の結果、懲役十月に處せられ服役、十月二十九日滿期出所せるもの</p>	<p>十月二十七日大連より門司入港の「うすりい」丸にて密航渡米せるを發見せるもの</p>	<p>本名は不正入國者として豫てより送還豫定の者なりしが、取引關係及病氣等の爲め延期中なりしもの</p>	<p>昭和六年六月兄弟と共に渡來山梨縣下に於て行商中昭和八年十月東山梨郡後屋敷村櫻井タノ(二六年)を誘拐して歸國同棲し、翌九年六月再入國せるを檢査送局、婦女海外拐取罪として懲役二年に處せられ甲府刑務所にて服役、十月三十日滿期出所せるもの</p>
無許可労働 並要救護	犯罪	同右	不正入國	犯罪
十一月一日、長崎、上海丸、上海	十一月六日、門司、生駒丸、上海	十月二十七日、門司、はるびん丸、大連	十月二十六日、門司、笠置丸、上海	十一月三日、横濱、六甲丸、上海

入國居住、送還關係

外 謀 取 締 關 係

一、外謀容疑イデル・ウラル・トルコ・タール文化協會關係者の檢舉狀況

イデル・ウラル・トルコ・タール文化協會東京支部員次記五名は最近駐日蘇聯邦公館又は土耳其公館に盛に出入し其の密命を帯び謀報勤務に従事し居るの疑濃厚なるものありたるを以て九月十五日警視廳に於て之が檢舉取調を爲したるが其の概況次の如し

(一) 被檢舉者

國 籍	住 居	職 業	氏 名	年 齡
土 耳 古	東京市澁谷區代々木山谷町三〇六	洋 服 行 商	ハーサン・ムスタファ	四一
無國籍(祖系舊露國人)	東京市澁谷區代々木上原町一三一七	自動車運轉者	イスマイル・サアファル	二六
同	東京市澁谷區代々木上原町一三一〇	洋 服 行 商	サギー・セツデコフ	五八
同	東京市澁谷區代々木上原町一三一〇	自動運轉者	シャミル・セツデコフ	三〇
同	東京市澁谷區代々木上原町一三一五	金 物 行 商	ガリー・ダシキ	五〇

(二) 本案の概要及處置

(イ)

「ハーサン・ムスタファ」は駐日蘇聯邦大使と密接なる連繫を有する土耳其大使と親交あり毎日の如く駐日土耳其大使館に出入して其の手足となり各種情報を提供せる疑あり取調の結果本名入國に關する経緯明かならざるのみならず無國籍舊露國人の不正入國を援助せる事實あり且つ情報提供の事實明瞭となりたるを以て本名の滯邦は帝國

の利益に背反するものと認め營業上の賣掛代金回収後(本年末迄の見込)退邦せしむることに決定せり。

(ロ) 「イスマイル・サアファル」は駐日土耳其大使館員と共に要塞地帯を撮影し又防空演習視察を案内便宜を供與せる事實明瞭となりたるのみならず不正入國の事實をも發覺したるを以て要塞地帯法違反として送局したる處退邦を條件として起訴猶豫處分に附せられたるを以て十一月八日大連經由支那に向け諭旨退邦せしめたり。

(ハ) 「サギー・セツデコフ」は洋服行商中茨城縣下阿見飛行場に於て同飛行場に關し種々の調査を爲したる事實あり又同人長男「シャミルセツデコフ」は取調の進行を阻害する行爲あり兩者は何れも素行不良にして嘗て取調を受けたる際退去を誓約し居り且不正入國の事實も判明せるを以て近く退邦の豫定なり。

(ニ) 「ガリー・ダシキ」具體的事實判明せざるを以て一應釋放の上引續き行動監視中なり。

イ	ハ	ロ	ニ
---	---	---	---

社會運動の國際的連絡關係

本月中に於ける社會運動の國際的連絡活動中顯著なる事例を擧示すれば次の如し。

發見月日	發送者	送付先	事例
十月中	米國以下不詳	神戸市湊東區荒田町 永江 外三名	一、國際通信(昭和十一年八月五日附第三卷第七號) 二、平和の爲に(國際通信昭和十一年七月三十日附) 三、危機迫る世界の大事(太平洋労働者昭和十一年九月五日附) 以上全部觀覽に於て配達阻止
一一、八	シカゴ市	大阪市港區魁町 藤田三郎	國際通信(昭和十一年九月二十日附第三卷第八號)
一一、九	上海局の消印あり	同 人	「彈壓下の労働組合(太平洋労働者十月一日發行)
一一、一〇	上海四路野口秀男	佐世保市高天町 小笠原勘一	國際通信(昭和十一年八月五日附第三卷第七號)
一一、一〇	シカゴ局の消印あり	京都市上京區舊大宮通 辻井民之助	一、「組合員統一に就て」(國際通信バンフ昭和十一年十二月一日附特別) 二、「新しい形態の組織へ」(昭和十一年十月十日附昭和バンフ特輯第一號) 三、「明朗日本の爲に」(昭和ソウシヨ新輯第三號) 四、「日本は何なる?」(昭和ソウシヨ新輯第二號) 一、「人民職權を妨害する社大黨最高幹部」と題するバンフレット 二、「労働無産協議會と社大黨への加盟問題」と題するバンフレット 三、「彈壓下の労働組合」と題するバンフレット
一一、一二	ロスアンゼルス市 發送者不明	福岡縣飯塚市明治町 全評系九州鑛山坑夫組合	「彈壓下の労働組合(太平洋労働者昭和十一年十月一日發行)

情報 其の他

一、赤露邦人共產主義者の取調

本籍 東京市淀橋區角筈一四六
住所 露領北樺太オハ

元北樺太石油株式會社オハ鑛業所架線工 神宮領一正(當三十一年)

右者十一月十一日北樺太石油會社備船「インデア」丸にて北樺太「オハ」出帆、十四日小樽に渡來せるを以て目下北海道廳に於て嚴密取調中なるが、本名は「オハ」鑛業所に於て就働中、宣傳員「プロムコム」指導員須藤政尾、塚田靜夫及鮮人方明正等

情報其の他

一一、一二	ロスアンゼルス市 ケアンゼルス市 味ハハリ	富山縣新川郡滑川町 高島佐一郎	「彈壓下の労働組合(同上)」
十一月中	ロスアンゼルス市 味ハハリ	大阪市天王寺區東平野 社大黨府縣庶務部長	「震盪たなびく東亞の天地」(國際通信昭和十一年十月十五日發行)

の宣傳を受け之に共鳴し、昭和七年三月永井二一外二名と共に鑛業所を脱出し、専ら「プロムコム」事務に没頭し、同月職業會議各部代議員選出に策動し組合大會に於て滿洲出兵反對の演説を爲し露國の宣傳に努むると共に邦人代議員の出席を勧誘し、第一回組合會議の結果鑛場委員會委員に選出され幹部員大會席上に於て將來共產主義の爲め奮闘を誓ふ旨の演説をなし、又常に放送局「マイクロフォン」を通じ主義宣傳竝に「ソヴェト」謳歌に努め居たるが、昭和七年末莫斯科に赴き「クードベ」入學のテストを受けたるも不合格になり、爲に哈府より尼港を経由し、昭和八年七月二日「オハ」に戻り、須藤政尾の後任として「プロムコム」東洋人指導員となり、次で齋藤靜夫の後任として社會保險部に勤務し居たるものなり。然るに最近に至りソ側の對邦人宣傳方法著しく變化せると、「オハ」石油工場労働者組合綜合委員長が日本語に巧みなる等の關係より日本人宣傳員専用の必要性少きに至りしたため委員會側に於ても漸次本人を敬遠するの意嚮露骨となり、本人も亦思想上に變化を來し帝國領事館或は石油會社關係邦人宅を訪問せる爲取調を受け遂に本年九月五日限り労働組合委員會と關係を絶ち日本側の保護により前記汽船にて本邦に歸來せるものなり。

税制改革問題を繞る商工、農村關係團體の運動狀況(一)

本運動は前月終に於ては農民運動、商工運動の項に於て別々に之を掲載せらるゝ本運動は之を統合して見るを便宜と認め所編として掲載せるものなり。

税制改革を繞る農村、商工關係團體の運動狀況

一
税制改革案を繞る運動は最近政治季節に入りたると一面又各税法案大綱が漸次發表せられ課税内容が明示せらるゝに至りたる爲課税反對或は緩和或は又實現促進の運動が愈々活潑となり之等の運動が相交錯して全國的に展開せられつゝある狀況なり。

二
即ち農村關係諸團體の運動としては先づ「産業組合中央會」は十一月十日全國産業組合長會議を開催して課税絶對反對の決議を爲し、今後の運動方策として専ら關係當局に對する陳情運動、地元選出代議士に對する諒解運動、組合大會或は印刷物に依る輿論喚起等の方法を決定して活潑なる運動を促したり。尙其の後政府に於て産業組合課税に就き相當緩和せられたる部分あるも樂觀を許さざるものあり。殊に取引税の如きは最も警戒を要するものありと爲し地元選出代議士に對する運動は特に效果的に行ふと共に反産運動に就ては注意を怠らざる様通達を發し一段の運動を慫慂する處ありたり。又「税制改革と産業組合」「産業組合課税に絶對反對す」と題するパンフレットを各方面に配布して課税反對の趣旨普及に努めり。

「全國信用組合聯合會協會」に於ても總會を開き産業組合課税問題を中心として協議を進め賣上税が取引税に改められ却て形勢逆轉の急迫せる事情に在りと爲し、全面的に産組課税反對の運動を推進むることに決定し關係當局に陳情せり。
「産業組合青年聯盟」「全國農業産業組合協會」に在りては當面の重要問題として運動を之に集中し産業組合中央會と相協力
税制改革を繞る農村、商工關係團體の運動狀況
一

し陳情運動を行ひつゝある狀況なり。

「各地方産業組合」は中央部と相呼應し東京、神奈川、兵庫、新潟、群馬、三重、愛知、山梨、長野、福島、山形、秋田、石川、福井、鳥取、島根、岡山、広島、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、大分、佐賀、宮崎、鹿児島の一府二十六縣下に於て夫々産業組合長會議を開催し組合課税反對の決議を爲し實行委員を擧げて上京し關係當局に陳情し或は電報又は書面を以て陳情を爲し或は又陳情書を作成して署名運動を起し、聲明書を發表し、機關紙その他印刷物を發行する等一般の輿論喚起に努めつゝあり。又特異なる運動方法としては長野縣産業組合青年聯盟が同縣下選出各代議士及縣會議員全員に對し産組課税案の可否如何の照會狀を發し之か回答を求めたるが其の後更に各政黨並在京の重なる新聞社、實業家、評論家其他知名者十數名に對し右同様の照會狀を發する處ありたるが之が回答を機關紙に發表し輿論の喚起に資する模様なり。又産業組合中央會長長野支會は目下開會中の長野縣會に於て組合課税反對の決議を爲さしめ關係當局に建議せしめむと策しつゝあることなりとす。

三

「系統農會」に於ては税制改革案は農會が從來主張し來りたる農村の負擔軽減に合致するを以て之を支持し其の實現を要望（産業組合課税を除く）し税制改革案促進運動を爲しつゝありて京都、兵庫、長崎、埼玉、千葉、茨城、山梨、栃木、岐阜、愛知、秋田、青森、福井、廣島、山口、愛媛、佐賀、鹿児島各府縣農會主催の下に縣下農會大會或は郡市農會長會議等を開催して重要農林園策と共に税制改革案の實現要望の宣言決議を爲し一般農民の輿論を喚起し之が決議は陳情書として關係當局に送附し居れり。

四

商工關係團體の中心を爲す「日本商工會議所」は其の後十一月五、六の兩日税制改革に關し常議員及税制調査委員合同協議會を開催し、税制改革案に關する建議、税制改革の實行に關する要望、産業組合に對する免税特典の廢止並商工業者との均衡課税に關する建議の各案を決定し來るべき定期總會に附議決議の上當局に建議することとせり。尙同十六日全國各商工會議所に對し産業組合に對する免税特典の廢止並商工業者との均等課税に關する建議書を送附し關係當局に建議方通達し、更に同二十五日税制問題決議の實行方法として政府當局其他に對する建議要望、府縣選出代議士に對する諒解運動、一般輿論の喚起方法を講ずる様通達する處ありたり。地方に於ける運動としては神奈川、兵庫、千葉、静岡、富山、新潟、愛知、鳥取、廣島の各縣下商工會議所又は商工團體聯合會が議員總會、部會等を開催して税制改革に關する決議を爲し關係當局に陳情せり。

五

「工業組合中央會」所屬神奈川、愛知、山口、兵庫、廣島各縣支部に於ては總會或は幹部會を開催して税制問題に關する建議案を可決し夫々關係當局に之を送附せる模様なり。

「日本實業組合聯合會」は取引税、財産税創設反對の陳情書を關係當局に提出せるが尙在京實業組合聯合會は來る十二月二十日前後に於て全國代表者大會を開催し更に議會休會中に全國商工業者大會を開催すべく諸種の準備を進め居れり。

「日本商權擁護聯盟」「全日本肥料團體聯合會」「全國米穀商組合聯合會」「全日本商店會聯盟」は産業組合課税實現方に關する陳情書を作成し關係當局に提出すると共に各々全國所屬團體に對し之が陳情書の提出方を慫慂する處ありたり。

「全國自動車業聯合會」「東京自動車業聯合會」は數回に亘り燃料對策特別委員會を開催し運動方法を協議し各府縣毎に演説會を開催して一般大衆に反對趣旨を徹底せしむることとせり。尙十二月二日東京市に於て對策大演説會を開催して反對氣勢を擧ぐる模様なり。又大阪に於ては聲明書を發表して關係當局其の他の方面に送附し、「中部日本自動車聯盟」は十二月十一日名古屋市に於てガソリン値上反對大會を開催すべく準備中なり。

「全國英大小課税反對同盟會」に於ては十一月十二日第四回全國大會を開催して氣勢を擧げ關係當局に陳情する處ありたるが其後政府當局に於て當業者の複雑性を認め最善の方法を講ずる旨の言明ありたりとて一先づ運動を打切ることとせり。

「全國菓子業組合聯合會」所屬九州支部は支部大會を開催して砂糖消費稅増徴、飴消費稅新設反對の宣言決議を爲し又「全國飴消費稅反對期成同盟會」は十一月十七日全國業者大會を開催して課税反對を叫び、尙議會開會中更に全國大會を開催すべく計劃し居れり。

「大日本毛織工業組合聯合會」「日本織物中央會」「日本織物卸賣業組合聯合會」は織物消費稅増徴並取引稅新設反對の陳情書署名運動を爲しつゝあり。

「廣島縣酒造組合」「兵庫縣西ノ宮酒造組合」は酒造稅引上、賣上稅(取引稅)新設對策合同協議會を開催し、福岡、熊本縣代表も參加、種々協議の結果、酒造組合中央會に對し意見書を提出し全國的に運動を展開することに申合せを爲したり。

「名古屋砂糖貿易商組合」外滋賀、廣島、新潟、兵庫、各砂糖商組合は取引稅中砂糖を「五大都市中央卸賣市場仲買人組合」は生鮮食料品を「東京薪炭問屋同業組合」は木炭を「富山縣賣藥同業組合」は賣藥を「佐渡味噌工業組合」は味噌を「西日本卵業協會」

は鶏卵を各々除外方の陳情運動を爲しつゝあり。

「横濱貿易協會」「神戸貿易懇談會」及神戸、名古屋兩商工會議所は輸出稅並統計稅新設反對の建議或は陳情を爲し居れり。

「映畫、演劇觀覽稅課税反對期成會」は十一月八日全國大會を開催して觀覽稅の減廢に關する決議を爲し、陳情書を關係當局に提出し又東北六縣同業者は同期成會東北支部を結成して東北六縣大會を開催し更に又愛知、山形縣に於ても縣下同業者大會を開催すべく計劃し準備中なり。

七

敍上の如く各種團體は各々の立場に於て盛に運動を展開しつゝあるも其の方法は概ね穩健にして目下の處警察上特に取締を要すべき事態なきも議會開會に至らば勢の赴く處運動は相當激化するに非らずやと認めらるゝを以て運動の推移に就ては鋭意注意中なり。

農林關係團體の運動狀況	税制改革を繰る農村、商工關係團體の運動狀況
農林關係團體の運動狀況 農林關係團體の運動狀況 農林關係團體の運動狀況	税制改革を繰る農村、商工關係團體の運動狀況 税制改革を繰る農村、商工關係團體の運動狀況 税制改革を繰る農村、商工關係團體の運動狀況

農林關係團體の運動狀況

税制改革を繰る農村、商工關係團體の運動狀況

農村關係團體の運動狀況

農村關係團體の運動狀況

府縣	運動主體	運動目標	運動狀況
東京	産業組合中央會	産業組合課税反對	一、十一月五日在京理事會を開催し、組合課税に關しては産組の本質上よりして絶対反對することとし之が決議案を作成することとせり。 二、十一月十日「税制改革と産業組合」と題するパンフレット二萬部作成、關係方面に配布す。 三、同日全國産業組合長會議を開催、産組課税反對決議を爲し今後の運動方針に就き協議する處ありたり。終つて關係方面に陳情す。 四、同日右會議決議事項の實行方各府縣支會に通達せり。 五、十一月中旬「産業組合課税に絶対反對す」と題するパンフレットを作成、關係團體に配布せり。 六、十一月二十六日産組課税に就き其の後政府の方針は相當緩和されたる部分あるも尙樂觀を許さざるものあるのみならず取引税の如きは警戒を要すること切なるものあるを以て道府縣選出代議士に對する運動は特に効果的に行ふと共に反産運動の動靜に注意方所屬團體に通達を發せり。
東京	全國信用組合聯合會	同右	一、十一月二十四日秋期總會を開催せるが産組課税に關する件を附議、課税に就ては緩和せられたる點あるも實上取引税に改められ却て形勢逆轉の急迫せる事情にあるを以て全面的に産組課税反對の運動を推進めることとし實行委員十八名を擧げ關係當局に陳情する處ありたり。
東京	産業組合中央會東京府支會	産業組合課税反對	一、十一月十七日政治問題委員會を開催、組合課税問題に付き協議し當面の運動方針を決定せり。 二、産青聯全國聯合會ニユース十一月一日付發行ス。 三、十一月五日産組課税反對決議案を閣下し陳情書を作成、陳情委員十六名を擧げ關係方面に陳情せり。 四、同日九日系統組合に對し前記陳情書を添へ直接關係方面に提出方指示せり。
東京	産青聯近畿地區協議會	一、大衆課税反對	一、十一月七日京都市に於て開催せる上記地區協議會に於て大衆課税反對に關する件を附議したるも決定事項なし。
京都	産業組合中央會京都府支會	一、産組課税反對	一、十一月二十日頃組合課税反對陳情書二十五萬部作成所屬組合に配布署名取願中なり。

府縣	運動主體	運動目標	運動狀況
神奈川	神奈川縣信用組合聯合會	同右	一、十一月十七日縣下産業組合長會議を開催（二六〇名産組課税問題に就き協議の上課税反對決議を爲し陳情書を作成關係方面に陳情することとせり。
兵庫	産業組合中央會兵庫縣支會	一、産組課税反對	一、十一月八日縣下産業組合長會議を開催（四百餘名）産組課税反對決議に就き協議、關係方面に對し産組課税立案撤廢方要請することと決定せり。 二、十一月二十六日縣下産業組合長會議を開催（二百八十餘名）課税反對の決議を可決し實行方法は議會主任者會議に一任せり。 三、十一月二十七日各郡部會主任者會議を開催し産業組合課税に關する件等に就き協議し課税絕對反對の決議を爲し直ちに關係當局に電報陳情せり。尙各組合に於て反對陳情書を作成署名取願の上關係當局其他に陳情することとせり。
新潟	産業組合中央會新潟縣支會	同右	一、十一月十三日縣下各都市産業組合長署名の陳情書を關係方面に提出せり。 二、縣下組合員十二萬餘人の陳情書署名運動を起すべく準備中。
千葉	産業組合中央會千葉縣支會	組合課税反對	一、十一月二十二日理事會を開催し産業組合課税問題に關する件、其他に就き協議せるが産業組合縣支會と連絡反對運動を進行することとし尙十二月十三日開催の聯盟大會に於て運動方法等協議することとせり。
群馬	産業組合中央會群馬縣支會	組合課税反對	一、十一月五日産組課税反對全國協議會を開催、課税絕對反對決議を爲し陳情委員十名を擧げたるが同九日東京關係各省に陳情することとせり。
奈良	奈良縣農村産業組合	組合課税絕對反對	一、十一月七日理事會を開催し組合課税反對の聲明書を發表すると共に陳情書を作成關係方面に提出することとせり。 二、十一月七日役員會を開き組合課税反對の聲明書を發表すること、尙陳情書を作成し盟友の署名を取附め關係方面に陳情することに決定す。
三重	産業組合三重縣聯合會	同右	一、十一月七日各都市支會長會議を開催各會に於て陳情書を作成し關係方面に陳情することと決定す。 二、同日代表者數名上京陳情せり。 三、右支部長會議の決定に基き員外九郡市組合部會は一齊に課税反對陳情書署名運動を開始し署名者八萬餘に及ぶ模様にして本月末關係當局に送附するもの如し。

農村關係團體の運動狀況

農村關係團體の運動狀況

愛知	靜岡	山梨	滋賀	岐阜	長野
愛知縣產業組合青年聯盟 愛知縣農村產業組合 愛知縣販賣購買組合 聯合會 產業組合中央會靜岡 山梨縣產業組合青年 總聯盟 山梨縣產業組合中央會山梨 支會 山梨縣產業組合青年 總聯盟 滋賀縣產業組合青年 聯盟 產業組合中央會 岐阜支會	同右	同右	同右	同右	同右
一、産組課税反對 一、産組課税反對 産組課税反對	同右	同右	同右	同右	同右
一、十月三十日都市產青聯支部長並町村產青聯理事に對し關係團體と連絡の上陳情署名運動方相合せり。 一、十一月五日、産業組合中央會の組合運動に及ぼす影響」と題するパンフレット一千五百部を作成關係方面に配布せり。 一、十一月十五日第二回産業組合實行委員大會を開催(九百八十名)組合課税絕對反對の決議を爲し關係方面に電報陳情せり。 一、靜岡縣下各都市支部に對し陳情書に署名收録め方示達せり。 一、十一月十日付機關紙「産組時報」に課税反對の記事を掲載し所屬組合に配布せり。 一、十一月十九日産業組合代表者會議を開催(百二十名)組合課税反對決議を爲し陳情書を作成し組合員全部の署名を取録め關係方面へ陳情することとせり。 一、組合課税反對陳情書を作成し盟友の署名運動を展開しつつあり、取録め次第關係當局に提出する模様なり。 一、所屬惠那郡部會長は組合課税反對陳情書を作成關係各省に提出せり。 一、今出課税反對運動の一方策として同縣下選出代議士及縣會議員全部に對し産組課税案の可否如何の照會を發し之が回答を求むる處ありたるが更に其の後、各政黨、新聞社、實業家、評論家其の他の知名者十數名に對し右同僚照會狀を發したるが、之が回答を機關紙に發表し以て輿論喚起に努めむことを策し居れり。 一、十一月二十日長野市に於て第一回長水産業組合青年聯盟大會を開催(二百五十名)をせるが其の際緊急動議として組合課税絕對反對の決議を爲し關係當局に電報陳情せり。 一、十一月十五日第三十二回年次大會を開催(一千八百名)をせるが産業組合課税反對に關する件を附議課税に對し全面的反對の緊急決議を爲したり。 一、向伊那郡產青聯は本大會を機とし課税反對陳情書に盟友の署名を求め(一千五百名)關係當局に送附せり。 一、十一月十四日開催せられたる第十五回年次大會に於て産業組合課税反對に關する件を附議し課税絕對反對の決議を爲し運動方法は幹部一任とせり。					

福島	岩手	山形	秋田	青森	石川	福井
産業組合福島支會 福島縣產業組合青年 聯盟 岩手縣農村組合協會 岩手縣產業組合青年 聯盟 岩手縣產業組合 岩手縣農林產業組合 岩手縣產業組合中央會岩手 縣支會 岩手縣產業組合青年 聯盟 産業組合中央會山形 支會 産業組合中央會秋田 支會 青森縣農村產業組合 協會 産業組合中央會石川 支會 産業組合中央會福井 支會 鳥取縣信用購買販賣 利用組合聯合會	同右	同右	同右	同右	同右	同右
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
一、十一月六日縣下組合長會議を開催(百二十名)組合課税反對に關する決議を可決し陳情委員二十一名を擧げ同日決議文を執行上京し關係方面に陳情することとせり。 一、十一月七日理事會を開催、組合課税反對聲明書を決議し陳情書を作成同日關係各省に提出せり。 一、十一月四、五、六、七、八の五日間に互り縣下一市十三部に於て郡部協議會を開催し、組合課税反對の決議を爲し陳情書を作成關係當局其の他に取録めの上關係當局に提出方通達を發せり。 一、十一月八日常任理事會を開催、陳情書を作成縣下支部長連名にて關係當局に提出することとせり。 一、十一月十日組合課税反對陳情方に就き同縣選出代議士並貴族院議員に依頼狀を發せり。 一、十一月十七日山形縣産業組合大會を開催(五百名)組合課税絕對反對の決議を爲し大會の名を以て關係當局其の他に電報陳情すること共に縣下八萬組合員の署名を取録め上京陳情することに決し陳情委員十三名を擧げたり。 一、其の後同委員は同日二十四日陳情書を携へ上京陳情する處ありたり。 一、十一月十八日産業組合懇談會を開催(二百五十名)組合課税反對の決議を爲し運動方針として各郡別に代表委員二十八名を擧げ陳情署名運動を展開し之が完了後代表者上京關係當局に陳情すること等を申合せたり。 一、十一月二十日縣下各産業組合に對し課税反對陳情書を送附し、署名取録めの上關係當局に提出方示達せり。 一、十一月三十日役員會を開き對策協議の結果各都市毎に産業組合長會議を開き課税反對の趣旨を徹底せしむると共に關係當局に電報陳情せしむることと、各都市より一名宛の實行委員を擧げ上京陳情することを決定せり。 一、十一月十日縣下産業組合長會議を開催(百三十名)組合課税反對の決議を爲し陳情委員十五名を擧げたるが同十一日上京關係當局に陳情することとせり。 一、十一月九日縣下産業組合長會議を開催、課税反對の決議を爲し、同十七日反對陳情文を縣下各産業組合に配布し署名取録中なり。 一、向十九日關係當局に對しては不取敢電報陳情せり。 一、十一月十日産業組合臨時總會並産業組合長大會を開催(百二十名)組合課税絕對反對の決議を爲せり。						

農村關係團體の運動狀況

農村關係團體の運動狀況

鳥取	島根	山口	兵庫	岡山	廣島	和歌山	徳島
産業組合中央會鳥取支會	産業組合中央會島根支會	産業組合中央會山口支會 山口縣産業組合青年聯盟	産業組合中央會兵庫支會	岡山縣農村産業組合協會	産業組合中央會廣島支會	和歌山縣産業組合協會	産業組合中央會徳島支會
同右	同右	同右	同右	組合課税反對	同右	同右	同右
一、農に課税反對の陳情書を關係當局に提出せしむるも更に陳情運動を爲すべく陳情書を作成各郡市部會に送附し署名取纏中なり。 二、島根縣農會並系統各島郡農會、各町村農會に對し組合課税反對運動に協力方の依頼状を發せり。 三、十一月五日島郡部會長會議を開催協同の結果支會長並部會長連名にて課税反對陳情書を關係當局その他に提出することとせり。 四、十一月十八日島郡部會及各町村産業組合に對し連署聯と連絡し各戸別訪問を爲し課税反對陳情書に署名取纏めの上關係當局に提出方通過せり。而して右行爲は、警察當局に於て指示する處ありたり。	一、十一月十九日縣下各産業組合に對し陳情書を送附し署名取纏めの上直接關係各省に提出方通過せり。 二、組合課税反對の陳情書を準備する爲来る十二月十三日青年聯大會を開催することとし之が準備を進めつつあり。 三、産業組合長會議の決議に基き課税反對陳情書に署名取纏め中の處同十九日十一萬七千餘名の調印を得たるを以て關係當局に送附せり。 四、十月二十八日縣下産業組合長會議を開催(二百九十餘名)組合課税反對の宣言決議を可決陳情委員を擧げたが、不日上京陳情する趣なり。 一、十一月一日縣産業組合長會議を開催(二百餘名)課税反對の決議を爲し、陳情委員六名を擧げたり。 二、委員は翌二日右決議を備へ上京關係當局に陳情せり。 三、各町村産業組合に於ても陳情委員會を開催し課税反對決議を爲し、關係各省に電報陳情すると共に縣選出代議士に陳情しつつあり。 四、十一月十六日第二次的對策協議の爲理事會を開き縣下各ヶ所に於て陳情經過報告會を開き陳情の興起に努むることと申合せたる模様なり。 五、十一月二十九日組合課税反對陳情經過報告會を開催(百五十餘名)今後には陳情に對し陳情運動を爲すこととし時機に應じ陳情委員を上京せしむること、縣下選出代議士に對し課税反對運動の趣旨を徹底せしむること等を決定せり。	一、十一月五日組合課税反對陳情書の作成し組合員全部署名返送方所屬組合に通達する處ありたり。 二、十一月十二日縣下産業組合大會を開催(三百餘名)せるが其の際産業組合課税に對する反對決議を爲し關係各省其の他に電報陳情せり。尙陳情署名運動を爲すこととして陳情書一萬部作成配布し署名を取纏むることとせり。	一、十一月一日郡市部會及各産業組合長に對し課税反對陳情書を作成し、關係當局に送附方指令せり。 二、支會主事外八名上京關係當局に陳情す。 三、十一月十七日郡市部會長協議會を開催、課税反對運動方法等に就き協議せり。 四、十一月三十日産業組合課税反對陳情運動方、縣下産業組合長に通過せり。 五、十一月十七日電報にて課税反對陳情署名運動方通過を發せり。 六、十一月十七日縣下産業組合大會を開催課税反對の決議を可決關係方面に電報陳情せり。 七、十月二十八日組合課税反對聲明書を發表し、之が運動方各郡部會及各町村産業組合に指令せり。 八、各郡部會に於ては夫々組合長會議を開き、反對決議を爲し陳情書を作成關係方面に送附し居れり。 九、十一月十三日第三回大會を開催(五百名)せるが其の際組合課税反對の決議を爲せり。 一〇、十一月二日開催せられたる第八回産業組合長協議會に於て組合課税反對の決議を爲せり。 一一、十一月二十五日「産業組合課税に關し縣下三十萬組合員に告ぐ」と題する印刷物三十萬枚作成配布せり。 一二、縣下各郡部會は各々町村産業組合長會議を開催、組合課税反對の決議を爲し、陳情書を作成關係當局に送附しつつあり。 一三、十一月八日縣下組合長會議を開催(二百四十餘名)組合課税反對運動に就き協議せり。 一四、十一月八日協會長會議を開催組合課税反對の決議を爲し實行方法として關係當局其他に電報陳情することに決定せり。 一五、同十日縣下各産業組合長に對し課税反對陳情書を送附し署名取纏めの上關係當局に送附方指令せり。 一六、十一月五日産組駐在員會議を開催し組合課税反對の決議を爲せり。 一七、十一月五日産組駐在員會議を開催せるが其の際組合課税問題に就き特に審議を申れたる結果各町村産業組合長より關係當局其他へ電報陳情せしむることとした決定即日各指令を發する處ありたり。 一八、十一月五日縣下産業組合長會議を開催(百二十名)組合課税反對の決議を爲し關係當局に電報陳情せり。尙不日代表者上京關係各省を訪問決議文を提出陳情する模様なり。				

農村關係團體の運動狀況

香川	愛媛	高知	福岡	大分	佐賀	宮崎
産業組合中央會香川支會	愛媛縣農村産業組合協會	高知縣農村産業組合協會 高知縣産業組合青年聯盟	産業組合中央會福岡支會	大分縣農村産業組合協會 大分縣農村産業組合青年聯盟	産業組合中央會佐賀支會	宮崎縣産業組合聯合會
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
一、十一月一日郡市部會及各産業組合長に對し課税反對陳情書を作成し、關係當局に送附方指令せり。 二、支會主事外八名上京關係當局に陳情す。 三、十一月十七日郡市部會長協議會を開催、課税反對運動方法等に就き協議せり。 四、十一月三十日産業組合課税反對陳情運動方、縣下産業組合長に通過せり。 五、十一月十七日電報にて課税反對陳情署名運動方通過を發せり。 六、十一月十七日縣下産業組合大會を開催課税反對の決議を可決關係方面に電報陳情せり。 七、十月二十八日組合課税反對聲明書を發表し、之が運動方各郡部會及各町村産業組合に指令せり。 八、各郡部會に於ては夫々組合長會議を開き、反對決議を爲し陳情書を作成關係方面に送附し居れり。 九、十一月十三日第三回大會を開催(五百名)せるが其の際組合課税反對の決議を爲せり。 一〇、十一月二日開催せられたる第八回産業組合長協議會に於て組合課税反對の決議を爲せり。 一一、十一月二十五日「産業組合課税に關し縣下三十萬組合員に告ぐ」と題する印刷物三十萬枚作成配布せり。 一二、縣下各郡部會は各々町村産業組合長會議を開催、組合課税反對の決議を爲し、陳情書を作成關係當局に送附しつつあり。 一三、十一月八日縣下組合長會議を開催(二百四十餘名)組合課税反對運動に就き協議せり。 一四、十一月八日協會長會議を開催組合課税反對の決議を爲し實行方法として關係當局其他に電報陳情することに決定せり。 一五、同十日縣下各産業組合長に對し課税反對陳情書を送附し署名取纏めの上關係當局に送附方指令せり。 一六、十一月五日産組駐在員會議を開催し組合課税反對の決議を爲せり。 一七、十一月五日産組駐在員會議を開催せるが其の際組合課税問題に就き特に審議を申れたる結果各町村産業組合長より關係當局其他へ電報陳情せしむることとした決定即日各指令を發する處ありたり。 一八、十一月五日縣下産業組合長會議を開催(百二十名)組合課税反對の決議を爲し關係當局に電報陳情せり。尙不日代表者上京關係各省を訪問決議文を提出陳情する模様なり。						

農村關係團體の運動狀況

山梨	茨城	千葉	埼玉	長崎	兵庫	京都	鹿兒島	宮崎
山梨縣農會	茨城縣農會	千葉縣農會 千葉縣農村聯盟	埼玉縣農會	長崎縣農會	兵庫縣農會	京都府農會	鹿兒島 産業組合中央會鹿兒島支會	宮崎縣産業組合青年聯盟
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
						進(産業組合課税を 除く)		
十一月二十四日郡市農會聯合會を組織し、農會改革案の實現(産組課税を除く)を要請し、農政諸問題解決促進の爲十二月六日郡下農會大會を開催することとせり。	十一月二十四日郡市農會聯合會を組織し、農會改革案の實現(産組課税を除く)を要請し、農政諸問題解決促進の爲十二月六日郡下農會大會を開催することとせり。	十一月二十四日郡市農會聯合會を組織し、農會改革案の實現(産組課税を除く)を要請し、農政諸問題解決促進の爲十二月六日郡下農會大會を開催することとせり。	十一月二十四日郡市農會聯合會を組織し、農會改革案の實現(産組課税を除く)を要請し、農政諸問題解決促進の爲十二月六日郡下農會大會を開催することとせり。	十一月二十四日郡市農會聯合會を組織し、農會改革案の實現(産組課税を除く)を要請し、農政諸問題解決促進の爲十二月六日郡下農會大會を開催することとせり。	十一月二十四日郡市農會聯合會を組織し、農會改革案の實現(産組課税を除く)を要請し、農政諸問題解決促進の爲十二月六日郡下農會大會を開催することとせり。	十一月二十四日郡市農會聯合會を組織し、農會改革案の實現(産組課税を除く)を要請し、農政諸問題解決促進の爲十二月六日郡下農會大會を開催することとせり。	十一月二十四日郡市農會聯合會を組織し、農會改革案の實現(産組課税を除く)を要請し、農政諸問題解決促進の爲十二月六日郡下農會大會を開催することとせり。	十一月二十四日郡市農會聯合會を組織し、農會改革案の實現(産組課税を除く)を要請し、農政諸問題解決促進の爲十二月六日郡下農會大會を開催することとせり。

栃木	岐阜	愛知	秋田	青森	福井	廣島	山口	愛媛	佐賀	鹿兒島
栃木縣農會	岐阜縣農會	愛知縣農會	秋田縣農會	青森縣農會	福井縣農會	廣島縣農會	山口縣農會	愛媛縣農會	佐賀縣農會	鹿兒島縣農會
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
十一月十八日郡下町村農會聯合會を組織し、農會改革案の實現(産組課税を除く)を要請し、農政諸問題解決促進の爲十二月六日郡下農會大會を開催することとせり。	十一月十八日郡下町村農會聯合會を組織し、農會改革案の實現(産組課税を除く)を要請し、農政諸問題解決促進の爲十二月六日郡下農會大會を開催することとせり。	十一月十八日郡下町村農會聯合會を組織し、農會改革案の實現(産組課税を除く)を要請し、農政諸問題解決促進の爲十二月六日郡下農會大會を開催することとせり。	十一月十八日郡下町村農會聯合會を組織し、農會改革案の實現(産組課税を除く)を要請し、農政諸問題解決促進の爲十二月六日郡下農會大會を開催することとせり。	十一月十八日郡下町村農會聯合會を組織し、農會改革案の實現(産組課税を除く)を要請し、農政諸問題解決促進の爲十二月六日郡下農會大會を開催することとせり。	十一月十八日郡下町村農會聯合會を組織し、農會改革案の實現(産組課税を除く)を要請し、農政諸問題解決促進の爲十二月六日郡下農會大會を開催することとせり。	十一月十八日郡下町村農會聯合會を組織し、農會改革案の實現(産組課税を除く)を要請し、農政諸問題解決促進の爲十二月六日郡下農會大會を開催することとせり。	十一月十八日郡下町村農會聯合會を組織し、農會改革案の實現(産組課税を除く)を要請し、農政諸問題解決促進の爲十二月六日郡下農會大會を開催することとせり。	十一月十八日郡下町村農會聯合會を組織し、農會改革案の實現(産組課税を除く)を要請し、農政諸問題解決促進の爲十二月六日郡下農會大會を開催することとせり。	十一月十八日郡下町村農會聯合會を組織し、農會改革案の實現(産組課税を除く)を要請し、農政諸問題解決促進の爲十二月六日郡下農會大會を開催することとせり。	十一月十八日郡下町村農會聯合會を組織し、農會改革案の實現(産組課税を除く)を要請し、農政諸問題解決促進の爲十二月六日郡下農會大會を開催することとせり。

農村關係團體の運動狀況

商工關係團體の運動狀況

府縣	運動主體	運動目標	運動狀況
東京	日本商工會議所	一、所得稅修正 二、相續稅の物納 三、財產稅新設反對 四、賣上稅新設反對 五、有價證券移轉稅 六、產業組合に免稅 特典撤廢	一、十一月五日より二日間に亘り税制改革に關し常議員及び税制調査委員合同協議會を開會、審議の結果税制改革案に關する建議、税制改革の實行に關する建議、產業組合に對する免稅特典の廢止並に商工業者との均等課税に關する建議の各案を決定し來るべき定期總會に附議決定の上當局に建議することとせり。 二、十一月六日日本會議所税制調査委員長より第五回税制調査委員會に於ける税制改革案の第一次的對議の状況を全國各商工會議所に通知せり。 三、十一月十六日日本各商工會議所會頭に對し「產業組合に對する免稅特典の廢止並に商工業者との均等課税に關する建議書」を送附し關係當局に建議方通過を發せり。 四、十一月二十五日各商工會議所會頭に對し税制問題決議の實行運動に關する通過を發したり。運動方法としては政府當局其の他に對する建議要望、府縣選出代議士に對する諒解運動、一般輿論喚起の方法を講ずること等を掲げ居り。
神奈川	横濱商工會議所	一、賣上稅反對 二、產業組合課稅要望	一、十一月二十日日本商工會議所定期總會に於て決定せる税制問題に關する建議書を一千部印刷し關係方面に配布せり。 二、十一月十三日理事會を開會し取引稅等の新設反對、產業組合課稅實現要望の決議を爲し今後積極的に運動を展開することとせり。 三、十一月十三日開會せる第七回總會に於て賣上稅新設反對の決議を爲し關係方面に不取敢電報陳情を爲したり。 四、十月十二日開會せる總會に於て決定せる議案税制改革に對する反對並に要望外八件の實行委員六名は十一月八日東京、關係當局を訪れ陳情せり。
千葉	千葉縣商工聯合會	同右	同右
靜岡	靜岡縣商工團體聯合會	取引稅新設反對	同右
福井	北本州商工會議所聯合會	日本商工會議所と同	同右

鳥取	鳥取商工青年聯盟會 倉吉商工青年聯盟會 吉商工青年聯盟會	產業組合に課稅方	一、十一月初旬產業組合に商工業者との均等の租稅を課せられたる旨の請願書を作成目下調印取纏め申なるが近く之を關係當局に提出する模様なり。
廣島	廣島縣商工團體聯合會	同右	一、十一月九日役員會を開會、税制改革に關する建議書を作成し會員の署名取纏めの上關係當局に陳情することとせり。 二、十一月二十四日開會せる總會に於て商業組合、工業組合、輸出組合に對する課稅免除方取引稅新設反對に關し政府當局に請願の件を附議可決せり。
富山	富山縣商工聯合會	同右	一、十一月二十七日貿易部會を開會し輸出稅及貿易統計稅新設に關する件に就き協議し貿易を萎縮せしむる懼れあるを以て反對することに決し十二月五日の役員會に附議決定の上關係當局に建議することとせり。
愛知	名古屋商工會議所	一、輸出稅並に統計稅新設反對	一、十一月二十五日理財部會を開き輸出稅並に統計稅反對の決議を爲したるが近く之を發表し輿論喚起に努むる模様なり。
兵庫	神戸商工會議所	同右	一、十一月三十日職員總會を開會せるが税制改革に關する建議並に產業組合に對する免稅特典の廢止並に商工業者との均等課税に關する建議をすることに決定し近く關係當局に送附する模様なり。
新潟	長岡商工會議所	日本商工會議所と同	一、十一月七日總會を開會し議に中央會本部に於て決定せる建議書に就き説明し之が運動を進むることと決定し、關係方面に對し右建議書と同文のものを作成送附せり。
神奈川	工業組合中央會神奈川縣支部	一、所得稅、資本利、子稅、家屋稅、印紙稅、財產稅、賣上稅の免除 二、產業組合と同一の取扱方	一、十一月七日幹部會を開會、建議書を作成關係當局に發送せり。 二、十一月十日臨時總會を開き工業組合に課稅免除方の決議を爲し建議書を作成關係當局に提出することとせり。 三、十一月二十日幹事會を開會し税制改革案對策に就き協議の結果陳情書を作成、關係當局に陳情することとせり。 四、十一月二十一日の臨時總會に於て税制整理案に對する建議書提出の件を附議之を可決せり。
愛知	工業組合中央會愛知縣支部	同右	同右
山口	工業組合中央會山口縣支部	同右	同右
兵庫	工業組合中央會兵庫縣支部	同右	同右
廣島	工業組合中央會廣島縣支部	同右	同右
東京	日本實業組合聯合會	一、取引稅財產稅創設反對	一、十一月十七日緊急理事會を開會、反對運動方法に就き協議の結果、來る十二月二十日前後に於て全國代表者大會を開會し尙議會休會明けに全國商工業者大會を開會することとせり。
東京	東京實業組合聯合會	同右	同右

商工關係團體の運動狀況

愛知	大阪	東京	佐賀	熊本	福岡	新潟
中部日本自動車聯盟	大阪タクシ業燃料對策委員會	東京自動車業聯合會	全日本商店會聯盟	佐賀縣穀物商組合聯合會	熊本縣米穀商組合聯合會	新潟縣肥料商組合
同右	一、關稅増徴反對 一、ガソリン消費稅新設反對	同右	産業組合課稅要求	同右	同右	同右
一、織物消費稅増徴 一、取引稅新設反對	一、十一月二十七日緊急幹部會を開きガソリン關稅増徴、ガソリン稅新設對策に就き協議したる結果十二月十一日名古屋市中に於てガソリン稅上反對大會を開催し反對氣勢を擧げ關係當局に對し警告的陳情を爲すこととせり。	一、十一月十七日特別委員會を開催し運動資金抽出方法等に就き協議、運動費として參千五百圓を見積り各組合に割當たり、尙十二月二日東京市に於て對策の演説會を開催し反對氣勢を擧げることとせり。 一、十一月四日實行委員會を開催し此の際聲明書を發表し輿論を喚起することとなり之が聲明書を作成關係當局其他に送附せり。	一、十一月二日、十日燃料對策特別委員會を開き運動方法等に就き協議せり。 二、同二十日更に同委員會を開きたるが各府縣毎に演説會を開催し一般大衆に反對の趣旨を徹底せしむることとし最後に上記事項の決議を爲せり。	一、十一月十日役員總會を開催せるが産業組合課稅要請の件を附議し關係當局へ陳情することとせり。 一、十一月二十三日理事會を開催し賣上稅中雜稅額除外方、印紙稅引下げ方、産業組合特典廢止方に就き協議し陳情書を作成關係當局に陳情することとせり。	一、十一月十日役員總會を開催せるが産業組合課稅要請の件を附議し關係當局に陳情せり。 一、十一月二十六日産業組合に課稅方の請願書を作成し關係當局に送附せり。	一、十一月十三日産業組合課稅促進に關する陳情書を作成關係當局に送附せり。 一、十一月二十九日組合支部長並に評議員會を開催せるが其の際産業組合に課稅實行方産業組合肥料取締法適用方の請願を爲すことに決定せり。 一、十一月二十六日産業組合に課稅方の請願書を作成し關係當局に送附せり。

東京	大阪	愛知	福岡	東京	三重	愛知
全國莫大小課稅反對同盟會	全國莫大小課稅反對同盟會關西支部	愛知縣莫大小同業組合	全國菓子業組合九州支部	怡消費稅反對同盟會	東海製怡業組合	大日本毛織工業組合聯合會
メリヤス課稅反對	同右	同右	一、砂糖消費稅増徴 一、取引稅新設反對	怡消費稅新設反對	同右	一、織物消費稅増徴 一、取引稅反對
一、十一月十二日第四回全國大會を開催（一千七百餘名）課稅反對の氣勢を擧げ最後に之が宣言決議を可決陳情委員三十名を擧げ三班に分れ關係當局に陳情せり。 二、十一月二十二日幹部會を開催し政府當局に於てメリヤス業の複雑性を認め再檢討の結果最善の方法を發表する趣なるを以て此の際當局を信頼して一先づ運動を中止することに決定、直ちに其の旨所屬團體に傳達する處ありたり。	一、十一月四日大阪市に於て關西大會を開催（八百五十餘名）課稅反對の宣言決議を可決し陳情委員十一名を擧げ關係當局其他に陳情書を提出することとせり、終つて引續反對演説會を開催して課稅反對の氣勢を擧げたり、因に陳情委員は即日東京せり。	一、十一月九日名古屋市中に於て全國莫大小課稅反對同盟中部大會を開催（一千餘名）課稅絕對反對の宣言決議を可決、陳情委員十二名を選任せり、終つて演説會に移り課稅反對を絶叫せり、陳情委員は同十日東京、關係方面に陳情せり。	一、十一月四日福岡市に於て支部大會を開催（二百五十餘名）砂糖消費稅増徴及び怡消費稅新設反對の宣言決議を可決、實行方法は役員に一任せり。	一、十一月十七日全國業者大會を開催（二百八十名）怡消費稅新設反對の宣言決議を可決し實行委員十六名を擧げ關係當局に陳情することとせり。 尙議會開會中に大會を開催して氣勢を擧げることとし運動資金として加盟組合より壹千圓平均支出する様盡力することに申合せたり。	一、十一月一日總會を開催せるが關係縣代表者二十數名出席、課稅問題に就き協議する處ありたり。	一、十一月十九日理事會を開催し稅制改革案對策に就き協議織物消費稅増徴に對しては是に反對陳情を爲したるを以て今回は取引稅新設並に工業組合に對する課稅絕對反對の陳情を爲すことに決定、陳情書を作成關係當局に送附せり。

商工關係團體の運動狀況

商工關係團體の運動狀況

東京	日本織物卸賣業組合	一、取引税新設反対	十一月十二、十三の兩日取引税反対協議會を開催、運動方法に就き協議したる結果、關係方面に陳情すること、貴業兩院議員に對し陳情書並にシフレットを送附すること、全國各地織物關係團體等に飛送して奮起を促すこと等を決定し、取引税新設反対の決議並に陳情書を可決同十四日關係方面に陳情せり。
兵庫	神戸輸出絹物同業組合	取引税新設反対	十一月三十一日組合員大會を開催せるが其の際賣上税増徴反対の宣言決議を可決せり。近頃陳情書を作成關係方面に陳情する模様なり。
廣島	廣島縣酒造組合	一、酒造税引上反対	十一月十七日酒造組合員大會を開催せるが其の際賣上税増徴反対の宣言決議を可決せり。近頃陳情書を作成關係方面に陳情する模様なり。
福岡	兵庫縣西宮酒造組合	一、酒造税引上反対	十一月十七日酒造組合員大會を開催せるが其の際賣上税増徴反対の宣言決議を可決せり。近頃陳情書を作成關係方面に陳情する模様なり。
鹿兒島	鹿兒島燒酎卸商同業組合	補償方要望	十一月十七日鹿兒島市に於て酒造税増徴協議會を開催せるが兩組合代表者も意見の一致を見ず其の儘散會せるが尙同研究會を續行する模様なり。
愛知	名古屋砂糖貿易商組合	取引税中砂糖除外方	十一月十四日廣島市に於て酒造税増徴協議會を開催せるが兩組合代表者も意見の一致を見ず其の儘散會せるが尙同研究會を續行する模様なり。
滋賀	大津市砂糖商組合	取引税中砂糖除外方	十一月十四日廣島市に於て酒造税増徴協議會を開催せるが兩組合代表者も意見の一致を見ず其の儘散會せるが尙同研究會を續行する模様なり。
廣島	廣島砂糖卸商組合	取引税中砂糖除外方	十一月十四日廣島市に於て酒造税増徴協議會を開催せるが兩組合代表者も意見の一致を見ず其の儘散會せるが尙同研究會を續行する模様なり。
新潟	新潟砂糖販賣組合	取引税中砂糖除外方	十一月十四日廣島市に於て酒造税増徴協議會を開催せるが兩組合代表者も意見の一致を見ず其の儘散會せるが尙同研究會を續行する模様なり。
兵庫	神戸砂糖小賣商業組合	取引税中砂糖除外方	十一月十四日廣島市に於て酒造税増徴協議會を開催せるが兩組合代表者も意見の一致を見ず其の儘散會せるが尙同研究會を續行する模様なり。
東京	五大都市中央卸賣市場仲買人	生鮮食料品賣上税免除	十一月四日五大都市中央卸賣市場仲買人代表者會同し、税制問題に就き協議書を作成、關係當局に陳情す尙今後常設委員をして適當處置せしむることとせり。
京都	京都市中央市場仲買人組合聯合會	生鮮食料品賣上税免除	十一月十七日議員會を開催、日用生鮮食料品を賣上税中より除外方に就き協議、不取取消關係當局に陳情書を提出することとせり。尙十一月末京阪神三都市同業組合代表者會の上本件に就き協議する模様なり。

商工關係團體の運動狀況

鹿兒島	鹿兒島市中央卸賣市場	同右	十一月二十、二十一の兩日賣上税課税問題對策に付き協議したる結果關係當局に陳情書を提出すると共に九州、中國、四國各縣下市中央卸賣市場に對し賣上税新設に就き採られたる措置方法並意見を照會することとせり。
東京	東京薪炭問屋同業組合	賣上税中木炭除外方	十一月二日評議員會を開催、全國配設賣上税課税問題對策に付き協議したる結果關係當局に陳情書を提出することとせり。
富山	富山縣賣藥同業組合	取引税中賣藥除外方	十一月二日評議員會を開催、全國配設賣上税課税問題對策に付き協議したる結果關係當局に陳情書を提出することとせり。
新潟	佐渡味噌工業組合	取引税中味噌除外方	十一月二日評議員會を開催、全國配設賣上税課税問題對策に付き協議したる結果關係當局に陳情書を提出することとせり。
福岡	西日本卵業協會	取引税中鶏卵除外方	十一月二日評議員會を開催、全國配設賣上税課税問題對策に付き協議したる結果關係當局に陳情書を提出することとせり。
神奈川	横濱貿易協會	輸出税並統計税新設反対	十一月十八日輸出部役員會を開催課税反対聲明書發行を決議し、全國關係當局に之を送附し陳情を喚起することとせり。尙同二十四日代表者上定、同二十日加賀組合二十七團體の署名せる陳情書を關係當局に提出せり。
兵庫	神戸貿易懇談會	同右	十一月十八日輸出部役員會を開催課税反対聲明書發行を決議し、全國關係當局に之を送附し陳情を喚起することとせり。尙同二十四日代表者上定、同二十日加賀組合二十七團體の署名せる陳情書を關係當局に提出せり。
東京	映画演劇觀覽税課税反対期成會	觀覽税の新設反対	十一月八日全國大會を開催(六十余名)觀覽税減徴に關する決議、陳情書を決定し至急關係方面に提出することとせり。
宮城	東北六縣興業者聯合組合(準)	同右	十一月十七日仙臺市に於て映画演劇觀覽税課税反対東北大會を開催(二十八名)課税反対の決議及陳情書を可決し目的貫徹の爲、大案課税課税課税反對、全東北同盟期成會本部」を設け實行委員二十五名を選任し之が運動に當ることとせり。
山形	映画演劇觀覽税課税反対全東北同盟期成會山形縣支會	同右	本會に在りては全國期成會及東北同盟期成會の指令に依り十二月五日縣下同業者大會を開催し、課税反対決議を爲し關係方面に提出すべく之が準備を進めつゝあり。
福島	濱街道劇場組合	同右	十一月二十八日映画演劇觀覽税課税反対運動に就き協議の爲幹事會を開き今後業者結束、縣下各組合と連絡運動することとし實行委員三名を擧げたり。
愛知	愛知縣活動寫眞聯合組合名古屋劇場組合	同右	十一月十七日緊急役員會を開催し課税反対運動方針に就き協議し、十一月二十八日愛知縣大會を開催することに決し大會準備委員八名を擧げたり(結果報告未附)

佐々木 編

嚴
秘

特高外事月報

昭和十一年十二月分

内務省警保局保安課

凡 例

- 一、本資料は各月中に於ける社會運動其の他に關し特高外事警察事務上参考となるべき情勢の概要及重要なる關係出版物を輯録するものとす。
- 一、下記種別中其の月に於て特記すべき重要事項なかりしものは之れが記述を省略す。
- 一、本資料は當該月末日迄に到達せる廳府縣の情報に據りて記述す。
- 一、記事締切後到達せる報告事項は之を翌月分月報に合併記述す。

特 高 關 係

- 一、共產主義運動
- 一、國家(農本)主義運動
- 一、政黨運動
- 一、勞働運動
- 一、農民運動
- 一、商工運動
- 一、水平運動
- 一、朝鮮人運動
- 一、宗教運動
- 一、無政府主義運動
- 一、其の他の運動
- 一、消費組合運動
- 一、借家人運動
- 一、其の他

外 事 關 係

- 一、入國、居住、送還
- 一、外謀取締關係
- 一、社會運動の國際的連絡關係
- 一、情報其の他

特高關係

(運動狀況)

- 一、概説……………一
- 一、共產主義運動の狀況……………六
- 一、黨中央再建準備委員其他の非法分子の檢舉……………八
- 二、最近の共產主義運動テーゼ……………一〇
- 三、プロレタリア文化運動の狀況……………一三
- 四、日本無産者警察同盟の運動狀況……………一四
- 五、學生運動の狀況……………一七
- 附 日獨防共協定に對する左翼方面の感想……………一七
- 一、國家(農本)主義運動の狀況……………二二
- 一、叛亂事件の審理狀況(其の九)……………二二
- 二、神兵隊事件の公判開始決定……………二八
- 三、時局協議會の結成と其後の情勢……………三〇
- 四、維新制度研究會の結成……………三七
- 五、大和聯盟の結成……………三九
- 六、愛國勞働農民同志會の情勢……………四二
- 七、大日本青年黨の情勢……………四五
- 八、純正維新共同青年隊結成準備會の情勢……………四五

- 九、純正日本主義青年運動全國協議會の情勢……………四八
- 一〇、明倫會の近況……………五〇
- 一一、東方會の運動狀況……………五二
- 一二、政黨政治排撃運動の狀況……………五四
- 一、政黨運動の狀況……………五六
- 一、大日本國家社會黨の情勢……………五八
- 二、新日本國民同盟の情勢……………六〇
- 三、社會大眾黨の情勢……………六二
- 一、勞働運動の狀況……………七二
- 一、勞働團體等の時事問題に對する動靜……………七二
- 二、愛國從業員組合總聯盟結成狀況……………七六
- 三、日本海員組合評議委員會狀況……………七九
- 四、株式會社時事新報社の解散に伴ふ爭議……………八〇
- 一、農民運動の狀況……………八七
- 一、全國農民組合の情勢……………八七
- 二、日本農民組合總同盟全國大會の狀況……………八九
- 三、全農新潟縣聯合會北日本農民組合合同問題の概況……………九二
- 四、産業組合及農會の運動……………九三

- 五、福岡縣浮羽郡に於ける日農浮羽郡聯合會對浮羽地主聯合會の小作爭議……………九四
- 六、福岡縣朝倉郡三輪村に於ける小作爭議……………九七
- 七、島根縣八束郡竹矢村に於ける小作爭議……………一〇〇
- 八、小作爭議の協調的解決乃至惡化防止に對する警察活動の概況……………一〇〇
- 一、商工運動の狀況……………一〇三
- 一、日本商工會議所の運動……………一〇四
- 二、全日本商權擁護聯盟の運動……………一〇四
- 三、全國米穀商組合聯合會の運動……………一〇五
- 四、全國實業團體聯合會の運動……………一〇五
- 一、水平運動の狀況……………一〇五
- 一、全水山口縣聯の確立……………一〇五
- 一、朝鮮人運動の狀況……………一〇七
- 一、南鮮水害救濟運動の狀況(其の五)……………一〇七
- 二、在支不逞鮮人の近況(其の八)……………一〇八
- 三、朝鮮人の内地出入狀況調……………一二〇

外事關係

- 一、概説……………一五九
- 一、入國、居住、送還關係……………一六一
- 一、中國人(滿洲國人)入國禁止調……………一六一

- 一、宗教運動の狀況……………一二二
- 一、宗教(信仰)を利用する不正行爲の取締……………一二二
- 一、無政府主義運動……………一二四
- 一、治安維持法違反起訴者調……………一二四
- 一、其の他の運動……………一二四
- 一、消費組合運動の狀況……………一三三
- (雜錄)……………一三三
- 一、特高關係主要機關紙發行狀況……………一三四
- 一、運動日誌……………一三五
- 一、時事日誌……………一四二
- 一、主なる社會運動團體一覽表……………一四三
- (研究資料)……………一四三
- 一、國家(農本)主義運動……………一四五
- 一、大日本青年黨組織方針……………一四五
- 一、政黨運動……………一四七
- 一、社會大眾黨一般運動方針書……………一四七

- 二、中國人(滿洲國人)送還調……………一六一
- 一、外謀取締關係……………一六六
- 一、ソ聯邦大使館の本邦航空「フィルム」購入計畫……………一六六

目次

二、ソ聯邦發行「日本の軍備」と題する出版物の入手……一六六

三、外謀容疑イデル・ウラル・トルコ・タター文化協會
關係者の送還……一六六

一、社會運動の國際的連絡關係……一六七

一、情報其他……一六八

四

一、ソ聯邦汽船タワリシチ・クラシシンの不開港入港
事件……一六八

二、在露邦人共產主義者新宮領一正の没局……一六九

三、全露共產黨の極東運動資金支出決議文……一六九

四、西國內亂に活躍する蘇聯主要人物……一七〇

税制改革問題を繰る農村、商工關係團體の運動狀況……

目次終

眞寔機関要主体團人鮮運不支在
(照參項の動運人鮮朝)

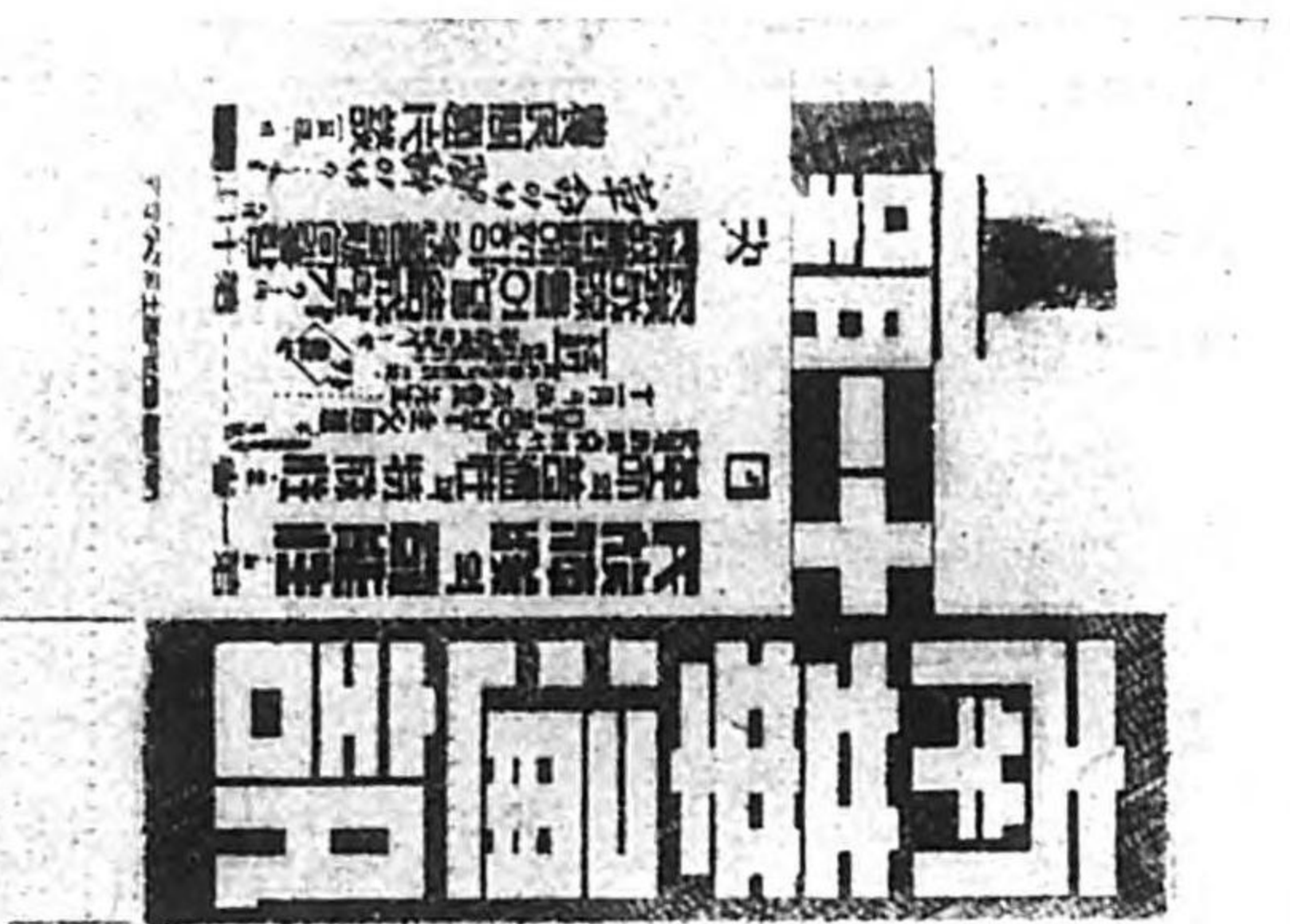
南華韓人青年聯盟機關誌 (誌文)

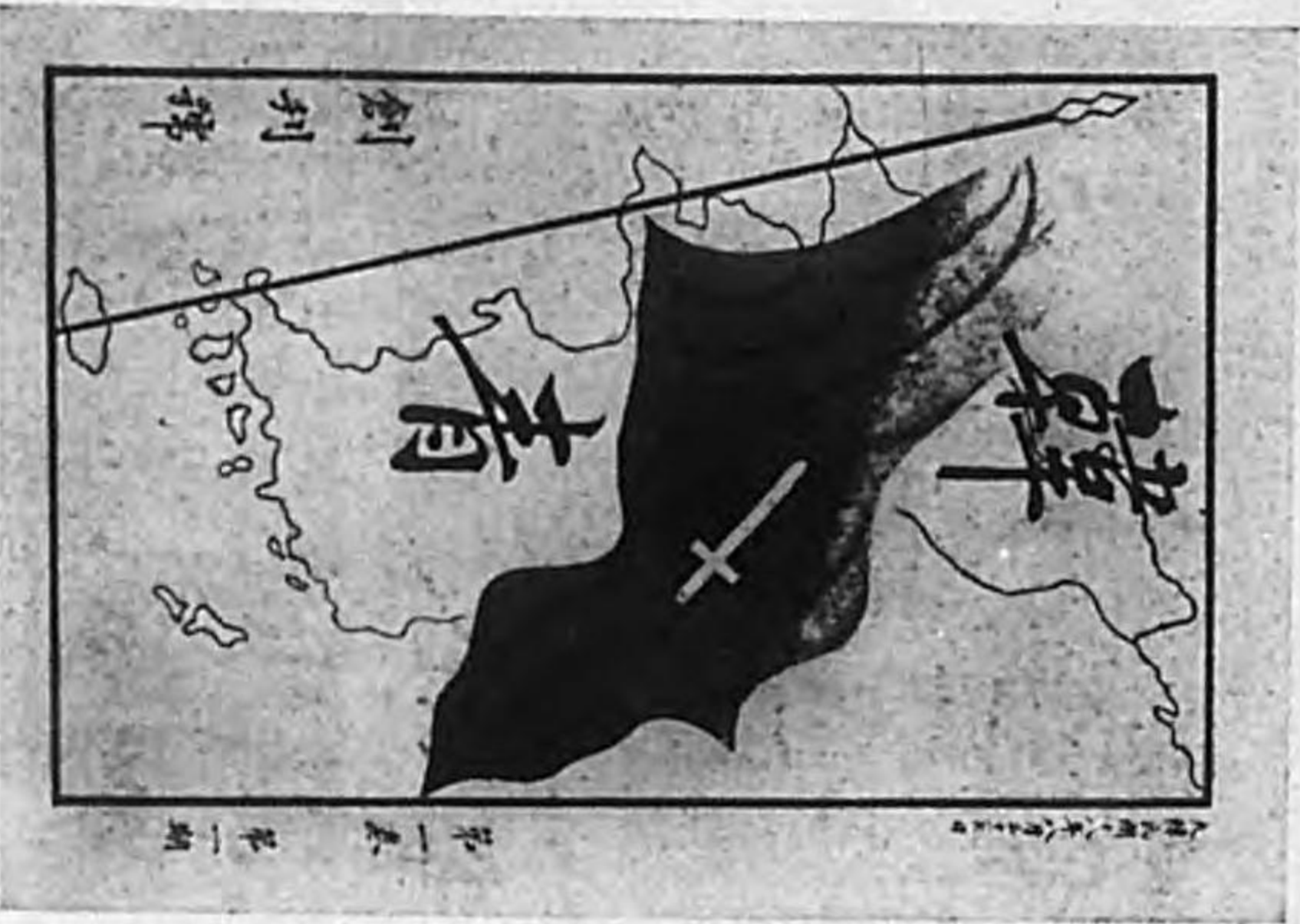
韓國民族革命黨機關誌 (誌文)

民族革命

民族革命黨創立
第一週年紀念號

號三第





韓國々民黨青年團機關誌 (諺文)



韓國々民黨機關紙 (各號諺文)

特高關係

運動狀況

概説

十二月中に於ける各種社會運動を概観するに、共產主義運動にありては豫て其地下運動に對し内偵中の所、本年四月頃大阪地方を中心として日本共產黨が再建せられ居ると共に、その他の各地にも共產主義非合法グループが結成せられ、此等のグループは黨の再建若くは之に参加を希望して蠢動し、或は黨とは關係なく寧ろその戦略戰術に於ては黨と對立し居るが如くなるも、その窮極に於ては黨と同一目的の下に合法運動を偽裝して大衆の獲得に努め居るものなること判明せるを以て、十二月五日早朝を期して一斉檢舉を斷行し目下取調中なるがその關係府縣は東京、静岡、三重、京都、大阪、兵庫、廣島、高知、福岡、熊本等にしてその檢舉人員は三七九名に達せり。尙最近の内偵調査によれば十一月末配付せられたる共產主義運動の方針書とも認めらるゝもの(十一月分)は本年七月頃米國より國內に送附せられたる「祖國よりの便り」と稱する國際通信第三卷第五號に掲載しある岡野、田中よりの「日本共產主義者へのがみ」中より拔萃せられたるものの如く認めらるる節あり、又右「日本共產主義者へのがみ」はコミンテルンより我國の共產主義者に指令せる新テーゼなるやの聞込あるが、今次の檢舉取調により最近の共產主義運動は之と同一方針に基き運動し居ること判明するに至れり。又合法場面に於てはプロレタリア文化運動及學生運動等にその外廓運動と認めらる運動が漸次擡頭の勢を示しつゝあり。

概説

叛亂事件に對する審理は、關係被告中直接部隊參加者以外の者にして起訴せられたる者四十一名(内軍人二)不起訴四十五名(内軍人)に及び未だ起訴不起訴の決定せざるは僅かに五名のみなり。而して起訴者中山口市太郎以下六名に對しては既に本年七月判決言渡ありたる所なるが、他の被告に對しても大部分は既に求刑行はれたる趣きなり。不起訴者中久原房之助に對しては十二月十四日其の不起訴決定と同時に陸軍省より取調の内容を發表せられたるが、右に對し巷間種々なる揣摩臆説行はれ處分其のものに對しても疑惑的意嚮を洩すもの相當ありたり。

右翼運動の一般的動向を観るに、豫て準備中にありたる愛國團體聯絡機關時局協議會は十二月二十一日發會式に代るべき第一回總會を舉行するの運びとなり、茲に叛亂事件後幾多迂餘曲折を重ねたる右翼戦線の統一は一應其の緒に就きたりと目し得べく、殊に本協議會は頭山滿、一條實孝、今泉定介、建川美次、小林省三郎等を客員又は贊助員に、小林順一郎、橋本欣五郎、吉田益三、高山久藏、赤崎實藏、江藤源九郎、入江種矩等右翼團體の有力分子を世話人とするものにして今後政治的にも社會的にも相當の影響力を持つものとして各方面の關心を蒐めつゝあり。尙關西方面に於ては吉田賢二一派によりて別に大和聯盟の結成さるゝあり、關東には學者層を中心とする維新制度研究會の創立さるゝある等第七十議會の切迫と共に各方面共漸く陣營の強化を見つゝある實情にあり。

政黨運動にありては、大日本國家社會黨は昨春の内紛以來活動不振の状態にありたるが、最近に至り本黨の主勢力をなし居りたる大阪、愛知の兩黨務局並に廣島支部は、本部より何等の指令を受くる所なく夫々解消して自主的活動を開始し、中心分子大橋治房(大阪)伊藤長光(愛知)西光万吉(奈良)等は各々其影響下分子を率ゐて大和聯盟の結成に參劃し、名實共に本部の羈絆を脱するに至りたる爲本部の存在は殆んど有名無實化するに至れり。新日本國民同盟にありては對支、對ソ問題の

緊張に伴ひ所謂國民的準戰時總動員準備運動と稱して國論の喚起に努むると共に他面現内閣の外交方針は現下の時局に適應せざるものとして内閣總辭職要求運動を開始しつゝあり。社會大衆黨は十二月二十日年度大會を開催し一般方針、政策、第七十議會闘争方針其の他を協議決定する所ありたり。而して黨の議會闘争基準は該黨こそが資本主義政權に對する唯一の反對黨なることを鮮明にして國民大衆の革新的要求に答ふべきことを以て主眼となし、之が爲には議會對策特別委員會を設置して黨選出代議士を統制し、院内に於ては黨の政策主張の闡明並實現の爲めに自主的に活動し政府提出諸議案に對しては黨獨自の立場より攻撃を加へ、時機を見て内閣不信任案をも提出すると共に、院外に於ては大衆増稅絶對反對の宣傳、勞働組合法、小作法制定請願運動等に重點を置くべきものなりと決定し、夫々之が準備を進めつゝあり、又黨は國民同盟と聯絡を採り政友民政の少壯代議士にも働きかけ反政府勢力を昂めんとする意圖を有し、議會開會中に於ける演說會を準備しつゝある模様なり。尙同黨内の情勢に就き注目すべきことは最近右翼派の勢力漸次増大せんとする傾向にありて其の片鱗は運動の各所に於て顯れつゝあること之なり。次に勞農無産協議會は今後の運動方針として町會班の設置、工場職場分會、青年部の設置等を指令し、東京に於ては區會議員團を結成し、第七十議會に對し「フアツショ」政策の一切に反對し勤勞大衆の生活安定國民の政治的自由獲得の爲めに闘争する」云々の聲明書を發する所ありたり。

勞働運動にありては中部地方に於ける日本主義系五勞働團體は愛國勞働團體の全國的統一への前提なりとして合同を策しつゝありたるが、遂に十二月十二日愛國從業員組合聯盟を結成せり。其の他時局に對する勞働團體等の動靜としては愛國勞働組合全國懇話會は十二月八日東京に於て日獨協定成立祝賀提燈行列を舉行する所あり、一方勞働無産協議會は日伊協定に對し聲明書を發表して政府の外交交渉を難詰抗議する等之に反對の態度を取りつゝあり。

農民運動の分野にありては、全國農民組合は當面の運動目標を小作法の獲得及政府の農村關係法案に對する小作人の利益伸張の爲めの闘争に置き、前者については社大黨、日本労働組合會議、日本農民組合總同盟等と協力して全國的に請願運動を展開し、後者については闘争方針及態度等を決定する爲めの資料を蒐集中にあり。又無産政治戦線運動若は所謂人民戦線運動に至大なる影響ありとして其の動向注意中にありたる、北日本農民組合と全農新潟縣聯合會との合同問題は、其後全農縣聯側の執拗なる合同阻止の策動により、遂に北農側に於ては斯る情勢に抗して積極的實現工作を採ることは反て形勢を不利ならしむる虞ありとして漸く靜觀的態度を保持するに至れり。日本農民組合總同盟にありては十二月十六日年度大會を開催し、地方農業改革に對する態度を明確にする所ありたり。

産業組合中央會は來る議會に國民保健法案の提出されんとする實狀に鑑み、農村保健運動を展開すべく産業組合の醫療組合運動と、全購聯の賣藥運動との統一機關として、中央及地方に農村保健問題委員會を設立し研究することに決せり。帝國農會外農村關係六團體にありては、農山漁村の更生振興運動の促進を目標に中央農林協議會の結成準備中にあり。

商工運動にありては第七十回帝國議會に當面して、中小商工業者の商權擁護を目標とする、全日本商權擁護聯盟、日本商工會議所、全國米穀商組合聯合會等に於ては、産業組合に對する課税實現及違法行爲脱法行爲の絶滅を期し商權擁護を目標として之が陳情運動に出でんとする傾向漸く熾烈化せんとする狀況にあり。

税制改革案を繞る農村、商工關係各種團體及労働組合等の反對若は緩和要求又は實現要望の運動は議會開會に當面して地方代議士に對する工作、地方大會の開催、關係當局に對する陳情運動等漸次頻繁熾烈となり、明年休會明け議會に向つて運動を集中せむとする情勢にあり。就中産組青年聯盟全國聯合の如きは、新運動方策として大衆動員網を整備し、或は取締當局

局の態度に關し調査を行ひ、又他團體との横斷的連絡による大衆的署名陳情運動を強調する等漸く尖鋭化の傾向あり。宗教關係にありては各府縣當局の取締の勵行に依り所謂淫祠邪教の部類に屬するもの續次其の内情が剔抉せられ夫々制壓が加へられつゝある狀況なり。

終りに朝鮮人運動の分野を見るに、本年八月以來在留朝鮮人團體を中心として企圖せられたる南鮮水害救済運動は、多分に民族若は共產等の各種主義系分子に利用せられたるやの觀あり、之が爲め一般在留朝鮮人の民族的感情を相當刺戟し、其の推移注目を要する所ありしも今や運動は殆んど終局に歸するに至れり。又一方海外不逞鮮人各派は日支紛争を模機として第二次世界大戰の勃發近きにありとなし斯る機會を捉へて一舉に朝鮮獨立を完成すべしとして益々活潑なる策動を展開しつゝありて、之が警戒は依然として嚴密を要すべき狀況にあり。

共産主義運動の状況

一、党中央再建準備委員其他の非法分子の檢舉

最近に於ける共産主義分子の蠢動状況に關しては屢々記述せる所なるが、更に内偵する所によれば本年四月頃より日本共産黨の組織が再建せられ、その他にも各地に共産主義非法グループが結成せられて蠢動し居ること判明せるを以て、十二月五日早朝を期して一斉檢舉を斷行し、目下取調中なるが其の概況次の如し、

(一) 党中央再建準備委員會

關西地方に於ける黨組織は本年一月以降の一斉檢舉に依り一時壊滅したるが、一、二の殘存分子並若干の影響下分子は、本年三、四月頃より秘かに連絡を回復して黨の再建を企圖するに至れり。而して其の再建グループには大阪労働學校關係者を中心とする一派と、大阪消費組合並救大阪支部關係者を中心とする一派との二個のグループありて、前者は「黨關西地方再建準備會」と謂ひ、後者は「黨關西地方委員會」と稱し、兩者は互に相手方を挑發グループと見做し、疑心警戒裡に積極的連絡をなさず、夫々独自の立場に於て黨再建活動に奔走し來りたるが、其の後「黨關西地方再建準備會」は「黨關西地方委員會」の積極的活動に壓倒せられ其の組織は漸次之に吸収せられて自然消滅するに至れり。

一方「黨關西地方委員會」は六月上旬「党中央再建準備委員會」に組織替をなすと共に、左記の如く機關紙赤旗其の他の印刷物を發行配布して積極的活動を展開せるが、その結果、大阪を中心として、京都、兵庫、東京、廣島、福岡、熊本等とその關係者を擁するに至れり。

党中央再建準備委員會一派の發行文書

日	附	配布月日	種	類	發行署名
一九三六	三月十五日	昭和十一年五月月上旬	統一戰線樹立のために(半紙四ツ折型二十八頁)		日本共産黨 關西地方委員會
五	五	五	日本に於ける民衆戰線のために(半紙四ツ折型十一頁)		
五	五	五	自宅で有利に收入を得る近道(ト偽裝(半紙四ツ折型八頁))		
七	七	七	夏期の好飲料(ト偽裝表紙ヲ附セルモノ)(半紙四ツ折型四十五頁)		中央再建準備委員會
八	八	八	赤旗第一號(美濃半紙八枚綴キ)		
十	十	十	處世訓話生きる力(ト偽裝(半紙四ツ折型四十七頁))		
十	十	十	黎明に戰ふ(ト偽裝(半紙四ツ折型四十頁))		

(二) 全協再建並其の他の非法グループ

前述の外警視廳、兵庫、熊本、大分等の各府縣下には日本労働組合全國協議會の

再建運動行はれ、又警視廳管下には政治經濟研究所及労働雜誌社を中心とする非法グループ、静岡縣下には静岡合同労働組合及静岡救授會を中心とする非法グループ、愛知、三重縣下には名古屋合同労働組合を中心とする非法グループ、兵庫縣下には全評書記局を中心とする非法グループ、又金星社(文化團體)、小學校教員等の非合法活動、高知縣下には従來の治安維持法違反者を中心とする非法グループ、熊本縣下には轉向者團體更生會、及熊本消費組合等を中心とする非法グループが結成せられ、此等のグループは窮極に於ては黨と同一目的を有するも、黨とは關係なく寧ろその戰略戰術に於ては黨と對立し極めて合法運動を偽裝して大衆を獲得するの方針を以て活動し、

或は黨の再建若くは之に参加を希望して蠢動し居りたるものなることが判明し、又兵庫、大阪、京都、愛知縣下のプロレタリア團體中にはエス語を以て黨的立場より國際連絡をなし、或は黨の政綱政策を大衆に反映することに努め來りたること判明せり。

(三) 檢舉狀況 以上の如き状況に在りたるを以て關係府縣と數次に亘り連絡打合せをなし、前記の黨中央再建準備委員會關係者は勿論、その他の非合法グループに對しても十二月五日早朝を期して一斉檢舉を斷行せるがその檢舉者總數は十二月九日現在に於て次表の如し。

治安維持法違反被疑者檢舉數 (十二月九日現在)

府縣名	人員	備考	府縣名	人員	備考
東京	三九名		廣島	九名	
静岡	八名		福岡	六六名	
愛知	三九名		高知	一九名	
三重	七名		熊本	三九名	
京都	一八名		大分	一五名	
大阪	五一名		計	三七九名	
兵庫	六九名				

二、最近の共産主義運動テーゼ

本年十一月下旬東京市内より旅行會及郷土史跡研究會等の偽名を以て、最近に於ける共産主義運動の方針書と認めらるる

文書が發行配布せられたることは前月號に記述せる所なるが、該文書は本年七月頃米國方面より國內に送附せられたる「祖國よりの便り」と題する國際通信第三卷第五號に掲載し居る岡野、田中よりの「日本共産主義者へのがみ」中より拔萃せるものに非ずやと認めらるる節あり。而して内偵する所によれば、右岡野、田中よりの「日本共産主義者へのがみ」はコミンテルンより、我國の共産主義者に指令せる共産主義運動の新テーゼなるやの模様あり。

(一) 日本共産黨の基本方針

該「日本共産主義者へのがみ」の要旨は、「吾黨はプロレタリア獨裁の樹立を目指し先づブルジョア民主主義革命を遂行せんとしてゐる」と前提し、此の基本方針の正しきこと、及之が爲「天皇制の打倒と労働者農民の革命的民主主義獨裁の樹立、地主の土地無償沒收と土地を農民への分配、八時間労働と労働者及勤勞農民の生活の急激なる改善」の爲に闘争するの必要あることを強調せるが一面に於ては「吾黨は大衆の當面の利益を擁護し之をブルジョア民主主義革命への闘争に導くことに成功し居らざること」、又「廣汎なる大衆は未だ天皇制打倒のために直接公然たる闘争を行ふ用意なき事實を考慮に入れざりしこと」は、宗派的誤謬の結果なることを批判し、今後は「コミンテルン第七回世界大會の諸決議及現下の國際情勢の具體的分析に基いてこの戰術的方針を是正し、一層確實なるものたらしめざるべからず」と稱せり。

(二) 當面に於ける任務

而して「軍部は天皇制機構中最も反動的にして最も野蠻的なる帝國主義者」なること、又「我國をファッシスト的野蠻經濟的軍事的慘禍に導き日本國民を國際的反革命の肉彈たらしめんとし居ること」、「然るに一方此の軍事ファッシスト獨裁の脅威に對し偉大なる國民運動をまき起すための條件は今日程我國内に成熟せることはなきこと」、「從つて日本共産黨の當面する任務は軍部、反動、戦争に反對して全勤勞農民を統一す反ファッシヨ人民戦線の組織にあらねばならぬこと」を強調し、その現段階に於けるスローガンの内容は「反動と軍事ファッシスト獨裁の脅威反對、全權力が人民の手

にある民主主義日本の樹立、全成人の一般平等直接無記名投票により選ばれたる最高権力を有する人民憲法會議の開設でなければならぬ」とし、更に之等に關する具體的スローガンとして十八項目を指示せるが、特に「共産主義者の合法的非法的政綱は内容に於ては同一であるがその形態は明かに異つたものでなければならぬ」と稱し、極力合法性を偽裝するの必要を強調せり。

(三) 黨員の活動及黨の組織方針 又黨員は水平社、産業組合、進歩的宗教團體、平和團體、青年團、在郷軍人會等に潛入して之等の會員大衆を人民戦線の側に獲得すると共に農民をも之が戦線に動員する爲、大衆的なる農民集會の組織其の他請願陳情運動の指導権を把握することに努むべき旨指示し、更に黨の組織に關しては「その組織形態が黨の大衆的仕事に相應し、政治活動の現状に適する屈伸性あるものでなければならぬこと」又、「警察の黨組織破壊を防衛するに適當なるものでなければならぬこと」、更に「極度の中央集權を避け下部組織の發意性を最大限に發揮せしむるものでなければならぬこと」等を指し強調せり。

要之右運動方針はコミンテルンの第七回世界大會の運動方針に則り、先づ反ファッショ人民戦線運動を以て大衆を獲得し、漸次之を黨に結成せんとするものにして、その黨は客觀狀勢に適應し得る極めて屈伸性ある組織たらしめんとするものなるが、最近に於ける我國共産主義運動の狀況に鑑みるときは全く此の方針に基き運動せられ居ることは想像に難からざる所なりとす。(詳細は海外よりの左翼宣傳印刷物集三七頁以下参照)

三、プロレタリア文化運動の状況

(一) 日本文化人協會設立運動の状況 元作家同盟委員長江口渙、元ナルプ員大宅壯一等は社會大衆黨を背景として標記團體

の創立を企圖し奔走の結果、唯物論研究會中心人物戸坂潤、岡邦雄を始め二十數名の賛成者を得たるを以て、十一月二日第一回發起人準備會を開催せるが設立計畫の經過、社會大衆黨の態度等左記の通りにして而かも本會は其規約に於て「文化人の相互扶助と生活の擁護、文化人に對する國家保護の獲得、大衆の文化享受の促進並之等に基く新興文化樹立の促進を圖ることを目的とす」と稱し居るも、關係者の大多數は曾て極左陣營に於て活動したるもの、又は現に共産主義イデオロギ―を明確に把持し居る者等にして、共産主義運動の衰微せる現狀に鑑みる時は社會大衆黨の背景に藉口して新たな團體を組織し、或は亦所謂人民戦線運動の一形態にあらずやとも認めらるゝを以て警視廳に在りては注意中

左記

(1) 設立計畫の經過

江口渙は、極左運動の全盛期に在りては直接的には共産黨のシソバ的役割を演じ居たりしも之が衰退に伴ひ其去就に迷ひ居りたるが、從來の極左的行動を改め現實に則したる運動に轉向せん事を決意したるもの如く、本年九月頃元ナルプ員たりし大宅壯一等と語り社會大衆黨を背景として文化人の生活權の擁護其他廣汎なる文化運動を展開せん事を企圖し、豫て知人なる社會大衆黨菊川忠雄を通じ、三輪壽壯、平野學、麻生久等と接し本計畫を具體化するに至れり。

(2) 社會大衆黨の態度

右交渉を受けたる社大黨首脳部に在りては、當時相當進出發展の途上にありたる労働無産協同會との對抗上、且多數の文化人を其組織内に抱擁する事は現在の政治勢力の確保並將來の發展上有

利なるのみならず、從來本黨が文化領域に於ける鬭争を閉却し來りたるを遺憾とし此機會に於て新たに文化鬭争を展開するの一助として本計畫を支持することに決し、十月末頃江口渙を入黨せしむると共に同人の居住地域に於て同黨武蔵野支部を結成せしむることとせり。

(3) 發起人準備會の状況

十二月二日夜、丸の内海上ビル中央亭に於て麻生久、菊川忠雄、江口渙、戸坂潤等十六名召集の上發起人準備會を開催し先づ江口渙の起草に係る設立趣意書に付協議を進めたるに、麻生久より「日本現在の歴史的段階の特殊性の上に立つての新らしい文化の建設を目的とする」ことを明確に表示すべきことを主張したるに對し、戸坂潤等の反対意見ありたるも結局麻生の主張を取入れ江口渙に於て訂正する事に決定し、更に規約、事業細目等を審議決定したる後創立事務局を設置する事とし次記委員を選定せり。

事務長 江口 漢

委員 大宅 壯一 式場 隆三郎 三輪 壽壯 菊川 忠雄

小 松 清

(4) 其後に於ける社大黨の態度

然るに其後社大黨に在りては、本會参加メンバーの大多数が過去に於ける共産主義陣營に於て活動し、或は現在に於ても同様の

傾向を有するものなるを以て無條件に之を支持し、或は無批判的に之を足場として文化闘争を展開するに於ては却つて黨内の紛糾を惹起するやも計られずとの觀點より、此際積極的政策を避け同協会の具體的行動を靜觀し眞に社大黨の綱領政策を承認し其の指導統制下に行動することの見透を見たる上善處することとなせる模様あり。

(二) 唯物論研究會の運動状況

唯物論研究會に在りては十一月三十日同事務所に於て定例幹事會を開催し左記の通り新役員を詮衡決定せしが、幹事長推薦に當り多數の意見一致に依り岡邦雄が之を承認せるに石原より「岡、戸坂の兩名は最近社會大衆黨に接近し既に入黨せる模様あり、本會として政治的背景を持つことは對外關係上面白からず」云々と暴露意見を述べたる爲各幹事間に物議を醸し種々論争を重ねたるも、他に適任者なく新島繁の斡旋に依り従來通り戸坂を事務長に、岡を幹事長となす事に決定せり。

左 記

事務長 戸坂 潤
庶務部長 岡 邦雄
幹事部長 岡 邦雄
研究組織部長 坂本 三善

機關紙部長 本間 唯一
資料部長 新島 繁
企畫部長 石原 辰郎
出版部長 刈田 新七

(三) 鎌倉ベンクラブ結成

神奈川県下鎌倉町所在文士久米正雄、大佛次郎、里見弴、菅忠雄等に在りては豫而同町在住の文士評論家等を打つて一丸とする鎌倉ベン俱樂部を結成すべく寄々協議中なりしが二十數名の賛同を得たるを以て、十一月二十五日同町南浦園に於て十六名參集の上之が結成大會を開催せり。

而して、本會は其目的に關し「會員相互親睦の爲の社交機關たると共に文化團體としての使命を果す」と稱し、差當り特異

の行動なきも會員中には林房雄事後藤壽夫、大森義太郎等會ては極左陣營に於て活動したる者介在し居るを以て動向注意を要す。

(四) 江東讀書クラブ、江東娛樂クラブ、文藝街社の解散

右三團體は日本赤色救援會加盟プロレタリア圖書館並ナルブ共産青年同盟關係者なる笹野徳三郎、松尾洋、深田一三、久保俊一、中島正伍、淺野次郎等に依り江東地區方面に於ける労働者を共産主義的に啓蒙する目的を以て設立せられ、機關紙「クラブの友」「文藝街」を發行し文學運動の非合法的指導體の再建活動に従事し居たるを以て、本年七月七日警視廳に於ける所謂コム、アカデミー檢舉に際し之等一味も檢舉せられたる爲指導メンバーを失ひ、潰滅状態にありたる處、十一月二十九日、

江東讀書クラブ責任者笹野徳三郎 江東娛樂クラブ責任者深田一三 文藝街社責任者松尾洋

は團體の解散を申出で事務所を家屋管理人に明渡し茲に名實共に解消するに至れり。

四、日本無産者醫療同盟の運動状況

(一) 葛塚醫療同盟第三回大會の状況

新潟縣下葛塚醫療同盟に在りては、開診以來滿二ヶ年を迎へ而かも十月二十八日付を以て診療所開設の正式許可を受くる等組織の堅實に加へ一面財政状態も黒字を示しつゝあるが、更に之が組織の擴大強化を圖る爲、本月十六日北蒲原郡葛塚町所在劇場寶來館に於て同盟員約三百五十名出席の下に第三回大會(家族慰安會を兼ね)を開催し左記事項に付審議決定せしが論旨平穩にして事故なく散會せり。

左 記

(1) 醫同擴大強化の件

同盟員の倍加運動を越す事に決定。

(2) 病院建設に關する件

十一月以降に於ける新加入者の基金を資金として積立る、其の爲に現在八百名の同盟員が倍加運動に参加し來年八月迄に入

- (3) 百名を目標に獲得する等資金集集後設立することに決定。
基金經常費未納者に關する件
各班の委員に於て責任を以て徴收し尙ほ且つ未納者ある場合は一時同盟員の資格を停止し一般患者の薬價を徴收する等經常費徴收の徹底を期する事に決定。
- (4) 十二年度經常費額決定に關する件
一ヶ月五錢、年六十錢を前後二期に徴收する事に決定。
全縣統一促進に關する件
準備委員三名並書記一名を選出し急速に統一を實現する様努力する事に決定。
- (6) 従業員優遇に關する件
往診料を積立てオートバイを購入し、其他人件費の増額並休暇制を實施することに決定。
- (7) 技術者招聘に關する件

五、學生運動の状況

(一) 東北帝大經濟學友會第一回總會の開催 左翼學生の策動により昭和十一年六月四日公認團體として法文學部内に結成せられたる學友會に於ては遠足會、座談會等を持ち或は會報を發行する等により相互の親睦を圖り來りたるが更に「會友の親睦和並新規事業の計畫」等を目的として客年十一月三十日仙臺市東一番丁明治製菓販賣店に第一回總會を開催する所ありたり。

而して本學友會は表面常に教職員等の指導監督下にありて何等色彩なき純平たる學究親睦團體たるかの觀を呈し居れるも、前述せる如く之が結成は左翼學生の策動に基けるものなるのみならず團體内にて相當數の左翼學生乃至進歩的學生を包

- (8) 新委員並新潟縣警察同盟結成準備委員會に一任することに決定。
青婦人部擴大強化に關する件
同盟員の家族たる青年並婦女子は全部青婦人部員とし凡ての活動に積極的に参加せしめ、且つ講習會、座談會等を開催して智識の向上並團體訓練を語り、尙ほ機關紙を發行せしむる事に決定。
- (9) 役員改選の件
委員長 小林良太郎
副委員長 阿部修三
書記長 岩野貞太
委員 小柳榮作
外六十九名

有し居り且つ過去の事業中に於ても第二學期に唯物論研究會事務長戸坂潤を招きて「道德論」に關する講演會を開催したるの事實等あり將來之が動向に就ては相當注意を要するものありと認めらる。

(二) 東北帝大映畫鑑賞會の結成 東京學消聯早大支部同法政大學支部及其他友誼團體との連絡の下に學内左翼的文化運動の發展の爲學生の啓蒙に専ら努めつゝありたる本學法文共濟部に於ては、その一方法として過般來映畫鑑賞會映畫合評會等を屢々開催しつゝありたるが、去る十一月十七日開催せられたる第三回映畫合評會に於て映畫鑑賞會確立の問題提唱せらるゝに至り爾來急速に之が具體化を見、遂に十二月十一日東京帝大法文學士會館に於て法文教授勝本正晃、新明正道、岡田良一及法文、工、醫、理の各學部生約八十名出席の下に公認團體としての東北帝大映畫鑑賞會の發會式を舉行し之を成立せしめたり。而して本會は機關紙として「モニター」を發行する模様なり。

(三) 學生新劇クラブ座談會開催 學生新劇クラブに於ては十二月十日東京市牛込區所在牛込俱樂部に於て新築地劇團員の出席を求め去る十一月二十四日より築地小劇場に於て上演したる同劇團の「女人哀詞」に對する批判座談會を開催せるが特記すべき事項なく無事散會せり。當日の出席者は次の如し、

- 學生新劇クラブ側
- 羽室 光(慶應) 島田福三郎(法政) 上田 進(法政)
 - 志村秀夫(法政) 濱田文哉(外語)
 - 新築地劇團側
 - 薄田研二 武田 武 新田地作 植村浩吉

- 池田生二 岡田 壽 千田是也 香川俊子
- 藤村伸一 石田政男 高橋康廣 井上敏正
- 外一名
- 雜誌社
- 松本 遼 湖生泰左

(四) 法政大學に於ける加藤勘十を中心とする講演會並座談會 法政大學辯論部に於ては十二月十二日勞協委員長加藤勘十を招聘し同人を中心とする講演會並座談會を開催せるが加藤は「學徒の使命に就て」の題下の講演に於て共產主義的觀點より外國

に於ける學生運動の状況等を述べ極めて婉曲なる言辭を以て現社會に對處すべき日本學徒の運動に關し示唆を與へ更に座談會に於ては「人民戦線」問題に關し斯る方向は其權力下の全國民の慾求なる如く強調し「日獨防共協定」問題に關しては日本としての實益なしと斷定之に反對の旨を鮮明する等あり相當感銘を與へたる模様なるが斯る事象は最近左翼學生運動の擡頭に極めて重要な指導的役割を果すものと思料せられ看過を許さざる處なりとす。左に講演並に座談の要旨等を簡記す。

(2)(1) 出席者 辯論部員又同校學生百名
講演の要旨
學徒の使命に就て

學生の存在は社會と密接な關係がある、現在日本の社會状態は一定の方向なく矛盾のみである學問の自由の如きも與へられて居らず誠に不幸の極である自由を獲得する事は正しき軌道に乗り進む事である然し不自由の中にあつても研究が出来ないと云ふ事はない。

自然現象に對しては基準があり研究されて居るが社會現象に對してはその基準がない大正八年頃普通選挙を唱へたものは國賊の如く稱された如きがそれである。

私は先年アメリカで學生運動の實際を見たが日本の運動と異り觀念の支配でなく現實であつた(とて農村恐慌の際に於ける學生運動の状況を述べし)この運動は工場に於ける職工のストライキと同じもので遂に政府より給與金を出させるに至つたが思想的にはコムミュニズムもあれば社會民主主義もあつたので

ある斯の如く米國の學生運動は生活より來た運動で従つて相當根強きものである日本の學生は獨立の生活力なく従つて意見も又輕視され社會的には實に狭い存在である今後學生諸君は社會の一員として實生活の研究を爲しその存在價値を發すべきである云々

(3) 座談の質疑應答の要旨

(イ) 人民戦線に就て

私はコムンテルンも何も考へて居らぬ名稱が懸ければ變へてもよい、この人民戦線結成は其權力下に置かれてゐる國民全體の反抗的風潮の現はれである。

(ロ) 日獨防共協定に就て

日本に於ては共產黨は完全に弾壓された今更本協定は其意味で何等の實益なく只獨逸のみに利益を齎すものとなるが故に我々は絕對反對である。

(ハ) 行政機構の改革に就て

政府も未だ案を出してゐないがこの改革は國民生活の便宜

の爲のものではなく結局獨裁的に都合のよい様に益々複雑化して來るものと思はれる。

(ニ) 尾去澤事件に就て

單なる尾去澤の問題でなく鑛業労働行政上の大問題である

三菱では百万圓出したが一人當り千圓位のものであらうこの事件は監督局の注意を輕視した狡いやり方の結果出來たもので今後の問題として大いに究明する必要がある。

(附) 日獨防共協定に對する左翼方面の感想

昭和十一年十一月二十五日締結せられたる日獨防共協定は、(別記一)コムンテルンの破壊工作に對する共同防衛を本旨とするものにして、締約國間に於けるコムンテルンの活動に關する情報の交換、防衛措置に對する協議並に實行及びコムンテルンの脅威を受くる第三國に對する共同勧誘に付き規定し、別に附屬議定書(別記二)に於て兩國官憲の緊密なる協力、運動關係者に對する嚴格なる措置及び常設委員會の設置等本協定施行上必要な具體的方法を定めたるものなり。

即ち本協定は一に共產主義的破壊に對する共同防衛を目的とするものにして、之と關聯し又は其の背後に軍事的或は特殊の秘密協定を有するものに非ざるは勿論、又何等かの國際的ブロックを形成し或は之に参加せんとする意圖を有するものに非ず。尙又ソヴェエト聯邦其の他如何なる特定國をも目標とするものに非ざるは外務省聲明(別記三)に依り明なる所なり、然るに左翼方面に於ては思想的立場より之を曲解し國際的ファッションブロックの結成なり、或は外務當局の意圖に非ずして軍部の軍事的工作に依るものなりとなし、之に反對の意思を表示しつゝありて今後彼等の運動上逆宣傳に利用せらるゝ處あるを以て相當注意の要ありと認む。

尙左翼人物の代表的感想を要約するに次表の通りなり。

氏所 屬 團 名 體	見	反 對 理 由	意 見
社大黨宮城縣聯 教育部長 佐々木東五	外務當局の意圖で無く軍部の軍事的工作にして軍部のフアツシヨ化を表面化したるものなり。	北支を中心とする日ソ外交に悪影響を及ぼすと共に國際外交上支障を生ず。	一、支那と握手して滿洲の開發に全能力を注ぐべきなり。二、英國の保守黨の如く何れにも偏せずヨーロッパの政局等には超然として自己の足場を固むべきなり。
勞農無産協議會 加藤勘十		ロシアを刺戟して國境問題漁業問題等に悪影響を及ぼす。	
共産主義系分子 高田修(東京)		英、米、佛は日本をナチスのフアツシヨ國なりと認定する危険性ありて英、米、佛の聯合を強化する原因となる。	
海員組合長崎支部長 石井秀次		獨、伊と協定する事は勢ひフアツシヨ化する虞多分にありて國際關係の悪化を來す。	共産主義排撃に非ず。
全評關西地方評議會 執行委員 松谷慎一		戰爭の時期を早めると共に經濟的に悪影響を及ぼす。	日ソ協定を結び漁業問題等經濟的の好轉を期すべきなり。
大阪市電從業員組合 書記長 安部伊勢太郎	一、支那に對する威壓に外ならず。二、國際反動プロツクの結成なり。三、軍當局の豫算獲得の爲の暗躍の結果なり。	國際的對立の強化を來す。	
鹿兒島縣選出 無産代議士 富吉榮三	外務省は本協定に氣乗薄なりしに軍部より強要せられて締結したるものと認む。	國論を無視した秘密外交の適例にして今後露支の關係は一層密接となるに至るべし。	
共産主義系分子 深澤義守(石川縣)		戰爭の時期を著しく早めたと共に漁業問題日ソ不調、日濠問題の急轉惡化等經濟市場に著しき悪影響を及ぼす。	

共産主義系分子 伊藤木一郎(千葉縣)	一、フアツシヨの統一に外ならず。二、軍備に缺陷ある獨逸に利用せられたるものなり。	徒に諸外國を刺戟してソ聯との漁業條約調印不能等經濟的國際關係に悪影響を及ぼす。	
思想容疑者 藤原豊一郎(千葉縣)	日獨軍事同盟を裏書するものなり。	軍部は歐洲の危局に類し居る所謂「フアツシヨ」プロツクに捲き込まれ自ら危機に投ずるに等しい結果を招來すべし。	
共産主義系分子 平瀬實武(鹿兒島縣)	「フアツシヨ」プロツクの結成なり。	一、支那を硬化せしめ日支交渉は全然見透を失ふ。二、支那とソ聯との結合を強化し一層抗日的空氣も激化する。三、政治的、經濟的、利益を犠牲にして獨と提携するの必要無し。	
共産主義系分子 神山茂夫(東京)		國民大衆の意を無視し積極的に對ソ、對支の關係を惡化せしめ、延ては英、米、佛の反感を激發し之等諸國の一大提携を爲さしむるに至るべく而して日本は第二次世界戰爭を誘發せしめたる大なる責任者となるべし。	對ソ、對支の問題を圓滿に解決することが我が國現下の情勢よりして眞の國策なり。
共産主義系分子 大谷久次(大阪)		殖民地奪還を目標とする外何も無き獨逸の如き野蠻國と結び而も之れに追隨した事實は東洋の大君主國たる日本の採るべき外交方策に非ず由來日本の軍部は獨逸崇拜の卑屈精神を持つて居る彼等こそ是れ利尊氏に比すべき國賊的存在なり。	日本は独自の東洋モンロー主義を一貫して進むべきなり。

別記一 共産「インターナショナル」ニ對スル協定
大日本帝國政府及
獨逸國政府ハ

共産「インターナショナル」(所謂「コミンテルン」)ノ目的ガ其ノ執リ得ル有ラヌル手段ニ依ル現存國家ノ破壊及暴壓ニ在ルコトヲ認メ。

共産主義運動の状況

共産「インターナショナル」ノ諸國ノ國內關係ニ對スル干渉ヲ看過スルコトハ其ノ國內ノ安寧及社會ノ福祉ヲ危殆ナラシムルノミナラズ世界平和全般ヲ脅スモノナルコトヲ確信シ共産主義的破壊ニ對スル防衛ノ爲協力センコトヲ欲シ左ノ通協定セリ。

第一條 締約國ハ共産「インターナショナル」ノ活動ニ付相互ニ通報シ、必要ナル防衛措置ニ付協議シ且緊密ナル協力ニ依リ右ノ措置ヲ達成スルコトヲ約ス。

第二條 締約國ハ共産「インターナショナル」ノ破壊工作ニ依リテ國內ノ安寧ヲ脅サル第三國ニ對シ本協定ノ趣旨ニ依ル防衛措置ヲ執リ又ハ本協定ニ參加センコトヲ共同ニ勸誘スベシ。

第三條 本協定ハ日本語及獨逸語ノ本文ヲ以テ正文トス本協定ハ署名ノ日ヨリ實施セラルベク且五年間效力ヲ有ス締約國ハ右期間滿了前適當ノ時期ニ於テ爾後ニ於ケル兩國協力ノ態樣ニ付了解ヲ遂ゲベシ。

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本協定ニ署名調印セリ。

昭和十一年十一月二十五日即チ千九百三十六年十一月二十五日「ベルリン」ニ於テ本書ニ通テ作成ス。

大日本帝國特命全權大使 子爵 武者小路公共

獨逸國特命全權大使 ヨアヒム・フオン・リッペントロップ

別記一 共産「インターナショナル」ニ對スル協定ノ附屬議定書

本日共産「インターナショナル」ニ對スル協定ニ署名スルニ當リ下名ノ全權委員ハ左ノ通協定セリ。

(イ) 兩締約國ノ當該官憲ハ共産「インターナショナル」ノ活動ニ關

スル情報ノ交換並ニ共産「インターナショナル」ニ對スル啓發及防衛ノ措置ニ付緊密ニ協力スベシ。

(ロ) 兩締約國ノ當該官憲ハ國內又ハ國外ニ於テ直接又ハ間接ニ共産「インターナショナル」ノ勤務ニ服シ又ハ其ノ破壊工作ヲ助長スル者ニ對シ現行法ノ範圍内ニ於テ嚴格ナル措置ヲ執ルベシ。

(ハ) 前記(イ)ニ定メテラレタル兩締約國ノ當該官憲ノ協力ヲ容易ナラシムル爲常設委員會設置セラルベシ共産「インターナショナル」ノ破壊工作防退ノ爲必要ナル爾餘ノ防衛措置ハ右委員會ニ於テ考究且協議セラルベシ。

昭和十一年十一月二十五日即チ千九百三十六年十一月二十五日「ベルリン」ニ於テ

大日本帝國特命全權大使 子爵 武者小路公共

獨逸國特命全權大使 ヨアヒム・フオン・リッペントロップ

別記三 十一月二十五日午後十時外務省聲明

(一) 共産「インターナショナル」所謂「コミンテルン」は「モスコ」に本部を構へ、其の創立以來世界革命の根本方針の下に各國に於ける國家組織及社會組織を破壊せんが爲、各種の工作を施し世界平和に多大の脅威を與へて來たが、昨年夏第七回世界大會を開催し「フアシズム」及帝國主義に對抗する爲、第二「インターナショナル」等との統一戰線結成に邁進するの方針を決議すると共に「コミンテルン」今後の活動の目標は日本、獨逸、波蘭等であることを明にし尙日本と闘争する爲支那共産軍を援助すべき旨を決議宣言した。

「コミンテルン」の實行方法は、右大會後著しく巧妙となつた

爲其の危険性は益々増大した。而して「コミンテルン」が如何に各國の内部關係に介入し、現存國家の安寧及世界平和に對し甚しき害毒を齎したかは、今次西班牙の動亂に就てのみ之を見るも其の深刻なるに驚かぬ者は無からう。又尠くとも右「コミンテルン」大會の際「ソグイェト」聯邦政府に抗議した國々に於ては「コミンテルン」の活動の有害に付充分なる認識を有する筈である。

(二) 赤化の侵襲は從來東洋方面就中支那に於て特に著しく、外蒙古、新疆の如きは既に其の慘禍を嘗め、支那本部に於ては共産軍の甚しき跋扈を見つゝあり、中國共産黨を通して行はる「コミンテルン」の對支活動は前記第七回大會以後頓に活潑を加へて來た。

滿洲國に於ても「コミンテルン」は中國共産黨滿洲省委員會を指導して各地の細胞組織の扶植及匪賊の懷柔誘導に努め、赤色「バルチザン」隊を各地に出沒せしむる等其の暗躍甚しきものがある我國に於ては滿洲事變以後極左運動は一時衰微の兆があつたが「コミンテルン」大會後は其の決議に従ひ合法場面に潛入して統一戰線運動を展開し共産主義運動再興の素地たらしめんとし再び該運動擡頭の勢がある。

(三) 帝國政府としては萬古不動の國體を擁護し、國家の安全を確保し、進で東亞永遠の平和を維持する爲、從來共産主義的活動に對しては明確なる方針を堅持して來た次第であるが、右の如き「コミンテルン」の脅威の増大に鑑み、一層嚴重なる防衛措置

を講ずるの必要に迫らるゝに至つた。然るに「コミンテルン」の組織及活動は國際的であるから、之に對抗する爲には國際的協力に俟つことが肝要であるが、獨逸に於ては昭和八年「ヒットラー」政權の成立以來峻烈なる反共産主義的政策を實行し來つた一方前述の如く客年の「コミンテルン」大會は日本及獨逸等を以て今後に於ける「コミンテルン」活動の主たる對象となして居るので獨逸は對「コミンテルン」關係に於て帝國と著しく類似の立場にあるのである。依つて帝國政府に於ては「コミンテルン」に對する防衛工作の第一歩として、先づ獨逸と交渉を重ねた結果、遂に本日協定の調印を了し直に實施せられたのである。

(四) 本協定は「コミンテルン」の破壊工作に對する共同防衛を本旨とするもので、締約國間に於ける「コミンテルン」の活動に關する情報の交換、防衛措置に關する協議及實行並「コミンテルン」の脅威を受くる第三國に對する共同勸誘に付規定し、別に附屬議定書に於て本協定の施行に必要な具體的方法を定めて居る。

(五) 帝國政府に於ては今後「コミンテルン」の脅威に對する防衛措置の完備を期し成るべく多數の國家と協力せんことを欲する次第であるが、是れ一に「コミンテルン」防衛の目的に出づるものに他ならぬものであつて、本協定に關聯し又は其の背後に何等の特殊協定のないことは勿論、右以外の目的を以て何等か特殊の國際的「プロック」を形成し、又は之に參加せんとする意圖を有するものでない。尙又本協定は「ソグイェト」聯邦其の他如何なる特定國をも目標とするものでないことは言ふ迄もない。

國家(農本)主義運動の狀況

一、叛亂事件審理狀況(其の九)

叛亂事件の審理は屢報の如く本年七月五日叛亂部隊参加者百二十三名に對する判決云渡ありたる以後、逐次續行せられ年末迄の起訴者四十一名(内軍人二三名)不起訴者四十五名(内軍人二二名)に達し、起訴不起訴未決定者は僅かに五名のみにして引續き審理中にあり。

而して起訴者中、山口大尉以下六名に對しては七月二十九日判決行はれ、他の三十三名(一名は死亡、一名は病歿に對しては何れも求刑行はれたり。

十二月中に求刑されたるは齋藤瀏、石原廣一郎の二名にして、不起訴處分の決定せるは平野助九郎、濱本義一、久原房之助の三名なるが、特に久原房之助の不起訴に際しては陸軍省に於て左記の如き發表を爲す所ありたり。

久原に對しては國民一般としては豫てより事件背後の有力人物なりとの深き印象ありたること、陸軍省發表に依る事實に鑑み、之を不起訴にしたるは不可解なりとて、本處分に對し、疑惑的意嚮を洩らすもの相當ありたり。

陸軍省發表 【十二月十四日午後七時廿分】東京陸軍々法會議においては豫て久原房之助を二二六事件關係反亂幫助の容疑をもつて豫審に付し取調中なりしが、その證據十分ならずよつて本日同人を不起訴處分とし別に犯人藏匿の嫌疑をもつて管轄裁判所檢事局に事件送致すること、せり取調の結果によれば久原房之助は昭和九年秋頃龜川哲也と相識り爾來頻繁に交際を續け同人より

陸軍部内の情勢殊に同年十一月以降村中孝次、磯部淺一等免官となりたる事情及び彼等が相澤三郎事件に關し鶴澤總明を辯護人に選任することに盡力したること、竝に同事件公判狀況及び村中孝次、磯部淺一等と同志の關係にある一部青年將校の國家革新運動に對する動向等諸情報を聴取しありたるものなり。しかして二二六事件に關し久原は(第一)昭和十一年二月十日

頃龜川より近來青年將校の氣分尖鋭化し同月十九日を期し蹶起する旨の情報を受けをり乍ら同月廿三日龜川の要求を容れ金五千圓を同人に提供交付したり(龜川は同月廿五日東京市麻布區龍土町六十七番地において西田税、村中孝次と會見し同人等より明二十日早朝を期し一部青年將校は蹶起すべき旨を聞きたる際之が資金として久原より貰受けたる前記金員中より金千五百圓を村中孝次に、金百圓を西田税に提供せり)(第二)同年二月二十五日夜東京市芝區白金今里町十八番地の自宅において龜川より青年將校等は明朝蹶起し集團的武力を用ひ、警視廳、岡田内閣總理大臣、高橋大藏大臣、一木前宮内大臣、牧野前内大臣、齋藤内大臣、鈴木侍從長、若槻禮次郎、西園寺公望等を襲撃する旨の情報を聴取し、次いで翌廿六日午前五時頃村中孝次以下反亂行動を爲すや久原は前記本邸に於て龜川より

一、同日午前七時頃反亂に關する一般情況竝に反亂將校は眞崎内閣の成立を希望せる旨。
一、同日午後二時頃海軍大將山本英輔を後繼内閣の首班たらしむるを適當とする旨。
一、翌廿七日午前四時頃山本英輔内閣説に意見一致し反亂部隊は無條件にて引揚ぐることをなしたる旨及び同夜七時軍部は重臣に壓せられたるため軍部内閣の成立は見込なき旨。
等の諸情報を受けたるものなるが何れも今次叛亂を支援し若くは叛亂を利用する意思を認むるの證據十分ならざるをもつて叛亂に關する點は不起訴處分とせり、然れども久原が龜川を隠匿したる點については東京陸軍軍法會議の管轄に屬せざるをもつて管轄裁判所檢事局に事件送致すること、せり。

叛亂部隊参加者以外の審理狀況次の如し。

(一) 起 訴 者 (山口大尉以下六名を除く)

起訴月日	罪 名	求刑月日	求 刑	所 屬 階 級 又 ハ 住 所(本籍)	氏 名	年 齡
八、一五	反亂者ヲリス	一一、二二	禁錮十年	陸軍大學(福岡)	步兵中佐 滿井佐吉	四四
〃	〃	一〇、二	〃 十年	戰車第四大隊(滋賀)	步兵大尉 北村良一	三三
〃	〃	〃	〃 五年	關東軍野戰兵器廠(佐賀)	同	三七
八、二〇	〃	一〇、一九	〃 七年	歩兵第五聯隊(福岡)	同	三三
					末松太平	三三

國家(農本)主義運動の狀況

六、二五	騎兵學校(〃)	騎兵中尉	飯尾祐幸	二四	
六、三〇	豊橋教導學校(山口)	歩兵中尉	板垣 徹	三〇	松江ニ轉任ス
八、一五	歩兵第三聯隊(東京)	同	小林美文	三三	
〃	獨立守備第二大隊(大分)	同	後藤四郎	三〇	
〃	鐵道第二聯隊(福岡)	工兵中尉	楠田 曠	二七	十月十九日停職
〃	歩兵第七聯隊(石川)	歩兵中尉	北村正榮	三九	
九、三	獨立守備歩兵第六大隊(徳島)	同	黒崎貞明	二五	十二月一日停職
九、二〇	歩兵第三八聯隊(鳥取)	同	松浦 邁	二六	
九、二二	歩兵第六十一聯隊(高知)	歩兵大尉	大岸頼好	三五	十二月一日待命
〃	歩兵第七聯隊(石川)	歩兵中尉	市川芳男	二七	
〃	山砲第七聯隊(富山)	砲兵中尉	明石寛二	二五	
八、一五	東京市麹町區九段一丁目二ノ一〇中橋方(福岡)		竹田 醇	二七	
〃	山形縣東置賜郡赤湯町大字赤湯九四七(石川)		朝倉七郎	三〇	
〃	山形縣東置賜郡梨郷村大字梨郷八八八(山形)		長谷部 清十郎	三〇	十二月四日死亡
〃	山形縣東置賜郡赤湯町大字赤湯九四七(山形)		穀野 幸雄	二三	
〃	東京市澁谷區千駄ヶ谷二ノ四八三西田方(東京)		佐藤はつ	三一	
〃	東京市小石川區水道端二ノ六四二(福島)		澁川キヌ	二六	

〃	東京市澁谷區千駄ヶ谷三ノ五二九(鳥取)		山中伊平	三四	
七、一?	東京市麹町區元園町一ノ三六(福島)		中村義明	三八	
九、一	東京市杉並區阿佐ヶ谷二ノ五六二東成莊内(青森)		宮本義平	二二	
〃	東京市杉並區阿佐ヶ谷二ノ五六二東成莊内(青森)		鳴海敬二	二三	
〃	(青森)		小野元士	二五	
九、一四	富山縣射水郡伏木町古國府七一(富山)		太田幸一	二八	
〃	東京市赤坂區青山南町二ノ六五(東京)	田夫こと	宅野清征	四二	
〃	東京府八王子市千代町一三八(東京)		野口 幹	三九	
九、一九	東京市蒲田區荻中町一三三(東京)		小林長次郎	四九	
〃	東京市世田ヶ谷區深澤町二ノ一、二五八(東京)		小林順一郎	五七	
〃	東京市世田ヶ谷區二ノ一、四三三豫備陸軍中將(東京)		四王天延孝	五八	
〃	岐阜縣大垣市新馬町二六三豫備歩兵大佐(岐阜)		野田 豊	五四	
〃	東京市世田ヶ谷區松原町二ノ七一〇豫備陸軍少將(石川)		松本勇平	六〇	
〃	東京市澁橋區百人町三ノ三七三(福井)		藤原雄次	三九	
〃	東京市本郷區湯島新花町九一大亞細亞學生聯盟本部内(石川)		越野久雄	二五	
〃	東京市蒲田區蒲田町七四(新潟)		長谷川敏三	二四	
〃	東京市澁橋區諏訪町一四八(愛媛)	森 三 大 傳		四六	

國家(農本)主義運動の狀況

〃	東京市麹町區永田町一ノ三〇(德島)	瀨尾榮太郎	五六	
九、二二	東京市向島區隅田町ノ三ノ四五九(東京)	宇野信次郎	三九	
〃	東京市目黒區駒場町七八九(東京)	古賀 斌	三二	
九、二五	大連市朝日町八番地(石川)	島野三郎	四四	
〃	哈爾濱地段街六五番地(千葉)	大澤 隼	四三	
〃	住所不定(東京)	井上 亨	三八	
九、二八	横濱市中區吉田町五入番地(東京)	木村、義明	二八	
一一、一四	横濱市鶴見區北寺尾町二八(佐賀)	平野助九郎	五三	
〃	滿洲國公主嶺花園町四(兵庫)	濱本 義一	二四	
〃	東京市芝區白金今里町十八番地(大阪)	久原房之助	六八	犯人藏匿被疑事件として 東京刑地檢事局に移送

(三) 起訴不起訴未決定者

眞崎 甚三郎	香 椎 浩平
小笠原 長生	鶴 澤 總明
小 藤 惠	

二、神兵隊事件の公判開始決定

神兵隊事件關係者の内所謂資金關係者を除き天野辰夫外五十三名は、昭和八年九月以降殺人、放火豫備、爆發物取締罰則

違反として東京地方裁判所に起訴、豫審に附せられたるが、審理の進捗に伴ひ内亂豫備陰謀の嫌疑濃厚となりたる爲、同十年九月十六日「本件は當裁判所の管轄に屬せず」との豫審終結決定ありて、事件は大審院に繫屬することとなり、同時に全被告は同年末迄に保釋又は責付となり出所したり。爾來大審院に於て兩角受命判事の手により取調進められたる結果、叙上犯罪の嫌疑十分なりとして本年十二月十七日公判開始決定あり其旨各被告に通達せられたり。

斯くして公判は愈々近く開始せらるゝ運びとなりたるが、之に對する各被告の動靜を見るに、安田鏡之助は去る九月十七日兩角判事忌避申立を爲し(同月二十五日却下)たる外、各被告口を揃へて「吾人の行動たる之れ國體擁護にあるを以て内亂罪を以て問擬するは當らず」とし或は「機關説的裁判官の裁判を受くるは快しとせざる所なるは勿論、事物管轄を異にする地方裁判所の豫審調書を以て本公判の證據に採用するは異例に屬す」とし「本公判を通じ所謂神兵隊精神徹底の爲全力を傾倒する」等々と稱し、公判開始決定前後より一部歸郷者等は相次で上京しつゝありて、目下公判對策に關し準備を進めつゝある模様なり。

蓋し昨冬來出所後に於ける各被告は、既述の如く相互緊密なる連絡を圖りつゝある外頻々と各方面に往來し、其間地方純眞青年等に對し屢々不穩過激の言を弄して時に直接行動を示唆煽動する如き舉措ありしのみならず、這般檢束處分に附せらるゝや當局の不法彈壓云々を大聲宣傳しつゝある等尙謹慎の情認むべきもの尠く、口に合法を唱へつゝも依然非合法に對し全般には之を排斥し得ずとするが如き口吻あるを以て、彼等今後の動靜は前叙公判闘争と共に注意警戒を要するものありと認めらる。

三、時局協議會の結成と其後の情勢

三六社、小林順一郎、生産黨、吉田益三、大日本青年黨、橋本欣五郎等は、客月來右翼戰線統一を目的とする時局協議會の結成準備中なりしは既報せる處なるが、其後本運動は内面的に相當の迂余曲折ありたる模様なるも前記發起人等の精力的活動により大體豫期の如く準備進捗し、漸く總會開催の運となりたるを以て十二月十五日、麴町區丸之内中央亭に都下主要新聞社を招待し、其の結成経緯を發表し、引續き同月二十一日同區平川町寶亭に於て第一回會員總會(結成式)を開催せり。今其の結成經過及其後の情勢を掲記すれば左の如し。

(一) 新聞記者招待の狀況 當日出席者は本會側より

井田 盤 楠 建川 美 次 小林省三郎 入江 種 矩 橋本欣五郎 渡邊 良 三
長谷川照伍 吉田 益 三 高山久藏 小林順一郎 江藤源九郎 赤崎 寅 藏
佐藤 鉄 馬 吉見 隆 治 前田、虎 雄

等の外に招待の都下日刊新聞社政治部長(帝都日日、二六新報、萬朝報を除く)等二十九名にして、午後五時開會、席上先づ出席者に後記(一)設立趣意書及總會通知狀、入會勸誘狀を手交したる後、江藤源九郎、前記設立趣意書を朗讀し、次で小林順一郎より「時協」の本質を説明して今後の聲援方を懇請し、建川中將の簡單なる挨拶ありて一應の發表を終りて晚餐に移り、一同會食しつゝ各自支那問題日本主義運動等に就て歡談し、午後八時散會せり。

(二) 會員總會の狀況 敘上の如く十五日其の結成經過を一般に發表したる本會は引續き第一回會員總會を開催すべく各關係方面に之が案内狀を發送する等著々其の準備を進めつゝありたるが、豫定の通り同月二十一日午後二時三十分より前記寶

亭に於て右總會を開催せり。出席者は後記(二)の如く建川中將、小林中將等一七〇名(内三〇名傍聴者)にして、會場入口に於ては各入場者に名刺と交換に會員章(役員、世話人、警察、憲兵、一般入場者と區別せる造花章)及後記(三)時協規約同(四)調査部事務局内規、總會順序等の交付を爲し、場内正面に國旗を懸垂し、中央に座長席を左側に客員席左側に世話人席を夫々設置せり。

斯くて一同著席するや、先づ皇居遙拜、國歌合唱の後司會者入江種矩開會を宣し、小林順一郎起つて『我が國は目下内外非常時局に直面し居り、茲に於て最も大切なことは國內の充實強化である……吾々は今回大義を闡明することに向つて各方面の横斷的機關の設立を目論見、昭和維新を斷行せんとする。而も夫れは合法的なる一大壓力となるであらう……吾々日本主義運動者は他との妥協は絶対排撃し、其の勢力たらんとするものである云々』と開會の辭を述べ、次で司會者より座長(菊地武夫男)副議長(井田盤楠男)を推薦し、夫々座長席に就任、先づ菊地男、座長就任の挨拶を兼ねて所用の爲中座する旨述べて退席し井田男代つて座長席に就き、吉田益三の簡單なる經過報告に次で橋本欣五郎後記(五)の聲明を朗讀したるを異議なく承認決定し、續いて頭山滿の(六)聲明發表(頭山出席し居りたるも葛生能久代讀す)あり、之に對し井田男より謝辭を述べ、續いて黒澤主一郎(皇道會)五百木良三(政教社)小林省三郎(海軍中將)建川美次(陸軍中將)赤崎寅藏(新日本海員組合)大森一聲(直心道場)等の順序に各自意見の開陳ありたるが、特に小林中將及建川中將の既成政黨排撃論我國家革新の急務を説明せる意見は何れも一般會同者に相當の感動を與へたる模様なり。

續いて祝辭祝電の披露ありて一條實孝公の發聲にて聖壽万歳を三唱し、司會者より一應總會を閉會し續いて懇談會に移る旨宣し午後五時十分總會を終了せり。

而して右總會に引續き午後五時二十分より同所に於て高山久藏司會の下に懇親會に移り、渡邊良三中將開會を宣し、松谷與二郎、松本勇平、大石大、鈴木善一等有志十名の意見開陳あり、相當盛會裡に午後六時無事散會せり。

(二) 其後の情勢 斯くて漸く其の陣容を整備したる本會は愈々會務幅轉する状態に鑑み其後新に事務局を設置すると共に其の部員(庶務部長吉見隆治、調査部長佐藤鉄馬、書記高橋忠作外五名)を決定し、一方世話人會は引續き數次の會合を催して會務計畫要綱及會報編輯等に關する會務運用の具體的綱目を決定し、一般會員の意見を宣する等内部組織の整備充實に努めつゝあり、又一面政局の緊張に伴ひ愈々時協本來の活動に入るべく着々準備を進めつゝありて本會今後の動向極めて注目ありと認めらる。

後記(一) 設立趣意書

現下の急迫せる皇國內外の情勢に對處する爲に今回各層各部門に於ける全日本主義運動の連絡、協調並に強化を目的として時局協議會が成立した。

本會の特異とする處は、本會は從來の革新運動首腦者のみの連絡提携に依て生れたものではなく前述の如くに現状打開に關心する國內各層全面に互る有志の發意に依りて期せずして成立したるものであつて時局打開の一大國民運動の爲め相互間の緊要なる連絡協調を目的としたる點に在る。

而して本會目的達成の爲め各會員間に於ける具體的の申合せ事項は何れ来る廿一日麹町區實享に於ける會員總會に於て決議される筈であるか其根本方針に於ては所謂日本主義運動者間に於ては事實上既に一致して居るのであつて到底一時の糊塗的政策に依つては此難局の打開は不可能であり結局根本の禍因に廻り國體を明

徹にし教學、政治、經濟、外交等其他各般に互りて其根基たる思想上の誤謬を匡し先づ大義を明かにするといふことなればならぬ、約言すれば本會は本會規約にもある如く速に内外に對處して皇道政治を確立するが爲めの常設的打合せ會と認めらるべきものである。

従つて今後の動向としては先づ國體の本義に俾る所謂功利主義民主主義的思想に基く諸勢力清算の目的に向つて鋒を向けることとなるであらう。

因に斯の如き日本主義運動を右翼運動と呼び其の目標とする所を「ファッショ」と解するか如きは世界に比類なき國體原理に關ふたる眞に我が國獨特なる運動であることを顧みざるものであつて實に思はざるも甚たしきものである。

時局協議會

昭和十一年十二月十五日

後記(二) 第一回會員總會出席者

1. 客員

- 建川美次(陸軍中將)
- 菊地武夫(第五聯隊本部)
- 葛生能久(生産黨)
- 井上清純(同)
- 頭山滿(生産黨)
- 千家尊建(全會)

2. 世話人

- 小林順一郎(三六俱樂部)
- 高山久藏(總聯合)
- 吉田益三(生産黨)
- 赤崎寅藏(新日本海員)

3. 會員

- 市川喜一郎(愛國革新)
- 小田孝(大阪木)
- 大槻正秋(維新青年隊)
- 中村光三(直心道場)
- 神田兵三(新日本國)
- 佐々井一(新國同)
- 佐藤守義(愛國職線)
- 白井爲雄(生産黨)
- 赤尾敏(建國會)
- 關根喜四郎(生産黨)
- 篠塚彌作(愛國革新)
- 田中正則(山梨愛國)
- 米持格夫(維新寮)
- 杉康有(日本社)
- 渡邊半十郎(元新國同員)
- 宇都宮良久(國體擁護會)
- 坂本辰之助(建國會)
- 船生利重(生産黨)
- 三浦延治(愛國)
- 藤岡文六(兵庫縣愛國社)

國家(農本)主義運動の狀況

三三三

薩摩雄次(國體擁護會)

- 增田一松(又新俱樂部)
- 角田清彦(更始一心會)
- 寺田稻次郎(國體擁護會)
- 八幡博堂(生産黨)
- 在里美佐夫(和歌山勞働者同盟)
- 森榮一(總聯合)
- 松田喬平(新日本海員)
- 佐橋尚政(生産黨)
- 皆川利吉(總聯合)
- 大野元次郎(愛國)
- 狩野敏(建國會)
- 木下好太郎(辯護士)
- 緒方昭雄(明倫會)
- 古川文平(愛國)
- 土屋一虎(關東云洋社)
- 大石大(土佐農民總)
- 木島完之(修成義塾)
- 新妻德壽(新日本海員)
- 川村數郎(帝城會)
- 倉田百三(國民協會)
- 中川裕(純日本青年)
- 中村新八郎(國體擁護會)
- 大森一聲(直心道場)
- 宮井昌吉(元日交)
- 森直次(梅櫻會)
- 香渡信(國體擁護會)
- 篠原市之助(五二五關係者)
- 名古屋喜代造(愛國)
- 藁田胸喜(國體擁護會)
- 鈴木善一(生産黨)
- 久野一雄(生産黨)
- 住田徳市(生産黨)
- 赤松克麿(國民協會)
- 西本喬(青年黨)
- 瓜生喜三郎(大日本經國聯盟)
- 橋田政雄(辯護士)
- 村田村治(兵庫縣愛國社同)
- 角田清彦(青年聯盟)
- 須藤理助(國體擁護會)
- 野田豐(二六社)
- 萩原貞一(富山皇國農民)
- 富田鎮彦(推神顯修會)
- 田尻隼人(國體擁護會)
- 矢尾喜三郎(勞民衆)
- 工藤定雄(大日本愛國)
- 渣地隆成(國體擁護)
- 影山政治(生産黨)

國家(農本)主義運動の狀況

- 金子力 三(國體擁護) 興 吳 鋼 三(大日本守國會)
- 高橋忠 作(新國同) 露久保賢治(三河愛國聯盟)
- 中澤辨次郎(元憲本聯盟) 内田廣吉(愛國)
- 山崎常吉(大日本忠孝) 佐野好男(新國同)
- 戸田精一(皇道維新會) 上村勝彌(經濟聯盟)
- 亀川保(新國同) 加藤鐵太郎(京都愛國)
- 松谷與二郎(勤勞日本) 佐々木民三郎(新國同)
- 前田芳藏(昭和義塾) 矢ヶ崎靜馬(東電愛國)
- 半谷玉三(新國同) 三木亮孝(新日同盟)
- 佐藤鉄馬(愛國) 吉見隆治(愛國)
- 松本勇平(愛國) 前田虎雄(神兵隊)
- 橋本寅太郎(新國民同) 伊藤信司(愛國革新)
- 松永材(日本主義) 外二十七名

後記(三) 時局協議會規約

- 第一條 時局協議會は速に皇道政治を確立し急迫せる時局に對處する爲め各層各部門に於ける全日本主義運動の連絡、協調並に強化を以て目的とす
- 第二條 會員は此主要目的達成の爲めに常に小異を捨てて大同に就き日本主義の美徳たる和衷協同の精神を發揮するものとす
- 第三條 本會に世話人會を置く
- 第四條 世話人會の推薦に依り本會に客員を置く
- 第五條 世話人會は左の事務を掌る
 - 一、調査部を設けて各種原案の作成
 - 二、會員總會の決議を現實化せしむる爲め一切の事務

して深く其禍因に遇り、非常の決意を以て根本塞源の處置を講せねばならぬ時機に際會した。實は其時機すらも既に遲きの憾があるのである。

抑々内に充實強化の實なくして、如何にして堅實なる外交はあり得ようぞ。實は今日の如き一般情勢馴致の眞因も憂ふべき國內事情に根ざすものが頗る多いのである。即ち根本塞源の處置も、國體の本義を明徹にし、國家活動の基本たる國內政治の是正を以て第一著とすべきは論を俟たない。換言すれば日本主義を透徹せしめ、皇道政治を確立することが總ての先決問題である。是れなくして對外問題の光輝ある解決は到底庶幾することが出来ぬ。然らば日本主義とは何ぞや。

苟くも帝國臣民として、一切を捧げて、皇運扶翼に終始するは日本主義である。富貴榮達、放肆享樂其自身を以て行動究極の目的とするものは功利主義である。皇國全體一家族國家たるの事實を明確に體識し、道義と相愛とを以て智能、材幹の推進力となし、總ての物質問題を以て之に隨從せしめんとするは日本主義である。之に反し、物質的利害打算をして精神問題を支配せしめんとするは功利主義である。分裂、抗争、道義頹敗、國家的衰運の淵源は功利主義であり、協同、和偕、明朗進進、國家的飛躍の原動力は一に日本主義に胚胎する。故に日本主義と功利主義との間には妥協はない。抑々政策には互譲妥協を許すも、正邪順逆には妥協の片影すら容るべきものではない。天皇の臣民は、全部が日本主義者でなければならぬことは必然の道理である。

國家(農本)主義運動の狀況

三、各會員間の連絡

- 第六條 會員は本會目的達成の爲め必要なる意見を世話人會に提示す各會員は全く本協議會の責任圏外に在りて各々独自の立場に於て行動し第一條の目的達成の爲に相協力するものとす
- 第七條 本會々員として入會せんとするものは世話人二名以上の紹介を要す
- 第八條 本規約に準據して適當地方協議會を設く
- 第九條 本協議會成立の基礎に各會員の協心戮力の誠意に在るを以て別に細則を設けず
- 依つて本規定外の總ての事項は一に各會員の此誠意の結晶を背景として世話人會に於て隨時之を處理すべきものとす
- 後記(四) 時局協議會調査部並ニ事務局内規
 - 一、調査部ニ當分ノ内左ノ委員會ヲ置ク
 - 政治委員會
 - 經濟委員會
 - 外交國防委員會
 - 運動方針研究委員會
 - 二、本協議會ニ事務局ヲ置キ世話人會ノ管掌ニ屬セシメ、世話人會幹事(少クモ二名)ノ統制ノ下ニ本會ノ事務ヲ行フ
 - 三、事務局ニ庶務係、會計係及調査部係ヲ置ク
- 後記(五) 聲明
 - 皇國內外の情勢は洵に容易ならざるものがある。特に皇國を中心とする急迫せる國際情勢に對し、一朝其舉措を誤らんか、國體の前途は、實に測り知るべからざるものがある。之が打開を直指

天皇統治の大道であり、同時に皇運扶翼に參する臣道の軌範であり、暨國本然の日本主義を顯揚せるものなるに拘らず、之に格違すべき政治運用機關の現狀は何事ぞ。

帝國議會は立法豫算等を通じて宏議を翼賛すべき機關として、臣道躬行の神聖なる殿堂である。即ち階級利害の代表機關でもなく、政權争奪の壇場でもなく、功利主義に立脚したる歐米諸國の議會とは其發生原理に於て苟も相容れざるものがある。然るに現在我國の議會を觀るに、其職務運用の母胎をなせる既成諸政黨、勿論無産黨を含めたる此等の諸黨は悉く民主民權の主張に其發生の機縁を有し、立憲の指導精神は功利主義の外に一步も出づることが出来ない。是等政黨が過去の日本に映したる事實を見れば、歴々として其然る所以を指摘することが出来る。

功利主義によりて結成したる政黨は、單に議會占領に甘んぜず、更に進んで行政、司法等の諸機關にも侵入して惡政の淵源となる。教學は忠孝の純眞を失ひ、經濟は互助の美風を損じ、産業は相剋の苛辣に走り、道義立國の日本精神の消磨は、指導力と安定力の分裂抗争となり、之を地方に及ぼしては打算、情實を以て織り成せる地盤を醸成し、一大家族國家たるべき皇國を權勢競争の闘場たるに至らしめた。

諸弊の總ては是れ政治が功利主義に立脚したるが爲である。彼等政黨が政治と誇稱する内容は同胞相剋であり、憲政常道と大呼する實質は、政權争奪の妥協條件を内規せんとする詐謀に外ならぬ。其精神は正に黨意であり、日本主義の疑竇である。勿論黨人中にも善良なる者尠からず、如何せん既成政黨の指導精神下にありては、點滴の清泉を以て大江の濁流に注ぐの憾なきを得ない。

日本主義こそは、斯くて憲政確立の運動であらねばならぬ。斯くて一切政治の淨化と向上の醗酵素でなければならぬ。全的不安一掃の唯一無二の根源は此運動以外には断じて無い。

過去數年來の政局を回顧して、遺憾比上なきものは、義憤連る瀬なき多くの人々が、秋霜の國法をまで犯して、自ら非合法の死地に赴きたる悲壯の事實である。此事實を何と觀て然るべきであるか。彼等は悉く功利主義的政治の支配に激して法を省みるの邊がなかつたのだ。明かに既成政黨は功利主義的政治の大支柱として、彼等義憤の大因をなしたことは人皆周知するところであらう。然かも若し政界の現状が今日の儘に續くならば、此深刻苛烈なる脱み合は永久に解消し難いものであることは自明の理ではあるまいか。何が故に解消し得ないか。日本主義は到底功利主義の前に屈服することが出来ないからである。

若槻内閣倒潰し、齋藤内閣成立して以來、今日迄の政局推移の蹊跡を仔細に點檢すれば意識的か、將又無意識的かは別として、渺なくとも日本主義と功利主義とを妥協せしめんとするか、乃至は其間に妥協點を見出さんとする政治であつた。然し其は不可能を可能となさんとし、火と水との妥協を策する徒勞に過ぎなかつた。國體明徴は斯かる老知なる情實より生まれるものでは断じてない。日本主義が功利主義を掃蕩することによりて、日本主義に即する独自の議會機能の全的發動となり、同じく行政司法の機能と相俟ちて、國體と體合する政治の更生、國策の遂行が生まれ、初めて善局は打開され、國民生活の安定も茲に求むることが出来るのである。

皇國が今や數ヶ國の武力と經濟力との侵攻に對抗し、形勢の危

急、且に夕を測り得ざるものがある。此際、舉國一致は何物にも替へ難い生命的條件である。だが、形式の舉國一致は益々國民不安の浪濤を高め、國民理想の昂揚を阻み、難關突破の前途に却つて暗雲を投ずるに過ぎぬ。眞實の舉國一致こそは、功利主義團體の一切を清算して、日本主義に基く安定勢力の結成の上に初めて其全貌を現はし得るものであることは明々白々の事理である。

時局協議會は實に此國家鎮護の安定勢力集結の目的の上に立つ。従つて既成政黨の清算を要求するは當然であるが、齊しく、至尊の赤子たる個々の政黨員が、本來の日本主義に覺醒し來たるならば、是れ又温かき手を伸べて歡迎するに決して吝なるものではない。

時局協議會は全會員悉く以上の信念に全國忠良の國民を動員し、皇道政治の確立、純正護憲運動を目掛けて直往し、渾然一如の皇道日本帝國を完成し、悠久なる國基を振興し、以て國難打開に向つて邁進せんことを期する。之が爲め第一著手として國內充實強化の至大障礙たる個人、民主、唯物、功利思想の上層立つ既成諸勢力清算の目的を最も速に達成し、以て皇道に一躍をせしめんとするものである。

昭和十一年十二月二十一日

時局協議會第一回會員總會

後記(六) 聲明

方今邦家ノ危急ハ果卵ヨリモ甚ダシク、朝野官民憂慮措ク能ハザル所ニシテ、是レ全ク我ガ國民ガ立國ノ本義ト國體ノ本質トヲ忘却シ、輔弼ノ重臣亦タ獻替其ノ宜シキヲ得ザルモノアリシ結果ニ外ナラズ。

今や憂國ノ諸士胥謀リ、時局協議會ヲ設ケ、國體ヲ明徴ニシ、協力一致君國ノ爲メニ報效スル所アラントス。冀クハ奮勵努力アラシムコトヲ。

昭和十一年十二月二十一日

頭山 滿

四、維新制度研究會の結成

本年十月二十三日都下各新聞紙に所謂軍部案なりとして一齊に報道せられたる議會制度の改革案は各方面に異常の衝動を與ふる所ありしが就中民政黨政友會等の既成政黨に在りては、該案は政黨政治を否認し憲政の常道を破壊するものとして正面より反對の態度を示し來るべき第七十議會に於て之が徹底的論駁を試みんとするやの傾向にあり之に對し都下愛國團體幹部等は「本件は單に軍部に對する政黨の感情的反對のみに非ずして日本主義的維新勢力に對する自由主義的既存勢力の過渡期に於ける必然的摩擦にして日と共に其の對立は深刻化しつゝあり、現に既成政黨の主張する議會中心主義が我が皇國の國體に根本的に相容れられざるものなる以上吾等は之を徹底的に暴露すると共に健全なる國民の輿論を喚起する爲獨自の果敢なる運動を展開するの要あり」として十一月下旬頃より赤松克麿(國民協會)、富田鎮彦(維新顯修會)、松永材(日本主義學會)、木島完之(修成塾)等に於て寄々協議を重ねつゝありしが愈々、右の目的を以て「維新制度研究會」を結成することとし十二月三日が第一回準備會を東京市芝區内新橋驛樓上東洋軒に開催すべく案内狀一〇〇部を作成在京愛國諸團體幹部其他に發送する所ありたり。

斯くて當日は午後二時より松永材以下六十三名出席(氏名後記)して豫定の通開催、米持格夫の開會の辭に次いで松永材を議長に推し松永より、本會結成の趣旨として既成政黨の排撃撲滅、國體明徴の徹底等を力説し赤松克麿之を補足説明を爲したる後申合せとして

國家(農本)主義運動の狀況

- (1) 會員は個人的資格に於て参加すること。
- (2) 役員 委員長 松永 材 常任委員 赤松克麿 木島完之
- 評議員 本出席者全員 幹事 米持格夫 森本 耕

(3) 決議(後記二)の通

(4) 假事務所を麴町區内幸町商興ビル國民協會内に置くこと

以上を決定本研究会の結成を終り有志の演説に移り木島完之、鈴木善一、津久井龍雄、倉田百三、宮崎龍介、富田鎮彦、大森有聲、小谷文濟、森清人等より交々日本主義の宣傳及政黨の無用撲滅を強調して散會せり。

敍上の経過に依りて結成を見たる本會は其後目的達成の第一手段として先づ「政黨排撃の演説會」を東京市内各地に於て開催することとし、辯士に、松永材、赤松克麿、八幡博堂、以下一〇名を挙げ十二月十一日より六日間本所公會堂外五箇所に開催したるが何れも相當の入場者ありて感動を與へたり。

敍上の如く本會は創立後尙日淺く其の將來性に關しては未だ豫斷を許さざるものありと雖も、早くも數日に互る政黨排撃演説會の開催を爲して正面より既成政黨に對する攻撃を行ひつゝある等よりして第七十議會の休會明けを目前に控へて其の動向は相當注意を要するものありと思料せらる。

後記一

維新制度研究会

東京市麴町區内幸町一ノ六商興ビル本館

(電話銀座五二二番五二三番)

出席者

松永 材(日本主義學會)

常任委員

赤松克麿(國民協會)

同

木島完之(修成塾)

評議員

田中康資

前田虎雄(神兵隊)

角田清彦(青年聯盟)

富田鎮彦(維新顯修會)

鶴島三郎(國民協會)

- 倉田百三(國民協會)
- 大森一聲(直心道場)
- 津久井龍雄(國民協會)
- 小谷文濟(日本皇政會)
- 篠原市之助(五、一五事件)
- 橋田政雄
- 木下好太郎(愛國法曹聯盟)
- 木崎 克(大日本青年黨)
- 會田甚作(國民協會)
- 森 直次(梅櫻會)
- 德村謙吉
- 松本富夫
- 島田庄七郎
- 柴田武福
- 川 瀨 宏
- 高山欣也
- 八幡博堂(生産黨)
- 鈴木善一(生産黨)
- 丹羽五郎
- 柴尾親弘
- 宮崎龍介
- 宇都宮良久(國體擁護聯合會)

- 遠山雅一(〃)
- 神庭伸之助
- 石塚幸次郎(〃)
- 松田秀五郎
- 猪原久重
- 大森恭之
- 亀川 保(新日國同)
- 神田兵三(新日國同)
- 上村勝彌(政黨解消聯盟)
- 守 繁藏
- 増田 光
- 大野 慎
- 森 清人(國民協會)
- 狩野 敏(文新俱樂部)
- 松田有弘
- 永田健三
- 上領三郎
- 牧野晴雄(維新寮)
- 萩原基由
- 佐藤晃雄
- 今瀬裕資
- 玉盛榮八

- 田島啓邦(和歌山愛國懇談會)
- 濱口一郎
- 幹 事
- 同
- 工藤定雄(愛國學生聯盟)
- 影山正治(生産黨)
- 米持格夫(維新寮)
- 森本 耕(國民協會)

後記二 決議

庶政一新の基本的且つ先決的内容は國體原理を明徹して自由主義政治形態を改革するにある。現在の個人主義に立脚したる朋黨的政權争奪の政治形態が我が一國一家の道義的全體主義と本質的に背馳し、其の結果政治を茶毒し道義を破壊し、國運の進展に及ぶる障礙をなしたる事は明白である。彼等政黨政治家は憲法擁護に名を藉り故意に憲法政治即政黨政治なりと妄斷して國民を欺瞞し功利亡國的政治形態を維持すべく狂奔しつゝあるが我が帝國憲法の精神は皇國獨自の議會制度の確立とその機能の發揮を要求し斷じて輸入的議會中心政治と相容れざるものと確信する。今や内外の時局益々急迫を告ぐる時、我等同志は茲に立つて自由主義政治形態絶滅のため一大思想運動を展開し、政黨政治家の猛省を促し、一方軍部をして皇軍の使命に鑑み舉軍一體の下庶政一新に邁進せしむべく鞭撻し、他方國民に正しき認識を與へ、純正なる國論を喚起し、以て維新運動促進に一臂の貢獻を致さんとするものである。我等は同心協力、一切の派閥感情を清算し強正なる統一力を以て飽くまで初志貫徹に直進せんことを誓ふ。

昭和十一年十二月三日

五、大和聯盟の結成

(一) 結成經過 在大阪皇國農民同盟理事長吉田賢一は、曩に八月會の結成以來有力幹部として活動しつゝありたるが、國家(農本)主義運動の狀況

今春來國家主義農民團體の戰線統一を企圖し各地の農民團體其の他の有力者を歴訪して奔走に努めたる結果、愛國労働農民同志會今里勝雄、皇國農民聯盟柄澤利清、皇國農民組合同盟岩内隆平等と共に先づ皇國農民團體結成の爲の關東關西兩地方準備會の結成を爲すに至りたるが其後關東側が愛國の傘下に投じたる爲計畫に齟齬を來し單一的統合不可能の狀態となり之を楔機として兩派の間に一大溝渠を生ずるに至れり。

於是吉田は其後専ら同盟の内部組織の充實を計ると共に最初の方針を變更して主義主張を同じふる團體より逐次統一することとし愛國労働組合全國懇話會と結びて「關西皇國労働農協議會」を結成し、野村重臣、橋爪明男等の所謂學者層とも連絡して皇農独自の立場より著々其の運動を進めつゝありたり。

然るにこの狀況を觀取せる關東側、愛國、小林順一郎並に大日本青年黨橋本欣五郎等は夫々別箇に直接間接に皇農抱込運動を試みる所ありしも吉田は巧に之を回避して明答を與へず在昔時日の推移を重ねつゝありたるが、其後、關西皇國労働農協議會に加盟しありたる新日本海員組合赤崎寅藏が前記小林、橋本其の他關東方面の右翼分子と策應して「時局協議會」の結成運動に参加するに及ぶや吉田、西光等の皇農幹部は「時局協議會は大衆の背景を有せざるのみならず不純分子の介在するありて永久性に乏しく、不用意の参加は却つて皇農の組織をも侵蝕せらるゝの結果を生ずるの虞なしとせず」とて依然敬遠的態度を持し、一面に於て總聯合關西聯合會今井武吉其他八月會系分子等と提携して大衆的團體を背景とせるものゝみに依る聯合體の結成を策しつゝありしが最近に至り其の運動頓に具體化したるを以て十二月十五日大阪市内中之島公會堂に發會式を舉行して「大和聯盟」と命名後記の如き趣旨及申合せを發表するに至れり。

而して當日の出席者は總聯合 今井武吉、大橋治房、末中勘三郎外四名 皇國農民同盟吉田賢一、西光万吉、吉岡八十一

外六名、命會千家尊建、勤勞俱樂部伊藤長光、日本産業軍山本龍介等十九名にして、末中は開會の辭に次て千家尊建を議長に推し、吉田賢一より「最近東京に於ては時局協議會が結成せられた模様なるも我々は之に對立することを目的とするに非ずして將來政治團體として意義ある眞の活動を所期するものである」旨及び「東京に於ては更に我々と連絡して同志が大和會を結成しつゝある」云々の報告を爲したる後議事に入り世話人として吉田賢一、今井武吉、千家尊建の三名を發表座談會に移り無事散會せり。

敘上の如き経緯に依り結成を了したる本聯盟は其後更に政治團體としての形態具現に努むる所ありしが、總聯合、今井、大橋、末中の三名は本月二十日頃、曩に時局協議會に加盟し居りたる總聯合本部高山久藏の切なる勸誘によりて同會に入會するに至りたるが之を聞知したる皇農中堅幹部等は「總聯合の態度は無節操にして一片の信頼をも置き難し」と憤慨し吉田理事長に對し「總聯合との不快なる連絡を一蹴すべし」と建言したる模様あり。

斯くの如く本會は結成後早くも複雑なる事情の纏綿するありて將來の發展性は俄かに豫斷を許さざるものもあるも其の動向に對しては相當注意を要するものありと思料せらる。

「後記」 大和聯盟總旨

皇國がその當面せる深刻非常なる時局に照應して眞に國體本義の顯揚を必須とすること今日の如く切實なるはまさしく史上稀に觀るところである。

我等皇民は等しく其の享けたる總てを擧げ千載一遇の覺悟を以て聖事マツリゴトに奉仕せねばならぬ。

即ち皇國皇民皇居の理想實現の爲めに今こそその精神なる士赤子思想と奉還思想による御維新翼賛運動を皇國大衆の實生活に即し大衆的規模に於て政治的に展開すべく努めねばならぬ。

茲に我等は廣く同憂同志の加盟協力を希ひ以て聖業翼賛の微意を致さんとするものである。

昭和十一年十二月十五日

申合せ

大和聯盟結成會議

- 一、廣く同志を求め天業翼賛の政治的行動主體結成の爲め國體の本義に基き皇國大衆の實生活に即してその運動を展開すること。
- 一、その必要上事務所及若干の世話人を置くこと。

六、愛國労働農民同志會の情勢

全面的組織擴充方針に基き幹部を擧げて之が運動に専念しつゝある愛同にありては、其後農村部相談役に中澤辨次郎を、書記に橋本朗を迎へ、労働部に宮井昌吉、伊藤誠兩名の加盟を得て今後交通産業方面を擔當せしむる等本部陣容の充實に努むる一面、地方組織に於ても其後土佐農民總組合(會長大石大、組員二萬七千二百と稱す)及茨城、愛郷熱關係農民組合、東京市内自動車、市電従業員等を以て組織せる労働組合の加盟ある等其會勢益々發展の情勢にあり。

一方本會中心人物たる小林順一郎は曩に本會を主動體として企圖せる所謂皇農團體の戰線統一運動が關西吉田賢一派との提携破れて中途挫折の状態に陥りたるもその後議會制度改革問題を楔機として政黨撲滅の氣運頓に旺盛になるに及び新に別項の如く時局協議會を結成するに至り、愛同は必然其の主勢力の立場に立つに至りたるを以て小林は右「時協」結成を機とし、此際愛同の態度方針を闡明するの要を認め翌二十二日右時局協議會に出席せる各地方幹部等十餘名を本部に召集し、理事會を開催してその方針を指示する所ありたり。席上小林より「時協」結成に伴ふ愛同の責任重加及愛同今後の運動方針並川口市に於ける鉄鐵缺乏問題等につき指示説明する所あり、之に基き種々協議を遂げたる結果後記(一)愛同當面の運動方針、同(二)時局に對する聲明書を決定し、鉄鐵問題に付ては愛同當面の運動中に之を取上げ政府當局等に積極的善處を要望することとし、之が特別委員として本部總務部並川口市支部選出理事を擧げたり。

後記(一) 愛同當面の運動方針

(前がき)

今之昭和維新の氣運は益々熟し現狀維持派と革新派との正面衝突は必至的となつた我が愛同は國民の教化を運動形態とするもの

であるが、その目的が皇道の確立に在る以上當面の狀勢を以て「實踐的教化」の絶好の機會と認めざるを得ない愛同加盟の各團體各個人はこの機を逸することなく最大限度の活動能力を發揮すべきである。

一、組織の強化

愛同は僅か數箇月間に驚異的な擴大を遂げたこの擴大テンポは勿論持續さるべきであるが、その擴大に伴ふ陣營の強化なくしては折角の擴大も何の役に立たぬ徒勞に終るであらうそれ故に各地方組織は此の際既成陣營の整備と強化に一層の努力を注ぐべきである特に昭和維新前夜の嵐が目前に迫られるかの如く觀ぜられる現在全愛同組織の最大限度の能力をイザと云ふ場合發揮せしむるに足る陣營の強化は急速に成されねばならぬ、かゝる強化に最も役立つ方法は嘗て指令された「五人組」組織の完成である、この最下部組織に未だ着手するに至らぬ地方支部は急速にそれに取りかかるべきである、然し乍ら眞の陣營強化は單なる形式的形態整備を以て達成されるものではない、それは精神的結合を基礎條件とする、精神的結合は目的の一致を核心とする而して目的の一致を圓るにはお互がよく話し合はねばならぬ、そこで各下部組織に於ける頻繁な座談會は絶對的に必要である、地方幹事會を通じて會得された愛同の大方針をそれらの座談會に充分に反映させるべく努めねばならぬ、これは既に行はれつゝある所であるが此の際特にそれに全力を注がれたし。

二、目的の表現化

昭和維新は被壓迫者の單なる感情の爆發であつては斷じてならぬ、富豪財閥大地主どもの横暴に對する國民大衆の自然發生的の反感を煽動するだけならば我々の運動は共產主義運動も結果に於て何ら異なる所ない徒らな破壊行動にすぎることになる、吾々の運動は徹頭徹尾最初から建設的であらねばならぬ、その建設は正當なる國民大衆の要求を合理的に政治の上に反映させることに歸着

國家(農本)主義運動の状況

するそれ故に先づ國民大衆の至當なる要求が何であるかを具體的に適確に明示することが昭和維新の第一歩である、愛同の目的の定まらぬカラ騒ぎをなしてはならぬ、先づ慎重に昭和維新に對する眞實の國民の要求を討議し決定し成文化すべきである、これは決して困難な事ではない、座談會を開いた場合、眞に愛國的な「愛國精神」に基いて労働者農民各自の率直な氣持を文書にまとめればよいのである、昭和維新の具體的經濟政策社會政策の基礎的資料は恐らくこうした勤勞國民の眞情の結晶に在るであらうし又あらしめねばならぬ。

三、非日本主義に對する闘争

愛同は全日本國民を眞に日本主義者たらしめんとする「實踐的教化」を旨とするものであつて、所謂政治運動を目的としないが、然し非日本の精神が最も露骨に既成政黨の上に現はれ彼らが現狀維持派の牙城としてあく迄も昭和維新を妨礙せんとする以上必然彼等と「政治的分野」に於ても闘争せねばならぬことになる、既成政黨の非日本主義の本質又そこから生ずる非國民的罪惡は、中央に於ても然りだが地方の縣政及び自治制の上に隨所に曝露されて居る、それに對し地方民の覺醒を促し既成政黨の魔手から彼らを解放することは日本主義の普及上最も有效な手段の一である、今之既成政黨は現狀維持派の最後の漢擡きとして死もの狂ひの跳躍を演ずるであらう、それに對し愛同は敢然として闘ふ用意を必要とする。

四、「左翼」とも闘へ

人民戦線を標榜する労働組合農民組合は勿論それに反對する例へば労働組合會議派或は社大黨の如きも彼らが掲示せるスローガ

ソの如何に不拘實は現狀維持派の單に一翼にすぎずして決して昭和維新の味方たるものではない眞實昭和維新の眞實に向つて邁進する純正日本主義陣營をフアツショとデマツて國民大衆から孤立せしめることによつて昭和維新に御奉公することが出来る。彼等に對する闘争は遠慮なく徹底的に彼等が巢喰ふ凡ゆる場面に於て展開されねばならぬ、彼等の組織を無遠慮に切崩せ、彼らの幹部の賣國奴的罪惡を白日の下に曝露せよ、さうして勞農大衆を彼等の把握から解放せよ。

結 論

各地方組織が以上の如き行動を果敢に遂行する間に、時局は昭和維新に向つて急速に進み我等純正日本主義者が一大目的の達成に邁進する場面は展開されるであらう。愛同は如何なる場合に於てもその負はされたる使命に恥ずるが如きことがあつてはならぬ、要は日頃の覺悟と怠りなき準備である。

昭和十一年十二月二十二日

愛國勞働農民同志會

本 部 理 事 會

後記(二) 聲明書

現狀維持派が、經濟界に於ても亦政治の分野に於ても時局に善處する能力を全く喪失した事實は今や明白だ外交方面における失敗は國民を慍然たらしめ

危機の切迫は眞に吾人を慄然たらしめる而かも現狀維持派はひたすら彼等自己の利害觀念のみによつて盲動するに止まり此非常時に當つて國民を指導する權能を自ら完全に放棄してしまつた。

此際國民を正しく指導して時局を、打開し以て大御心を安んじ

奉り得る唯一の勢力は純正日本主義陣營のみである吾等日本主義者は自ら好むと好まざるとに拘らず必然的な國家改造の全責任を双肩に負はねばならぬ愛國勞働農民同志會は斯る責任遂行の途上に於て全日本國民大衆を純正日本主義に目醒めしむるべく眞實の運動を展開するものである、それは要するに昭和維新の爲めのみならず運動である昭和維新それ自體は到底愛同一箇のよく眞實し奉り得るところのものではなく、全日本主義陣營の全力的一致を必要とすることは云ふまでもない。

而して今や現狀維持派を政治分野に於て代表する處の既成政黨は自己の没落を前にして最後の必死的逆襲を計畫し過去に養ひ得た勢力の總動員に依つて權益の挽回を試みんとしてゐる勿論それは落日を呼び戻さんとする清盛の愚ではあるが、彼等の盲動が國家革新途上の妨礙となる事實は否めない昭和維新の地ならしを以て任ずる我が愛同はそれ故に當然既成政黨の打倒を宣せねばならぬ。

政治を利權化し我が建國の本義たる一大家族主義皇道政治の實現を阻礙する既成政黨を倒せ日本を國難的狀態のドン底に陥れた政治を斷じて再現せしむる勿れ、政變の目録に迫れる現下において特に愛同は以上の一點を戰略目標として革新勢力の全戦線が動員せられ共通の目的に向つて一舉邁進されんことを切望する。

右聲明す

昭和十一年十二月二十二日

愛國勞働農民同志會

本 部 理 事 會

七、大日本青年黨の情勢

大日本青年黨は結黨以來右翼陣營に於ける特異なる存在として各方面の關心を蒐めつゝあるが統領橋本大佐は十一月二十七日松延、陶山、大川の三名を引具し結黨以來最初の地方進出を開始して先づ岐阜、京都、大阪の各府縣下八黨希望者と會談するの外在關西方面右翼團體有力者等と懇談し十二月二日歸京したるが其後黨本部に於ては豫て發行を計畫しつゝありたる機關紙を十二月十七日を以て『太陽大日本』の名により創刊し同紙に資料欄所載の如き組織運動方針等を發表して各方面へ配布する處ありたり。又西安事件勃發するや支那動亂は默視するに忍びずとて十二月十八日小林順一郎外都下右翼團體有力者二十五名を招きて對支問題懇談會を開催し次で尾去澤ダムの再度の潰壊を見るや『尾去澤再び慘害當事者は無感覺か』と題する機文一千部を發行して曩きに發行したる同事件調査報告パンフレットと共に各方面へ頒布するの外時局協議會には橋本統領は世話人として参加する等のことありたり。而して地方にありても在京都若松清一の提唱に依り十二月十七日大阪に於て京阪神の黨員十名の會合を催し席上京阪神の連絡機關として『十七日會』を結成し毎月十七日には各地輪番にて研究會若は座談會を開催する旨の申合せを爲し次で在京都黨員六名は十二月二十五日若松清一を中心に支部結成迄の暫定的組織として『赤誠會』を結成する等堅實なる地歩を劃しつゝありて漸次組織の伸張を齎しつゝあり。

八、純正維新共同青年隊結成準備會の情勢

青年戦線の統一を標榜し曩に組織せられたる本青年隊(十月々報参照)は、近く結成大會舉行を目標として準備を進めつつあるが、他面在京都純正日本主義青年運動全國協議會とは其の組織及行動目標を同じふする關係もあり、且は兩者孰れも直心道場大森一聲、西郷隆秀等の指導を受けつゝありて既に緊密なる共同戦線を結び、東西相呼應して組織擴充に精力的活

動を續けつゝあるが、青年分子の鞏固なる結束と、比較的純眞活潑なる行動は右翼大同團結の機運に相當大なる反響を與ふると共に其の動向は齊しく注目せられつゝあり。

而して其後組織も漸次伸張し這般來日本郵船會社不敬糾彈、尾去澤鑛山慘害事件等に對する運動ありたる外、政治季節の到來と共に所謂護憲運動の響けりつゝある情勢に對應すべく、後記の如く十二月一日時局對策協議會を開催し、政黨政治排撃、國民生活防策其他の現實的諸問題を附議決定する所あり、爾來活潑なる運動を展開しつゝありて、殊に政黨政治排撃問題に對しては別項(所謂政黨撲滅運動の項参照)所載の如く率先熾烈なる運動を爲しつゝあり。

(一) 時局對策協議會の狀況 前叙の如く本青年隊に在りては、議會季節の切迫と共に既成政黨方面に於ける所謂護憲運動の機運漸く顯著なるものありと爲し、之が徹底的排撃を期し併せて當面せる諸問題の對策を協議すべく十二月一日赤坂三會堂に於て時局對策協議會を開催したり。

當日は鈴木善一外所屬團體代表並大日本經國聯盟瓜生喜三郎等八十一名出席し、松下彦一司會の下に午後一時四十分開會し、鈴木善一を議長に推した事後三木亮孝の經過報告ありて議案審議に入り、(一)政黨政治排撃に關する件(別記聲明、決議を陸相宛提出することに決し、訪問委員として片岡駿外五名を擧げ訪問委員は直に出發す)(二)國民生活防衛に關する件(今後は日本主義精神運動と國民生活安定の實行とを併行せしむることとし實行方法は常任委員に一任、可決)(三)尾去澤事件對策の件(具體的方法は常任委員に一任、可決)(四)不敬郵船糾彈に關する件(徹底的問責糾彈することとし實行方法は常任委員に一任、可決)等を協議したる後、議長挨拶並瓜生喜三郎の發聲にて聖壽萬歳を三唱し同四時十五分散會したり。

(別記)

決議

議會政治即政黨政治は憲法違反なり大權干犯なり臣道の没却なり吾人は祖宗の遺詔を奉戴し臣民の名によりて之が擊滅を期す。

聲明

天皇機關説は假面を冠つて登場せり。即ち憲政擁護、專制打倒の美名に隠れて再現せる政黨者流の『議會政治復活要求の唱道』なり。

我等は政黨が自ら『議會制度』と『議會政治』即ち『政黨政治』とを混同し、或は故意に紛淆せしめて、議會と政黨とは共に欽定憲法所定の者なり。故に政黨が議會に依りて政治を襲奪せむとするの議會政治を否認するは、政黨と議會制度の否認にして、憲法の無視なり、危險思想なりと爲すの詭辯を許す可からず。

帝國憲法上議會制度は固より是あり、政黨結社の自由も亦承認せらる。乍併議會は『天皇の議會』にして『國民の政黨結社』と何等の關聯を規定せらるるものにあらず。『政黨結社の自由』も消極的自由にして國體に則り皇道に隨順するの限りに於て承認せらるるの自由たり。議會は豫算及立法の協贊に任ずるの臣道義務を有するものにして政治の權能を有するにあらず、而も議會の協贊が眞に公論として立法化され、執行せらるるや否やは、一にかかりて天皇大權の發動に存し、即ち議會自らは直接政治の運用について是一片の權能をも有せざるべきこと、欽定憲法所定の鐵則たり。

然るに議會政治即ち政黨政治とは、要するに議會に於て多數を占むる政黨の首領が法律上又は政治上、當然且つ必然に内閣の首班に列し、議會に於ける『多數黨の威力』を藉りて政治を行ふの形式

を稱するものなるが故に、國體上及憲法上圓融自在なる可き天皇の任命大權は茲に無視せらるるなり。これ實に憲法第一條及第三條の明文を空無化せんとする不逞兇逆の意志に非るなきか。

政黨政治者流が其の常套手段として、明治天皇の御誓文『廣く會議を興し萬機公論に決すべし』の一節を引用し奉り以て所謂議會中心主義、政黨政治の精神を合法化せむとするは、當らざるも甚しいと言ふ可し。『會議』の『帝國議會』のみに非ざること御前會議を以て知らるるべし。

『廣く會議を興し』と仰せられし『廣く』とは多數の意味に謹解し奉るべく閣議及裁判の如きも其の國家統治上に於ける重大性に於て、輕々に議會と其の其の優劣を比較せらるべきものに非ざるなり。更に『萬機公論に決すべし』と宣ひし『公論』とは皇道、國體に即する論議にして、單なる多數決即ち『衆論』の謂ひにあらざる可きは論議を要せずして明かなり。

實に斯くの如し。故に若し、政黨政治を以て憲政の常道なりとするの反逆誤謬概念を復活實現せしめむか、所謂多數黨は一舉にして立法行政の二權を壟斷すると共に、亦司法大臣の人事行政權を濫用して、法律上政府より獨立せる司直の本質を實質的に變革することにより完全に、所謂統治機構を政黨化し、我國憲法に於ける三權分立の意義、精神は茲に全く蹂躪せらるるに至る可し。是れ實に單なる論理の必然に非ずして、又同時に嚴乎たる事實の立證する所なり。實に現代日本の實相は斷じて眞實神ながらの日本には非ずして、思想的には大學より發祥する國家法人、天皇機關説の流布により實質的には政黨及官僚の所謂行政法上の天皇機關説思想により、億兆感孚し、官武一途庶民に至る不隨意的或は

憲法的反進行爲横溢し、斯くて既に容易に救ふ可からざる合法的民主革命を成就したるの日本なり。然り、而して其の最も大いなる責任は政黨の大積重惡に歸せらる可きものなり。

政黨はからず、之を『漢口民政黨内閣に見よ』。即ち政權擁護、政黨政治確立の爲めに統帥權を干犯し國防を危殆に陥入れて成立せしめたる倫敦軍縮條約と一部金權支配階級の利益の爲めに國家資本の喪失と國民生活の逼迫とを犠牲として敢行したる金解禁が直ちに而も必至の情勢の伴ひて五、一五、血盟團及滿洲事件等の非常事態を招來し、繼て今日の國難的危局を結果せしめたるの一大事因縁に想到す可し。——まことに今日政黨の悲境は偏へに神意の然らしむる處、人爲の如何ともす可からざるの嚴肅事實たり。

而も、政黨未だ自省せず。二月事件の責任問題に直面して、自ら反省の辭を陳し、自肅自強以て更生の道を踐まむことを公約したりし其の口舌の未だ乾かざるに懺悔なき齋藤代議士の毒舌暴慢——に拍手喝采するの政黨なり。今日の事あるは亦故なきに非ざるべし。吾人は寧ろ、かゝる政黨の存在價値に就いては、之を皇道國體の事實と原理に照し、之を憲政の本義に鑑みて、全的に否定排撃する勇斷に出づ可きなりと信す。

九、純正日本主義青年運動全國協議會の情勢

去る十一月三日結成大會を舉行して愈々組織の確立を見たる本會は、其後各連絡員の活動と相俟つて地方組織の擴充に努めたる結果、各地共概ね順調なる發展を辿りつゝある情勢となりたるを以て、指導連絡の緊密と統制を期する爲め機關紙發行の具體化を圖りつゝある外、直心道場、純正維新共同青年隊結成準備會を通じて關東方面に於ける青年運動と密接なる連絡

「立憲政友會」と言ひ「立憲民政黨」と謂ふ、既に憲政の大義を紛淆し、皇道の名分を紊るの名稱にして、許し難き言擧げなり。我國に於ては、立憲の主體は至極天皇に在し、而して天皇御一人に在すのみ。我等臣民は只これを翼賛し奉行する臣道——絕對忠誠義務を有するのみなり。

更に言わんや、自ら民主政治を標榜せる「民政」の名を黨名に表現し、其の不忠民政意志を露呈して憚らざるが如き政黨の存在を許容すべけんや。——我等の起つ、眞に止むを得ざるの情意に出づるなり。

全日本の友よ！同志よ！いま我等と共に擧りて起て。起つてこの亡國の政黨の不忠民政意志議會政治復活を防喝せよ。只、祖國日本の防護の爲めに！

- 政黨政治は國體違反なり。
- 皇道違反なり、憲法違反なり。
- 祖宗の遺詔を奉戴し、子孫臣民の名に於て之が擊滅を期す。
- 我等の職は不斷にして永遠たる可し。

昭和十一年十二月一日

純正維新共同青年隊結成準備會

を保ち、或は別項所報の時局協議會が結成せられんとするや、戦線統一の大局的見地より之を支持する方針の下に指導者中川祐は之が運動にも参畫し、其他十一月二十九日山本英輔大將を聘して座談會を開催する等、只管組織の強化と右翼大統合の機運促進に努めつゝあり。

他面關東地方連絡員大森一聲は、十二月初旬靖國神社境内に於て行はれたる惟神顯修會主催の曉天顯修會を機會に、之が修了後地方出席者の離京を前に在京以外の地方連絡員に招電を發し、西郷隆秀、影山正治(東京)中川祐(京都)三浦延治(名古屋)木本榮(福岡)徳田惣一郎(大阪)松原玄道(富山)泉田武(松山)高野淑人(熊本)長畑菊松(青森)等の參會を得て同月十一日直心道場に於て地方連絡員會議を開催し、政黨政治排撃或は戦線統一問題等に關する懇談を重ねたる結果、左記の如き「政黨の護憲運動粉碎を期す」る旨の申合せを爲す所ありて散會せるが、愈々議會休會明けを控へ之が運動に一層の拍車をかくるものと認めらる。

而して地方組織の情勢を見るに、既に名古屋地方協議會、全和歌山愛國團體懇談會、岡山地方純正日本主義團體協議會、四國愛國團體共同爭協議會等が結成せられたる外、濱松、廣島地方に於ても具體的組織準備進められつゝあると共に、名古屋地方協議會に在りては憲法の普及徹底と政黨の進出排撃を標榜して十一月二十日「中部日本憲法擁護聯盟」を結成し、又濱松地方協議會(準)に在りては十二月下旬軍部當局宛「廣義國防國策遂行確立に關する具申書」を郵送する所あり、其他の地方に於ても夫々演說會開催計畫、或は印刷物の配布等により同志の糾合を圖りつゝある狀況なり。

(左記)

申合せ

一、我等は主權在民思想を根底とし天皇統治の本義に背反せる現

國家(農本)主義運動の狀況

行政組織の根本的改革のため憲法の眞義を歪曲して大權壟斷の不逞を目し來れる政黨の議會制度改革反對軍民離間の欺瞞的「護憲運動」の粉碎を期す。

二、我等は純正日本主義運動の全面的大合同の可及的速かなる成立のため盡力協心至誠を竭すと同時に苟くも維新奉行の道念を有せず不純なる心情に基き朋黨の合同を策し或は公武合體的協調主義に墮せんとする如き場合に於ては斷然起つて之が排撃に

當るの決意を有す。

昭和十一年十二月十一日

純正日本主義青年運動全國協議會連絡員會

一〇、明倫會の近況

昭和八年五月、當時國家主義運動高潮の機運に乗じ、實業家石原廣一郎、陸軍大將田中重其他在郷將官等を中心に結成せられたる本會は、爾來既成政黨打倒、國體明徴等を中心目標とし、相當果敢なる運動を展開し來れる結果漸次會勢の發展を遂げ現在全國に六十三支部、會員二三、四三二名(六月末現在)を抱擁するに至れり。

然るに去る二月所謂帝都叛亂事件勃發するや本會理事齊藤劉少將及前記石原廣一郎は右事件に連座檢擧せらるゝに至り、會内に異常の衝動を與へたり。而して兩名は其の後陸軍々法會議に於て取調の結果何れも嫌疑濃厚なりとして遂に叛亂幫助罪として起訴(齊藤は十月五日石原は二月十二日)せられたるが、引續き齊藤は禁錮十五年(十二月十一日)石原は同十二年(十二月二十九日)の求刑行はれたり。

斯くて、從來合法的運動を標榜し來れる本會も茲に有力幹部の叛亂事件連座により一般の注目を惹くに至れるが、一面内部的にも唯一の財政支援者石原の檢擧收容は其の影響するところ甚大にして石原は前記起訴決定と同時に翻然右翼運動より引退を決意すると同時に田中總裁の手許に脱會届を提出するに至り、續いて井上勝好、島津義親等の幹部も亦石原と行を共にすべく相次いで脱退するに至れり。

茲に於て田中總裁は會内に及ぼす影響を慮り急遽理事渡邊良三中將外幹部數名と共に之が善後策につき協議したる結果

(1)石原の脱退を秘密とし、現状維持に努めると共に之が資金は幹部に於て拾收策を講ずること、(2)經費節減の要ある爲事務品の縮少、有給本部員の減員を行ふこと等を決定し、既に本部員木島康陽、小野田新太郎等を被免すると共に目下適當なる事務所を物色中の模様なり。

斯くて本部首脳部は極力之が動搖防止と黨の結束に努めつゝあるが、一方十二月十三日大阪毎日新聞紙上に「石原脱退に伴ふ明倫會の動搖」なる報道ありたる爲各地方支部に對し相當の衝動を與へたる模様なり。即ち大阪支部聯合會にありては右記事に基き翌十四日急遽緊急役員會を開催し、之が對策協議したるが、豫てより本部の消極的態度に懣らずとし居りたる一部幹部は此の機に於て聯合會を即時解散し、新に別個の團體を結成すべしと主張し、大勢又之に決せんとする狀況にありたるが、結局今一應本部の真相を確めたる後態度を決定することとし、直ちに本部田中總裁宛右進言書を發送する所あり、又京都、奈良、神戸、山梨、福岡等各地方支部に於ても夫々右記事に對する真相の照會、或は之が善後策を講ずる等漸次動搖せんとする情勢なり。

實狀如斯徒に放任を許さざる状態に狼狽せる本部は不取敢十二月十六日付を以て、左記の如く右新聞記事は誤傳なる旨の文書を作成各地方支部關係者宛通達する所ありたるが、更に此際同問題を中心とする善後策及會將來の方針等對策の爲明年一月十二日東京に評議員會を開催することに決定し、十二月二十二日之が招請狀を各相談役、理事、評議員等宛發送したり。

尙本會は、最近結成せる時局協議會に前記理事渡邊良三其他二三會員中個人的に参加せる事實に關し、本部が積極的に代表者を派遣せるやの風評あるに鑑み十二月十六日同協議會とは全然没交渉なる旨本部其他に向け通達せり。

左記

拜啓日に増し寒氣相加はり候處益々御清榮之段慶賀の至りに御座候就ては從來本會の主張と行動とは各位の熱誠なる御盡力に依り麻政一新の大なる原動力となり政界に重きをなすに至りたるは御同慶至極に存候然るに頃日一、二の新聞紙上に本會の解散を豫想するやの記事有之候得共右は以ての外の誤傳にして多難なる時

局は益々本會の活躍を要するもの有之本部に於ても此際更に努力を信憑して本來の使命に邁進する覺悟に候間貴支部に於ても此際かゝる浮説に惑はざる事なく益々結束を鞏固にし志氣を振作して目的の貫徹に盡瘁相成様致度念の爲め右得貴意候 敬具
昭和十一年十二月十六日
各相談役理事評議員御中
明倫會本部

一、東方會の運動狀況

(一) 本部の活動 本會本部に在りては、九月分月報所載の如く九月七日の準備會に於て、農民戰線統一に關する方針を決定して以來、盟主中野正剛其他の幹部代議士等は相携へて夫々全国各地に出張し屢々座談會、講演會等を開催して本會の主義宣傳に努め相當の反響を呼起しつゝあるが本會所屬代議士三浦虎雄(宮崎)は「農民運動の特色は地方的特殊の日常經濟問題をとり上げて活動することを主眼とする點にあるを以て之を中央集權的に統一し畫一的方針に基づきて運動するに於ては幾多の矛盾に逢著し統制の困難を招來するの虞あり」とて本件に關しては靜觀的態度を持しつゝある模様なり。而して本運動に關聯して曩に所屬團體其他に對し多數配布し置きたる「農山漁村窮乏打開陳情」に關する署名運動は、農村の現狀に鑑み各地より絶大の支持を受け、在名古屋東三新興青年黨、土佐農民總組合其他續々と大衆的署名を終り十一月月上旬迄本部に到達したるもの約十萬通に及びたるを以て之を(一括し十一月十一日本部農村對策委員由谷、渡邊、三浦、大石の四代議士代表となりて官邸に廣田首相を訪問右陳情書(後記(一))を提出善處方を要望して退出せり。

斯くて本會に於ては議會季節の接近するに及び議會に對する態度竝に對策を決定するの要ありと爲し本月二十三日東京市澁谷區代々木本町八〇八中野正剛方に議員總會を開催所屬代議士九名出席の下に協議の結果後記(二)の如き聲明書を作成して

之を發表せり。

(二) 所屬團體の活動

(イ) 農民同盟 在山形農民同盟は東方會所屬代議士木村武雄を盟主とし本部の農民戰線統一の方針に基づき本年八月以來十月迄の間木村以下數名の幹部は同縣下二市六郡の農村を巡回して百數十回に互る演說會、座談會を開催したる外地方的農村問題の解決に斡旋する等只管農民層の獲得に努めたる結果著しき會勢の擴大を見るに至りたるが、本年八月亦同地方に愛同所屬東北皇國農民聯盟の結成せらるゝありて爾來互に運動上對立的立場より反目を續け來りつゝありし所遂に十一月一日暴行、傷害、公務執行妨害等の事端を惹起するに至れり。其後木村は更に積極的活動を爲すべく有力闘士を物色中にありたるが十二月に入り元全農幹部佐藤善雄以下五名の左翼系分子を幹部に登用し彼等の意見を採用して組織方針を決定し之を實踐しつゝあるの狀況にして將來の動向に對しては相當注意の要あるものと認めらる。

(ロ) 栃木縣自治振興會

宇都宮市所在本會は電燈料値下運動を當面の目的として結成したるものなるが「會勢の擴張には有力なる中央政黨の指導によるを捷徑なり」とし十一月二十七日會長小宮山好次郎以下幹部四名上京して中野正剛を訪問會勢報告の上東方會の傘下に於て組織活動を爲したき旨を述べて了解を得種々運動上の打合を行ひて歸郷せるが超て本月十六日右打合に基づき本部より杉浦、田中、木村の三代議士の來援を得て宇都宮商工會議所に時局批判座談會を開催(出席者約二十名)席上、本會を主體として積極的組織活動を行ふ爲準備委員(出席者全員)同委員長(小宮山竹二郎)の選任を行ひ明春一月第一回の委員會開催等を決定し活動の第一歩を踏出すこととせるが當日の出席者中には會員に非ざる者約半數ありて之等は一般的に消極的にして氣乗薄き狀況にありたり。

國家(農本)主義運動の狀況

後記(二) 陳情書

農山漁村並中小商工業者窮乏打開ノ途ハ負債整理ト負擔軽減トニアリ然ルニ現行負債整理法ハ適用範圍狭小ナルノミナラズ且手續煩瑣ニシテ實效ナク負擔軽減ニツキテハ何等ノ對案ナシ政府ハ先ツ右兩問題ニツキテ有効適切ナル方策ヲ講ジ庶政一新廣義國防充實ノ第一歩ニ出テラレン事ヲ望ム。

右及陳情書也

昭和十一年 月 日

後記(二) 聲明書

外 交

帝國政府は遂に我國を日獨協定にまで押し流したる國際非常時の潮流を認識せず、自ら刺戟促進したる極東時局の崩壊に對し、糊塗彌縫、益々帝國の立場を悪化するのみ。若し夫れ日支交渉、日獨交渉、日英工作に至りては、大局の方針と外交手續と、兩つながら悲しむべき醜態を暴露し、殊に廣田、有田外交に於ける官紀の弛緩言語に絶するものあり、全く帝國の國際的威信を失墜せり。我等は平素の主張に立脚し、徹底的に之を糾弾せざるべからず。

内 政

一、政府は専ら自己の失態を隠蔽せんが爲に、言論報道の自由を拘束し、徒らに社會を陰慘にし、國民の元氣を銷磨せしめんとす。

一、政黨政治排撃運動の狀況

今春の叛亂事件以來所謂軍の政治的進出に對し相當大膽なる批判を加へつゝ、政黨政治擁護の氣鋒を表しつゝありたる既成政黨は、這般議會制度改革軍部案なるもの傳へらるゝや、爾來軍の抱懷する意圖の糺明に努むると共に、議會開會を目捷に

す。我等は言論に對する壓迫的統制を排して活用的統制たらしめんことを期す。

一、政府の統制經濟は、官僚萬能と、既成資本の擁護とに墮し、徒らに干渉を煩にして、生産力の擴大を阻碍するのみ。現に鐵鋼の如き大失態を醸成せり。我等は急速なる生産力の増大と、大衆の福利増進とを目的とし、公營統制經濟の再吟味を提唱すべし。

一、現内閣の杜撰なる電力民有國營案は統制經濟の一大基準となるを以て、嚴密に之を審議すると共に平素の指導原理を宣揚すべし。

一、政府の稅制整理に伴ふ財政計畫は全般的社會認識を缺きたる卓理論に墮し、金融資本偏重に専らにして、生産力の擴大と大衆生活の安定とを顧慮せず。未だ其の實施を見ざるに先だちて生産の萎縮と、生活の不安とを醸成せんとす。我等は全體主義に立脚せる唯一野黨とし、政府計畫の根柢を否定すべし。

一、政府の財政稅制計畫は農村交付金の効果を過大に宣傳するも、其實官僚の農村支配を擴大するのみにて、負債整理の如き緊急の施設を回避し、殊に大衆課稅に伴ふ物價騰貴は、益々農民を窮乏せしめんとす。我等は此際當り、農村問題の根柢に對し、政府と所見を戦はんことを期す。

控へて憲政擁護の旗幟を一層闡明ならしめつゝあり。之に對し右翼陣營にありては「議會中心主義は皇國々體に反す」るのみならず「憲政を毒し憲政を蔑視し來れるものは正に政黨夫れ自身に外ならず」として、果然政黨撲滅運動擡頭し、所謂純正護憲運動の名の下に十一月初旬來各方面に於て演説會、印刷物等の外、「既成政黨撲滅青年隊」等の新開争團體を結成する等實踐運動を開始しつゝあるが、最近に於ては時局協議會、維新制度研究會、純正維新共同青年隊等を始めとして各有力團體は本問題を取上げ、來る議會を目指して之を一大國民運動化たらしめんと策しつゝあるやに認められつゝあるを以て、之が情勢の推移は注意を要するものあるべし。今各方面の運動情勢を記すれば左表の如し。

府縣名		團體名	月 日	運 動 概 況
東	建	維新制度研究會	一一、六	(別項參照) (同右)
京		純正維新共同青年隊結成準備會		本準備會は十二月一日開催せられたる時局對策協議會に於て本問題を附議したる結果「議會政治即政黨政治は憲法違反、大權干犯なるを以て之を廢止すること」に決定、政上趣旨の聲明決議を可決し代表者をして直に之を陸相宛提出したるが(別項政黨運動の項參照)更に同月八日奥戸足百外四名の代表者は陸軍省を訪問し「十二月二日開かれたる議院制度調査會委員と陸相との懇談會に於ける陸相の答辯は吾人の期待を裏切るものあるを以て、此際陸相と是非會見し懇談致度き」趣旨を以て、本問題を中心とする本青年隊主催の懇談會に陸相の出席方を懇請する所ありたる外、政友、民政兩黨本部を訪ひ、議會政治と團體に關する政黨の見解を糾し、或は同十二月二日淀橋公會堂に於て政黨政治排撃演説會を開催する等熾烈なる運動を續けつゝあり。

都京	愛	
	知	皇
純正日本主義青年運動全國協議會	中部日本憲法擁護聯盟	勤勞俱樂部
一一、一一	一一、一九	一一、一九
直心道場に於て地方連絡員會議を開催し、政黨政治排撃に關する懇談を爲したる上、政黨の護憲運動粉砕を期する旨の申合せを爲したり。	一、本聯盟に在りては十二月四日委員會を開催し、政黨排撃に關する協議を爲したるが、同日「既成政黨の護憲運動は反國體的思想に基くものなるを以て此際我國憲法の國體的解釋を確立し斷乎政黨を排撃すべき」旨の聲明書を作成し政府當局、兩黨本部其他各方面に之を送付す。 一、十二月十八日名古屋市稱名寺に於て憲法擁護座談會を開催し政黨政治排撃を強調したり。	瀬戸市法雲寺に於て中部日本青年同盟の三浦延治、天仰、横井彦三郎を講師として憲法擁護講演會を開催し政黨政治排撃を強調したり。 名古屋市榮座に於て時局批判演說會を開催し、(一)反國體的諸團體と政治勢力の徹底的排撃、(二)職權統一、(三)反國體的諸團體の即時解散要請決議文を決定し、之を首相、内相、陸、海軍宛送付したり。

政黨運動の狀況

一、大日本國家社會黨の情勢

本黨は昨年春の内紛以來有力闘士を失ひ且つ極度の資金難等に禍せられて黨勢は益々不振に陥りたるを以て、黨首脳部に

於ては之が局面の挽回を圖るべく本年四月は總理石川準十郎方に中央協議委員會を開催し對策を協議する所ありたるも、何等嶄新なる方策の決定を見るに至らず、爾來運動は益々消極化し一時的彌縫活動以外一步も出でざるの狀況にありたり。斯くして黨の主勢力を爲す大阪黨務局に於ては既に本部が信頼し得ざる状態に在る以上独自の立場より活動せざるべからずと爲し局長大橋治房は奈良縣黨務局西光萬吉等と連絡して既に昨年八月、皇農吉田賢一其他阪神地方の右翼分子による「八月會」の結成運動に參畫して右翼戦線連絡統制の機運促進に努めつゝありたり。然るに其後大阪黨務局並に廣島支部の母體たる、大日本労働組合協議會と日本労働組合總聯合との間に合同問題起り兩者折衝の結果は急速に具體化し十一月十五日東京に開催せる總聯合年度大會に於て正式に合同成立し黨務局長大橋治房は總聯合中央執行委員に就任したる爲遂に同日を以て大阪黨務局並に廣島支部を解消し爾來大橋は今井武吉、末中勘三郎等と共に總聯合としての活動を爲すに至れり。

右の外愛知縣黨務局に於ても大阪黨務局と緊密なる連絡の下に本年八月以來支持團體青年分子を糾合して「維新運動淨化同盟」の結成準備並に勤勞俱樂部(本年五月結成)の組織擴大の爲屢々の講演會座談會を開催する等相當活潑なる活動を行ひ多數の加盟者を獲得したるを以て十二月二日國社黨黨務局會議を開き、局長伊藤長光より「國社黨愛知縣黨務局解消の件」を提案、其の理由として「大日本國家社會黨本部の衰頹は正に膏肓に入りて全く恢復の望みを失ふるに至りたり、従つて我が黨務局は現在本部とは絶縁の状態にて運動を行ひつゝあるが、現下の客觀的諸情勢は地方分散の團體を統一洽合して一國一黨的維新政黨の實現を要望するの氣運濃厚なるものあり、此際我々は徒らに從來の因縁に執着せず潔く利己心を抛棄して大衆的見地より單一的維新政黨の結成に邁進すべきである」云々と説明一同の賛成を得て之を決議し十二月二十九日附機關紙「我等の新聞」に解消に關する聲明を發表せり。

斯くて十二月十九日名古屋市内榮座に於て勤勞俱樂部の結成大會を開催することとなり約五〇〇名(傍聴者約三七〇名)の出席を得て四項の議案を可決したるが内「反國體團體政治勢力排撃の件」に關しては更に決議文を作成して關係方面に配布せり。

敘上の如く本黨の主勢力を爲し居りたる大阪、愛知の兩黨務局並に廣島支部は何等本部の指導を俟たず自主的獨自の活動を爲し來りたるのみならず何れも之を解消して幹事大橋治房、伊藤長光並に奈良縣黨務局西光萬吉等は何れも傘下の團體を率ゐて在阪「八月會」系團體と合隊して「大和聯盟」の結成を爲す等名實共に本部の羈絆を脱するに至り而も本部は之に對し何等の慰撫、制肘をも爲し得ざるの状況にありて本件により本部の不振は一層の拍車を加へたるものと認めらる。

二、新日本國民同盟の情勢

(一) 内閣辭職要求運動 本同盟にありては「日ソ漁業條約の未調印其の他對ソ、支國交の全面的不調は所謂廣田外交の杜撰に基因するものなり」として之を糾弾すべく對策協議中に在りたるが、本月十三日「廣田内閣の對ソ對支外交は大失態なるを以て即時總辭職を要求する」旨の別記 (一)の聲明書を發表すると共に全國支部宛緊急役員會議を開催して別記 (二)の決議文を作成の上直ちに首相以下各相宛送達し、倒閣運動展開方を指令する所ありたるが、更に同日「張學良のクーデターを中心とする極東情勢の見透しに關する件」及同月十七日「對支對ソ關係を中心とする極東の重大性に關する件」と題する通達を各支部宛發送する等、日支、日ソ問題に對する國論の喚起と國民的準備時總動員準備の徹底方を強調しつゝあり。

別記(一) 聲明

本年八月廿四日に惹起されたる成都事件を始め、引續き北海、漢口、上海等に相次いで勃發したる我が同胞虐殺事件は、蔣介石を盟主とする國民黨南京政府の多年に亙る排日、侮日、抗日國策の生長、結實に起因するものであるだけ、問題の性質はまことに重大にして且つ深刻なるものがあるのである。

廣田内閣はこれら兇虐非道の抗日テロル續發を契機に、多年に亙る日支間の懸案を解決して、所謂日支外交の調整を期すべく南京折衝を開始した。然るにこの折衝中、蔣介石は抗州、西安、洛陽太原等に軍事會議を開催して、對日戰備を著々整え抗日人民運動は少しも沈靜の傾向を示さず、かゝる支那政府を相手に普通の外交手段をもつては、我が折衝が到底成功し得ざるものであることは、既に我等のしばしば警告せる所であつた。

然るに廣田内閣はかくの如き支那政府に何を期待する所ありてか、川越大使が支那外交部により思ふ存分齟齬されつゝある三ヶ月間を徒らに傍觀するのみにて、その無能無力を餘す所なく中外に曝し、揚句の果は緩遠問題を三百代言的にこぢりつけられて折衝の繼續を拒否せられ、遂に我が要求は何一つ貫徹せられずして、川越大使は敵地を追はるゝ敗將の如く南京を引揚げるに至つた。かくて我が對支外交の敗北的失敗は眼をおぼはしむるものがあり、國威は言語を以て表現し得ざるまでに失墜した。従つてこの儘で推移せんか、對支外交の敗北的失敗は直ちに我が大陸政策の上に更にひいては朝鮮統治政策の上にまで、深甚なる悪影響と打撃を及ぼすに至るであらう。

廣田内閣は對支外交に於て以上の如き重大失態を犯し、その責

任のみを以てしても即時總辭職を免れざるものであるが、更に内閣は時を同じくして對ソ外交に於ても、進退兩難の窮地に陥るの一大失敗を犯しつゝあるのである。即ち既に正式調印の日取りまで決定せる日ソ漁業條約の改訂が、調印の前日に至り日獨防共協定成立云々を理由にソ聯政府より調印の無期延期を通告せられ、これに對し廣田内閣は極度の狼狽と焦慮を曝露するのみ、その無定見と無力の足許をソ聯側に見透かされて、一層彼の嘲笑と輕侮を買いつゝありそれが又支那政府の暴慢なる對日態度を助長しつゝある状態である。

然もこの日ソ漁業改訂條約が、ソ聯政府より調印延期を通告される時前、既に條約の機密院諮詢を奏請せるに至つて、廣田内閣外交失敗の罪責は、今や總辭職の外如何なる遁辭を許されざるに至つた。

以上の如く我が對支對ソ外交は、今や全く進退兩難の窮地に陥り、皇國にしてその一舉手一投足を誤らんか、正に未曾有の一大國難に遭遇するの危局に見舞はれつゝあるが、皇國をしてかくの如き窮地に追ひ込みたる外交の失敗は、一つに懸つて廣田内閣の無理想、無信念、無定見、無能力に起因するものである。謂ふまでもなく滿洲事變を契機として皇國は、大陸經綸に全生命を打ち込む歴史的使命を負託されて居り、我が外交國策も、國內の庶政一新も、この大陸經綸の積極的遂行を中心綜合統一的に樹立され、改造さるべきである。然るに廣田内閣は二、三六直後の政治情勢に感嘆されて口に庶政一新を稱ふるも、その理想、信念の上に於て大陸經綸の歴史的必然性と其の意義並にこの大陸經綸と庶政一新の不可分の聯繫性を、正しく認識する能力を缺くが

政黨運動の狀況

故に、その内外に行ふ施政は事毎に飛躍日本の動行と矛盾撞着、對立相起し、その總結論として皇國の委縮、退嬰、破綻、行詰りを招来しつゝあるのである。

かくて今や對支、對ソ外交の正しき打開は、廣田内閣の總辭職によつてのみ可能である。以上の見地に立つ我等は茲に斷々乎として、廣田内閣の即時總辭職を要求するものである。

右聲明す
昭和十一年十二月十三日
新日本國民同盟
別記(二) 決議
政府は速かに

對支對ソ外交失敗の責を負ひ特に日ソ漁業條約改訂の諮詢に恐懼し謹んで閣下に骸骨を乞ひ奉るべし
右決議す
昭和十一年 月 日
新日本國民同盟××支部部

内閣總理大臣 廣田 弘 毅閣下
以下各別毎に
外務大臣 有田 八 郎閣下
陸軍大臣 寺 内 壽 一閣下
陸軍大將 永 野 修 身閣下
海軍大將 海軍大將

(一) 中央常任總務委員會の開催 本同盟にありては本月二十一日開催せられたる時局協議會第一回總會に出席の爲地方在住中央常任總務委員の上京せるを機として同日午後六時三十分より同盟本部に於て佐々井一晃外十六名出席の下に中央常任總務委員會を開催し本支部情勢の交換を爲したる後來年度運動方針其他に付協議する所ありて (一) 全國大會開催の件 (同盟結成滿五周年記念を兼ね明年三月七、八日の二日間に互り東京市に於て開催すること) (二) 緊急中央常任總務委員會開催の件 (明年一月中央政局の情勢に應じ開催すること) (三) 時局協議會に對する方針決定の件 (一先之れに参加するも今後の動向が未知數なるを以て靜觀的態度を以つて進むこと) (四) 市町村會議員選舉對策に關する件 (昭和十二年度は全國的に市町村會議員の總選舉施行せらるるを以て之等の選舉には積極的に立候補せしむる事)等を可決して午後九時三十分散會したり。

三、社會大衆黨の狀況

(一) 社會大衆黨第五回大會狀況 社會大衆黨第五回年度大會は本月二十日より三日間東京市芝協調會館に於て、役員二一

三名、代議員二一七名計三三〇名出席し、(一) 國內改革の斷行、國民生活の安定 (二) 重要産業國營 (三) 勞働組合法小作法即時制定 (四) 大衆増稅絶對反對 (五) 躍進第二年第五回大會萬歳 (六) 我等の全線的擴大強化等のスローガン下に開催せるが其の狀況次の如し。

(1) 第一日の會況
午前十一時三十分一同起立しブラス、バンドに合せて黨歌を合唱し、終つて司會者淺沼稻次郎登壇、我が國の政治動向と社大黨の狀態を述べ、本大會は第七十議會を自議の間に控へたる重大なる意義をもつものなるを以つて最嚴肅に審議され度き旨の開會の辭を述べ、次いで議長副議長を左の通り指名し満場拍手を以て之を承認せり。

議長 安部磯雄 副議長 河上丈太郎 片山 哲
須永 好 田万清臣

右終つて安部磯雄議長に就き、河上丈太郎綱領を朗讀したる後安部議長起立し、社大黨の飛躍的發展は同慶に堪えざる旨を述べ「吾々は今後一層努力して黨勢力の伸張を圖るを要するも、今後如何なる場合に於ても黨員たるものは自我を捨て公平なる立場を守つて進むことを原則とされ度く、之れ即ち社大黨が國民大衆より信用を得る最大の要素なりと思ふ云々」と社大黨の發展途上に於ける自省を求むる旨を述べて議長としての挨拶を終り、次いで安部自ら「時間勵行」の緊急動議を提出し、集會時間を嚴守すべきことを満場一致可決せり。右終りて片山哲、安部に代つて議長席に著き、各種委員を任命し、引續き農民團體を代表して杉山元治郎挨拶を述べて午前の會を終へ午後零時二十分休憩に入りたり。

政黨運動の狀況

午後は一時三十分片山哲議長席につき再開、資格審査委員長より出席代議員及役員を報告し、議長より大會成立を宣したる後、書記長藤生久の一般報告に次いで總務部長平野學書記局報告を爲し、引續き右報告に對する質問に入りたるが其の主なるものは次の通り。

(問) 東京府縣、遠藤忠文「職線統一問題につき松本、黒田兩代議士が黨本部に交渉し、又最近は委員長に懇談を申入れたとの事なるが其の經過如何」
(答) 淺沼稻次郎「我黨の職線統一問題に對する態度は既に報告書として機關紙號外にて各黨員の手に配布したる筈なり。我黨は會て門戸を閉鎖したることなし。而して我黨は一昨年の大會に於てイデオロギーを問はない、共同職線黨にして闘争の中より前衛黨が生まるゝと謂ふ考へ方は之を揚棄し、我黨こそが次期政權を擔當する黨なりと規定せり。従つて我黨に入黨するに當つて黨を腐蝕せしめるもの又は黨内ブロッカを形成せんとする者は斷乎として排斥しなくてはならない、云々」と黨の基本的態度及び四團體の支持申込並に勞農無産協働會の合同申込に對する黨の態度(勞協は合同の對象とせず)、會見狀況等を述べ、更に「杉本、黒田兩名より安部委員長に對する申込に對しては何れ會見の上黨の態度を明確に知らしむる方針なり云々」

(問)東京府縣早川某「黨はファッショ粉砕を唱へ居るが、麻生書記長は昨年木曜會の講演會に於て軍部にも革新的分子が社大黨に接近しつつある云々と云つて居る、又過ぐる特別議會に於て質問に名を藉り寺内陸軍大臣に軍部の方法を教へて居る。尙議會制度縮少の軍部案に對する我黨代議士の意見を未だ聞かず。右三點に對する詳細なる答辯を望む云々」

右質問に對し松岡駒吉憤然として發言を求め「質問者の云ふ處は我黨の立憲精神を解せざるものなり。我黨立憲の精神は獨りファッショ反對のみに非ず同時に反資本主義反共產主義なり。又現在の狀態は質問者の謂ふが如く單純なる考へ方にて進むことを得ず、從つてファッショ反對に急にして黨の運動を公式化することには却つてファッショに口實を與ふる結果となる。我黨の大會に斯の如く演説に於ける單なる言葉端を捉へての攻撃的質問の有りしは甚だ遺憾なり。黨本部に於ては黨の權威の爲め斯かる質問に對しては答辯の要なし云々」との動議を提出したる爲め、議場騒然となりしが、片山議長は「兩者の意見は何れも愛黨の精神に基くものなるが故に詳細は委員會に廻し、質問は之れを以つて打切りては如何」と語り、贊成或は反對と呼ぶ者拍手する者等ありて喧々囂々たりしも、議長質問打ち切り十分間休憩を宣し退場せり。

右休憩後松岡駒吉、日本労働組合會議を代表して祝辭を述べ、次いで各種委員任命後議事に入り「一般運動方針」「組織方針」(研究資料参照)を呈し、前者は平野學、後者は淺沼稻次郎説明に衝り、引續き議事委員會の報告、委員會委員の任命によりて午後五時四十分平穩裡に第一日の會議を終了せり。

(2) 第二日の會況

第二日は恒例により午前十時三十分より一齊に分科委員會(方針書委員會、議會關係委員會、農村關係委員會)を開催し大記の如く各附記議案につき審議し、午後三時四十分より本會議を開催、委員會に附記せざる議案につき審議し午後六時五十分閉會せり。

1 方針書委員會(出席委員九〇名、委員長田万清臣)

議案

(1) 一般運動方針に關する件(研究資料参照)平野學説明一部字句修正の上原案可決

(2) 一般政策(研究資料参照)平野學説明後青森縣聯合會西村兼次郎東北、北海道を代表し漁民運動方針を加ふるべき修正案を提案し可決

(4)(3) 知識労働者組織に關する件(可決)

淺沼稻次郎説明し、研究資料記載の如く福岡縣縣吏村光夫の「人民職權と我黨」の修正提議を承認の上可決

(5) 青年運動方針の件(可決)

2 議會關係委員會(出席委員四五名委員長川俣清吾)

議案

(2)(1) 第七十議會對策闘争に關する件

昭和十二年度豫算案反對の件次の決議を採擇

(決議)我黨は軍事費に偏傾し、勤勞大衆を犠牲とする昭和十二年度豫算案に絕對反對す。

右決議す。

(3) 税制改革案反對の件外三件一括次の決議を採擇

(決議)我黨は「準戰時體制の樹立」の名の下に大衆増税を執行し

資本家地主の擁護を企圖する政府の税制改革案に絕對反對す。右決議す。

4 電力國家管理に關する件外二件一括

(5)(4) 選挙法改正に關する件外一件一括次の附帶決議を採擇

(附帶決議)近時自治體選挙運動に於て從業員の立候補を妨害し當選せる際辭職を強要するが如き傾向あるは我等の甚だ遺憾とする處である我黨は自治體當局者の斯る態度を絕對に排撃する

(6) 船員法改正要求に關する件外三件一括

(7) 國立民衆銀行法の制定要求の件外一件一括

(8) 農村的都制實施促進の件

3 農村關係委員會(出席委員一九名、委員長須永好)

議案

(1) 小作法制定に關する件外二件

(2) 第七十議會重要農林國策に關する件

(3) 土地制度改革に關する件

(4) 小作調停法改正に關する件

(5) 東北振興徹底に關する件

(6) 葉煙草賠償金増額と葉煙草種類變更耕作による耕作農民の損害保證要求の件

(7) 農家負債支拂猶豫に關する件

4 本會議片山議長席に着き議事委員長より議事順序を報告

し一同承認次の議案を審議可決せり。

(1)(2)(3) 全國市町村會議員選挙對策に關する件

(4) 尾去澤鐵山災害事件に關する件

(5) 公費勞務義務教育十年制確立に關する件

政黨運動の状況

(4)(5) 官業勞働彈壓に關する件

法規委員會報告、委員長山川宗彬より次の如く黨則の改正を報告承認す

(イ) 「中央執行委員會」を「中央委員會」に変更す

(ロ) 「常任中央執行委員」を「常任中央委員」に変更す

(ハ) 中央委員會に新に「決議」の權限を附加し、決議執行機關とする

(6) 勞働組合法、小作法並に國立民衆銀行設置に關する件(請願運動を爲すことに決す)

(3) 第三日の會況

午前十時五分開會し次の如く議事を進む。

議案

1 第二部(議會關係)委員會報告

2 第一部(方針書)委員會報告

3 第三部(農村關係)委員會報告

以上を以て午前の會議を終り午後一時五分再會祝辭、祝電披露後議事に入る

4 保險業法改正に關する件

5 緊急勸諭、失業對策に關する件

6 尾去澤事件報告

7 政治機構改革の件

8 議員候補者選定基準に關する件

9 議員行動方針書

10 請願要請委員の決定

11 豫算決算委員會報告

政黨運動の状況

- 12. 廣田内閣打倒の件次の如き決議を爲す
(決議)現下の時局に鑑み廣田内閣は即時辭職すべし
- 13. 代議士の宣誓 議長須永好代議士の宣誓式を行ふ旨を述べ各代議士(鈴木文治は渡歐中につき缺席)登壇し、杉山元治郎より宣誓文「我等は本大會に於て決定せる第七十議會開會方針に基き死力を盡して闘はん。右宣誓す」社會大衆黨代議士代表安部磯雄と朗讀し、三輪壽壯代議士を代表して激勵の辭を述べ
- 14. 次期大會に關する件
- 15. 宣言發表 京都府縣永井健次左記宣言を朗讀し一同拍手を以て承認

宣言

今こそ國內改革斷行の秋は來た。外、對支政策の行詰を中心とするアツシヨ外交の全面的破産、内軍事費十四億を契機とする資本主義經濟の最後の崩壊は國民生活安定を基本とする國內改革の斷行以外に日本の行くべき道なきことを明示する。

既に姑息なる現状維持策を一擲すべき秋は來た。現下の資本主義體制を維持することは、單に國家百年の大計を謬ふのみならず當面の對局打開策としても何等の効果なきものである。現に我が對支關係の行詰は、もはや外交手段乃至軍事手段を以て處理し得る限度を遙に越え思想的對立をすら伴ひつづます。深刻化してゐるではないか。對支關係の冷靜なる檢討は國內改革の先行に歸著する。すなはち現段階に於ては國際平和確立の道も亦國民生活安定の道と同様、國內改革の斷行に合一するのである。然らば今良くこの大業を擔當し得るものは、はたして誰ぞ、口に全體主義を唱へて民衆の團結權を蹂躪するところの彼等であるか、口に農村

救済を言ふて農民の耕作權を顧ざる彼等であるか。口に國民生活安定を囀つて大衆課税を爲さんとする彼等であるか、否、斷して否、その眞に民衆の中より生れ、民衆の支持に依つて成長し民衆の聲を擧とする我等社會大衆黨を措いて他にないのである。

今や多年の辛苦酬いられて我社會大衆黨は躍進に躍進を重ね、次期政權擔當者たるにふさはしき新興勢力の結集體たらんとし、誠、誠、誠に我黨の躍進こそは國民生活安定の推進力たると同時に國際平和確立への槓桿たるものである。日本の將來を憂ふ大衆の生活を思ふ同志は來り投せよ而して我黨の國內改革斷行の大業に参加せよ。茲に輝ける第五回大會を了して我等は陣營を新にし、右のスローガンの下に來る可き一年を戦ひ抜かんことを誓ふ。

國內改革の斷行、團結權、耕作權の確立、勤勞議會政治の確立、社會施設の擴充、國民外交の確立、廣田内閣打倒、大衆課税反對、アツシヨ排撃

右宣言す

社會大衆黨第五回大會

- 16. 役員發表 役員詮衡委員長計井民之助より左記の如く附帶決議と共に役員の發表を爲す。
- 附帶決議 新役員は來年三月までに一箇年間の黨費を前納すべし。滞納者に對しては役員の權限を停止すべし。但し病氣入獄其他正當の事由あるものは此の限りにあらず。
- 役員
- 委員長 安部磯雄
- 書記長 麻生 久(會計兼任)

- 會計監督 吉川守國 爲藤六郎 和田 操
- 顧問 岡崎 憲
- 常任委員 高野岩三郎 杉山元治郎 鈴木文治
- 今井嘉幸 山崎今朝彌 馬場恒吾
- 賀川豐彦 堀内長榮 松岡駒吉
- 片山 哲 三輪壽壯 河上丈太郎
- 松永義雄 龜井貫一郎 須永 好
- 淺沼稻次郎 小山壽夫 松本淳三
- 山川宗彬 田万清臣 三宅正一
- 中村高一 渡邊年之助 吉川末次郎
- 細野三千雄 平野 學 阿部茂夫
- 河野 密 阿部温知 菊川忠雄
- 渡邊 潜 水谷長三郎

中央委員

- 本部推選 片山 哲 三輪壽壯 松永義雄
- 龜井貫一郎 淺沼稻次郎 小山壽夫
- 松本淳三 中村高一 吉川末次郎
- 平野 學 阿部温知 河野 密
- 阿部茂夫 角田藤三郎 喜入虎太郎
- 渡邊 潜 藤野光弘 山崎 宏

(二) 第七十議會對策

社大黨に在りては唯一の政府反對黨として政府の諸政策に對し鋭く批判檢討を加へ國民大衆の革新的要望に副ふべきなりとし、第七十議會に於ては果敢なる闘争を展開せんと企圖し、之が對策として別項記載の第五回年次大會に於て、次の如く其の闘争基準を決定せり。

- 總同盟 高橋長太郎 菊川忠雄 鈴木悅次郎
- 西尾末廣 德永正報 萱野眞好
- 原 虎一
- 上條愛一
- 官業勞働 川村保太郎 渡邊年之助
- 海員組合 米窪滿亮 木村唯作 宮本友治
- 杉浦清一
- 海員協會 鈴木庫吉 元廣 昇
- 港從組合 山川宗彬 麻生喜市
- 日本製陶 伊藤榮四郎
- 全 農 須永 好 稻村隆一 細野三千雄
- 日 農 佐藤吉熊 井堀繁雄
- 市 民 細田綱吉
- 東 電 岩永榮一
- 市從一名、東京瓦斯一名(各道府縣選出中央委員は省略)
- 17. 新役員挨拶 麻生久新役員を代表して挨拶を爲す。
- 18. 閉會 議長より簡單なる閉會の辭ありて麻生久の發聲にて社會大衆黨萬歳の歡呼裡に三日間に亘る大會を無事終了せり。尙大會に引續き中央委員會を開催し常任委員を決定せり。

政黨運動の狀況

- 一、第七十議會の指導統制機關として議會對策特別委員會を設置すること。
- 二、代議士は議會對策特別委員會の統制を受くるも、院内鬭争については全責任を負ふて我黨の政策主張の闡明並に實現のために自主的に活動すること。
- 三、政府の政策並に政府提出の主要法律案に對する態度は別號議案（大會狀況第二日各分科委員會の項参照）に決定する如くであるが、資本主義政權に對する唯一の反對黨なる色彩を明確にし、國民大衆の革新的要望に答ふるをもつて主眼とすること。

一、議會對策委員會は我黨の政綱並に大會決議に基き、我黨より提出すべき法律案其他の議案を決定すること。

一、院外に於ける鬭争は左の諸點に重點を置くこと。

- (1) 大衆増税絶對反對の宣傳
- (2) 労働組合法制定請願運動
- (3) 小作法制定請願運動
- (4) 國立民衆銀行法制定請願運動

而して本月二十三日代議士會を開催し黨の態度を表明するため別記の如き聲明書を發表し、更に二十六日院内に於ける代議士會に於ては次の諸事項を決定せり。

1. 一般質問に於ては麻生久、外交問題を中心に攻撃的質問をなし、豫算關係質問に於ては片山哲、豫算返上論の立場より質問を展開すること。

2. 豫算委員 杉山元治郎 田万清臣
 決算委員 塚本重藏 山崎劔二
 懲罰委員 黒田壽男

請願委員 松本次一郎 川村保太郎
 建議委員 佐竹晴記 三宅正一

3. 全院委員長候補者には片山哲を推し、社大黨独自の行動をとること。

又二十七日の議會對策委員會に於ては次の諸事項を決定する處ありたり。

- 1. 内閣不信任案提出に關する件 適當の時機に於て内閣不信任案を提出し、提案理由説明には安部黨首之に衝り、内閣の失政及無能を徹底的に批判攻撃せしむること。
- 2. 政府提出諸法案に對する割當 政府提出の各法案に對しては適材主義をとり黨獨自の立場より苛責なき攻撃をなす事とし。
 - イ、關稅公債(赤字公債) 河野 密
 - ロ、稅制關係 河上丈太郎 水谷長三郎
 - ハ、電力國營關係 亀井貫一郎
 - ニ、船員法改制 岡崎 憲
 - ホ、其の他の通信關係法規 亀井貫一郎 岡崎 憲
- チ、司法省關係 片山 哲 其の他の法案 片山 哲
- リ、拓務省關係 鈴木文治
- ト、農林省關係 杉山元治郎 川俣清音 山崎劔二 黒田壽男

尙、十二月九日丸ノ内山水樓に於て開催せる外交失敗糾弾有志代議士會（小會派の會合）には社大黨より亀井、片山、河野、淺沼の四代議士出席し、右代議士會主催にて議會開會中國技館、青山會館、本所公會堂、協調會館等に演說會を開催し、外交失敗を糾弾する豫定なり。又議會に於ける一般質問は前記の如く麻生久を起たしむることとなし居るも、黨首腦部にありては一般質問の機會に於て黨の國體觀を宣明するため、黨の内外に對する影響を顧慮し質問の實際に於て質問者を安部黨首に變更せんと意圖しつゝある模様なり。

政黨運動の狀況

政黨運動の状況

別記 聲明書

第七十議會の召集に當り、我等は全國の勤勞大衆に聲明する。政府は國際的國內的の未曾有の難局に際して、外、外交上蔽ふべからざる失敗を演じ内、老重大軍事豫算案を作成して勤勞大衆に可酷なる負擔を加重するのみならず、財政經濟の前途に重大なる暗影を投じつつある殊に我等は政府の所謂進戰時體制の樹立勳

(三) 黨本部の構成

黨に在りては本月二十三日中央執行委員會を開催し、本部構成責任者を左の如く決定せり。

政務委員會	片山 晋
農村委員會選舉部	三輪 壽 壯
市民委員會	阿部 茂 夫
財務委員會	松永 義 雄
勞働委員會	河野 密
組織部	淺沼 稻次郎
議會宣傳部	河上 丈太郎
青年部	中村 高一

(四) 對支聲明書發表

本月十五日中央執行委員會を開催し支那西安事件に關し種々協議の結果次の如き聲明書を發表することとし、即日之を發表せり。

聲明書

道般の西安に於ける兵變は支那近代國家建設途上に於ける一大不祥事であつて、我等また支那國民大衆に對して深く同情に堪へざるどころである、この兵變を契機として再び支那軍閥の對立抗爭を導き延いて舉國的動亂を惹き起すならば、それは我國にと

勞大衆に對する政治的並に經濟的重壓を加へんとしつつあることに對し、絶對反對の意思を明らかにし、議會に於ける唯一の政府反對黨として、勤勞大衆の意思を代表して斷乎戰はんとするものである。

昭和十一年十二月二十三日

社會大衆黨代議士會

機關紙部	渡邊 年之助
調查教育部	龜井 貫一郎
連絡部	細野 三千雄
總務部	平野 學
婦人部	角田 藤三郎
國際出版部	吉川 末次郎
	松本 淳三

つても一部短見者流の言ふが如き喜ぶべき現象では斷じてない。若しまたこの動亂を契機として、容共政策に一步を進めることあらんか。我が國の受くる禍害も益し尠少なからざるものがあらう、急變せる今日の支那情勢こそ、從來の對支政策を轉換すべき絶好の機會なりと信ずる、我等はこの際、誤謬に誤謬を重ねたる對支

政策の愚を清算し支那民族の統一國家への建設に向つて援助方針を採るべきことを衷心より要求するものである。

目覺めつゝある新興支那民衆の意識をそのままに把握し過去の傳統的對支政策に一大轉換をこそなすべき秋である。

國民と國民との理解の上に立ち經濟的、政治的、文化的に全面

四、勞農無産協議會の動靜

勞農無産協議會は本年七月再結成以來反ファツシヨ無産戰線統一の旗幟の下に黨員の獲得に努め來り、客月施行されたる東京市新市部二十區の區議選舉には十九名の當選者を得又東京府下並に新潟、栃木の各地に二十二支部を結成し、更に東京府支部聯合會を結成する等益々黨の擴大強化を圖りつつあるが、左に本月中に於ける主なる行動を摘記すべし。

(一) 區會議員宣誓式狀況

本月四日東京芝區芝青年團會館に於て東京市新市部二十區より選出せられたる黨所屬十九區會議員の宣誓式を舉行せり。即ち「黨所屬の區會議員は黨本支部の統制を嚴守し無産階級道德の規範を恪守し鬭争の先頭に起つて勞農無産大衆の利益の爲に斷乎として闘ふ」旨の宣誓を爲すと共に、「勞協區會議員團」を結成し役員を選出、區會鬭争方針等を決定する處ありたり。

(二) 對議會聲明書發表

十二月二十三日附を以て別記(一)の如き「第七十議會の開會に當つての聲明」と題する聲明書を發表せり。

(三) 加藤委員長聲明書發表

本協議會委員長代議士加藤勘十は第七十議會の招集に當り、社大黨が從來の無産議員團を廢棄し社大黨議員團を組織したるを以て之が統制下に服する能はずとなし、本月二十七日附を以て別記(二)の如き聲明書を發表

し更に社大黨の傘下に留まる黒田、松本兩代議士とも袂を別ち本月二十六日第二控室に去ることとなり。至り全く決裂状態に陥りたるを以て、勞協本部は對策協議の結果別記(三)の如き「勞農無産協議會の今後の方針要項」と題する印刷物を關係方面に發送し社大黨に對する態度を闡明せり。

(五) 支部組織擴充に關する指令發行 組織の擴大強化を圖る爲め本月二十七日別記(四)の如き支部組織擴充に關する指令を發行せり。

別記(一) 第七十議會の開會に當つての聲明

(生活の安定と政治的自由獲得 政友、民政の少壯派との協力)

新帝國議事堂は、上からのファッショの中心地帯の眞只中に在つて、今やファッショか反ファッショか、戦争か平和か、軍事費の爲めの大衆課税か、國民生活の安定かと云ふ重大問題を決する第七十議會が開かれんとする。

吾黨は、議會の機能の縮少、獨裁制的政治機構の改悪、大衆課税により國民生活を犠牲とする軍事豫算、一億圓に及ぶ従業員の退職手當の財源を考慮せられざる電力の民有國營、その他の官僚的軍事的統制の諸法案等、吾國をイタリ・ドイツ化せんとする上からのファッショ的政策の一切に對して、斷乎として反對し、何よりも先づ動勞大衆の生活の安定と國民の政治的自由獲得のためには闘はんとするものである。

吾が黨は、これが爲、社大黨及び黨外の無産派の議員諸君と共に

に、院内に於ける無産議員團の結束を更に強化し、分解の過程にある政友、民政其他の少壯派議員と、一定條件に基く協力を惜しまないものである。

昭和拾壹年拾貳月廿三日

勞農無産協議會本部

別記(二) 聲明書

私は議會外の無産政治職線の統一を促進し、議會内の無産議員團の結束を保持せんが爲にこれまで大衆黨議員を中心とする第一控室に屬して來たのであります。然るに大衆黨は第七十議會に望むに當り、第一控室を廢棄し、大衆黨の名の下に單獨の行動を執ることを決し、私にも其の制御に服する事を求められ、且つ他方に於ては、松本、黒田、兩氏の努力されたる大衆黨と勞協との合同に付ては、全評をも除外すると云ふ條件で拒否されたのであります。従つて勞協並に全評の委員長たる私としては、勞協の對議會方針に基き、正しい主張と、獨自の行動の自由を確保しなけ

ればならぬこととなつたのであります。

然し職線統一に對する私の熱意に變り無きは勿論、院内に於ては松本、黒田兩氏並に大衆黨議員諸君と極力協力して進み、動勞無産大衆の生活防衛の第一線に最善の努力を致さんとする覺悟であります。

右聲明致します。

昭和十一年十二月二十七日

勞農無産協議會

委員長 加藤勘十

別記(三) 勞農無産協議會今後の方針要項

一、社大黨と勞協の合同に關しては、當面合同を不可能とする理由が、社大黨側にある事が明白となり、職線統一に對する無産大衆の要望に副へ得なかつた事は甚だ遺憾であるが尙松本(全水)黒田(全農)兩氏の引續いての努力、並に下からの統一運動の展開に依り、あく迄も職線統一の方向へ向つて積極的に努力する。

二、從來主として東京の組織に力を集中して來たが、新潟(北農)栃木(全農)北海道の既設支部の外、これ迄支部結成を手控へて來た全國の各地に勞協の旗を進める爲に、來る一月より全國遊説を行ふ。

三、來春二月上旬東京に於て第一回全國大會を開く。

別記(四) 指令第二號

支部執行委員會御中

一九三六、二、二七
勞農無産協議會本部

支部組織擴充に關する件

各地区に於ける政治的日常闘争並に組織活動を活潑に遂行するために、支部はその組織を次の如き方針に依つて擴大強化されたい。

一、町會班を設置すること……区内の各町會内に町會班(又は市民班)を組織し、注意深く地區的政治問題を探り上げて闘争を押し進めること。町會班は責任者を選定して、常に支部執行委員會と聯絡を保ち、町會内に進出すること。(例へば町會役員の一般投票を戦ひ取る等)

二、工場、職場分會を設置すること……職場に結集してゐる支部員を以て工場分會、又は職場班を組織し、工場、職場内の緊切な問題を探り上げて闘争を展開すると同時に黨員の獲得に努力すること。但し會費は區單位に徴集すべきである。工場分會は闘争の中心、單位となること。

分會班の責任者は同一地區内の他工場とも聯絡を持つて共同闘争を發展せしめる様努力すること。その際支部執行委員會と緊密な聯絡を保つべきことは云ふまでもない。

三、青年部を設置すること……主として區青年團に屬する黨員と、その他の青年分子を以て青年部を組織し、本部青年對策部指導の下に、青年特有の政治的諸問題を探り上げ、活潑に闘争を展開すること。

各支部は右の指令を直ちに實行に移し、下部組織の擴大に努力して、それより盛り上る闘争を指導し、其の具體的成果を本部へ報告せられ度い。

労働運動の状況

別記(三) 日獨防共協定成立を祝し

遠く親愛ナル獨逸労働戦線ノ諸君ニ寄スルノ辭
今國貴國ト我國トノ間ニ締結セラレタル日獨防共協定ニ對シテ吾
日本ノ労働者ハ满腔ノ熱意ヲ以テ之ヲ迎ヘタモノデアリマス
今日世界ノ平和ノ爲ニ全労働者ノ幸福ノ爲ニモ其ノ障害ノ大イ
ナルハ世界ニ震動シツ、アル共產主義乃至社會民主主義ノ諸勢力
デアル事ヲ等シク痛感スルモノデアリマス、今回コレ等世界ノ平
和トサウシテ人類ノ幸福ヲ裏切ラントスル共產主義運動ヲ防衛職
減セン爲東西ニアツテ多クノ共通點ヲ持ツ貴獨逸ト協約ヲ成立シ
タル事ハ祖國日本ヲ通ジテ世界人類ノ幸福ノ爲ニ戦ヒツ、アル吾
愛國労働組合全國懇話會トシテハ感激措ク能ハサル所デアリ殊ニ
歐洲大戦ノ敗辱ヲ破ツテ新興ノ意氣盛シニ政治ノ指導者トシテ世
界ノ平和ヘノ努力ニ燃ヘツ、アル貴國ニ於ケル貴國ノ使命ハ重大
ナリト思惟スルト同時ニ東洋ノ盟主タル日本ニ於ケル吾等ノ使命
モ亦貴國ト等シクスルモノデアリ今回貴國ト我國トノ防共協定ノ
成立ニ對シテモ之ヲシテ眞ノ目的ヘノ達成ハ貴國ト吾ガ團體ノ協
力以テ爲ス事ノ多キヲ痛感スルモノデアリマス
今日貴國トノ防共協定成立祝賀ノ示威行列敢行ニ際シテ遙カニ
貴國ニ對シテ敬意ヲ表シ今後更ニ兩國ノ親善ノ益々深カラシメ
友交ヲ欲スル次第デアリマス最後ニ貴國ト貴國員諸君ノ健闘ト健
在ナルヲ切望スルモノデアリマス
昭和十一年十二月八日
愛國労働組合全國懇話會
大日本東京市芝區三田四國町一五番地

獨逸労働戦線本部御中

大日本東京市芝區三田四國町一五番地

別記(四) 日伊外交交渉に對する聲明

労働無産協議會本部

日獨協定に次で日伊交渉の決定が、全世界の矚視の裡に公表さ
れた。
日伊の交渉が、兩國雙方の滿洲國とエチオピアの領事館設定と
云ふ
事實上に於ける承認の程度に止まり、日獨協定の如く、對ソ協
同防共の協定に迄到らなかつたのは、日獨協定が内外から不評判
だつたからであらう。併し、日伊交渉が、對ソ防共並にファッシ
ヨ國との親善を基調とせる日獨協定と、同一精神の上に成立せる
ものであることは明らかである。
日本と獨・伊兩國との間に結ばれた、新たな國際關係は、日ソ
不侵略條約の締結を困難ならしめ、又中華民國の反日態度を強化
せしめ、極東に於ける日本の孤立化が決定的となつた許りでな
く、獨・伊のファッシヨ國がヨーロッパに擴き出しつつある戰爭
の危機の渦中に日本を放り込み、英・米・佛等のファッシヨに對
する反感の前面に、日本を押し出した不利な結果を齎したのであ
る。
而も、防共と稱して日本の内ふところをファッシヨに開いた爲
に、日本のファッシヨ化に拍車を加ふるに到るであらうことは不
可避的である。
國民は、外交方針の過誤から生じた重大な結果に對して、重
税、又は生命を犠牲として、義務を負はなければならぬ。
然るに、方針の過誤と重大な結果の明白なる、二つのファッシ
ヨ國との協定が、國民とかゝわりなく秘密の裡に「官僚の陰謀」に

依り締結されたことに對し、廣田内閣に抗議し、又國民の注意を喚起せんとするものである。
一九三六年十二月二日

別記(五) 決議文

今回尾去澤鑛山事件に關し現下の日本の狀勢に鑑み責任者は其の責任の重大なるを自覺し罹災者の徹底的救済、又流出せし毒害に對する根本的處置並に今後再びかゝる災害を繰り返さざるやう最善の方途を完備せられんことを要求す
右決議す
昭和十一年十二月三日
愛國労働組合全國懇話會

三菱鑛業株式会社 御中

別記(六) 聲明書

今次大慘害の責任は、いつに三菱鑛業資本の年長月に互るあくなき搾取暴戾のいたす處なることは尾去澤鑛山長...並に三菱鑛業代表村上理事の言明するところのみならず社會全般の等しく認むるところである。
然るにも拘らず去る二十七日開催された三菱鑛業株式会社株主總會は何等この重大責任を自省するところなく一割二分の高配當を可決し僅かに三菱合資の所有株配當を辭退して二百七拾萬圓の尾去澤救援並に災害豫防費を計上するのみであつた。
三菱鑛業全株主にして若し一片の良心を以て今次の大慘害のよつて來たすところを自省するところあらば一割二分の高配當を辭退すべきは當然ではないか。
尾去澤災害者とその遺族の生活の終身保證を爲すべきではない

労働運動の状況

か。

吾等は長年月間全鑛山労働者の搾取者として鑛山労働者の生命を奪ひ取りその血を吸ひ來つた三菱資本に對して今年度配當金額を労働者災害救援費に提供すべきことを要求する。
尾去澤災害者並にその遺族の生活の終身保證のために萬全を盡すべきことを要求する。
全三菱鑛業山の災害豫防施設の完備を要求する。
吾等は大衆的威力を以て社會正義の名に於てこれらの要求の貫徹を期し三菱鑛業資本の處置を嚴重監視追究せんとす。
右聲明す。
一九三六年十二月二日
日本労働組合全國評議會
關東地方評議會第四回執行委員會

一九三六年十二月二日

日本労働組合全國評議會
關東地方評議會第四回執行委員會

別記(七) 決議

滿洲事變を契機として頃に促進せられた軍需インフレーションは資本家階級に莫大な利潤を齎らしつゝあるがその反面に於て労働階級に驚くべき労働強化賃銀低下生活不安を與へつゝある即ち會社總利益は昭和六年に比して最近約二十四割の激増であるに反して労働賃銀は定額賃銀に於て約一割六分労働強化とオーバータイムによつて補はれたる實收賃銀に於ても尙約九分の低下を示し加之物價は一割近い騰貴を見てゐるのである
かゝる傾向は今日内外の情勢並に軍需インフレーションの進行と共に今後加速度的に進行するものであることは明白であつて國民生活安定の要望に背馳するはもとより産業界に於ける勞資紛争

労働運動の状況

を棄からしめ社会不安の激化をもたらした所謂廣義國防の充實とも相反するものであるこの時に當り發表せられた馬場蔵相の税制改革案はその本質が國民動労大衆の負擔による大衆課税の重加にあることは世評の均しく認める所であり、從來賃銀低下労働強化物價騰貴に悩む窮乏大衆に對する政治的搾取の加重を意味するものである更に深く考察すれば一見資本家課税の重加とされる税目、例へば法人所得税増徴の如きも單に資本家負擔の増額に終るものでない資本家は其の被擔者に對して俸給賃銀の切下げを強行しその負擔を動労大衆に轉嫁する傾向あることは從來の事例よりして容易に推察し得る所である、例へば最近臨時利得税の創設に伴ひ賃銀低下反對の労働紛争が激増したるが如きは今般の税制改革案の次に來るべきものを聯想せしめるに難くないのである

我等は之等の傾向に鑑みこの機に於て左記諸項をそれ／＼の關

二、愛國從業員組合總聯盟結成状況

中部地方に於ける日本主義労働團體にありては愛國労働團體の全國的統一への前提として不取敢中部地方に存在せる同主義労働組合の合同統一を企圖し、客月中旬頃より準備會等を開催して之が具體化に努めつゝありしが、合同可能なる大日本忠孝労働組合(組合員四八九名)三河愛國從業員組合聯盟(組合員七六〇名)三重愛國從業員組合聯盟(組合員二三二名)日本革新労働聯盟(組合員一七五名)愛國労働組合瀬戸地方聯合協議會(組合員五二三名)の五團體(組合員二、一六九名)を以て愛國從業員組合總聯盟を結成することに決定、本月十二日名古屋公會堂に於て之が結成大會を舉行せり、出席者五百九十三名山崎常吉議長の下に左記議案を審議可決したる後役員を選任せり。

保當局に要請するものである

一、政府當局に對しては政府は税制改革に依る資本家負擔の増額が動労國民大衆に轉嫁されるが如きことなきやう豫め對處すべきは勿論更に進んで民間雇傭主に率先して下級官吏並に吏員の増俸を斷行すべきことを要請する

二、民間雇傭主及び其の關係團體に對しては民間雇傭主及その關係團體は税制改革による賃銀俸給の切下げの如き對策を總對になさざることは勿論この際進んで賃銀俸給の増額を斷行すべきことを要請する

昭和十一年十一月十五日

全日本労働同盟大會
總同盟長 松岡 駒吉

議案記

(一) 綱領決定の件(別記の通り)

規約決定の件

行動方針決定の件

總本部事務所決定の件

日本主義労働團體の全的促進の件

愛國新政黨樹立促進協力の件

中部日本未組織從業員組織化に關する件

(二) 緊急動議

(1) 造船工組合賃銀値下反對運動の件

(2) 伊勢電重役に對し決議文手交の件

(3) 愛知縣會解散上申に關する件

愛知縣會は黨利黨略の爲神聖なるべき議場を徒らに理事者攻撃の場所と化し三百萬縣民の爲の豫算を放置しつつあるは不謹慎なりとし之が解散方を内相並に縣知事に上申することに決定別記の如き決議文を作成送せり。

(三) 宣言發表(別記の如く發表せり)

(四) 役員氏名

會長 山崎常吉、副會長 鈴木高夫、主事 梶田勝利、書記長 露久保賢治、會計監査 金子謙一、江藤 薫、中央委員 山本 實外八名、理事 倉橋和三郎外三十三名

別記 綱 領
一、我等は建國の本義に基き和衷協同皇道日本の完成を促し以て國家産業の發展を期す

労働運動の状況

一、我等は公正なる勞資關係を確立し從業員の向上榮達を圖り進んで現行經濟制度の改新を期す
一、我等は業に勵み知を磨き徳を樹て自省以て人類文化に貢獻せんことを期す
一、我等は全日本主義労働團體の全的促進に邁進せんことを期す。

決議

吾が愛知縣會は三百萬縣民の福利施設並に治安の維持に關する重大なる豫算を慎重審議する會議にも拘はらず、昭和十一年度に於ける縣會は徒らに枝葉末節の警察問題に終始し、遂に慎重なる審議を見ずに閉會せんとするに至れり。

吾等愛國從業員組合總聯盟七千名の組合員は斯る縣會議員に對し、眞に日本精神に立脚し三百萬縣民の福利を増進し、治安を確保するための代表として愛知縣會の眞面目を發揮する様全縣會議員に猛省を促すものである。

勿論吾等も警察官の綱紀肅正は切實に望む處であり徹底的に行ふ可きであると信するものであるが、斯の如き問題は縣會に於て議するより、むしろ問題發生の都度所請警察署長乃至縣警察部長に進言し嚴に處罰す可きである。

然るに今般の縣會に於ける、議員諸氏の態度は既に其の動機に不純のものあり、過去に於ける既成諸政黨華かなりし時代を夢見つつ當時の權勢を復活せんとする野心の下に總て感情的に問題を取扱つて居るかに見受けける事は吾等縣民の最も遺憾とする處である。

宜しく貴閣下より全愛知縣會議員諸氏に對し反省を促す様善處

あらん事を乞ふ。

昭和十一年十二月十七日

愛國従業員組合總聯盟

内務大臣 潮 惠之輔閣下
愛知縣知事 篠原英太郎閣下
愛知縣會議長 野田正昇殿

宣 言

本日茲に三河愛國従業員組合總聯盟所屬入組合、三重愛國従業員組合總聯盟所屬三組合、大日本忠孝労働組合所屬四組合、日本革新労働聯盟所屬三組合、日本主義労働組合瀬戸地方聯合協議會所屬五組合他各私鐵従業員有志を合し總計六千四百餘名の歴史的合同に依り愛國従業員組合總聯盟を結成せる事は全従業員の最も喜びとする所である。

顧るに中部日本に於ける日本主義労働運動は昭和十年春より急速に進展し瀬戸市、一宮市、名古屋市の各労働組合の大部分は従来の誤れる指導精神を一擲日本主義に續々結集し又豊橋市を中心とする三河地方及び三重縣一帯にも自覺せる交通従業員の結集を見各地方に單獨聯合體を組織すに至り各團體共従業員の福利を計り國家産業の興隆と國內改新を目的に邁進すべく努力し來たのである。

然るに最近非常時が益々深まるに至り同一主義を有する各團體は合同統一する事に依つて、速かに吾等の目的を實現し得る事を認識するに至り茲に小異を捨てて大同に就くに至つたのである。

吾が國從來の社會状態を見るに政治、經濟、外交社會政策その他一切に互る分野に於て歐米追随主義を生み出し従つて労働運動

それ自體も共產主義、社會民主主義の思想的影響を受け、歐米模倣主義に墮して居たのであるがこれ等の共產主義者社會民主主義者乃至一連の自由主義者、資本家階級は最近提擧して、ヨーロッパの人民職線の結成をたくらみ益々意識的なる反國體思想の宣傳に狂奔しつつあるのである。

吾等はいかゞの如き一切の非國家的思想の排撃の上に立つて日本精神の昂揚に努め以つて日本全國の従業員を日本主義の下に結集せしむる事が目下の急務中の急務である。

吾が國産業の繁榮は我國民全體の幸福をもたらし得るものであり、産業の協力こそ従業員が國家に報ゆる唯一の道である事を痛感するものである。

されば吾等は各々の職場に於ては能ふ限り精勵奮闘を持し切磋琢磨、人格の向上に努め以つて産業の繁榮を通じて生活の安定を期し、福利施設の増進を實現せんとするものである。

それ故に、我が國情に即する労働諸立法の制定は吾等の熱心に要望する所である。

然るに見よ、資本家側は今日に於ても尙労働立法の制定に反対し、従業員の福利施設の制定を阻止しつつあるのである。

例へば、内務省社會局は先般退職積立金法を制定したのであるが、資本家側は全産聯「全國産業團體聯合會」を先頭にして同法の通過及び活用を阻止したのである。

故に制定發布されたる退職積立金法は尙幾多の改正を要する項目あり、吾等はその重要な改正を當局に要請するのみならず、更に進んで日本精神に立脚せる労働立法の制定を要望し併せて日本産業の公正なる經營を通じてその發展伸張のために、日本産業

労働會議の設置を要望するものである。

爾今や日本内外の情勢は、いよ／＼切迫せる情勢を示して居り、列國は吾が生産品の上に關稅の障壁を高め、輸出貿易に不當なる壓迫を加へ、我が全國民の生活不安を一層倍加して居るのである。

されば吾等産業従業員の正しき行動は、延いて皇國の繁榮に直接關連する所甚大なると同時にまた國防上缺く可からざる緊急事である。茲に、日本主義労働運動の任務益々重きを加へ、且つ大同團結に邁進しなければならぬ事を確信するものである。

吾等はまた政治問題の新たな方向が從來の反國體的諸既成政

三、日本海員組合評議委員會狀況

黨に依つては断じて國家繁榮並に國民全體の幸福をもたらし得ない狀勢となりつつあるに鑑み、日本主義労働團體の全的合同を促進すると共に、熱意を持つて強力にして清新なる日本主義新政黨の樹立に協力するものである。

吾が愛國従業員組合總聯盟は本日茲に結成すると同時に以上の見地に立つて日本主義諸團體と協力し勇往邁進する事を誓ふ。右宣言す。

皇紀二千五百九十六年十二月十二日

愛國従業員組合總聯盟

日本海員組合にありては本月七日日本部に於て第三回評議委員會を開催し會計及び事業報告に亞ぎ「船員保險法要綱案に關する件」外五件を審議可決せるが、席上「國際交通運輸聯盟(I・T・F)」脱退問題に付き協議せる模様なり、即ち本組合が從來右「I・T・F」に加盟し居ることに對し、對立關係に在る新海員組合は勿論國家主義労働團體等より反國家的團體の如く批難攻撃され居るのみならず、最近本組合は恰も共產主義の温床たる役割を演じ居るが如き風説を爲す者等ありて組合發展上支障あると共に之が爲海上労働者の戰線統一も亦實現不可能の狀態にあるを以て、速に社會の疑惑を一掃する要ありとなし此の際前記「I・T・F」を脱退すべしとする空氣濃厚となり、去る十一月十六日の幹部會席上相當議論を重ね大勢は聯盟脱退に傾きたるが、正式決定は堀内組合長の歸朝(本月五日國際労働會議より歸朝)を待つて決定することとせり。而して本評議委員會に於て重ねて協議せる結果「I・T・F」脱退は社會情勢上止むを得ざるものとし、「四圍の情勢に應じて何時にて

もI・T・Fの脱退を爲し得る準備をすること、其の時期に付ては過般國際労働會議海事協會に於て各國I・T・F加盟團體の代表等を交へ會議を終了し未だ日時経過せざる今日堀内代表歸朝と同時に直ちに脱退することは情誼に反するを以て其の適當の機會を見て脱退すること」を申合せたる模様なるが、本件に付ては組合側は外部に漏るゝことを怖れ極秘に附しつゝあるものゝ如し。

四、株式會社時事新報社の解散に伴ふ爭議

(一) 解散に至れる理由 東京市麹町區丸の内二の八所在株式會社時事新報社は明治十五年三月一日福澤諭吉の創立にかゝり大正九年五月資本金五百二十五萬圓の株式會社に組織を變更し、解散當時一、一三四名の従業員を使用し新聞發行其他の事業を經營し居りたるが、概算約三百萬圓の缺損を生じ經營全く困難に陥りし爲取締會長松岡正男、専務取締役前田久吉は協議の結果二百萬圓を増資し會社の更生を企圖し、大株主方面に對し之が諒解運動を爲したるも大數株主間には松岡會長及前田専務に對する各種の反感と二百萬圓の増資も僅か一、二年の營業政策を救済するに過ぎず、眞に會社を更生する策に非ざるとし反對的氣運濃厚にして増資運動奏功するに至らず、故に於て止むなく會社の解散を決意し、社員以下一般従業員の解散慰勞金、十二月份給料及年末賞與として七十五萬圓(大阪毎日新聞社に販賣權を讓渡し其の代償として二十五萬圓を受け、又門野幾之進より五十萬圓の支出を得たるもの)を準備し、本月二十四日本社に於て第三十三回定期株主總會を開催、會社の解散を決定し、同夜一般従業員に對し會社を解散するに至りたること及び解散慰勞金四十五萬圓を支給すべき旨を發表し、直ちに之が支拂を爲したるも従業員側には金額の僅少なるを理由に夫々後記の如く要求書を提出紛争を生ずるに至れり。

(二) 會社及従業員の動靜

(1) 會社側の動靜

會社側に在りては松岡會長、前田専務、榊原工務部長、井上販賣部長を

責任者と定め特に松岡、前田の兩名を當面の責任者として従業員の要求に對し、夫々會見折衝を重ね解決打開策として財源の捻出方につき極力關係向に對し奔走し、二十八日午後には松岡、速水、島田の三重役は警視廳に労働課長を訪問、會社解散の理由及び今回の整理資金七十五萬圓の出所につき、二十五萬圓は大毎が松岡社長に對する個人的義理(大毎に於て時事新報社更生の爲め松岡を社長として入れたる關係)並に東京日日新聞社が三田財閥引入策として出資し、五十萬圓は門野幾之進よりの出資にして、従業員より追及を受けつゝある二十餘萬圓の使途に關しては天體觀測機購入資金たる匿名組合の二十萬圓(三田財閥の寄附金)を本社の紙代、貨銀等に流用したる關係上之が返済に當てたるものにして決して不正に使用したるものに非ざる旨を述べ諒解を求むる處ありたり。

松岡、前田の兩名は當面の責任者として二十八日來解決に焦慮し年内解決を熱望、二十八、二十九の兩日も引續き財源捻出に奔走し、他方財源の一部として會社所有残存什器の處分對策を講じたるも成果を收むるに至らず、殊に三十日朝來従業員側は松岡、前田の行動を極度に監視し、或は各種印刷物を發行撤布する等事態漸く悪化の傾向あるに鑑み著しく狼狽し第三者の調停を懇望するに至りたるも三十日に於ける門野、藤原、加藤、東日等を中心とする金策も奏功せず、又三田財閥に在りても前田専務に對し平素好意を有せざる關係上社員以下一般従業員に對しては衷心同情し居るも前田専務の救済としては殆んど援助者なき状況にして、加之事件發生以來前田専務の解散手當慰勞金賞與等の支給に對する説明は終始一貫せず遂に編輯局員に對する誤算支給の事實發見され二十八日更に四萬九千四百餘圓の追加支拂を餘儀なくするに至り益窮地に立つに至れり。

(2) 工務局従業員の動靜 工務局従業員三一九名中九〇名は全日本労働同盟出版産業労働組合に加盟し各種の情報により會社今日あるを豫想し組合本部と緊密なる連絡をとり、若し會社解散實現の曉に於て組織労働者のみを以て會社と交渉することは極めて不利なりとし、全従業員の合流結束を促さんが爲本月二十日「時事新報社全従業員に檄す」と題する印刷物を配布し萬全の策を講じつゝありたり。

愈二十四日會社解散發表せらるゝや午後三時組合主事山本富嘉以下八名は會社を訪問して松岡會長及前田専務に對し「解散絶對反對」の決議文及び「退職手當は内規以上」「解散手當は本給の一箇年分以上」及び「従業員所有の本社株券を額面高にて買取られたきこと」の三項より成る要求書を提出し善處方を要望更に組合加盟者及び合流者は給料及賞與のみの支給は受くるも解散手當及び慰勞金は當分之を受領し得ざる旨を申出でたり。

右會見後社内講堂に於て従業員大會を開催し(参加者約二百名中約五十名は發送係従業員の合流したるもの)山本組合主事より會社側との會見顛末を報告し、今回の整理費七十五萬圓中従業員に支給せられたるは五十三萬五千圓との事にて殘額二十餘萬圓の使途に關しては頗る疑問ありと手當支給の不合理を訴へ、又徳永組合長は、會社が解散の止むなきに至りたるは製紙業を獨占せる王子製紙の紙代値上に基因するものなるを以て我々は無力なる會長専務を相手とせず飽迄藤原銀次郎を相手として抗争すべき旨を強調し、要求條件貫徹の爲の徹底的抗争をなすべき旨の決議をなし更に翌二十五日午前全總同盟本部に再度従業員大會を開催、爭議團の編成をなしたるが、團員二一七名にして組合本部の指導下に強固なる結束をなし運動を展開するに至れり。即ち二十六日従業員一隊十五名乃至二十一名が東京日日新聞社。王子製紙株式會社本社。千代田生命保險相互會社。福澤大四郎等を訪問款願書又は要請書を提出せるを手始めに連日會社關係者及び大株主に對し執拗に陳情運

動を繼續し、又は印刷物を撒布する等目的貫徹に努むる處ありたり。殊に二十九日午後一時三十分京橋區銀座松屋吳服店屋上より「時事新報の兄弟を勝たせろ」云々の宣傳ビラ約百枚を撒布し、更に翌三十日午後六時頃には四谷區新宿伊勢丹吳服店四階より電車通りに向ひ宣傳ビラ約二百枚を撒布する等の舉に出でたり。

尙爭議團本部は初め全總同盟本部に置きたりしが二十九日に至り爭議團員全員は組合幹部と共に本社五階講堂を占據し事實上爭議團本部となすに至りたり。而して組合幹部等は、編輯局員は全く無統制状態にして、殊に愛國新聞社等の支援ありて其の運動不純の點あるを以て組合は飽迄組合本來の目的貫徹の爲の統制ある行動を以て押し進むものなりと稱し、最後迄編輯局員其他とは公然合流又は提携せず組合独自の運動を繼續せり。

(3) 編輯局員の動靜 編輯局員三九三名中約一五〇名は今回會社の取りたる措置に尠からず不滿を有し、廿四日諸給與受領後編輯室に集合對策協議の結果松岡會長及前田専務と會見前記工務局従業員側と同様二十餘萬圓の使途につき追及し左記決議文を朗讀し、直ちに重役會を招集し善處せられたき旨を要望せしかば松岡會長は二十五日午前中重役會を招集善處すべき旨を誓ひたり。

決 議

- 一、解散手當は内規通り支給されたし
- 一、右内規の制定なき従業員に對しては前條を準用すること
- 一、解散慰勞金は少くとも一箇年分支給されたきこと
- 一、一箇年末滿に達せざる従業員は之を繰上ぐるものとす

一、七十五萬圓を如何に處置したか
 斯くして二十五日編輯局員の部署を情報部、資金部、統制連絡部に分ち一糸紊れざる統制下に行動すべきことを申合せ、尙労働組合に加入せず其の去就に迷ひ居たる従業員及び他の社員等も之に合流する者を生じ其の數五三四名の多數を算するに至れり。

同日午後一時四十分より代表八名は本社重役室に於て松岡、前田、島田、速水の四重役と會見、會社所有の什器其他を處分して社員に分配され度旨懇談種々折衝する處ありしが兩者共に疲勞の爲一時休養の上善處することとし午後十一時四十分會見を了せり。其後編輯局員代表は屢々松岡會長、前田専務と會見し二十餘萬圓の使途の追及並に金策状況等につき交渉を重ねる他方門野幾之進、藤原銀次郎、東京日日新聞社等を訪問執拗に陳情運動を展開しつゝありたり。尙編輯局員側の依頼に基き愛國新聞、大和新聞は二十七日付朝刊に本争議の経緯に關する記事を夫々掲載し、又帝國今夕新聞に在りても同様記事を三十日紙上に掲載せり。

(4) 直配專賣所出張所の動靜 直配專賣所出張所等の主任等は讀者及従業員の問題に關し東京日日新聞社と種々折衝の結果二十四日夜「時事店」は十二月二十六日より指定に依り東日店に全讀者を引繼ぐものとす「外二項の條件にて東京日日新聞社に引繼ぐことに決定せるが翌二十五日專賣所主任等約五十名は社内發送部事務室に集合し統制、連絡、警備、資金の各部署を定め且つ左の決議事項を決定し、翌二十六日交渉委員五名は前田専務と會見右決議に基き要求書を提出し承認方を要望する處ありたり。

決議事項

一、主任の給料、解散手當及退職手當支給のこと

二、店員の解散手當は支社に於て支拂ふこと

三、制度の缺陷により生じたる帳尻は本社の缺損として棒引する

こと

四、保證金は即時返還すること

五、店舗の造作備品は即時買上げること

六、店舗の家賃は店員の退店迄保證すること

其後代表等は屢々前田専務と會見交渉を續け、二十八日には更に具體的要求書を提出したるが之に對し前田専務は二十九日の會見に於て全面的否認の回答を爲し自己に一任方を要求、兩者間に打問答を繰返したるも何等要領を得ず會見を了せり。

(三) 解決狀況 前項記したる如く會社側は極力年内解決を希望し、松岡、前田の兩名は十二月三十日夜來も尙引續き關係向を訪問、財源捻出に最後の奔走を爲したる結果翌三十一日午後に至り漸くにして王子製紙よりの寄附金七萬圓、輪轉機其他機械及活字の賣却代金六萬圓、門野幾之進名儀其他よりの寄附金七萬圓計二十萬圓の調達に奏功したるを以て同日午後五時右兩名は警視廳労働課に出頭、右金額中より先に追加支拂を爲したる四萬九千圓を控除し、殘額十五萬一千圓を以て調停斡旋に盡力せられ度旨申出でたるも、労働課長より四圍の狀勢に鑑み該金額を以てしては到底解決至難なる旨説得せられしを以て、兩名は自己の責任に於て更に二萬圓提供方を申出でたるに付き、同夜直ちに勞資代表を警視廳に招致し労働課長、調停課長及所轄丸ノ内警察署長の立會の下に徹宵之が斡旋に努めたる結果、編輯局員側は昭和十二年一月一日午前零時一分、工務局側は同日午前七時四十五分、直配專賣所側は同日午前十時二十五分夫々左記條件を以て圓滿解決するに至れり。

解決條件

一、編輯局員側及總同盟争議團關係

(1) 解散手當トシテ更ニ一人二箇月分宛ヲ支給スル

九〇、〇〇〇圓(先ニ交付セル誤算ノ訂正ヲ爲サル儘ノ金額)

(2) 五年以上ノ勤続者ニ對シ舊内規ニ依ル果進手當一六二、五二二圓五三ノ三割ヲ支給スル

(3) 總同盟争議團員ニ對シ勤続年限ノ端數切上ニ依ル増加額

四九、五六〇圓

労働運動の状況

八六

ヲ支給スル(編輯局員其ノ他ノ従業員ニハ誤算及端數切上ニ依ル増額四九、四一七圓七二ハ先ニ追加支出済)

五〇四、〇一三圓六四
七二二、九九一圓三六

(4) 爭議費用ヲ支給スル

編輯局員側 二、五〇〇圓
總同盟側 二、五〇〇圓
計 一五〇、五六〇圓

別記 要 書

一、社營專賣店家賃ハ昭和十二年二月分迄本社ニテ敷金ニテ負擔ノコト

但シ敷金ノ過剩分ハ本社ニ返還ノコト

一、社營專賣店主任ノ帳尻ハ一切保證金ト牽引ノコト

一、社營專賣店主任ニシテ帳尻ナキモノニ對シテハ保證金ヲ返還ノコト

一、社營專賣店ニ對シ金壹萬七千圓ヲ解散慰勞金トシテ支拂フコト

一、社營專賣店々舗家屋ノ造作ハ借家及本社ノ家屋ヲ問ハズ專賣主任ノ權利トス

一、今回支給サレシ解散慰勞金ノ分配方法ハ委員ニ一任ノコト

右誓約ノ通り圓滿解決ス依ツテ後日ノ爲メ覺書一札如件

昭和十一年十二月三十一日

合計 一九九、九七七圓七二

二、直配專賣所關係

(1) 社營店主八十三名ニ對シ解散慰勞金ヲ支給スル(尙其他ノ條件別記覺書ノ通り)

一七、〇〇〇圓

(2) 自營店主ニ對シ前同様

三、〇〇〇圓

總計 二一九、九七七圓七二

農民運動の状況

一、全國農民組合の情勢

全國農民組合にありては、當面の運動目標を小作法の獲得、政府の農村關係法案に對する小作人の利益伸張のための闘争に置き、前者は労働組合法の獲得闘争と併せ社會大衆黨、日本労働組合會議、日本農民組合總同盟と協力し全國的に請願運動を展開しつゝあり、後者につきては之れが態度決定のため、目下資料蒐集中なり。概況次の如し。

(一) 第七十議會に於ける政府の農村關係法案に對する組合の態度 本組合は「政府に於て第七十帝國議會に對し、農産物検査

國營案を提出する模様なるが、往々にして斯る法案が生産者たる小作人の利益を度外視し地主の利益擁護を主とする虞あるにつき、豫め『國營検査』に對する組合の態度を決定遺憾なきを期する要あり」となし、不取敢十二月十三日付達示第十六號「農産物検査の國營案決定に先立ち全農は全國的要求を示せ」を發し、各府縣聯合會をして左記要項を調査せしむることとせり。

調査要綱

一、米穀検査に於ける品質向上の目標は貯蔵本位か、食味本位か

荷造本位か各府縣に於ける検査實情と之れに對する意見。

一、米穀検査強化の結果近年に於ける努力と費用の増加、耕減り増加等に依り受檢者の得る利益と損失の實際と之れに對する意見。

(イ) 小作米納入に際して損失補給はいくら要求するか…獎勵

米増額か…小作料引下か。

(ロ) 取引の際に於ける一等級の價格差は何程を可とするや。

(ハ) 容量制と重量制は何れが利益か。

一、現在の検査制度。

強制制か希望制か。

單式か複式か。

(ロ) 検査制度に對する希望。

農民運動の状況

八七

(イ) 検査手数料の負担は如何にするか。
(ロ) 検査員、検査場所等は如何にするを可とするや。

(ハ) 検査の有効期間につきての意見。
(ニ) 俵装につきての要求。

(二) 中央常任委員会及縣聯地區代表者會議 (1) 中央常任委員会 總本部は本部常任書記伊藤實、兵庫縣聯合會幹部羽原正一等の檢擧に係る前後處置並に全國大會、小作法獲得請願運動等に關する準備のため、本月十三日總本部事務所にて杉山委員長以下七名の委員出席の下に中央常任委員会を開催し左の如き決定をなせり。

(イ) 幹部檢擧の對策 總本部伊藤常任の事務は西尾治郎平、高橋巖の兩名をして代行せしめ、一方中心幹部を失ひたる兵庫縣聯に對しては不取敢田邊總本部常任外二名「山下(奈良)大久保(兵衛播州地)」を派遣事務を執らしむると共に同縣聯指導中の小作争議は直接本部に於て指導すること。

(ロ) 全國大會準備 二月下旬東京市に於て開催することとし、準備一切は關東出張所をして行はしむること。

(ハ) 小作法獲得請願運動 本運動は社會大衆黨、日本労働組合會議、日本農民組合總同盟と共同闘争を進めつゝあるを以て一月廿五日の締切迄全力を傾け署名の取纏めを行ふこと。

(2) 縣聯地區代表者會議 本代表者會議は十二月二十三日芝協調會館に於て、社會大衆黨全國大會に出席せる關東、東北、北陸、中國等の各地方代表者二十五名並びに大西十寸男以下六名の本部員出席の下に開催し、杉山元治郎議長となり本部並びに地方情勢の報告ありたる後小作法、労働組合法獲得運動並びに政府より第七十帝國議會に提案せらるゝ風評ある農産物檢査國營案等につき意見を交換し殊に農産物檢査國營案に對しては之れが實現の曉に於ける小作人の蒙る損失補償の問題につき研究し置くことを申合せたり。

二、日本農民組合總同盟全國大會の状況

日本農民組合總同盟にありては、十二月六日埼玉縣川口市に於て全國大會を開催し、「飽迄農民の自主共同の精神を涵養して其の生活並びに文化の向上、耕作權を確保せんとする組合の傳統を益々發揚することを闡明すると共に、左右兩翼運動は何れも我國農村の實情を無視し堅實なる農民運動の障礙を爲す排他的にして觀念的な而して獨善的なものなりとして之れが排撃を高調し、併せて地方農業經濟機構改革に對する組合の態度を明らかにする」所ありたり。

大會の概況

(一) 會議の状況

會議は十二月六日午前十一時三十分より川口市公會堂に於て開催せられたるが、出席者は本部員並びに地方代議員百五十名にして片山哲議長となり本部並びに地方聯合會の活動狀況報告ありたる後左記議案を審議可決せり。

(二) 議案

1) 大衆課稅絕對反對闘争の件。
2) 小作法即時制定要求の件。

「要綱」

- 一、小作權の物權化。
- 二、存續期間十年以上。
- 三、相當小作料。
- 四、作權料：…五年分の小作料。
- 五、有益費五年分償還。
- 六、團體交渉權。
- 七、強制執行制限。

農民運動の状況

(3) 農業保險即時實施に關する件。
(4) 電力國營に依る電燈電力料、肥料代値下促進の件。
(5) 失地農民對策確立の件。
(6) 地方農業經濟機構改革の件。

「要綱」

- 一、農業會議所設置。
- 二、農會廢止產業組合へ併合。
- 三、國立農業信用銀行設置。
- 四、負債整理所設置：…國家任命の整理官を置き從來の負債整理組合強化。
- 五、農業統制局設置、經濟更生計畫を統一し生産分配の基準規格決定す。
- 六、府縣農事試驗場を統制局下に置き、廢止の農會技術員を試驗場直屬として現在通り駐在せしむ。
- 七、農業關係學校を農事試驗場に合併、義務年限を以て實際教育を施し卒業後は義務的に配置す。
- 八、產業組合の大眾化(產業組合法の改正)：…農民組合によ

農民運動の状況

る農事實行組合等の組織)

警察國營化促進の件。

農家負債徹底的整理に關する件。

(9)X(8)X(7) 尾去澤嶺山事件發表並びに三菱財閥糾弾の件。

(三) 宣言

我が國に農民組合運動が開始されて、茲に二十年、我が日本農民組合同盟は、現在の名稱を以てする活動こそ兩五年を閉みずるに過ぎないのであるが、その歴史は遠く我が國農民組合運動生誕の母體をなしてゐるのである。併しながら今日我が日本の農民運動は思想的分派に分轄され、然かも左右の陣營を問はず、二三の國に於ける時代の現象の流行を追ひ、一はこれを以て日本精神を説明せんとし、他は觀念的小兒病運動となつてゐる。而してそれ等は思想的には左右の對立を示すと雖もその排他的觀念的の獨善性は相共通するものであり、所謂公式的勞農提携論を以て其陣營の擴大を意圖してゐるのである。我々が過去二十箇年に互つて、左翼の流布する無責任なる煽動を撃破し、今又近時據頭する反動獨裁主義を基礎とする獨善主義者の禍害の掃蕩を期するは其の表現の如何に拘らず共に我が國情に即せず、國民思想を惡化し、健全なる農民運動の障礙となるが故である。我々が過去二十箇年を通じて堅持し來れるものは、言ふまでもなく農民の自主協同の精神を涵養し、それによつて生活の向上、文化の向上及び耕作權を確保せんとするにある、即ち自主協同の實踐による團結を以て、一は特權階級の横暴を打破し、二は資本家階級の搾取によつて、極度に荒廢せる農村政策の確立を促し、今日の封建的農村制度を改革し、資本の搾取を排除するにある。

我々が今日特に左右の陣營に於ける勞農提携論を排撃する所以は、それが觀念的戰術論なるが故のみならず、我が國農村の實情を無視する機械論、机上論を一步をも出でざる空理、空論なるが故である。今日の政治經濟機構下に於て生活苦に呻吟する勞働農民傳給生活者、中小商工業者の大局的利害は一致すると雖も、都市に於ける近代的搾取と農村に於ける封建制度利用による搾取並びに勞働政策と農村政策の根本的差異は、これに對する活動方針も亦必然に相違することは言ふまでもない。

我が農民の過半数は産業豫備軍たる性質を有し、以て都市生活者を脅威し、農村は都市に於ける落伍者たる失業者、職業病者、收容所たる實情にあるは、一に我が國農村が封建制度のまゝに資本主義の犠牲になつてゐるによるものであつて、これを打破する途は、農民の自覺を促し、自主協同の徹底と、それによる團結を以て農村制度を根本的に改革し、資本の搾取を排除する以外にないのである。従つて各階級の勞働生活者は、それ〴〵其の特殊情勢に應じて經濟闘争に任じ、政治闘争に於ては勞働農民一致協力して國民運動を展開すべきであつて、機械的勞農提携論の如きは我々の執らざるべきである。

翻つて現下の農村事情を見るに、豐作の際に呼應して債鬼横行し、金融資本家の搾取の濃縮である農村負債は農民の責任に於て整理を迫られ、更に低賃銀、酷使の所産である産業資本家の財貨は關稅障壁を突破し得ずして、その捌口を農村に求めてゐる、近時農村文化、農村購買力の向上等が云々されてゐるのは、一に産業資本家の農村搾取の新形態である、封建制度のまゝに金融資本家の搾取に蹂躪された農村は今又産業資本家の餌食たらしめてゐる。

る。今日農村文化が政府、資本家陣營に於て今更の如く論議されてゐるが、耕作權の確立なく、又負債の徹底的整理なく更に農民の爲の農村政策の確立なくして此の提唱は産業資本家の偽稱的農村搾取形態にすぎないのであつて斯る偽稱的、偏在的文化は農民の要するところでないことは勿論農村窮乏に拍車するものにして我々の斷乎排撃するところである。政府にして若し眞の農村文化向上の意ありとせば、先づ以て資本家的農村政策を一變して農民本位の農村政策を確立し、農村に殘存する封建制度を打破し、以て農民の地位を確保することが急務である。

更に我々がこの際特に一言を要することは、政府の農村政策の中心となつてゐる産業組合の問題である。産業組合は茲數年來その大衆化を叫ぶと雖も、今日に於ては、大衆化せざる申請にすぎざることゝなつてゐる。若し産業組合にして眞の大衆化を企圖するならば現存機構の徹底的革新を圖るべきであつて、これなくして徒らに大衆化を口にするは本末顛倒である。更に産業課税反對が、産業組合に課せられたる刻下の重要問題となつてゐるが、課税反對運動は、大衆化あつてこそ農民の切實なる要求となり、その運動も亦大衆化し、全勤勞國民の壓倒的支持を受け、大資本家の利己的主張を克服し得るのである。産業組合の大衆化を要望して、創立されたる産業組合青年聯盟は、現産業組合機構に懐らざるものゝ如く、又その革新を主張すると雖も、産青聯の強調する自主性は却つて縮小され、最近はその創立當初の意義をすら失ひ、革新の氣魄を見ることが出来ない、我々は遂に産青聯の幼稚なる主張は危険あるものとして、これに警告したることあるも、今日に於てはそれすら見ることが出来ず全く現存機構の拘束

に埋没した。産青聯にして若し今日に於ても尙大衆化のため産青革新の意圖あらば現存機構の束縛を斷ち、我々の自主協同の方針を採用し、機構改革に精進すべきである。而して産青聯がこれに自覺するならば我々も亦其の全力を擧げて、これと協力を惜まないものである。

更に再言する、産業組合機構の改革はこの方針に基き我々と協力することなくしては斷じて行ひ得ない。又今日産組の悩む農村團體間の摩擦もこれによつて解決し得るのである。

我々が本年度大會に當つて特に以上の諸點を強調する所以のものは今日農村に於ける思想的對立、農事關係の摩擦は、いづれも團體的利己心に出發し、眞の農村改革、農民生活安定運動となつていないが故である。

農村問題は益々重大化し、農民生活は刻一刻急迫する今日、すべての農業團體、農民團體は即時清算すべきものは、此を清算し、體得すべきものは、偏見に捉はれず、深くこれを體得し、以て農村問題解決に我々と協力せられんことを要望する。

右宣言す。

昭和十一年十二月六日

日本農民組合總同盟
昭和十一年度全國大會

(四) 新役員

- 會 長 鈴木文治
- 中央執行委員長 片山 哲
- 書記 長 佐藤吉熊
- 總主事兼會計 松永義雄

農民運動の状況

農民運動の状況

九二

會計監督	伊藤新藏	和田操	上原庫吉
顧問	安部磯雄	賀川豊彦	
中央執行委員	井堀繁雄	茂澤清	長谷嘉介
須崎信藏	池田豊太郎	須田仁助	田中正義
福島久次	小岩井相助	古澤斐	北島末吉
戸島貞次郎	田中官次郎	宗像伊勢嘉大野太郎左衛門	
桑原辰平	本藤恒松	春原正則	小山亮
塩川清兵衛	佐竹晴記	由良多一郎	氏原一郎

新名新藏	西田秀雄	近藤金十郎	渡邊榮郎
高久清一	窪田俊太郎	窪田昆次	小泉武雄
倉本増五郎	村尾興一	岩部石男	三輪助
桑島定助	荒川鶴松	山崎廣	加藤吉松
植村金作	安藤仁二郎	油井九二義	佐藤亀松
伊藤秀雄	岡山繁之助	河部源太郎	三浦七兵衛
小松原新太郎	佐藤吉熊		

(五) 警察取締 埼玉縣警察當局に於て、大會議案、宣言等は事前檢閲を行ひ、不穩の部分は之れを警告削除せしめたる外、大會當日は警部補以下十四名の正私服警察官をして取締に當らしめたる結果警察事故としては言論に對する注意二件ありたるのみなり。

三、全農新潟縣聯合會、北日本農民組合合同問題の概況

全農新潟縣聯合會、北日本農民組合の合同問題は既報(十月分月報：七二頁—七六頁)の如く、十月三日合同の申合せ成りたるも其後全農新潟縣聯合會の合同阻止工作に依り全く絶望の状態となれり。

即ち全農新潟縣聯合會にありては、敍上兩組合の合同に對しては北日本農民組合の左翼的色彩濃厚なるに快からず當初より反對の意嚮を有せるも「反ファツシヨ勞農戦線の統一強化」を理由とする合同提議は之れを直ちに拒否し得ざりしため、適當の機を捉へ合同協議を不調に導くべく策したるが、北日本農民組合側の巧みなる策戦に依り不本意乍ら十月三日の協議會に於て之れに賛意を表する所となりたり。

然れ共、飽迄初志を貫徹すべく北農側に對し「北農玉井委員長の第一線引退、北農内舊全會系分子の除名」を要求すると

共に所屬地區、青年部等をして「北日本農民組合との合同は堅實なる農民運動の進展を阻害するの結果を招くものにして北農内極左分子の精算せられざる限り絶対に合同すべきに非らず」と宣傳せしめ専ら合同阻止の策動を続けつゝありたり。

於茲北日本農民組合側に於ては全農新潟縣聯合會の策動を抑へ合同の實現に奏效すべきを期し全農内左翼分子との提携を策したるが運動意の如く進捗せざりしため、十一月八日開催の書記局會議に於て合同問題に對する態度を「合同問題一頓座の觀ある今日積極的工作は却つて形勢を不利ならしむる虞れあるにつき暫時成行を靜觀すること」と決定其の推移を靜觀することとなせり。

斯くて本問題は單なる地方問題に過ぎざりしと雖も其の結果如何は勞農無産協議會、社會大衆黨兩黨の合同乃至我國に於ける所謂人民戦線運動の動向に至大なる影響ありとして警察上格別の意義を認められたりしが、敍上の如く運動一先づ消滅の形となれり。

四、産業組合及農會の運動

(一) 農村保健運動 産業組合中央會に於ては、産業組合主義に依る醫療利用組合及全購聯の賣藥に關する運動は、確たる統一なく農村保健運動上遺憾の點あり、殊に國民保險法案が來るべき議會に提案せられむとする實情に鑑み、本法の成立の曉は、産業組合主義に依る醫療の代行機關たらざるべからずと爲し、之が農村保健運動を展開すべく、十二月二十一日同所會議室に於て農村保健展開策協議會を開催せり。會するもの關係團體代表者八名にして、種々協議の結果、産業組合主義による醫療利用組合運動及全購聯の賣藥運動を有機的に統一する爲左の機關を設け研究することとなせり。

(イ) 中央に於ては中央會、全購聯、全醫協を一丸と爲し農村保健問題中央委員會を設立すること。

(口) 地方に於ては支會、聯合會、醫療利用組合、産青聯を一丸となし農村保健問題地方委員會を設立すること。

(二) 農山漁村の更生振興運動 帝國農會、産業組合中央會、帝國水産會、中央畜産會、全國山林會聯合會、全國養蠶組合聯合會、農村更生協會の七團體にありては、曩に幹事會を開催し、農林、水産關係各種中央、機關を打つて一丸とする眞に農山漁村の利益並に輿論を代表すべき新機關の設置に就き協議する處ありて、大體其の成案を得たるが、十二月二十二日更に中央農林協議會設立委員會を開催せり。關係者十數名會合し種々協議の結果中央農林協議會規程要項並趣意書を決定せり。其の後著々之が設立準備を進めつゝあるが、明年一月中旬創立總會を開催する模様なり。而して同協議會規程要項に掲ぐる目的は「全員相互の親睦連絡、農山漁村の更生振興並農林漁業の改良發達を圖り以て農山漁村の國家的職能の強化を期す」にあると爲せり。

五、福岡縣浮羽郡に於ける日農浮羽郡聯合會對浮羽地主聯合會の小作爭議

本爭議は昭和十年度稻作減收を理由とする小作料の減額要求に端を發したるものなるが、その繫争範圍の大なると、地主小作人兩團體共其の消長に直接影響ある處より、極めて強硬なる態度を以て之に臨みたるにより、その推移如何は地方自治の圓滑を阻害するの虞多分にありたる等警察上幾多留意すべきものありたるが、警察當局並浮羽郡町村長會長の協力に依る斡旋により圓滿解決するに至れり。概要左の如し。

- (一) 發生年月日 昭和十一年二月 (二) 解決年月日 昭和十一年十一月十九日
- (三) 關係當事者 地主七三五、小作人二、四八〇 (四) 關係團體 地主側、浮羽地主聯合會 小作人側、日農浮羽郡聯合會

(五) 關係地域 浮羽郡下一圓(一町十箇村)

(六) 關係耕地面積 一、四四七町餘歩

(七) 發生原因 本爭議は日農浮羽郡聯合會に於て、組合の擴大を圖るため、昭和十年度稻作が風、水、蟲害のため減收ありたるを理由に組合の決議として、一町十箇村の地主七百餘名に對し平均三割乃至四割の小作料減額を要求(別記二参照)したるに因る。

(八) 經過概況 敍上の如き減額要求を受けたる地主にありては、既に一部未組織小作農民と一割乃至二割程度の減額にて解決しつゝありたる折柄なるため極度に憤慨し、前記地主聯合會の強化を圖ると共に飽迄小作人組合に對抗すべく決意するに至りたるため、爭議は漸く深刻尖鋭化する所となり、地方自治の平安を害するの虞を生ずるに至りたるが、警察當局並に縣小作官の協力に依る調停斡旋の結果、四月末迄に大部分の調停に成功し、地主九〇、小作人二五六、耕地九九町餘を殘すのみとなりたり。

然るに未解決地主中の強硬派中野文藏外二十名は飽迄初志の貫徹を期し小作人側意の目的の下に、五月十二日小作人原田格平外二十七名に對し土地返還並小作料請求訴訟を提起し、更に地主森田重太郎外十九名をも勸誘九月九日小作人鳥越春藏外二十二名に對し同様訴訟を提起せしむる所となりたるため、著しく農民組合側を刺戟し一時小康状態にありたる本爭議は再び悪化するに至れり。

即ち日農側に於ては金城湯地たる地盤の爭議に敗るゝが如きことあるに於ては組合の潰滅を見るに至るべしとなし徹底的抗争を決意し爭議費用として三千餘圓を募集すると共に、七月十八日、日農浮羽郡聯合會臨時大會を開催して氣勢を擧げ、更に小作人十五名は七月三十日午前零時五十分頃地主聯合會書記佐藤鐘雄宅を襲ひ、曩に(七月十二日)地主佐藤謹吾外五名

が小作人宮崎長太郎外五名に對し警争地の強制引上を執行したるは本人の策動に基くものとして、暴言を加へて威迫したる外器物毀棄の行爲に出で、所轄署に檢舉せらるゝ等事態の推移憂慮すべきものあるに至れり。

(九) 解決(調停)状況

如斯本争議の推移憂慮に堪へざるものあり、旁々收穫期を目睫に控へ特に其の感を深くするに至りたるため、警察當局にありては、治安維持の立場より速かに之れが圓滿解決の要を認め、先づ浮羽郡町村長會長に對し争議の重要性を説き其の積極的活動を促したる所之が快諾を得るに至り、因つて兩者協力の下に争議の圓滿解決を決意し、當事者雙方に對し、農村の經濟的更生の立場より、争議遷延の不利なる所以を説き、極力協調的解決を促し、殊に十一月十六日午後四時より十九日午後七時に至る四日間晝夜徹しての斡旋には、極めて強硬態度を持せる地主側も、其の氣魄と熱意に動かされ態度を改めて協調するに至り、幾度か決裂の危機に瀕しつゝも調停者の異常なる努力に依りて、別記協定書の如く圓滿解決を見るに至れり。

別記(一) 協定書

- 一、昭和十年度納米ニシテ内端入りトナレルモノ、殘額(地主承認ノ分ヲ除ク)ハ日農組合ニ於テ昭和十一年十二月末日迄ニ納入セシムルコト但シ減免歩合ハ曩ニ日農組合ヨリ地主ニ要求セル額別記(二)ノ七割タルコト、但シ川會及水糶ハ其ノ地方ノ解決ノ例ニヨルコト
- 二、目下立毛差押處分申請中ノモノニシテ全部未納ノ分モ前項ニ據ルコト
- 三、昭和九年度以前ノ未納小作米ハ前項同様昭和十一年十二月末日迄ニ全部納入スヘキコト

但シ地主小作人相談ノ上五年間以内ノ年賦拂トナス事ヲ得

- 四、第一第二及第三項ノ納米ハ昭和十一年年度産米ヲ以テ納入シ米質ハ検査合格米ノ程度タルコト
- 五、地主聯合會ハ本協定成立ト同時ニ立毛差押處分申請ヲ取下ケ且ツ土地返還訴訟ヲ昭和十二年一月十五日迄中止スルコト
- 但シ右期間内ニ於テ第六項ノ協定事項成立セサル場合ハ直チニ本訴訟ヲ繼續スルコト
- 六、立毛差押處分ノ昭和十年度金額ハ浮羽郡町村長會ニ於テ保管シ協定成立シタル歩合ヲ以テ交付スルコト
- 七、土地返還訴訟中ノモノハ各々事情異ナレルモノト認めララル

聯合會及日農組合代表者ニ於テ双方協議決定ノコト
 ハ從來ノ契約ニヨル小作米ヲ毎年十二月末日迄ニ地主
 又ハ地主ノ指定シタル場所ニ納入スルコト
 一、爲メ小作人ニ於テ減額要求ヲセントスル時ハ鎌入十日
 地主ノ立會ヲ求メ當事者間ニ於テ協議スルコト若シ協議不
 立ノ時ハ其ノ收穫ノ折半取分ヲ爲スコト
 一、鎌入後ハ小作料ノ減額要求ヲ爲サ、ルコト
 (一一、一二、一三省略)

- 一四、凶作ノ場合ハ契約賃貸料ノ如何ニ不拘地主ハ其ノ年ノ收穫ノ半額以上ヲ請求スルコトヲ得ス
- 一五、地主カ止ヲ得サル事情ノ爲メ土地返還ノ請求ヲ爲ス時ハ警察署長郡町村長會及郡農會ヨリ選出セル委員ニヨリ組織セル委員會ニ調停ヲ委任スルコト
- 一六、本協定ニ關シ疑議紛糾ヲ生シタル場合ハ前項委員會ニ於テ調停ヲ爲スコト

六、福岡縣朝倉郡三輪村に於ける小作争議

本争議はその繼續日數の永きに於て本縣に於ける記録的争議と謂はれ、而かも小作人側が全農福佐聯合會を背景として鞏固なる團結の下に屢々大衆動員、同盟休校等果敢なる運動を展開したるに對し、地主側亦土地取上の強硬手段を以て之に對應し、その内容に於ても警察上種々注目すべきものありたり。その経緯左の如し

- (一) 發生年月日 昭和八年一月九日
- (二) 解決年月日 昭和十一年十一月二十九日
- (三) 關係當事者 地主四五、小作人六九
- (四) 關係團體 小作人側 全農福佐聯合會三輪村支部

農民運動の状況

一七、本協定ノ趣意ハ地主小作人間ノ紛争ヲ一掃シ融和協調相互ノ福利増進ト郡將來ノ平和確保ニアラルヲ以テ之カ踐行ニ努メ違背ナキヲ期スルコト(以下略)

別記(二) 日農側の要求

大石村	一〇〇町歩	三割	三割五分
姫路村	二七町歩	三割	三割五分
御幸村	二三五町歩	三割	四割
千年村	二七一町歩	三割	四割五分
福富村	二六七町歩	三割	四割
吉井町	九町歩	三割	
江南村	二三〇町歩	三割	四割
船起村	二九〇町歩	三割	
水繩村	八町歩	三割	
川會村	八反歩	三割	
竹野村	十町歩	三割	

(五) 關係耕地面積 田、二九町歩

(六) 發生原因 小作人等が昭和七年十月頃の早魃に依る減收を理由に、全農福佐聯合會の鬭争方針に基き、小作料三割五分減額を要求したるに對し地主が峻拒したるに因る。

(七) 經過概要 右要求を受けたる地主側に在りては、之を一蹴すると共に「小作人の不當要求に對しては土地取上を以て對抗す」との態度を決定し、九月二十九日辯護士古川勝正を訴訟代理人として、福岡地方裁判所に對し「小作權消滅確認土地返還並小作米及損害金請求訴訟」を提起し、更に十二月四日小作人木林善三郎外十一名の滯納小作米に對する假差押を執行し、翌九年二月二十六日之が換價處分を行ひ強硬なる態度に出でたり。

斯くして争議は法廷戦に移り、昭和九年一月十二日第一回準備手續公判開廷以來回を重ねること九回、翌十年五月十三日を以て準備手續を終了、同七月十五日より本訴の開廷となり、本年三月六日第六回公判を以て審理を打切り、愈々次回公判を以て判決言渡の運びとなりたり。此の間小作人側は一部小地主が昭和七年以來小作料の納入全く無く、且つ勝訴の見透しつかざるより、示談解決の希望を有するに乗じて、一部解決に成功(地主七、小作人九、耕地田一町五反五畝歩、解決條件昭和七、八年度小作料全免、昭和九、十年度二割乃至五割減免)したるを以て、飽迄訴訟を遷延せしめて局面の轉換を圖るべく判決言渡に先立ち、二月二十日福岡地方裁判所に對し争議調停の申請を爲したり。而して調停委員會に於ては終始強硬なる主張を爲し、些かも讓歩する處なかりしたため、委員會の開會七回に及ぶも遂に妥協點を發見するに至らずして終はれり。小作人側の態度前叙の如くなりしたため地主側にありては「頑迷なる小作人の蒙を啓く爲には飽迄訴訟により土地の取上を以て臨む外なし」として調停を決裂に導くことを決意するに至れり。

(八) 解決(調停)状況

斯くの如く地主側の態度は極度に硬化し、一方小作人側亦反省の色なく、別項述ぶるが如く警察上幾多注意すべきものあり、事態の推移に委ね難き情勢に立ち至りたるを以て、警察當局にありては、第八回調停委員會の開會に先立ち、小作人側の指導的立場にある中川谷次郎外二名を招致して、從來の頑迷なる態度を改め協調的態度を以て圓滿解決に努むる様極力勸告し、更に調停主任判事と協力の上、十月三十一日開催の第八回委員會に於ても亦之が勸奨に努めたる結果、地主側に於ては、著しく其の態度を緩和し「昭和七年以降十年度に至る四箇年分の小作料を二年半分減額し、一年半分を納入せしむるも可なり」と讓歩するに至れり。然るに之が納入方法に關して、兩者の主張に著しき懸隔ありて再び暗礁に乗り上げたが、主任判事並所轄署員の熱誠に動かされたる地主側は小作人等の窮狀にも同情する處あり小作人側の固執せる五箇年分納を承認して、漸く解決の曙光を見るに至れり。

斯くて十一月二十七日第九回委員會に於て左記調停條項の如く圓滿解決を見るに至れり。

(九) 警察取締

昭和九年二月二十六日、地主側に於て差押物件に對する換價處分を行ふことを探知せる小作人側は全農福佐聯合會々々長重松愛三郎、書記長北口榮等の指導下に (イ)二月二十五日は組合員三名を一班として郡内各支部を訪問し應援を求むること、(ロ)競賣當日は組合員外は警察官と雖も競賣場に入らしめざること、(ハ)當日萬一檢束者を出したる場合は組合員の團結力を以て檢束者を取還すこと、(ニ)小學校生徒を二十六、七の兩日盟休せしむること、(ホ)當日は組合員家族は女子、子供に至るまで全部出場し炊出、其の他の雜務に従事せしむること、等の鬭争方針を決定し、當日は全農福佐聯合會所屬各支部員、水平社同人其の他三百五十餘名を動員し第三者への競落阻止に努め、他方小作人等の子弟六十名をして一齊に同盟休校の舉に出でしめたるが、警察當局の嚴重なる取締に依り當日は何等事故なく、盟休兒童又翌二十七日より全部登

授けたり。

斯くの如く小作人側は全農福佐聯合會指導の下に、初志の貫徹を期して、終始積極的行動に出で、屢警察上注意を要する事態を招来したるが、警察當局の間隙なき取締に依り、格別の事故なく圓滿解決を見るに至れり。

別記 調停條項

- 第一、本件小作地ハ從來通りノ付口ニテ引續キ小作セシムルコト
- (地形變更シタルモノハ別ニ定ム)
- 第二、小作料ハ生産検査米ニ合格程度ノ玄米ヲ以テ納入スルコト
- 但シ本件ノ土地ヨリ右程度ノ收穫米ナキ時ハ此ノ限りニ非ラス
- 第三、小作米ハ毎年其ノ年ノ翌年一月末迄ニ支拂フ事小作人ニ於テ止ム事ヲ得サル事情アル場合ニ於テハ其ノ旨地主ニ申出テ右納期ヲ二月末日迄ニ延期ヲ乞フコトヲ得ルコト
- 第四、小作人ハ小作料ヲ代金ヲ以テ之カ支拂ヲナス事ヲ得地主モ亦小作人カ小作料ノ納期ヲ失シタル時ハ代金ヲ以テ之カ支拂ヲ請求スル事(後略)
- 第五、小作人カ其ノ粗作ニ因ラサル天災不可抗力ニ依ル減收ノ場合ニ於テ本件土地ニ對スル小作料ノ減額ヲ要求セントスル時ハ地

七、島根縣八束郡竹矢村に於ける小作爭議

- (一) 發生年月日 昭和十年十二月二十日 (二) 解決年月日 昭和十一年十一月二十五日
- (三) 關係當事者 地主五一、小作人一八〇 (四) 關係團體 地主側、竹矢村和協會、小作人側、竹矢村大門小作組合
- (五) 八幡小作組合(全農系)

主ニ對シ録入七日以前ニ通知シテ各實地ニ立會ヲ求メ双方以前ニ通知シテ各實地ニ檢見ノ上誠意ヲ以テ割引額ヲ協定スルコト無斷録入後ハ割引要求ヲ爲ス事ヲ得ス(後略)

第六、昭和七年ヨリ昭和十年迄ノ四ヶ年間ノ小作料ヲ四十割ト見做シ内二十五割ヲ減額ス

小作人ハ建額十五割ヲ即納スル事但シ即納シ能サル事情アルモノハ昭和十一年納期ヨリ向フ五ヶ年間ニ平分シ毎年三割宛第二第三第四ニ準シ納入スルコト

(第七項第八項略)

第九、小作人カ正當ノ事由ナク第一項ノ所定ノ小作料ノ滞納期ヨリ一ヶ年以上延滞シタル時及本件各項ニ違反シタルトキハ地主ニ對シ土地ヲ返還スル事

第十、本件ニ對スル訴訟ハ取下ケルコト

(五) 關係耕地面積 田九十六町歩

(六) 發生原因 小作人側に在りては、昭和十年度の減收を理由に、昭和九年度に於ける未納米を納入せざるのみか、減收の程度は立毛當時の豫想以上なりとして、曩の減額協定(檢見當時最高四斗、最低一斗五升)より更に二割五分乃至三割の減額方を要求し、地主の拒絶に遭ふや要求額を控除して納入するに至りたるに因る。

(七) 經過概要 地主側に在りては、小作人側の右要求は不當なりとして之れを拒絶すると共に、團體を背景とする不當なる行爲を膺懲せざるべからずと爲し、本年一月九日和協會なる團體を結成して爭議に備へ、三月十二日辯護士和田珍頼を代理人として、十二名の地主より、五十一名の小作人に對し土地返還訴訟を松江地方裁判所に提起したり。

一方小作人側に在りては三月二十三日、法調停の申立を爲し、初志の貫徹を期したるも、地主の態度強硬にして容易に讓歩の模様なかりしのみならず、却つて地主側が土地回收後の共同耕作準備に著手したるを以て、小作人側は土地返還を覺悟に直接行動に訴へ以て一舉に解決せんとするに至り最早之が解決遷延を許さざるの情勢に立ち至りたり。

(八) 解決(調停)狀況 警察當局に在りては爭議の狀況敍上の如く悪化の一路を辿りつゝあるのみならず、本村は大正十三年階級的小作組合の創立以來相次ぐ爭議により思想悪化し之れが推移に委する時は憂慮すべきものありたるため、速かに本爭議の適正なる解決と將來に於ける地主小作人の融和を圖る要あるを認め、小作官と協議の上積極的に本爭議の調停に當ることとせり。

斯くて本爭議の調停に關する一切の資料を蒐集し、十一月十四日双方の代表者各十名を招致し爭議繼續の不利なる所以を説示協同的解決を勸奨したる所各代表者は何れも其の熱意に感激し別記の條件にて圓滿解決するに至れり。

而して本争議の關係者は調停條項に基き協調團體を結成更生を期しつゝあるにつき、本争議解決の結果は村の精神的經濟的更生に資する所からざるものあるべし。

(別記) 解決條項

- 一、地主ハ本解決條項ニ基ク本調停終了ト同時ニ土地返還訴訟ヲ取下ゲ小作人ノ繼續耕作ヲ認メ小作人ハ將來誠實ヲ以テ耕作ニ従事スルコト
- 二、小作料ハ現斗代ノ儘ニテ請面ヲ原則トス
天災其ノ他特殊事情ニ依ル著シキ凶作ノ場合ハ地主小作人相互協調ノ精神ニ基キ善處スルコト
- 三、小作納米ハ四等米ヲ以テ建米トシ毎年十二月二十日限り完納スルコト
- 土摺三等(ローラー摺四等)以上ノ小作納米ニ對スル獎勵米並ニ土摺等外米ニ依ル小作納米ニ對スル込米量ハ毎年郡農會ニ於テ定メタル標準ニ依ルコト
- 四、地主ハ小作納米ノ俵裝ニ對シ一俵ニ付七合ヲ補助スルコト
- 五、小作人ハ未納米ノ整理ニ付キ左記各號ノ方法ニ依リ本年十二月二十日限り完納スルコト
 - イ 昭和九年度以前ノ未納米ハ其ノ總額ノ二割ヲ減額スルコト
 - ロ 小作人ニ於テ昭和十年度分ノ納米スベキ額ノ二割五分乃至三割ヲ未納シ居ルモノハ納米スベキ總額ノ一割ヲ納米スルコト
 - ハ 反當リ一斗ノ借米ヲ爲シ居ルモノハ五升ヲ納米スルコト
 - ニ(ロ) 號並ニハ(ハ)號以外ノ方法ニ依リ未納シ居ル小作人ハ納米スベキ額ノ八割五分ヲ實納トス
- 六、前項ノ方法ニ依リ完納シ能ハザル小作人ハ地主ト協議ノ上左

- ノ區別ニ依リ向フ三ヶ年(昭和十二年)迄ニ全納スルコト
- イ 昭和九年度以前ノ未納米ハ全額
- ロ(ハ) 昭和十年度未納米ハ未納額ヨリ納米スベキ總額ノ五分ヲ減シタル額
- 但シ反當一斗ノ借米ヲ五升ニ減額納米スベキ小作人ハ此ノ限ニアラズ
- 七、前二項(第五、第六)ノ未納米整理方法以外ニ既ニ地主小作間ニ於テ相互契約成立シ居ルモノハ其ノ契約ヲ實行スルコト
- 八、小作人ニシテ前各條項ニ反シ不信ノ所爲アリタルトキハ無條件ニテ地主ノ土地返還ノ要求ニ應ズルコト
- 九、本件關係争地以外ノ八東郡竹矢村地内小作地ニ對シテモ本調停ニ準ジ契約スルコト
- 一〇、本調停ヲ契機トシテ從來地主小作間ニ於ケル一切ノ對立的惡感情ヲ一掃シ協調精神ヲ共存共榮ノ精神ヲ以テ農村平和ノ確立ヲ期スル爲メ八東郡竹矢村内耕作地關係地主小作人ヲ打ツテ一丸トセル協調團體ヲ結成スルコト
- 一一、前項ノ協調團體ハ島根縣小作官、同小作官補、島根縣警察部特別高等課長及松江警察署長、平濱八幡宮社司ノ五名ヲ顧問ニ推薦シ
- 八東郡竹矢村村長ヲ委員長トスル地主代表青山勘十郎外八名ノ本調停關係者ヲ以テ創立準備委員ト定メ遅クモ昭和十二年一月上旬中ニ發會式並ニ創立總會ヲ開催スルコト

ハ 小作争議の協同的解決乃至悪化防止に對する警察活動の概況

各府縣警察當局にありて、夫れ／＼地方の實情を考慮し、各關係方面と協力の上收穫期を契機に瀕發する小作争議の協同的解決乃至之れが悪化防止に努めつゝあるは、曩に(本月報、前月分)述ぶる所ありたるが如し、其の後に於ても栃木縣にありては河内郡本郷、右里の兩村に農民相談所を、下都賀郡水代、寺尾、芳賀郡市羽村赤羽、那須郡西那須町、足利郡吾妻村村上等に各協同的團體を、芳賀郡大内村、物部村にては經濟更生委員會内に「人事相談部」を設け、夫れ／＼作柄の檢見、獎勵米給付標準の決定等に依り本年度に於ける小作關係の紛議を未然に防止したる外既設の「箒根、雀宮、大宮、瑞穂野」の小作争議防止委員會にありても秋以來紛議を豫想せらるゝ地方の檢見を行ひ本年度小作問題の協同的解決に成功しつゝあり。殊に從來此の種活動を「反動的」なりとして眞正面より反對し來れる全農栃木縣聯合會の如きも本年度小作料の減免斡旋方を雀宮村小作争議防止委員會に願出づる所ありたり。此の外愛知縣にありては知田郡半田町に「山方新田地主小作協同會」福島縣にては伊達郡深川町に「共榮會」を結成し當面せる小作争議の解決と將來の融和を企圖しつゝあり又、山口、宮崎の各縣にありては農村問題の懇談會を開催し地主小作人兩當事者の精神的融和を促し小作問題の協同的調整に資する所からざるものありたり。

斯くて各地農村實情に即したる此種活動は前叙の如く、當初反動乃至は階級的なりとして絶對反對を唱へたる全農側にありても之れに頼らんとするに至りたる事實が示す通り各關係者に依りて其の活動を期待せられつゝあるものゝ如し。

商工運動の状況

一、日本商工會議所の運動

本會議所に於ては、豫て商權擁護の立場に於て、産業組合運動の進出阻止の運動を爲し來りたる處なるが、今回産業組合に關する諸調査を爲し、來るべき第七十回帝國議會に對する商權擁護運動の資料を得べく、十二月十九日全國各商工會議所に對し、左記事項の調査回答方の照會を發せり。

記

- (一) 各地の産業組合經營の實情と其の配給機關としての缺陷
- 二、全日本商權擁護聯盟の運動

- (三)(二) 最近に於ける産業組合の違法、脱法並不當行爲の實例
販賣組合の白米小賣及其の他に關する各商工會議所報告

本聯盟に於ては數年來産業組合に對する各種免税の特典を撤廢し、凡て商工業者と同等に課税せられたき旨の陳情運動を繼續し來りたる處なるが、今回の税制改革に當り産業組合に對しても課税することとなりたる爲、此の機會に於て之が課税の實現を期すべく、曩に全國加盟團體並全國各支部に對し、「産業組合に對する各種免税特典を廢止し一般商工業者と均等の課税方」に就き關係當局に陳情する様通達せり。更に十二月五日、同聯盟本部は右同様陳情書並米穀自治管理法の附帶決議に掲げられたる産業組合の監督取締其の他に關する事項を速かに實行して産業組合の營利的特權的商工業進出を排除し違法行爲及脱法行爲の絶滅を期し以て中小商工業者に對する壓迫を除去せられたき旨の陳情書を關係各大臣並貴衆兩院議員に送附する處ありたり。

三、全國米穀商組合聯合會の運動

本會に於ては十二月二日常任幹事會を開催し對議會策等に就き協議したるが種々協議の結果、前記全日本商權擁護聯盟の陳情書要旨に則り陳情書を關係當局に提出することに決し、同十六日日本部谷理事は右陳情書を携へ關係當局に陳情せり。

四、全國賣藥業團體聯合會の運動

本會に於ては十二月十五日臨時特別委員團會議を開催し、全購聯配置賣業の廢止其の他に就き協議したる結果、關係當局に陳情することに決したるが、同十七日之が陳情書を携へ關係各省並各政黨本部を訪問陳情する處ありたり。尙第七十回帝國議會に對しても陳情運動を爲す模様なり。

水平運動の状況

一、全水山口縣聯の確立

山口縣に於ける全國水平社關係幹部間に於ては過般來全水縣聯の確立を目指し著々準備中にありたるが愈々具體化を見

るに至り十二月六日宇部市東區琴芝通信行寺に於て十二ヶ町村部落代表三十八名出席の下に部落代表者會議を開催し茲に全國水平社山口縣支部聯合會を確立し引續き代議士松本次一郎同富田榮治等の出席を得て記念演說會を開催する處ありたり。

而して翌七日書記長田村定一は山口縣社會課を訪問「融和事業の擴張及地方改善費増額」に關し陳情し更に歩兵第四十二聯隊行本副官坂田中佐を訪問水平大會代表者會議の決議に基き「曩に發生せる聯隊内差別事件の如きを再び繰返さざる様教育上充分注意せられたし」と懇談的要求を爲す處ありたり。

市部代表者會議に提出のスローガン、宣言並新役員は次の如し。

(一) 掲出スローガン

フアツシヨ反動政治を粉碎せよ。
軍隊内の差別を一掃せよ。
改善費一千萬圓要求獲得。
大衆陳謝絶對反對。

(二) 宣言(可決)

本部落代表者會議ハ官僚軍部ノ抱擁スルフアツシヨ政治ハ人民融和運動ヲ壓迫シ一切ノ政治的自由ヲ根本ヨリ破壞窮奪スル處ノ暴壓的政治ノ具體的現ハレナリト斷セサルヲ得ナイ。
我全國水平社運動ハ幾世紀間封建的暗黒政治下ニ呻吟シ無慘ニ蹂躪サレタ人間權確立ニ幾多ノ犠牲ヲ拂ツテ今日ノ社會的地位ヲ獲得シタノデアル。

(三) 役員

我々ハ人民ノ權利ト自由ト平和トヲ希望シテ止マナイ我々ハ差別迫害ト直接闘争スルト共ニ政治的自由ノ壓迫干渉ヲモ排撃シ人民ノ融和ト平和ノタメニ勇往邁進スルモノデアル。
一九三六年十二月六日

「全山口縣支部聯合會」本部を宇部市に移轉する事及新役員を次の如く可決す。

執行委員長	中村友一
書記長	田村定一
書記	藤村一美
執行委員	藤井良二外十四名
顧問	池田庄一外四名

朝鮮人運動の状況

一、南鮮水害救済運動の状況(其の五)

在留朝鮮人團體を中心とする標記運動は既報の如く時日の経過に伴ひ漸次終局に近づきつゝあるが、本月に入りては僅かに次記の如く少數團體等の終局的結末運動ありたるのみにして格別見るべき活動なく全く終熄の状態となりたり。

而して本運動は開始以來其の運動主體中に主義運動の爲に之を利用せんとし、或は又美名に匿れて不正の利益を得んとするが如き不純なる目的の下に開始せられたるもの等ありたるも斯る動機如何に不拘在留一般鮮人の民族的感情は歸せずして被害鮮人救援の同胞愛に一致し相當の救援成績を收めたり。

警	視	應
應府縣	鮮人團體	其の他の救済活動状況
<p>一、在東京朝鮮留學生同窓會聯合朝鮮風水害救済會は本年九月二十五日結成後音楽演劇の夕等を開催して、救済基金募集中の處純益金三百四十四圓三十錢を得たるを以て客月三十日朝鮮總督府社會事業協會宛送金せり。尙音楽演劇の夕開催問題を中心として在東京朝鮮音楽家協會との紛争中央大學朝鮮留學生同窓會の本會脱退等に関する學生間の派生的感情問題の發生を見たるも之等は夫々折衝の結果、民族の大乗見地に立ち間もなく融解せり。斯くて本月五日に至り朝鮮基督教青年會館講堂に於て本會總會を開催し關係者約五十名出席協議の結果愈々本會を解散することとなしたり。</p> <p>二、大日本東京朝鮮女子基督教青年會は募集總額百三十六圓八十八錢中所要經費を控除し百三十圓を十一月九日朝鮮基督教申報社に寄託送金す。</p> <p>一、因に警視廳管下に於ける本運動は團體及個人關係に於て募集せる募集主體三十七件其の募集せる金額合計六千二百六十圓參拾八錢に達せり。</p>		

大阪府	一、勞教大阪支部は曩に南鮮風水害救済同志會を結成し在阪一般朝鮮人を目標として相當活潑なる運動を展開中でありたるが、其の後現金七十九圓六十七錢、衣類其の他百三十點の募集を爲し去る十月下旬現金は大阪朝日新聞社、衣類其の他は朝鮮日報社の手を経て夫々罹災地に送附せり。 一、尙大阪朝鮮留學生風水害救済會以下在阪朝鮮人團體及個人の募集せる救済金品にして朝鮮日報大阪支局を通じて罹災地に送附せられたるは現金一千五百八十圓七十錢、物品二萬五百四十一點に達し居れるが彼等の内には相當民族的反感を以て殊更に募集金品を官公衙、公共團體等に寄託せず兎角民族的に輿論を指導せんとする傾向ある謠文新聞社朝鮮日報社宛に寄託せるものあり、將來相當注意を要するものありと思料せらる。
岐阜縣	岐阜市所在鮮人團體正和會は去る十月七日崔承喜の岐阜劇場に於ける舞踊會を後援し同人より金五十圓の寄附を受け之を本月七日南鮮水害救済會として罹災地に送金せり。

二、在支不逞鮮人の近況(其の八)

(一) 大韓民國臨時政府(假政府)の情勢 假政府は客年十一月以來金九一派の 韓國國民黨の支援を受け最近相當活潑なる運動を展開するに至りたるが、去る十一月十日事務所に於て假政府議政院第二十九回定期議會を開催し國務委員其の他の幹部改選を行ひたるもの、如く十一月二十七日付を以て假政府公報第六十一號を發行し以上の事實を記載の上各方面に頒布せり。

而して今右公報に基き新舊役員の顔觸並會議の模様等を摘記すれば次の如し。

- 一、役員改選
- 新國務委員及其の部署 舊國務委員及其の部署
- 李東寧(國務會議主席) 留任
- 李始榮(法務長) / / / /
- 曹成煥(軍務長) / / / /
- 金九(外務長) 宋秉祚(財務長)
- 趙琬九(內務長) 趙琬九(內務長)
- 車利錫(秘書長) 車利錫(秘書長)
- 新常任委員 舊常任委員

- 閔丙吉 趙素昂
- 安恭根 金朋濤
- 嚴恒燮 楊墨(楊明鎮)
- 二、職員の任免
- (1) 徐鎮海を臨時政府外務部駐佛特派委員に選任す。
- (2) 駐米外務行署外務委員李承晩を解任す。
- (3) 玄權を布哇群島宣諭委員に選任す。
- (4) 財務部駐米第二行署財務委員李元淳を解任し文寅華を之に選任す。
- (5) 財務部駐米第三行署財務委員白一圭を解任し崔鎮何を選任す。

三、新國務委員の布告

元來適任者にあらざる吾々が、今回更に國務委員の職を奉ずるに至りたるは吾々は自ら内部の動搖せざらんことを望むからである。(中略)

強敵日本に勝ち韓國の獨立を完成するには我全民族の總力量なくして成功を期することは不可能である。故に本政府に於ては過去數十年間の傳統的政策を以て全民族の一致團結を叫び其の完成を希望したが、此の美名が却つて或る分子の利用資料となり表面には統一を標榜しつゝ裏面に於ては自分一個の利益の爲の慾望を達せしめんが爲有ゆる術策を敢てし其の結果は却つて運動戰線を分散せしめ國民の耳目を混亂せしめ我運動の氣勢を減衰せしめた。此の經驗せる實例たるや一、二に止まらず最近に於ても亦此の潮流が流れつゝあることを觀るに彼等が眞實に斯く意圖したる

朝鮮人運動の状況

に非らざることは知り得られるも或る情勢と一時的錯覺より斯くなりしものにして彼等も過去を清算し將來一致せんことを希望する次第である。

祖國光復のみを唯一なる目標として臨時政府をその中心とする統一のみが我等の期待する統一である。

昨今米國に於て進行しつゝある統一運動が此の原則を根據としたるものにして我民族の傳統的思想と我運動の基本的精神を基礎として成される純潔無比なる統一團結のみを我等は讚美し夫れを促進せしめんが爲努力するのみである。此の原則を基本として先づ主義と目的と歩調を同じくする各團體は相互に連結の形式下に堅く團結して我運動戰線を統一し運動力量を充實すべきことを更に叫ぶものである。

同胞等よ、世界の風雲は刻一刻と險惡化しつゝあり。仇敵日本の波亡は一層顯著にして臥薪嘗膽を重ねたる我等の仇敵に對し血戰を開始して最後を決断すべき日も遠くない。我等の期待する此の戦には培達民族の血を有する者は一人も缺けることを許さざるのみならず、假令非國民的罪惡を犯したるものと雖も此の日に立ちて奮闘し功を樹て以て其の罪に報ゆるべきである。

目前に展開さるべき決勝戰に就ては本政府に於ても計畫と準備を爲し居ることは勿論なるが、團體は團體として、個人は個人として計畫と力量を臨時政府に提供集中して、臨時政府をして統制的技能を充分に發揮し得られる様にすべきであり、一般同胞等は明日の出戰の爲諸般の準備を爲すべく農民は農場に於て、職工は工場に於て、學生は學校に於て商人は商店に於て待機し、總動員の命令一下躊躇なく一時に總動員し、我民族の死活を決する處に

進展し勇敢に争闘し以て成功の凱歌を唱ふべし。

大韓民國十八年十一月二十五日

大韓民國臨時政府國務委員

李東寧 李始榮 曹成煥 金九
宋秉祚 趙琬九 車利錫

(二) 韓國民黨の情勢 本黨は最近韓民族革命黨側が、明春一月五日より全黨代表大會を開催して積極的活動を爲すべく十一月初旬頃より之が準備中なる事實を聞知し、之に機先を制すべく同月六日某所に於て黨第二次大會を開催し日支時局逼迫に處する爲め益々黨員の結束を固め黨勢擴張を圖ると共に之が活動方針等を決定したる模様なり。

而して右大會の状況に就ては未だ詳細判明せざるも十一月六日付を以て次記の如き宣言を發表、各方面に郵送し、日支時局の逼迫を暗示して革命同志の奮起を促し暗に民族革命黨を共產主義團體なるが如く宣傳攻撃し革命同志は純民族主義の韓國民黨に革命力量を集中すべしと宣傳し居れり。今後の動向相當注意を要す。

(一) 韓國民黨第二次大會宣言(譯文)

青天は黒雲に閉され居るも時々吹き來れる光風は戰神の降臨を豫知し居れり。同志よ、同胞等よ、切迫せる此の時機を明確に認識せよ。十數年間怒氣を包み來れる江山は今や爆發せんとし居れり。桑田變して海となるの途を辿らすと云へ國家民族の興亡盛衰は斷じて永久不變固定せる運命には非ざるなり。春雨の後の筍の如く剛直なる正義の芽は當に死せんとする吾人の生命を救出すべく三千里の江山に充滿し居れり。惡魔の如き倭敵は四面楚歌の中に神經錯亂狂犬の如く飛廻り自身の死を自身催促し居れり。

同志等よ、國民等よ、深く認識せよ、吾人の活動は眼前に展開し倭敵の滅亡は即刻に迫り居るを。吾人の使命は頗る重大なり吾

人の任務は最も緊迫せり。稍々もすれば再び得難き此の時機を永遠確實に把握利用せよ。世界の神經は尖鋭化せり根柢無き空想に耽らば顛倒するのみ、自我の立脚を固め自我の抱負を固く守れ、半萬年以來嘗て無き屈辱苦痛亡國奴の假面を掲ぐり捨て正々堂々祖國江山に光り輝やく獨立國自由民の冠を冠らん。

(二) 悲しい哉、三十年の長き歲月、凡百方面に於て亡國奴の辱めを味ひ、腹空き胸塞かりし同胞等は何時如何なる日此の苦痛と悲みを忘るべき、之が爲吾人は今日まで惡戰苦闘雪辱に努力し來れるなり。

乍然吾人の血と汗は未だ最後の榮冠を求むる能はず、吾人の生活は依然として窮迫し居れるは悲み餘りあり、之れを單純に倭敵

の壓迫にのみ因るものなりとせば敢て何人をも怨むべきに非されと其の大部分か内部の不統一より生したるものなるより鬱塞心に堪ゆへけんや。此の時に當り吾人は當に吾人の進路を今一度回顧せん。然らば總てに於て覺醒するを得ん。

見よ、心なき無駄道を如何程歩み、踏出せし儘倒れし者夫れ幾何ぞ、定見なき争に心を痛め乍らも只一時の感情に支配され其儘相互見聞せる者幾何ぞや、只正義と熱のみを有する吾か同胞等か夢中に跪き居る之等を見たる時如何に泣き悲みしか?

光復陣營を守護する戰友等よ、過去の失敗は將來の成功を照す、先づ過去の錯誤を清算すると同時に現在の情勢を確實に把握せよ。

(三)

吾人は錯誤せる過去の道程を再び踏む可らず、見解が異なれば見解は見解として商議し得るに非ずや。

乍然一切を顧みず定見なく個人的支配権のみを獲得せんとする者等は未だ昔時の癖を捨つる能はず、口には見解の同一を承認し乍ら内心何々か異なると自己の錯誤に目醒めつゝも實際曲事を粉飾し出さんとする者あり之れ所謂羊の皮を着狐狸の心を藏する者と云ふべし、而して口にのみ好辭を弄し一見して其の惡人なるや善人なるやを推測し得ず之れに因り民衆が眩惑する者尠からざるに權て、何々主義、何々思想を叫び今や吾か社會の現狀は之等の爲極度に混亂し居るに非ずや、而して乍ら眞正なる主義に通し確實なる思想を把握せる者に對し吾人は徒らに吾人と同一たれと強調する者に非ず、相互各々信する所に向つて進むのみ、只或る場合同一の目標に向ひ同一の道を歩む事あり然りと雖も彼等か吾々

朝鮮人運動の状況

と異なる時は吾人は彼等に對し吾人と同一たれと強いて要求する必要を認めず、若し彼等に求むる事ありとせば、そは彼等に吾々の現實を能く理解せしめ徒らに誹謗する勿れと云ふのみなり。

然るに光復戰線に於て同一の道を歩み居る吾か同志にして互に黨を作り蟹の歩みに倣はんとする者あるは眞に憐むべきなり、吾人と異なる道を歩み居る彼等こそ如何になれはとて敢て關係すへきに非されと全く吾人と同一の道を歩まんとして歩み得ざる者こそ眞に愴嘆に堪へざるなり。

(四)

吾人の歴史的使命を負へ國民的資格を以て創立せられたる吾か國民黨としては現下の切迫せる時機に臨み、一層重大なる責任を感せざるを得ぬ。壯嚴にして深淵なる意識を固く擁み國民第一線に立てる韓國々民族は絶對的犧牲と無我的奉公を以て全生命の中樞と爲り吾か民族の限り無き期待と度量とに依り本黨を愛護する理由も亦茲に在り本黨の同志等か其の責任を能く理解し得るや否や戦々兢兢たる理由も此處に於て明白なり、萬事に謹慎する吾人は敢て輕率なる試みを爲したる事なし、何等計畫なく彼れ是れと試みるか如きは吾人の最も憎惡する所特に今日は吾人の嚴密なる研究と的確なる觀察を怠るを得ず假令巧言を吐くとも視線のみは正し、直ちに頓落すべし、過ぎし經驗と目前の現狀とを併せ考ふる吾人は未だ吾人の抱負を直に世上に提議せることなし、假に過去一年間外界に明かに擧ぐべき特別な案件は無かりしかと事實は明日の獅子吼の爲表面一時沈黙せるのみなり、本黨の目標は生か死かの決闘なり吾人は何を惜み何に春戀すへき若し春戀するとせば生の爲死を求むるのみなり、吾人は斷じて巧言令色表裏不同

貧弱士權を争奪せんとするか如き卑劣なる行動を取てするものに非ず、如此は祖國光復と民族解放を最高理想とする眞正なる光復運動者の忌む所吾人は寧ろ悟かしくも徐々に時機の熟するを待つのみ、孤獨なりとも前途の障礙を除去する準備をせざる可らず遠大なる計畫の爲徒らなる輕舉は戒む可きなり。

(五) 吾人の總ての錯誤を清算すへき日は迫れり之れのみは其の立場の異同を問はず韓國の革命者等は全部認識すへきなり、此の際吾人は如何なる道を歩むべきか、以前の道を其礎歩むべきか、以前の如く徒爾なる角力を取り顧落を再び繼續すへきか、信し得ざる投機業者の如く無骸骨のみを折るべきか、吾人は今や頂上に立てり、生死の境界線は差し迫れり。

吾人は全國的大結合の爲先づ光復運動者のみ一箇所に集合せん、集合し得たれば手を握り合ひ一齊に進まん、何等定見なく徒らに活路を求めず砂上に樓閣を築くか如き無骸骨を折る勿れ、今少し冷靜に思考し堅く意義ある吾々の道を此處より探し出さん、分

(三) 韓國民族革命黨の情勢

(1) 全黨代表大會の開催計畫

本黨は客年七月結成以來多數の新進黨員を擁し創立以來各地に支部を設け黨勢擴張に努むる一方多數の黨員を滿洲朝鮮華北其他各地方に密派し着々地下工作に努力しつゝありたるが、本夏以來廣東支部、滿洲支部の中央反對策動に遭ひ黨中央部に於ても最近金元鳳對李青天の勢力抗争漸く表面化し一面資金難に陥りたる等の爲め幹部等は種々善後策に腐心し秘かに無政府主義系、南華韓人青年聯盟鄭華若一味との連繫を策する等衰勢挽回に奔走中なるも組織當時の勢力は全然無く漸次衰退しつゝあるを以て來る一月五日より南京に於て全黨大會を

開催して結束を固め大いに氣勢を揚ぐると共に積極的活動を開始すべく目下之が準備中の模様なり。

(2) 資金造成運動其の後の状況 曩に西安滞在中の張學良に交渉すべく南京を出發せる李青天等の一行は十月中旬同地到着後直ちに張學良に面接交渉せる處相當歓迎を受け差當り個人的生活に對する保障を受くることとなりたるものゝ如く引續き西安に滞在して黨本部に對しては交渉頭末に關し何等の通報を爲さざるに至りたり。

茲に於て黨本部は李青天等の行動並交渉經過等を調査せしむる爲め客月上旬更に黨幹部申翼熙、尹琦燮の兩名を西安に派遣し李青天に面接せしめたる處、李青天は張學良より既に交付されたる援助金一千弗を彼等に交付すると共に將來張學良は毎月機密費程度の援助を爲す意思あることを傳へたるものゝ如く右兩名は之を諒とし一先づ南京に引揚げ金元鳳以下の黨首腦部に此の旨報告せりと謂ふ。

(3) 黨南京區會の開催 客月十四日南京城内小膠巷に於て黨南京區會を開催し金元鳳、金料奉、辛岳、申翼熙、尹琦燮等の幹部以下約十四、五名出席金元鳳より開會の辭を述べ申翼熙より西安に於ける李青天の對張學良交渉状況に就き報告ありたる後、(一)民族革命黨救濟會醫療所を城内仁義橋に移轉すること、(二)同所醫務主任に方禹鏞醫師を任命すること、(三)明年一月五日開催の全黨大會に出席せしむべき黨代表を選挙する爲め十一月二十九日韓家協進會に會合すること等を決定散會せりと、

(4) 金元鳳派對李青天派の派争状況 前述の如く李青天は西安に於て張學良より相當の待遇を受け差當り生活上の不安去りたるものゝ如く最近長男李英植に意を含めて本夏以來黨本部に反感を抱ける在滿同志並在杭州韓國獨立黨一味と連絡せしむると共に來る明年一月五日より開催さるべき黨代表大會には種々難題を持出し金元鳳派の勢力を挫き、若し之が貫徹不

散し居る力を一箇所に集合其處に固き根を張らん、而して吾か國家を光復し吾か民族を解放し祖先に榮光を捧げ子孫に幸福を傳へん。
本黨の使命も亦之れ、任務も之れなり、此の義務此の使命を遂行する爲最も大なる力を要する事は再言を要せず。
光復同志等と銘心せよ。

我等の標語

- 一、今日の重大なる時機を再認識せよ。
- 二、生死の二道を一層深刻に擇べ。
- 三、志を同する者は一つの道へ手を握り進め。
- 四、惡魔倭賊を撲滅しろ。
- 五、臨時政府を一層擁護進展せしめろ。
- 六、韓國國民黨萬歲。
- 七、大韓光復萬歲。

大韓民國十八年十一月六日

韓國國民黨第二次大會

可能の場合には直ちに黨を脱退すべく種々暗躍策動中の模様なるが、一方金元鳳は飽迄所期の計畫を強化し李青天一味の派閥的策動を抑壓すべく種々奔走中にして殊に最近南京在留の青年闘士を特に優遇して人氣取に努め且つ来るべき大會に出席する代表には自派の人物のみを選出すべく暗躍中にして今後兩派の派争は相當激化するものと史料せらる。

(四) 韓國獨立黨再建派の動靜 本黨再建運動は、曩に幹部朴昌世、文逸民等の脱退に遭ひ頗る不振に陥りたるが、前記の如く李青天派の働きかけあるや首領趙素昂一味は緊急會議を開催し『李青天が完全に民革を脱退するに至らば相協力し更に一步進んで合同するも可なり』との決議を爲し此の旨李青天の長男李英植に傳達するに至りたりと謂ふ。

因に脱退派朴昌世、文逸民兩名は目下南京に在りて民族革命黨に入黨すべく折衝中の模様なるも同黨に於ては『韓國獨立黨解體聲明を發表せざれば入黨せしむる能はず』との理由にて之を拒否し居れる状況なるが、結局近く入黨を承認せらるゝものと推測せらる。

(五) 各團體の機關紙發行状況と其の論調 屢報の如く韓國民族革命黨は『民族革命』(創刊昭和十一年一月二十日、同年七月第三號を發行以來休刊)南華韓人青年聯盟は『南華通訊』(昭和十一年十二月九號を發行す)韓國々民黨は『韓民』(創刊昭和十一年三月十五日同年十一月三十日第九號を發行す)及『韓青』(同年十二月十五日第五號を發行す)を夫々機關紙として發行しつゝあるが、之が論調は概ね其の軌を一にし、所謂祖國光復を宣傳煽動し、或は現在世界の政局は、第二次世界大戰の前夜にありとし此際朝鮮民族の總團結を結成し、世界動亂の際朝鮮獨立を完成すべしと宣傳して之を一般朝鮮人の常識化せしめんとし、或は之を以て資金獲得の具に供し、更に日支交渉に論及して、其の調整阻止の氣運醸成に努めつゝあり。

最近中國に於ける所謂抗日人民戰線運動の擡頭に伴ひ、南華韓人青年聯盟に於ては、率先對日民族戰線の結成を提唱せ

り。爾來各機關紙は之を繞りて是非の論を展開しつゝあり。

而して各團體共、夙に革命力量の集中を唱導しつゝありたるを以て、理論的には之に反對し得ざる立場にあるも團體首脳部間に於ける派閥心牢固たるものあり。従つて早急に一部分子の意圖するが如き、對日民族戰線の結成は至難の實狀にあり。然れども一部鮮人青年間に於ては、之が傘下に結集せむとするの氣運相當濃厚なるものゝ如く、又之等の機關紙は内地所在各朝鮮人團體へも密送越しつゝあるを以て在留朝鮮人中之に策應するものなきを保し難く、嚴重警戒を要する状態にあり。

茲に本年中各機關紙上に展開せられたる革命理論の中特に (一)朝鮮革命と其の手段 (二)所謂人民戰線(民族戰線)問題 (三)朝鮮革命の重心問題等に就き其の主張を摘記し各派の動向を卜知する一資料と爲す。

一、朝鮮革命と其の手段に就て

(一) 韓國民族革命黨 其の黨義、黨綱に據れば韓國民族革命黨は『革命的手段を以て仇敵日本の侵奪勢力を撲滅し、五千年獨立自主し來れる國土と主權を恢復し、政治、經濟、教育の平等に基礎を置く眞正なる民主共和國を建設し國民全體の生活平等を確保し進んで世界人類の平等と幸福を促進する』ことを以て窮局の目標と爲し政治的には『言論、集會、出版、結社、信仰の自由』勞農運動の自由等を保障し經濟的方面に於ては『大規模なる生産機關及び獨占的企業の國營』土地を國有とし農民に分配することを宣言す。

之が目的の達成は(一)朝鮮民族全體の一致せる結合に基く闘争

を以て日本帝國主義を打倒するにありとし且(二)其の展開過程に於て組織的暴力行動を是認す。即ち

(1) 『朝鮮民族全體の一致せる結合に基く闘争は過去に於けるが如き國際聯盟の援助を目標とする獨立運動(日本)の支配下に於てする改良的合法運動(階級闘争)による世界革命との横斷的結合運動等と對立する新らしき出發であり、世界植民地、半植民地民族としての朝鮮民族の一般性に共通し、現在朝鮮の經濟窮乏が、資本主義的發展に依るに非ずして民族的抑壓にあり、之が根本的改善は、日本帝國主義より朝鮮を解放するに非ざれば不可能に屬すと云ふ國內的基本事情(イ)現在の帝國主義國家の國際的矛盾に對應する爲め、朝鮮民族の主體的役割の重要性、(ロ)全世界被壓迫民族と被壓迫群衆の解

放の爲め共同任務の遂行、又其の共同戦線の直接連絡の爲めの民族結合の要求とに其の客觀的基礎を有す。

斯る朝鮮民族の國內的、國際的客觀狀勢に立脚して民族革命黨現段階の中心任務は、政治的中心組織の確立(急速なる武装的獨立戦争の組織と其の友軍との確固たる有機的聯合戦線構成の爲め)と、其の基礎たる民族革命黨を擴大強化する爲過去の英雄主義的分派性、無責任なる公式主義等の傳統的遺傳を除去せる、眞に偉大なる指導者を民衆内に配置すると同時に民衆内に其の指導者を獲得し各地に細胞を組織するにあり(民族革命第三號「本黨の基本的綱領と現段階の中心任務」と爲す)。

(2) 斯の如く、韓民族革命黨は當面の中心的任務として、民族革命力量の集中と其の中心組織たる民族革命黨を擴大強化せざるべからずとする一面、日本帝國主義打倒のための闘争を有效果敢に展開する爲め、「國內の武装部隊を組織し總動員を準備し、國外の武装部隊の擴大強化」を圖ること、「敵の勢力に阿附する反動勢力を撲滅(黨政策)」して革命組織の規律を維持せむことを宣言しつゝあり。

李奉昌、尹奉吉等の不逞事犯を目して「全民族的組織運動に非ざりし爲め犠牲に比し其の成果鮮少なり」と其の個人的行動を批判しつゝも「各植民地及弱小民族の解放成功史は血戦に非ざるはなし(民族革命、創刊號「朝鮮革命は朝鮮血を以て」李立平)」として組織的テロ行動を是認す、所謂朝鮮人軍官學校に於けるテロ分子の養成訓練の状況等に照らすも、テロ行動に對しては相當過大なる評價を爲しつゝあるを窺知し得らる。

(二) 南華韓人青年聯盟

南華韓人青年聯盟は、朝鮮革命に就て「我等の革命は政治革命に非ずして、人間生活の根本條件であり、人類社會生成發展の基礎問題である經濟を萬人が共生同樂し得られる様に改革すべき社會革命」であり「過去政治的勢力上に成長した私有財產制度を破壊して、萬人の共有制による自由共產制を建設し、政治、經濟、倫理等凡ゆる社會組織の過去の權力中心的、支配搾取的、階級的壓弊を打破し、共同社會の相互扶助を運轉的關係下に建設せむとする革命(七月號「我革命を如何に起すべきか」と爲し、所謂革命完成後の建設工作に關しては、

「我等は帝國主義を打倒した翌日第一に必要とする條件は司法、行政、立法等の權力分配問題を討論することよりも、先づ民衆生活の欲求を民衆的に討論し、民衆的に解決することが絕對に必要ななり(六月號「第二次世界大戰前夜に於ける朝鮮民衆の出路」愚奴)と爲し、日本に代る支配形態たる民族共和制、共產黨の中央集權制、ファッショの獨裁制等を極力排撃するのみならず、其の過渡的支配をも否認しつゝあり。

而して朝鮮革命の手段に關しては、一切の政治運動を以て民衆解放運動とは根本的に背馳する野心家の勢力争奪に過ぎずとして之を否認し、「(1)農民は農村に於て、革命的暴動を起して支配搾取機關を破壊し、地主の土地と農作物を奪還し、(2)工人は都市に於て、工場に於て政治機關を破壊し、經濟機關と商人を奪還し、(3)學生は校内に於て、或は街頭に於て各々の機能の盡革命的闘争を繼續して我等の理想を實現さす迄他力に頼らず自力を以て闘争せねばならぬ(七月號「我革命は如何に起すべき

か)と主張しつゝあり。

(三) 韓國々民黨

韓國々民黨は、其の創立に當り「全民政治、經濟、教育の均等の三大原則の確立による完全なる民主共和國の建設」を宣言せり。

而して之が目的達成の手段に關しては、金九の兇暴主義を奉じて、我國の要路の大官暗殺、施設破壊等のテロ行動を以て唯一の革命道徳と爲す。即ち「…玉碎の貴を嘗め瓦全の恥を克服する大英勇無畏の歩調を以て奮闘邁進(韓國々民黨創立宣言)せんことを宣言し、或は「…韓國の革命を完成さすには、先づ倭敵の施設を破壊し、倭奴の軍備を屠滅せねばならぬ、斯くするには無数の韓國同胞の血を流さねばならぬ、兎角如何なる方法手段を以てするも倭敵を撲滅することが我等の行動であつて、我等の唯一な革命道徳である(韓青第三號「革命家と革命道徳」漢拳山人)。

尙韓國々民黨は民族主義を奉じ、過去の朝鮮革命運動不振の最大原因が民族主義に立脚せざるに由ると爲し、共產主義的傾向ある韓國民族革命黨、無政府主義を奉ずる南華韓人青年聯盟と對立しつゝあり。即ち「如何に世界主義を叫んでも革命の第一對象は自己の附屬する民族である…レーニン革命の第一對象はロシアであつた…帝制を打倒した共產黨が建設時期に入つて果して「マルクス」又は「レーニン」が計畫したものが其儘實行されたか?新經濟政策より「スターリン」の第一、二次五箇年計畫に至る迄、總てがその當時の「ロシア」の特殊性を認識しつゝ、一步進む爲に二歩又は三歩退いたことを我等は知らねば

朝鮮人運動の状況

ならない。斯様に自己が用ふべく作成した圖も附隨に棄つるものであるのに況んや、他民族又は他國家の建設圖を其儘三千里に實行せむとする事は「ユートピア」であると云ふことを認識せねばならぬ…朝鮮に新たなる社會を建設せむとする工程師は、圖案作成よりも先づ朝鮮と云ふ土臺を深刻に認識又は把握せねばならぬ…(韓青第三號「我運動は何故進展せぬか」南實)

二、所謂人民戦線(民族戦線)に就て

(一) 韓國民族革命黨

所謂人民戦線に關しては目下の處其の態度を表明せず、之が理由は、機關紙「民族革命」が本年七月初旬第三號の發行以來休刊中にあること、本黨が從來民族主義系團體より共產主義團體なりとの宣傳に對する考慮に基くものに非ずやと認めらる。

然れども本黨が「朝鮮民族を平等に待遇する被壓迫民族並利害を同じくする各民族との同盟並日本帝國主義に對立衝突する諸他勢力との提携」の必要を強調しつゝあるに徴し所謂人民戦線に對する態度は自ら明瞭なり。

(二) 南華韓人青年聯盟

機關紙南華通訊一月號に於ては、「朝鮮より日本帝國主義勢力の撲滅を企圖すると同時に、或統治階級が更に搾取の根を朝鮮民衆裡に植へ付けむとするのを排撃せむとするものである。故に民衆のみが吾等の朋友である」と爲し、朝鮮革命を自家權力の確立の具に供せんとする民族主義者、或は世界革命の一環として朝鮮革命の遂行を目的とする共產主義者等を極力排撃

しつゝありたるが、最近人民戦線運動の躍頭に伴ひ、漸次對日闘争形態として人民戦線の結成を企圖し、在支不逞團體の大同團結を提唱しつゝあり。

而して一派は人民戦線を以て、「民族解放運動の進路を打開する指針」と爲し、「之が形成は一面に於て大小の民族的社會的闘争を通じて廣汎な大衆を吸収し、商議、妥協、讓歩を經由して團體と個人を参加せしめ、他の一面に於ては、反對者、懷疑者及戦線内部の動搖と闘ひ、又妥協、投降の傾向と闘争し、民族戦線の鞏固と擴大並民衆戦線に對する信仰の強化を其任務とす」(南華通訊十一月號「民族戦線の可能性」)と爲す。

人民戦線結成の客觀的條件は、「(一)歐洲に於ける人民戦線の勝利は、民族的總團結が民族解放運動の最善の策略たることを啓示すると共に、各黨各派の反省と覺悟を促成し、(二)日本帝國主義の政治的、經濟的、社會的強壓は全民族の生活に一粉塵を起し、憤悶、焦燥、憤怒の抗争は一個の新歴史段階を形成して民族戦線の基本力量を形成してゐる、(三)其の闘争對象が同一なる限り、如何なる黨派を問はず民族戦線を拒否すべき何等の理由もなく、却つて各其の自派の根本主張と態度を抹殺せぬ限り、民族戦線を支持すべきは當然なり(同上)として客觀的條件は既に成熟せりと爲す。

更に人民戦線展開の具體的方針は、「(一)朝鮮革命運動者と聯合協同すること、(二)鮮内労働者農人大衆に革命を煽動暴動を激發せしむること、(三)日本の社會運動家(無政府主義者共産主義者)等と聯絡し、日本帝國主義を内外より挾撃すること、(四)中國滿洲内の抗日團體と協同し、抗日工作を助長すること」(南華通訊

訊九月號「朝鮮革命運動に對する私の一提唱」)にありとし、或は「(一)個人たると團體たるとを問はず、各自の主義又は感情の奴隷とならず、我等は社會的「働き手」であることを忘却せず、目前に逼迫せる革命運動の爲め有機的連絡を採つて、共同スローガン(至般的討論に依る)の下に宣傳工作と、破壊工作に協力活動すること、(二)主義政綱を眞にする各團體を單一的に統一せむとするのではなく各團體及各個人が自己思想に根據して、各自の環境と能力によつて多角的に(學生は學校に於て、農民は農村に於て、職工は工場に於て、革命家は各運動前線及び外部に於て、各自の環境と立場より)共同スローガンの下に相互緊密なる連絡を執り、協力して敵を各方面より總攻撃するに在り」(南華通訊十一月號「民族戦線を如何に結成すべきか」)何等と主張し、「今後は共産主義や民族主義に對する嚴格なる批評を中止すると同時に、過去に於て若干の嫌疑により互に排除せる各團體に向つて能ふる限り努力握手すべく努め練と思ふ」(南華通訊九月號「朝鮮民族戦線に對する我等の新覺悟」)として、從來主義的に大猿言ならざりし民族主義、共産主義者に對しても提議の手を差し伸べつゝあり。

然れども、人民戦線(民族戦線)結成の主要構成要素と目しつゝある韓國々民黨並韓國民族革命黨に於て、尙之に對し具體的態度の表明なき爲め、萬一其の一黨の不參加を見んか、其の結成を不可能ならしむるものと爲し、之が最大の障害と認めらるる。(一)黨派的迷夢の打破、(二)感情問題(民族戦線の提出は内戦停止の宣言である)の拂拭を論じ、人民戦線結成の決定的役割が兩黨に存することを明にすると共に、南華通訊十二月號に於て

は、次の如き人民戦線の行動綱領草案を掲げ、其の大衆的討論と兩黨の決定的參加を要望しつゝあり。

- 一、現下の朝鮮民族は民族的存亡の秋に處して我等に有利に展開さるゝ國際情勢を認識し、民族解放の目的を迅速に達せしめむが爲め、各黨各派の革命勢力聯合戦線結成の必要を痛切に感ずる。
- 二、朝鮮民族の自由解放の爲め日本帝國主義に對抗するものは、團體たると個人たるとを問はず民族戦線結成に参加すべきである。
- 三、民族戦線は、之を構成せる各團體の解體を要求せざるも、革命工作に於て步驟の一致と、口號の統一を要求する。
- 四、民族戦線は、大多數の勤勞民衆を以て基本隊伍と爲す。
- 五、民族戦線は唯現在反日闘争時期の戰略的結合のみに止らず、將來の建設時期に於ても協同努力すべきことを約束する。
- 六、獨裁政治を拒否し、徹底せる全民族的民主主義を支持する。
- 七、經濟機構の獨占權を廢除し、萬人平等の經濟制度を建設する。
- 八、一切の封建的勢力を排除し科學的新文化を建設す。
- 九、日本帝國主義の統治を打倒すると同時に、公有たると私有たるとを問はず、日本帝國主義に侵占された一切の土地を沒收して、農民の共同經營制度を設立す。
- 一〇、賣國賊の一切の財産を沒收して建設事業に充用す。
- 一一、朝鮮内に在る日本人の所有する一切の金融機關及商工業機關を沒收す。

一七、東亞の一切の抗日革命勢力と聯合す。

韓國々民黨

所謂對日闘争を強化化する爲め、朝鮮民族の革命力量を集中すべしとは夙に唱導しつゝある處なるが、最近頓に擡頭し來れる人民戦線論に關しては、其の展開過程に於て領導權を他派に掌握せらるゝことを虞れたるものゝ如く、又人民戦線を以て過去の韓國對日戦線統一同盟と同一役割を持ち、固有團體の解消を齎すものと看做せるものゝ如く、「戦線の統一が必ずしも戦力の強化とは見られない、統一は量の問題であり、強化は質の問題である」と論じて將來擡頭すべしと看做す固有團體の解消に備ふる等人民戦線(民族戦線)結成に關し著しく熱意なし、然れども民族革命力量の集中を唱導しつゝある立場上、正面より之に反對し得ざる爲、「縦には各團體自體を強化して戦闘力を旺盛ならしめ」「横に於て全民族の利害問題及敵に對する戰略に關し、各團體協調し以て量を増大せしむることが當面の緊要事なり」(韓青第四號「如是我觀」方圓夢)とし結果に於て人民戦線結成の必要を承認するの矛盾に陥りつゝありて、本黨が革命理論を有せざるテロ團體たる本質を曝露しつゝあり。

三、朝鮮革命の重心に就て
韓民族革命黨

(一) 朝鮮革命の指導體即ち其の重心は「民族革命黨」なりと自負し、本黨の創立を以て「慘憺、沈痛なる過去革命の歴史の根柢より汲み出したる貴重なる教訓と、確固たる信念の結晶なり」とし、「我が主張の正當性は全民族の渴求に立脚し、人類の發展法則に順應し、國際環境に符合せる不二法門の路線であり、朝鮮革命領導の指南針、民族生活の信條であり、眞正民主共和國建設の理想的設計書たり」(民族革命第三號)本黨創立の歴史的意義「李立平」として、之に反對する勢力との闘争を宣言しつゝあり。

(二) 南華韓人青年聯盟

南華韓人青年聯盟は、前述の如く當面の闘争戦術として人民戦線の結成を提唱しつゝある立場より朝鮮革命の重心(特に民

三、朝鮮人の内地出入状況調(凡例○印増)

月次	入國者	出國者	入國者と出國者の比較		前年同期との比較	
			入國者の増	出國者の増	入國者	出國者
十月	七、六四八	八、四九七	—	八四九〇	八二〇〇	五三
十一月	一〇六、一四五	一〇三、二四九	二、八九六	—	二、九六〇	七、八二四
合計						

族戦線の重心)は「朝鮮民族全體が爲るべきである、換言すれば民族戦線としての總結合を爲すべきである」(南華通訊九月號)「朝鮮民族戦線に對する我等の新覺悟」(增)と爲し、或は現下のファッショ的風潮に對應する爲め「民主主義の政綱を有する革命團體を以て民族戦線の重心となし世界各地に起る人民戦線とも相互に呼應して對日共同戦線を結成すべきである」(南華通訊十月號)朝鮮民族戦線の重心問題「增」と主張し、自派の主義的立場を歪曲して極力人民戦線結成の氣運醸成に努めつゝあり。

(三) 韓國々民黨

革命運動の重心或は中心體に關しては、「我々は臨時政府を絕對擁護し、韓國々民黨の指導下に堅く團結し……」(韓民第三號)「武装を準備しよう」(李模世)として、臨時政府或は韓國々民黨を以て其の中心體と爲せり。

宗教運動の状況

一、宗教(信仰)を利用する不正行爲の取締

最近に於ける所謂類似宗教の著しき發展、簇生の中には淫祠邪教と目すべきもの極めて多く、種々現世的利益の好餌を以て信者大衆を吸集し、巧みに宗教的美名を偽裝して社會を欺瞞し、信仰心理の弱點に喰入りて財物を騙取し、或は風俗を紊る等のもの尠しとせず、之等に對しては各府縣當局に依りて夫々嚴重なる取締を加へ來れる所なるが、近々の顯著なる實例の二、三を擧ぐれば左の如し。

(一) 神祠を根柢とせる強姦、恐喝、詐欺事件

高知市深谷町通稱蛭間ヶ谷居住田野岡茂樹當二十九年は、昭和十年二月頃より同市居住の祈禱師若松某より祈禱の方法を修業し、爾來祈禱師として生計を樹てんと志し當初自宅に祭壇を設けて祈禱を爲しつゝありたるが思はしからず、更に神祠を設けて信者を獲得せんと計畫するに至り、同年五月頃より同信者數名をして「同市東孕の八洲神社の大膳狸は西孕の蛭間ヶ谷に移りたり」と宣傳せしめ、神社建設の名目の下に献金を募り蛭間ヶ谷山中に神社類似の建物を創設し、祭神は國常立尊及白蛇、狸なりと稱して「茂岩神社」と命名、自ら祭主となりて信者の獲得に努めたり。然るに元來茂樹は性陰險、兇暴にして常に多量の酒を嗜み素行悪く、生活に窮乏を告げたる結果邪教を創始して生活せんと計畫し、或は神懸り或は奇術、手品等を以て無智の信徒を欺き、惡辣なる手段を以て婦女子を姦淫し或は財物を騙取する等自ら神祠通夜堂に立籠りて強姦、詐欺、脅迫等の犯行を繰返しつゝありたり。

即ち信者瀧澤君江當四十四年に對しては深夜通夜堂に參拜せるを捉へ、自己の言は神の御告げなるを以て之に従ふべし若

し拒めば直ちに神の祟ありと威迫し、同人を抗拒不能に陥れて姦淫し、其の妄信状態を利用して其の後引續き通夜の機會に於て十數回に互り同様行爲を反覆せり。當初君江は茂樹の言を妄信して神罰を恐れ、爲すが儘に従ひつゝありしが轉て其の欺瞞を感知し信仰を中止せんとするや、直ちに通夜堂に誘き出し自己の妻の面前に於て刃渡一尺五寸の日本刀を取り出し、各三名の腕を切創して滴る血液に酒を混合し兄弟の契なりと交々嚙下し、將來如何なることあるも離れざることを誓約せしめ、或は其の場に於て日本刀を以て自ら割腹するの樣子を示し、或は君江を毆打暴行する等總ゆる暴虐脅迫の擧に出でたり。之が爲め君江は極度の恐怖に陥り一時所在を潜めんと大阪市の實姉の下に脱れたるも、程なく之を探知せらるゝ處となり茂樹は自己の弟子分たる高知市永國寺居住西山朝平當五十年を伴ひて之を追ひ、連日面會を求めて頑強に門前に張り込み、君江より哀訴して手切方を乞ふや却て脅迫的言辭を以て手切金三百圓を要求し遂に六十六圓八十錢を喝取引揚げたり。尙同じく信者高橋谷惠當四十八年に對しては、通夜堂に參拜中を多數信者の面前に於て猥褻の行爲に出でんとし、峻拒するや暴力を以て之を押し倒し馬乗りとなりて自由を喪失せしめ、信者環視の中に於て總ゆる慘虐と猥褻の行爲を爲せり。其の他姪間ヶ谷に神詞開設以來或は神の御告げと妄稱し、或は暴行、強談、脅迫等の奸策を用ひて數名の婦女子を冒し、執拗に迫つて何れも數回乃至十數回に互りて姦淫の目的を達すると共に、他面には各様の惡計を以て信徒等より財物を騙取しつゝありたり。高知縣當局に於ては十月二十八日之を檢舉、十二月五日茂樹を強姦、強制猥褻、恐喝、詐欺罪被疑事件として、朝平を同幫助罪により送局せり。

尙之が建物等に就ては創設當時の責任者により十二月一日より五日間に互りて自發的に破却撤去する處ありたり。

(二) 實行教所禱師の金錢搾取行爲

德島市津田町字千石地居住新田伊勢吉當五十三年は、約二十年前高知縣に出稼したる

際陶器製白狐一對を入手して歸郷し、爾來之を自宅に祭祀して靈驗を吹聴し衆庶を參拜せしめたり。然るに當局より教會所類似設備として戒告せられたる爲、便宜上神道實行教に手續して少講義の免許を受け、大正十三年認可を得て「神道實行教津稻荷教會所」と命名せり。其後布教と共に漸次同信者を得るに至りしが大正十五年頃より高知縣下にも出向きて之が宣傳を圖り、而して信者の宅に至りて「御釜祈禱」と稱し神懸り状態を装ひて怪しき祈禱を爲し或は幼稚なる絡繰を以て種々信者を愚弄し、妄りに吉凶禍福を説きて巨額の金錢を搾取しつゝありたり。即ち高知市内信者小松某よりは約八千圓を寄贈せしめて同市に教會高知支部を建設し、又同じく信者中野某より約二萬圓を寄進せしめて德島市に本部教會所を新築し、更に小松某より五千圓を献納せしめて本部敷地を擴張し之に「瓊々杵尊」の神祠及狐狸の名稱を附したる多數の石塚等を設け、僅に二名の信者より四萬圓に近き金錢を搾取せり、殊に花柳界方面に多數の信徒を有する關係上常に二、三の藝妓と醜交を結び、教會所附近には藝妓上りの婦女を蓄妾し、之に信徒の獻金を以て吳服商を經營せしむる等、盲信者を利用して生活利慾を充しつゝありたり。

德島縣當局に於ては十一月十九日檢舉の上警察犯處罰令に依り處罰すると共に「瓊々杵尊」の神祠、石塚等は無願社として任意破却撤去せしめたり。

(三) 祈禱師盲信利用の不倫行爲

岡山縣兒島郡山田村居住吉崎善海當七十三年は壯年時に祈禱に關する諸行事を修得したりと自稱し、自宅に祭壇を設けて「函館正一位稻荷大明神」を奉齋し加持祈禱を以て生計しつゝあるものなるが、之に參詣する病婦等にして加持祈禱を求むるものあるや、善海は白衣を纏ひ珠數、笏等を持ちて呪文を唱へ、之を横臥せしめて患部を撫でつゝ自分には神が乗り移り神の化身なれば自己の言を神の御告げと信じて従ふに於ては病氣恢復疑なしと、言葉巧みに

應				
梅本英三 (三三)	田所茂雄 (二九)	大西正雄 (二五)	三井剛 (三三)	
〃	〃	〃	〃	
二、一、三、二	二、一、二、一	二、一、三、九	一、二、一、一	
<p>(黨員)</p> <p>一、大正十五、一、三十一、黒色青年聯盟ヲ結成シ、黨機關紙、黒色青年ノ編輯ニ從事</p> <p>二、同十五、五、二六全國労働組合自由聯合會ノ機關紙自由聯合新聞ノ發行編輯ニ從事</p> <p>三、昭和九、七、上旬入黨黨關東地方委員</p> <p>會政治部委員トナリ、黨擴大強化ニ努ム</p>	<p>(黨員)</p> <p>一、昭和四、四全國自聯系西九州一般労働組合ニ加入</p> <p>二、同九年五月下旬、入黨關東地方委員</p> <p>三、同九年十月下旬黨員入江沢、同相澤尚夫等ト關西地方委員會ヲ結成シ、以テ黨ノ擴大強化ニ努力セリ</p>	<p>(黨員)</p> <p>一、昭和七、四全國労働組合自由聯合會員</p> <p>二、昭和一〇、六關東一般労働組合協議委員會江東地區組織再建委員</p> <p>三、昭和一〇、一〇下旬須崎實、太田信二等ト會合黨ノ擴大強化ニ努力ス</p>	<p>(黨員)</p> <p>一、昭和六、四、二見、坪田等ト無政府主義運動方針ヲ協議シ</p> <p>二、昭和九、一〇月下旬入黨</p> <p>三、黨資金局員</p> <p>四、昭和一〇、九、二九、二見、小林、坪田等ト杉並區馬橋郵便局ノ製學ヲ計ルモ中止ス</p>	<p>日本革命的無政府主義者黨ヲ結成シ、會計係ヲ擔當シ</p> <p>四、昭和一〇、五中旬日本無政府共產黨ニ入黨、目的遂行ノ爲ノ行爲ヲナス</p>
京 東	崎 長	庫 兵	野 長	濁
		自聯		
業電徒附東 機弟屬京 科學校職工 卒校卒工	五年縣 中立中 退學退	尋高小卒	長野商 學校業 卒業	
活版工	ナシ	土工	ナシ	

警 視			
坪田吟一郎 (二九)	寺尾實 (三二)	相澤尙夫 (二八)	小林一信 (二七)
〃	〃	〃	〃
二、一、二、一七	二、一、二、一七	二、一、二、一三	二、九、二、五
<p>(黨員)</p> <p>一、昭和六、三二見敏雄、寺尾實等ト共ニ無政府主義革命ノグループヲ結成シ、會計地理的調査ヲ擔當シ</p> <p>二、昭和六、九中旬資金強奪ニ使用スル「ピストル」購入ニ際シ、金二十圓ヲ寺尾實ニ提供ス</p> <p>三、昭和八年三月下旬二見、寺尾ト共ニ</p>	<p>(黨員)</p> <p>一、昭和六年自由聯合新聞社編輯員</p> <p>二、昭和九、一、三〇日本革命的無政府主義者聯盟ヲ日本無政府共產黨ト改稱シテ黨活動ニ從事</p>	<p>(黨員)</p> <p>一、昭和八、一全國労働組合自由聯合會新聞編輯責任者</p> <p>二、昭和八、一、一五二見敏雄、植村諦等ト入江沢、寺尾實ト會合協議、日本無政府共產主義聯盟ヲ創立ス</p> <p>三、同九、三〇前聯盟ヲ日本無政府共產黨ト改稱シ、中央委員トナリ</p> <p>四、全國自聯黨ヲラジクシヨシ責任者</p> <p>五、昭和八、一、二二中旬黨員二見敏雄ノ持參セル配當證券(額面三百圓五枚)ヲ金三百圓ニテ賣却シ之ヲ二見敏雄ニ手交シ、其他黨員淺倉トクノヲ相澤トシテ手交シ、マセ金三五〇圓ヲ得二見敏雄ニ手交シ、銀行、郵便局ノ襲撃等ヲ協議目的遂行ノ爲ニスル行爲ヲナス</p>	<p>三、昭和六年四月關西自由聯合會ニ入黨</p> <p>四、昭和十年十月ヨリ日本無政府共產黨ニ入黨</p>
新	崎 長	京 東	阪
		全國自聯 本無政府共 産黨	合 三、 關西自 四、 由聯合會 黨 政府日本 然 共產
了科土工長 一木業野 年講學縣 修習校立	退校留東 二年易京 中語語殖 民	卒學部早 業專社大 攻政會文 科科哲學	高小卒
東京市雇	雜誌記者	ナシ	無シ

重三	分大	知	愛	岡		靜
松井久吉 (二四)	木原實 (二二)	李壽龍 (三二)	有田永一 (三〇)	土屋源吾 (二四)	佐藤伊太郎 (二九)	齊藤竹雄 (三七)
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一、七、八	一、五、二	一、五、八	一、四、七	一、二、九	一、二、七	一、二、七
(目送) 無政府共產黨ノ綱領テ一セテ回覽セシム	(目送) 昭和一〇、四頃田所茂雄ノ勸誘ニヨリ入黨	(目送) 昭和十年七月ヨリ十月迄ノ間同黨員伊藤悦太郎ヨリ「自由聯合新聞」自聯ニユリス、毎號五部乃至十部ノ配布ヲ受ケ、其都度全水層岡縣聯合會小山紋太郎外數名ニ郵送シ目送ノ行爲ヲナス	(目送) 一、黨資金トシテ金二十圓ヲ提供セリ	(目送) 一、昭和八、三ヨリ自由聯合新聞ヲ耽讀ス、昭和九、二、一〇、紙上ヲ通シテ入黨	(目送) 一、昭和五、六、一五遠江印刷同工會機關紙「黒流」ニヨリテ無政府共產主義宣傳ヲ傳、昭和七年七月同工會大會ヲ開催戰闘的労働組合ヲ結成	(目送) 一、昭和三年四月遠江印刷同工會結成、機關紙「自由聯合新聞」ニテ無政府共產主義宣傳ヲ傳、昭和七、七右同工會ノ合同大會開催、分子ヲ母體トシテ戰闘的労働組合ヲ結成「アナル」コサシカリズムムヲ指導方針トスル等「目送」
重三	媛愛	京畿	知愛	岡靜	岡靜	岡靜
全水		全水	日本無政府共產黨シン			
尋小卒	中學三年	普通學校四年修了	高小卒	高小卒	高小卒	尋小三中
傘骨造リ	新聞記者	日隊自由評論社主幹	元名古屋郵便局書記	職工	印刷外交員	印刷業

阪大	大	廳	視	警
澤田武雄 (三三)	志岐義晴 (三三)	韓國東 (三三)	野村孝司 (三二)	山口安二 (二八)
〃	〃	〃	〃	〃
一、二、四	一〇、一、七	一〇、一、七	一、二、三、四	一、二、三、三
目送 昭和七、十一、相澤、二見等檢舉開始頃ヨリ黨員ノ爲ニ活動	(黨員) 昭和七年二月自聯加盟 昭和九、十一、入黨	(黨員) 昭和七年四月自聯加盟 昭和九、十一、三日日本無政府共產黨入黨	目送 一、昭和三、十一末頃ヨリ無政府主義者、櫻本桃太郎、同松原五千郎等ニヨツテ無政府主義宣傳ヲ目的トシテ設立サレタル近代評論社發行機關紙「社會理想」ノ發行ニ共カシ 二、同九年五月下旬日本無政府共產黨員相澤尚夫ト會見シ、運動資金獲得ノ爲ニ株券製造ヲ計畫シ 三、昭和一〇、九黨中央財政局技術部ニ參加會合協議シ 四、昭和九、五、二五、五十嵐又市ヨリ送付シ「アリス」田中又市名義王子製紙ニ株券ニ對スル委任狀ヲ偽造株券ノ賣却ノ爲ニレヲ行使シ、同株券ヲ(金千百九十圓)ニテ賣却騙取セリ	目送 一、昭和六、六全國労働組合自由聯合會ニ加入 二、同書記局長 三、昭和八、二自由聯合新聞社ヲ創設シ、自聯新聞發行責任者 四、同八年二月ヨリ同八年十二月迄自由聯合新聞千五百部乃至二千五百部ヲ印刷全國自聯加盟組合其他ニ配布セリ
岡靜	岡福	忠南鮮朝	京東	岡福
	全勞自聯	全國自聯		全國自聯
學校卒業	夜間中學	京城法政學校中退	早稻田中學四年中退	尋小卒
無職	鍍金工	無職	雜誌社員	ナシ
			昭和十一、八治難法及公務所記號偽造詐欺ニテ處東利地方檢事局ニ於テ私文書偽造行使詐欺ニテ起訴サレタ	

無政府主義運動

(二) 農村青年社關係(昭和十一年十二月末現在)三十三名

縣	姓名	起訴年月日	犯 罪 事 實	本籍	組合關係	學 歷	職 業	備 考
神奈川	草薙市治 (二九)	昭和一一、八、二	一、鈴木行脚ノ際絕對賛成ス	神奈川		高小二年	農業	
神奈川	鈴木清士 (三九)	昭和一一、八、二	一、鈴木行脚ノ際絕對賛成ス 二、農青塾生	神奈川		小學五年	新聞記者	
新潟	入木 (二六)	昭和一一、九、二	一、農青塾後職線整備ニ奔走ス 二、農青ノ方針ニ基キ埼玉縣下昌蒲町ニ 黒色俱樂部ヲ結成シテ活動ス	新潟		中學二年	材木商	
埼玉	大熊房太郎 (三〇)	昭和一一、七、六	一、鈴木行脚ノ際協力ヲ誓フ	埼玉		職業學校	蠶種商	
千葉	藤江誠一 (三一)	昭和一一、七、六	一、鈴木行脚ノ際面接爾來行動ヲ共 ニス	千葉		高小卒	農業	
茨城	岡崎一男 (二六)	昭和一一、七、三	一、目途	茨城		中學二年	農業	
茨城	松倉小城 (二八)	昭和一一、七、三	一、目途	茨城		高小卒	通信省通 信手	
茨城	田中豐吉 (三三)	昭和一一、六、一八	一、鈴木地方行脚ノ際同志ヲ紹介ス 二、農青社ヲ訪問一層ノ活動ヲ誓約ス	茨城		早大法科 卒業	印刷工	
茨城	鈴木靖之 (三四)	昭和一一、五、九	一、農村青年社ノ組織者	茨城		尋小卒	著述業	
茨城	宮崎晃 (三七)	昭和一一、五、九	一、右同	茨城		福岡小倉 中卒	無シ	
茨城	八木秋子 (四二)	昭和一一、五、九	一、右同	茨城		松本女子 商業卒	著述業	

長

縣	姓名	起訴年月日	犯 罪 事 實	本籍	組合關係	學 歷	職 業	備 考
長	和佐田芳雄 (二六)	昭和一一、五、九	一、昭六、九、三〇頃農青社ニ加入 二、目途	廣島		高小一年 修了	靴製工	
長	山田彰 (三一)	昭和一一、五、九	一、昭六、三、二一頃農青社ニ加入 二、目途	長		尋小卒	機械職工	
長	伊澤八十吉 (三〇)	昭和一一、五、九	一、昭六、三、二〇頃農青社ニ加入 二、目途	長		高小卒	農業	
長	田代儀三郎 (三〇)	昭和一一、五、九	一、昭六、三、三、農青社ニ加入 二、目途	長		長野工業 中退	高職	
長	島津徳三郎 (三五)	昭和一一、五、九	一、昭六、三、二一頃農青社ニ加入 二、目途	長		高小卒	文選工	
長	松藤鉄三郎 (二九)	昭和一一、五、九	一、目途	富山		高小卒	文選工	
長	増田貞次郎 (二九)	昭和一一、五、九	一、目途	長		高小卒	印刷職工	
長	星野準二 (三三)	昭和一一、五、九	一、農青社組織者 二、目途	鹿兒島		中學中退	事務員	
長	望月治郎 (二五)	昭和一一、五、二九	一、昭和六年二月中旬頃農青社ニ加入 二、目途	靜岡		東京電氣 學校卒	著述出版 業	
長	三上由二 (三五)	昭和一一、七、二五	一、昭和六年八月農青社ニ加入 二、目途	玉		高小卒	事務員	
長	南澤袈裟松 (三三)	昭和一一、六、一	一、昭和六年八月農青社ニ加入 二、目途	長		東洋大學 宗教哲學 科	新聞記者	
長	鷹野原長義 (三三)	昭和一一、六、一	一、農村青年社ノ組織者	長		高小卒	農業 運輸業	
長	小野長五郎 (二六)	昭和一一、九、一	一、農村青年社加入 二、目途	大分		長野縣物 産幹旋所 事務員		
長	石川金太郎 (三三)	昭和一一、六、八	一、農青社ニ加入(昭和六年七月) 二、目途	靜岡		高小卒	農業	

無政府主義運動

形山	島	福	梨山	岡
菊地清吉 (二八)	吉田多蔵 (二八)	瓜生傳 (三三)	佐藤正男 (改訂十郎) (三三)	澤田武雄 (三三)
昭和二、八、二四	昭和二、七、二四	昭和二、七、二四	昭和二、七、二四	昭和二、六、一〇
二、農青社ヲ訪問一層ノ活動ヲ誓約ス 目途	一、昭和六年五月頃農青社ニ加入 目途	一、昭和六年十月上旬農青社ニ加入 目途	一、昭和六年十月上旬農青社ニ加入 目途	一、昭和六年十月下旬農青社加入 目途
形山	島	福	梨山	岡
高小卒	小學卒	日大專門部政治科卒業	早大文學部退學	中學四年
農業	農業職工	農業	酒造業	新聞記者
				ナシ

其の他の運動狀況

一、消費組合運動の狀況

(一) 城西消費組合主催の色紙短冊展覽會 關消聯加盟の城西消費組合にありては活動資金獲得の目的下に十二月十四日東京市麴町區有樂町所在産業組合中央金庫五階講堂に於て組合員有志出品の色紙短冊九十點を聚め之が即賣展覽會を開催賣上金三十圓を得たるが警視廳に於ては右出品中の二點に對し安寧を紊る虞ありとしその撤去を命ずる處ありたり。

(二) 撤去を命ぜられたる二點

- (イ) 佐々木孝丸作短冊 人心の榮を極めし狂女かな
- (ロ) 橋浦時雄作短冊 赤旗及劍を持てる「レーニン」と認めらるゝ人物畫の下部の焰中に帝國主義軍國主義資本主義封建主義殘骸の文字を描き焰の足に神權特權迷信と書せるもの

雜 錄

特高關係主要機關紙發行狀況

(本表は昭和十一年十二月中に發行したるもののみを記載す)

機關紙(誌)名	機 關	發 行 月 日	發 行 番 號	處 分 月 日	備 考
唯物論研究	唯物論研究會機關誌	一一、一	第五〇號		
消費組合新聞	日本消費組合聯盟機關紙	一一、三	第九二號		
水平新聞	全國水平社總本部機關紙	一一、五	第二一號		
社會大眾新聞	社會大眾黨機關紙	一一、一二	第八八號		
維新運動	大日本生産黨機關紙	一一、一八	第七〇號		
國民運動	國民協會機關紙	一一、一	第五一號		
明倫新報	明倫會機關誌	一一、一	第十四卷		
三六情報	三六俱樂部機關誌	一一、一〇	第四四號		
1936	同	一一、二五	十二月號		
愛國勞働農民新聞	愛國勞働農民同志會機關紙	一一、一五	第六號		
四 天 時 報	大日本生産黨系機關誌	一一、一	第十一二號卷		

運 動 日 誌

共產主義運動

(事項)
 東京市所在劇團テアトルアンチムは團員の脱退並會費未納入の爲解散せり。
 姫路市在住大塚徹主唱の下に「姫路文藝同好會」を組織し機關紙「出船」を發行配布す。
 岡山市所在「中國文藝社」に在りては同市商工獎勵館に於て人民文庫同人武田麟太郎外二名を招聘し文藝講演會を開催せり。

運動日誌

愛國新聞	愛國青年聯盟機關紙	一一、五	第一六二號		
日本農民新聞	日本農民組合機關紙	一一、一五	第一六三號		
		一一、二七	第一六四號		
		一一、二二	第五一號		前號第五一號二、二二發行は誤

三〇
 松江市所在「山陰新協劇團後援會」に在りては同市白濁本町出雲ストアに於て人民文庫同人武田麟太郎外二名を招聘し文藝座談會を開催す。
 東京市所在新築地劇團に在りては機關紙「月刊新築地劇團」第三號を發行配布せり。
 同市所在新協劇團に在りては機關紙「月刊新協劇團」第九號を發行配布せり。
 鳥取市所在「無名作家社」に在りては人民文庫同人武田麟太郎外二名を招聘し文藝座談會を開催せり。

運動日誌

六 金澤詩人會は大砲、光線、準の三社同人を以て結成され各社毎に雑誌を發行し居たるが、經濟的關係を考慮し大砲、光線社を合併し時雜誌「鳳凰」と改稱明年二月より發行することに決定す。

七 富山市所在富山漫畫劇團に在りては「富山素人劇團喜多入俱樂部」並「富山舞踊研究會」と合併し「銀の鈴漫畫劇研究會」と發展的解消を爲せり。

一五 エスベラント岡山支部を中心とする同好者十四名はエス語創始者ザメンホフ博士の生誕祝賀會を開催し、岡山エスベラント俱樂部の再建並今後の活動方針等に付協議せり。

一六 仙臺エスベラント研究會に在りては仙臺市東一番町明治製菓喫茶部に於てエス語創始者ザメンホフ博士の誕生祝賀會を開催せり。

國家(農本)主義運動

一二、一 在阪建國會員道本萬吉は純正日本主義の愛國團體組織を計畫中の處、本日正氣俱樂部を結合同二日之が宣言書を全國關係團體に發送せり。

二 在京維新會にありては同人吉川公輝の名義を以て植村陸軍中將事件に關する記事内容の「維新」十二號を發行したるが即日發禁處分に附せられたり。

尙「維新」前發行人田中近藏に對しては本日東京區裁判所に於て禁錮六箇月「維新」は發行停止の判決言渡しありたるが即日控訴せり。

五 在京昭和義塾の三浦鐵雄は淺草公會堂に於て内閣彈劾演說會を開催せり。

六 在京建國會本部にありては本月六日淺草公會堂に同二十四日青山會館に於て露支膺懲演說會を開催し「日露修交即時斷絶、日支交渉は實力解決に依る」旨の決議を爲し該決議文を首相、陸、海相外相宛提出せり。

在京惟神顯修會にありては本日より五日間靖國神社に於て第八回天顯修會を開催せり。(參加者四六名)

在京日本社にありては市内神田區岩木町和泉俱樂部に於て本年度總會を開催、役員選定、規則の改正等を行ひたる後、皇道精神發揚に關する決議文を作成翌七日同社總務杉正孝外五名は首相官邸及陸海兩省を訪問之が趣旨陳情の上決議文を手交せり。

和歌山市全和歌山愛國同志懇談會にありては「昭和維新の前進的任務遂行の爲同志奮起せよ」の聲明書を發す。

在京政黨解消聯盟本部にありては月例會を開催し、大毎ソ聯邦特派員布施勝治より最近のソ聯問題に關する講演を聴取せり。

在東京愛國職權統一協議會に在りては議會制度改革問題、日獨防共協定及尾去澤嶺山事件等に關し決議文及聲明書を發表し、同時に佐藤守義外五名の代表者は海陸、内外商工、各省及首相官邸を訪問して善處方陳情する處ありたり。

關東國粹會總裁渡邊千多は辭任せり。

大亞細亞協會京都支部にありては本部より松井會頭を迎

一二 へて京都ホテルに於て支部發會式を舉行せり。

在京愛國團體にありては日獨防共協定成立を祝し、赤尾敏(建國會)岩田愛之助(愛國社)五百木良三、入江種矩等主唱となり本日午後三時より日比谷公園に於て日獨交驛會を開催、同日午後五時より祝賀提燈行列を行ひたり。(會衆約一萬人)

在堺市皇民青年同盟にありては同地方に於ける愛國團體を糾合して泉州愛國團體懇談會を結成せり。

一四 岐阜市愛國團體聯合會にありては在京亞細亞協會の松井大將を迎へ、市内見付屋旅館に於て大亞細亞主義座談會を開催せり。

一六 五・二五事件被告小室力也、黒澤金吉の兩名は小菅刑務所に服役中にして昭和十二年一月十二日刑期満了の豫定の所本日假出所の恩典に浴し何れも茨城縣の本籍地に歸郷す。

在京直心道場長大森有聲は京都市天龍寺の接心會に塾生二名と共に出席せり。

一七 在京大行社清水行之助、大橋榮助、森岡寅四郎等の主婦の友社恐喝事件に對し東京控訴院に於て清水に懲役一年二箇月、大橋に同一年森岡に同八箇月(何れも三年間の執行猶豫)の言渡しありたり。

一二、中旬 在京本學會にありては會の指導方針に付幹部間に意見の確執を生し理事長長澤九一郎は機關紙「國體原理」を廢刊じ、今回單獨で國體原理研究所を創設専ら「國體原理叢書」を發行することに決定せり。

二〇 在松本市科聯の影響下にあり、松東自治會は今回松本自治會と改稱し市内翁堂ホールに於て之が結成式を舉行せり。

二二 在京又新俱樂部にありては「農村と電力問題資料」になるパンフレット約一千部を作成、關係方面に配送せり。

在京國體擁護聯合會にありては芝區田村町飛行會館に於て懇親會並忘年會を開催し其の席上「對蘇外交の失敗により漁業條約を不調に陥らしめ皇威を失墜せしめたる廣田首相並に有田外相は速に處決せられたき」旨の聲明書を發表せり。

在京大統社長吉田三郎、國策社長三浦義一、やまと新聞副社長北原龍雄等の三井合名會社顧問益田孝に對する恐喝事件は本日東京刑事地方裁判所に於て吉田、北原に懲役各一年、三浦に同一年六箇月の判決ありて吉田は即日服罪せり。

香川縣國粹會本部、同善通寺支部は本日解散せり。

在京愛國革新聯盟本部にありては尾去澤嶺山「ダム」缺潰事件に關し之が警告文を作成、各省大臣、嶺山關係者其他國家主義團體方面に發送せり。

二七 在京直心道場西郷隆秀は若松市皇道維新會の戸田精一を訪問、維新運動職權統一問題に付打合を了したる後、故澁川善助の墓參をなしたり。

二八 五・二五事件關係者坂本兼一は本月四日より京都に滞在し西本願寺其他に於て眞宗の研究を爲し居りたるが本日宮崎縣に歸郷す。

二九

運動日誌